

令和 2 年 3 月 定例会

浪 江 町 議 会 会 議 録

令和 2 年 3 月 5 日 開会

令和 2 年 3 月 1 7 日 閉会

浪 江 町 議 会

令和2年浪江町議会3月定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号（3月5日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため出席した者の職氏名	5
開会の宣告	6
開議の宣告	6
議事日程の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	7
行政報告	7
一般質問	1 4
紺野榮重君	1 5
渡邊泰彦君	3 2
馬場 績君	4 4
山本幸一郎君	6 7
散会の宣告	8 4

第 2 号（3月6日）

議事日程	8 5
出席議員	8 9
欠席議員	8 9
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	8 9
職務のため出席した者の職氏名	8 9
開会の宣告	9 1
開議の宣告	9 1
議事日程の報告	9 1
議案第7号から議案第64号の一括上程、説明	9 1
延会について	1 5 2
延会の宣告	1 5 3

第 3 号 (3月16日)

議事日程	1 5 5
出席議員	1 5 8
欠席議員	1 5 8
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 5 8
職務のため出席した者の職氏名	1 5 8
開議の宣告	1 6 0
議事日程の報告	1 6 0
議案第7号の質疑、討論、採決	1 6 0
議案第8号の質疑、討論、採決	1 6 5
議案第9号の質疑、討論、採決	1 6 5
議案第10号の質疑、討論、採決	1 6 7
議案第11号の質疑、討論、採決	1 7 1
議案第12号の質疑、討論、採決	1 7 2
議案第13号の質疑、討論、採決	1 7 2
議案第14号の質疑、討論、採決	1 7 3
議案第15号の質疑、討論、採決	1 7 4
議案第16号の質疑、討論、採決	1 7 5
議案第17号の質疑、討論、採決	1 7 6
議案第18号の質疑、討論、採決	1 7 8
議案第19号の質疑、討論、採決	1 7 8
議案第20号の質疑、討論、採決	1 8 0
議案第21号の質疑、討論、採決	1 8 9
議案第22号の質疑、討論、採決	1 9 0
議案第23号の質疑、討論、採決	1 9 3
議案第24号の質疑、討論、採決	1 9 4
議案第25号の質疑、討論、採決	1 9 5
議案第26号の質疑、討論、採決	1 9 7
議案第27号の質疑、討論、採決	1 9 8
議案第28号の質疑、討論、採決	1 9 8
議案第29号の質疑、討論、採決	1 9 9
議案第30号の質疑、討論、採決	1 9 9
議案第31号の質疑、討論、採決	2 0 2
議案第32号の質疑、討論、採決	2 0 2
議案第33号の質疑、討論、採決	2 0 5
議案第34号の質疑、討論、採決	2 0 7
議案第35号の質疑、討論、採決	2 0 9
議案第36号の質疑、討論、採決	2 1 2
議案第37号の質疑、討論、採決	2 1 3

議案第 3 8 号の質疑、討論、採決	2 1 4
議案第 3 9 号の質疑、討論、採決	2 1 5
議案第 4 0 号の質疑、討論、採決	2 1 5
議案第 4 1 号の質疑、討論、採決	2 1 6
議案第 4 2 号の質疑、討論、採決	2 1 6
議案第 4 3 号の質疑、討論、採決	2 1 7
議案第 4 4 号の質疑、討論、採決	2 1 7
議案第 4 5 号の質疑、討論、採決	2 1 8
議案第 4 6 号の質疑、討論、採決	2 2 0
延会について	2 2 9
延会の宣告	2 2 9

第 4 号（3 月 1 7 日）

議事日程	2 3 1
出席議員	2 3 3
欠席議員	2 3 3
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2 3 3
職務のため出席した者の職氏名	2 3 3
開議の宣告	2 3 5
議事日程の報告	2 3 5
議案第 4 7 号の質疑、討論、採決	2 3 5
議案第 4 8 号の質疑、討論、採決	2 3 6
議案第 4 9 号の質疑、討論、採決	2 3 7
議案第 5 0 号の質疑、討論、採決	2 3 8
議案第 5 1 号の質疑、討論、採決	2 4 0
議案第 5 2 号の質疑、討論、採決	2 4 0
議案第 5 3 号の質疑、討論、採決	2 4 1
議案第 5 4 号の質疑、討論、採決	2 4 3
議案第 5 5 号の質疑、討論、採決	2 8 8
議案第 5 6 号の質疑、討論、採決	2 8 9
議案第 5 7 号の質疑、討論、採決	2 8 9
議案第 5 8 号の質疑、討論、採決	2 9 0
議案第 5 9 号の質疑、討論、採決	2 9 0
議案第 6 0 号の質疑、討論、採決	2 9 1
議案第 6 1 号の質疑、討論、採決	2 9 1
議案第 6 2 号の質疑、討論、採決	2 9 2
議案第 6 3 号の質疑、討論、採決	2 9 2
議案第 6 4 号の質疑、討論、採決	2 9 3
発委第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 9 3

議会改革特別委員会委員の選任について……………	2 9 4
発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	2 9 5
委員会の閉会中の継続審査又は調査の申出について……………	2 9 6
町長あいさつ……………	2 9 7
閉会の宣告……………	2 9 8

浪江町告示第 8 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 101 条第 1 項の規定により、令和元年浪江町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和 2 年 2 月 7 日

浪江町長 吉 田 数 博

1 日 時 令和 2 年 3 月 5 日（木） 午前 9 時

2 場 所 浪江町議会議事堂

○応招・不応招議員

応招議員（16名）

1 番	大 浦 泰 夫 君	2 番	石 井 悠 子 君
3 番	高 野 武 君	4 番	佐々木 恵 寿 君
5 番	半 谷 正 夫 君	6 番	紺 野 則 夫 君
7 番	佐々木 勇 治 君	8 番	平 本 佳 司 君
9 番	山 崎 博 文 君	10 番	渡 邊 泰 彦 君
11 番	松 田 孝 司 君	12 番	山 本 幸一郎 君
13 番	泉 田 重 章 君	14 番	紺 野 榮 重 君
15 番	佐 藤 文 子 君	16 番	馬 場 績 君

不応招議員（0名）

3 月 定 例 町 議 会

(第 1 号)

令和 2 年浪江町議会 3 月定例会

議 事 日 程（第 1 号）

令和 2 年 3 月 5 日（木曜日）午前 9 時開議

- | | | |
|-----|---|------------|
| 日程第 | 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 | 2 | 会期の決定 |
| 日程第 | 3 | 諸般の報告 |
| 日程第 | 4 | 行政報告 |
| 日程第 | 5 | 一般質問 |

出席議員（１６名）

１番	大浦泰夫君	２番	石井悠子君
３番	高野武君	４番	佐々木恵寿君
５番	半谷正夫君	６番	紺野則夫君
７番	佐々木勇治君	８番	平本佳司君
９番	山崎博文君	１０番	渡邊泰彦君
１１番	松田孝司君	１２番	山本幸一郎君
１３番	泉田重章君	１４番	紺野榮重君
１５番	佐藤文子君	１６番	馬場績君

欠席議員（０名）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	吉田数博君	副町長	佐藤良樹君
副町長	小林弘典君	教育長	笠井淳一君
総務課長	安倍靖君	企画財政課長	西健一君
二本松事務所長兼 生活支援課長兼仮設 津島診療所事務長	横山秀樹君	産業振興課長	清水中君
農林水産課長兼農 業委員会事務局長	清水佳宗君	住宅水道課長	戸浪義勝君
まちづくり整備課長	三瓶徳久君	教育委員会事務局 教育次長兼浪江町中央公 民館長兼浪江町津島公民 館長兼浪江町図書館長	柴野一志君
会計管理者 兼出納室長	佐藤祐一君	住民課長	中野隆幸君
健康保険課長兼 浪江診療所事務長	掃部関久君	介護福祉課長	木村順一君

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長

吉 田 厚 志

書 記

鎌 田 典 太 朗

主任主査兼係長

志 賀 美 樹

○議長（佐々木恵寿君） おはようございます。

令和２年浪江町議会３月定例議会に先立ち、東日本大震災によりお亡くなりになられた方々に対し、哀悼の意を込め、黙祷を捧げたいと思います。

ご起立ください。

〔黙とう〕

○議長（佐々木恵寿君） ありがとうございます。ご着席ください。

議会だよりに掲載するため、事務局で会議中の様子を写真撮影しますのでご了承ください。

傍聴される方に申し上げます。携帯電話をお持ちの方は電源を切るかマナーモードにするようお願いいたします。

◎開会の宣告

○議長（佐々木恵寿君） ただいまの出席議員数は16名であります。

定足数に達しておりますので、令和２年浪江町議会３月定例会を開会します。

（午前 ９時００分）

◎開議の宣告

○議長（佐々木恵寿君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（佐々木恵寿君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐々木恵寿君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第127条の規定により会議録署名議員に、８番、平本佳司君、10番、渡邊泰彦君、11番、松田孝司君を指名します。

◎会期の決定

○議長（佐々木恵寿君） 日程第２、会期の決定を議題にします。

お諮りします。今期定例会の会期は配付のとおり本日から17日までの13日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から17日までの13日間とします。

会期中の会議についてお諮りします。5日、6日、16日及び17日を本会議とし、7日から15日までは委員会等のため休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

よって、会期中の会議はこのとおり決定しました。

◎諸般の報告

○議長（佐々木恵寿君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付のとおりですので、ご了承ください。

◎行政報告

○議長（佐々木恵寿君） 日程第4、行政報告を行います。行政報告は、町長からお願いします。

町長。

〔町長 吉田数博君登壇〕

○町長（吉田数博君） おはようございます。

本日ここに、令和2年浪江町議会3月定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、ご多用の折にもかかわらず、ご参集を賜り誠にありがとうございます。

行政報告に先立ち、あらためて東日本大震災によりお亡くなりになられた方々、過酷な避難生活の中で命を落とされた方々の、ご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族に対し深く哀悼の意を表します。

さて、東日本大震災発生からまもなく9年、一部地域を除く避難指示解除から3年が経過しようとしております。

1月末現在の町内の居住人口は、787世帯、1227人となっており、避難指示解除以降、徐々にではありますが、町内で暮らしを再開する町民が増え続けています。

先般公表されました住民意向調査においては、「すでに浪江町に戻っている」と答えた方と「戻りたいと考えている」と答えた方の割合が、17.9%と前年の調査に比べ、1.2%増加する結果となりました。また、「判断がつかない」と答えた方が26.1%となっており、その要因として、「医療・介護の復旧時期のめど」や「商業やサービス業などの施設の復旧時期のめど」など生活環境に関するニーズが挙げられております。

令和２年度当初予算につきましては、そうした町民の皆様の想いに応えるべく、また、より多くの町民の皆様が帰ろうと思える生活環境の整備に向けた編成を行いましたので、その一端を述べさせていただきます。

来たる令和２年度は、東日本大震災及び原発事故から10年目の節目を迎え、浪江町復興計画【第二次】の「本格復興期」の最終年度であり、また、政府が定める「復興創生期間」の最終年度となり、これまで進めてきた「町のこし」の取組みの一つの節目を迎えることとなります。

一般会計当初予算は、総額340億9300万円で前年度と比較し13.8%の減と規模は縮小したものの、生活環境の充実、医療介護環境の改善及び雇用の場の確保等とともに、帰還や移住定住促進に関しても新たな種を蒔く予算編成といたしました。

歳入におきましては、持続可能な町づくりを進めるうえで重要な自主財源の確保を図るため、町税、使用料・手数料等の確保に努めました。

一方、普通交付税や臨時財政対策債等の大幅な増額が見込めず、一般財源総額では前年度より減少するなど、依然として厳しい財政状況となっています。

こうした状況ではありますが、福島再生加速化交付金及び原子力災害避難区域等帰還再生加速事業委託金等の復興財源を最大限活用しつつ、過疎債等の有利な町債の発行や、財政調整基金及び復旧・復興基金等の取り崩しにより、復興関連事業の財源確保を図りました。

歳出におきましては、浪江町復興計画【第三次】の策定費用を計上するとともに、交流・情報発信拠点の運営に必要な経費を計上したほか、請戸住宅団地整備事業をはじめ、健康関連施設整備事業、震災遺構整備事業、棚塩産業団地への木材製品生産拠点整備事業、乾燥調製貯蔵施設整備事業など、生活環境の整備を中心とした大規模なプロジェクトを予算化しております。また、帰還困難区域においては、室原地区への防災拠点施設整備事業や、陶芸の杜おおぼり復旧整備事業など、除染等の進捗に合わせて整備を進めてまいります。

このほかに、町内への引越し費用や住宅清掃・リフォーム費用への補助、新規就農者への補助、町内での子育て世帯等への育児支援などの各種支援により、町内への帰還及び移住定住を推進してまいります。

こうした様々な施策の推進に向けて、４月より一部事務組織を見

直し、企画財政課内に「定住推進係」、農林水産課内に「農業土木係」、教育委員会事務局内に「郷土文化係」をそれぞれ新設し、推進体制を強化することといたしました。

当町の復興は、これまで蒔いてきた復興の種が芽を出し、着実に成長を続けています。

3月7日には、我が町の復興の象徴の一つである「福島水素エネルギー研究フィールド」がいよいよ開所いたします。

当施設の開所に先立ち、本日、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」、いわゆるゼロカーボンシティを目指すことを、ここに宣言させていただきたいと存じます。

この宣言は、復興計画【第二次】に掲げる「エネルギーの地産地消」のまちづくりに加え、二酸化炭素排出の削減も進めていくことで「持続可能なまちづくり」を環境面から実現していくための宣言となります。

これまで推進してきました、メガソーラー発電や風力発電、バイオマス発電などの再生可能エネルギーの導入推進、スマートコミュニティ事業における電気自動車の導入、個人住宅への太陽光発電設備導入支援などに加え、今回開所となる福島水素エネルギー研究フィールドにおいて製造された、再エネ由来の水素を今後のまちづくりに活かしていくことで「エネルギー地産地消のまちづくり」、「水素社会実現の先駆けのまちづくり」、「二酸化炭素排出実質ゼロのまちづくり」を進め、「持続可能なまちづくり」の実現に向けて、全力で取り組んでまいります。

本宣言により、今後、環境省や福島県、また県内で同宣言を表明している郡山市、大熊町との連携を深めながら、2050年までのロードマップ等を策定し、二酸化炭素排出実質ゼロを目指してまいりますので、議会及び町民の皆様には、引き続き特段のご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、12月定例会以降の行政執行の主なものについて、ご報告いたします。

はじめに、新型コロナウイルス対策について、ご報告いたします。

今般の新型コロナウイルスの国内感染の拡大に伴い、町内での感染拡大を防止するため、政府の要請を受けまして、3月8日に予定しておりました浪江町芸能祭、ならびに「まるしえの日」イベントの開催を見送ることといたしました。また、町立小中学校につきましても、3月4日より臨時休業の措置を取ることといたしました。

さらに、4月に予定しておりました町民号につきましても中止することを決定し、参加申し込みのあった町民の皆様には、個別に中止

の案内を送らせていただいたところであります。

また、3月11日に予定しております東日本大震災9周年追悼式につきましては、規模を縮小し、ご遺族の皆様と一部関係者に限定して開催することといたしましたので、議員各位のご理解をお願い申し上げます。開催にあたっては、時間の短縮や消毒液の設置などさらなる対策を講じてまいります。

町内での感染防止の取り組みといたしましては、町内の公共施設への予防対策のポスターを掲示し、注意喚起を行っているところであり、町内の事業者に対しましても同様の協力をお願いしているところでもあります。

今後予定している各行事につきましては、政府の要請と社会動向等を見極めながら、実施、開催の可否について適切に対応してまいります。

次に、ふるさと帰還通行カードの利用期間延長について、ご報告いたします。

多くの町民の皆様からの要望を受けまして、これまで様々な機会でご国に対して要望してまいりました、ふるさと帰還通行カードの利用期間延長につきまして、令和3年3月末までの1年間延長され、現在、ネクスコから順次利用者に対して、新しいカードが発送されております。

本件については、町民の町への一時帰還や、かつて隣近所だった町民同士が再会するなど絆の維持に、非常に重要な役割を果たすものでありますので、当分の間継続するよう、引き続き国に対して要望を継続してまいります。

次に、国民健康保険等の一部負担金等の免除の継続について、ご報告いたします。

国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険につきましては、原発事故の特例措置による一部負担金等の免除措置が、旧避難指示区域等の上位所得世帯を除き、令和2年7月31日まで期間を延長することとなり、2月下旬に対象者の方へ一部負担金等免除証明書を送付いたしました。

本件についても、引き続き継続するよう、国に対して要望してまいります。

次に、中心市街地整備事業について、ご報告いたします。

本事業につきましては、具現化に向けた財源を確保するため、これまで復興庁と継続的に協議を行ってまいりました。

このたび、復興庁に対して浪江駅周辺整備計画の策定に係る財源について交付申請をいたしました。

今後、浪江駅周辺地区における導入機能など、具体的な整備内容を精査しながら、中心市街地の復興とにぎわいのある環境の再生を加速してまいります。

次に、町有財産に関する損害賠償の和解成立について、ご報告いたします。

12月定例会でご承認いただいた、町が所有する土地の価値の喪失等に関する損害請求のADR申し立てに係る和解案について、東京電力側も受け入れ、令和2年1月14日付で10億3867万8335円の和解が成立いたしました。

今後、町が所有する建物等の町有財産に関しましても、和解成立に向けて取り組んでまいります。

次に、営農再開支援事業の管理耕作について、ご報告いたします。

今年度は、従来の保全管理の最終年度となることから、現在、次のステップである管理耕作への移行に向け、準備を進めております。

すでに農業用水路への通水がなされている、立野、苅宿、北幾世橋、北棚塩、南棚塩の5地区においては、地域の担い手の方々による営農に向けた座談会を開催し、農地のマッチング作業を進めております。

それ以外の地区においては、令和3年度の本格的な営農再開に向けた同様のマッチング作業を進めるため、農地所有者の耕作意向の確認を開始したところでありますが、大半の方が、自己管理が難しく他者による耕作を希望する傾向にあることから、引き続き、新規就農者や農業法人といった新たな担い手の確保も視野に入れ、各地域においての面的な営農実現に向け、全力で取り組んでまいります。

次に、花き生産振興PR活動について、ご報告いたします。

2月14日から21日までの8日間、東京ドームで開催された「世界らん展」において、期間中の2日間、町内の花き生産者とともに、浪江の花の販売と町のPRを行いました。

当展覧会に準備された浪江産の花は、イベント終了前に完売し、来場者から好評をいただきました。

東京オリンピック・パラリンピックでは、福島県産のトルコギキョウがビクトリーフラワーとして使用されることが決定しております。

引き続き、花きの生産振興と特産化に向け、生産者の支援に取り組んでまいります。

次に、ふくしま森林再生事業について、ご報告いたします。

当事業は、長期避難により整備が遅れていた民有林の整備や、放射性物質の森林外への流出防止などを目的に実施するもので、現在、

同意取得、調査、計画策定を行った北幾世橋地内の森林、約12ヘクタールの整備業務を発注し、整備を進めております。

引き続き、解除区域内の年度別計画の策定や、森林整備を行い、森林再生による治山、水源涵養などの多面的機能の回復に努めてまいります。

次に、プレミアム付商品券について、ご報告いたします。

今年度のプレミアム付商品券につきましては、令和2年1月31日をもって販売を終了いたしました。

販売実績につきましては、購入者数3507人、登録店舗数78店、販売金額1億9621万円、プレミアム率を含む額としては2億9431万5000円となり、町内再開事業者、町民双方から大変好評をいただき、町内での需要喚起・地域経済活性化が図られました。

次に、町内イベント事業について、ご報告いたします。

令和2年元日に、あるけあるけ初日詣大会を開催いたしました。大会には早朝開催にもかかわらず、約350名の方々にご参加をいただき、約3キロの大平山霊園までの道のりを歩き、参加者の皆様とともに町の復興を願い初日を望みました。

また、十日市に出演いただいたアイドルグループ「ももいろクローバーZ」のメンバーのプロデュースにより、浪江町の“今”を全国に届けるグループとして「浪江女子発組合」が結成され、毎月1回の無料公演を町内で開催いただいております、全国各地から多くの方々が町に訪れ、大変な賑わいを見せています。

引き続き、町民の絆が深まるようなイベントや、全国の方に浪江町を知っていただけるPRイベントを企画・開催してまいります。

次に、交流・情報発信拠点施設の整備状況について、ご報告いたします。

当施設につきましては、本年夏のオープンに向け、現在、地域振興施設の建屋建設工事と外構工事を進めております。

また、従業員及びテナントの募集、農産物販売のための生産者募集を現在進めており、運営面での準備も同時に進めているところであります。

町民はもとより、町を訪れる方々にも親しまれる施設となるよう、開所に向けて万全の準備を進めてまいります。

次に、雇用の場の創出・企業誘致の取り組みについて、ご報告いたします。

浪江日立化成跡地において、蓄電池に使用するバナジウム電解液の製造を手掛けるLEシステム株式会社の立地が決定し、令和2年秋頃の操業に向けて改修工事が進められております。

現在整備中の産業団地も含め、町内への企業誘致、雇用の場の創出に向け、積極的な活動に努めてまいります。

次に、福島水素エネルギー研究フィールドの整備状況について、ご報告いたします。

冒頭申し上げましたとおり、当施設につきましては、建設工事が竣工し、3月7日に開所式が執り行われる運びとなっております。

今後は、東京オリンピック・パラリンピックでの聖火リレーや選手村での利用に向けて、実証事業が行われる予定となっております。

福島新エネ社会構想や水素社会実現のための核となる施設であることから、浪江のまちづくりにしっかりと活かしていけるよう、施設の今後の在り方等について、引き続き資源エネルギー庁、NEDO(ネド)、福島県と協議を進めていくとともに、町としても道の駅やいこいの村なみえなどでの水素利用、水素燃料自動車の導入、水素産業利用のためのインフラ整備などの検討を深めてまいります。

次に、応急仮設住宅の入居状況について、ご報告いたします。

2月29日現在の入居状況は、建設型が供与戸数58戸に対し、入居戸数8戸、入居者数10人、入居率13.8%、借上型が入居戸数264戸、入居者数467人となっております。

公共事業等の工期の関係で移転先の住宅の整備が完了できないなど、特定の要件を満たす23戸の方々につきましては、令和3年3月末まで供与期間の延長が認められることになっておりますが、これら以外の方々につきましては、今月末をもって供与期間が終了となります。

供与期間終了後の住居が決まっていない方々に対しては、引き続き、復興公営住宅への入居支援等、住宅再建に向けた支援に努めてまいります。

次に、復興公営住宅の入居状況について、ご報告いたします。

復興公営住宅につきましては、12月31日現在、県営及び市町村営を合わせ1504世帯、2634人の方が入居決定を受け、新たな住環境での生活を送っております。

次に、教育行政関連について、ご報告いたします。

1月28日に、浪江町総合教育会議を開催し、浪江町教育大綱、浪江町教員多忙化解消アクションプランについて確認するとともに、町立学校校舎等の方針等について認識を共有いたしました。

また、なみえ創成小・中学校において、新年度入学及び転入される予定の児童・生徒への説明会を、2月4日に開催いたしました。

新年度からは、なみえ創成小学校21名、なみえ創成中学校5名、津島小学校1名の6名増となる27名の児童・生徒が通学する予定と

なっております。

次に、生涯学習関連について、ご報告いたします。

1月11日に地域スポーツセンターにおいて、令和2年成人式を実施いたしました。

当日は晴天に恵まれ、新成人61名が参加し、多くのご来賓や保護者の方々が新成人の新たな門出を祝うとともに、ふるさとでの友人・恩師との再会を喜び合い、周囲の人へ感謝する姿や、大人になった自覚、決意を新たにする姿が見られました。

次に、子育て支援関連について、ご報告いたします。

浪江にじいろこども園において、新年度入園される予定の子供さんへの説明会を、2月26日に開催いたしました。

新たに開始する0歳児及び1歳児の預かりも含めて、新年度からは7名増となる18名の子供さんが通園する予定となっております。

以上、12月定例会以降、現在までの取り組みについて報告いたしました。

なお、今期定例会にご提案申し上げる案件は、条例の制定及び改正案件11件、字の区域の変更1件、土地改良事業経費賦課の免除案件1件、指定管理者の指定案件1件、町道路線の認定及び廃止案件1件、契約の締結及び変更案件24件、令和元年度の補正予算案件8件、令和2年度当初予算案件11件であります。

詳細につきましては、提案の都度ご説明申し上げますので、よろしくご審議、ご承認いただきますようお願い申し上げ、行政報告とさせていただきます。令和2年3月5日、浪江町長 吉田 数博。

○議長（佐々木恵寿君） 町長より発言を求められておりますので、これを許可します。

町長。

○町長（吉田数博君） それではただ今の行政報告の中で若干文言の訂正をすべき箇所がありますので訂正をさせていただきたいと思えます。

お手元にございます資料の3ページでございますが、「定住推進係」を「定住促進係」と申し上げてしまいました。改めて訂正をさせていただきますと思えます。

申し訳ございませんでした。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で行政報告が終わりました。

◎一般質問

○議長（佐々木恵寿君） 日程第5、一般質問を行います。

一問一答方式については、質問答弁合わせて60分以内となります。

一括質問方式については、慣例により質問が30分、再質問が10分、再々質問が10分以内となっています。質問は質問席で行います。通告された一般質問の中で同一内容と思われる事項が2人以上の議員から出されております。議事整理上また円滑な議会運営を行うため後者が前者の質問に対する執行部の答弁で了解したときはその件について撤回するかまたは不足分の答弁を求めることでご協力をお願いします。

なお、一般質問は通告順に許可をします。質問、答弁ともに簡潔にお願いします。

◇ 紺 野 榮 重 君

○議長（佐々木恵寿君） 14番、紺野榮重君の質問を許可します。

14番、紺野榮重君。

〔14番 紺野榮重登壇〕

○14番（紺野榮重君） おはようございます。14番紺野榮重でございます。議長の許可を得ましたので一般質問させていただきます。質問方式は一括質問方式でございます。今回一般質問の1番目となるのは初めてであります。よろしくお願いいたします。

東日本大震災から丸9年となりました。今年は10年目を迎え大きな節目となる年であります。去年は台風19号、豪雨災害で大変な被害をもたらし、地球温暖化の影響もあるのではないかと心配するところです。

昨年を振り返り7月には「イオン浪江店」のオープンで生鮮食料品の買い物ができるようになりました。10月には水産共同利用施設（荷捌き場、セリ場）完成、産業団地の造成、（フォーアールエナジー、工業用洗剤の会社静光産業（株）、シート製造の会社、（株）一路）5月には交流情報発信拠点「仮称道の駅」11月木材製品生産拠点施設の建設が始まる。水素製造プラント試験操業開始、営農再開事業では町内2カ所の乾燥調製施設（カントリーエレベーター）の建設する事が決定をされました。請戸住宅団地の整備が始まりました。

また、帰還困難区域の末森、室原、津島の特定復興再生拠点の除染が始まりました。

色々な復興に向けての事業がはじまり10年という節目の年であり、これまでに投じた費用に対する効果の程度を確かめたり、今後の復興に向かって「身の丈にあった町づくり」と「持続可能な町づくり」が大切かと思えます。復興の種が蒔かれて今後は立派な実を实らせる努力が大切な年かと思えます。

今年はオリンピック、パラリンピック東京大会開催の年であり、歴史的な年でもあります。全国を巡る聖火リレーは本県の檜葉、広野町のＪヴィレッジを３月26日スタートします。浪江町は棚塩産業団地を通るコースのようです。

我々の「ふるさと浪江」の復興に向けての出発でもあると思います。

又常磐線浪江、富岡間の開通が３月14日、スーパーひたちも運行される予定となり東京に行くのも便利になると思います。

政府基本方針閣議決定として、令和２年度までの「復興創生期間」の後も復興庁の設置期限を10年間延長し2030年度末までとする基本方針を12月閣議決定され安心しました。これは町長はじめ皆さんの働きかけも大いに影響したものと感謝申し上げます。

ところで、思いがけない新型コロナウイルス肺炎の感染が世界中を驚かせております。中国、武漢でのことと思っておりましたが、日本にも感染者が発生をいたしまして、27日現在17都道府県に広がりました。浪江町としても他人ごととは言えない状況であります。

厚生労働大臣は、「これまでとは状況が異なる」と述べ、今後国内流行は避けられないとの認識を示しました。毎日新型肺炎のニュースばかりであります。２月27日には安倍首相が３月２日から全国の小中学校、高校の臨時休校を要請する考えを表明しました。教育現場では波紋が広がり、混乱が生じている状況かと思えます。町の行事では御案内のとおり、芸能祭の中止、東日本大震災の追悼式の大幅縮小、４月の町民号の中止、浪江町の行事にも多大な影響が出てきました。経済的な影響も計り知れないものがあるかと思えます。このような状況が発生のときに、新型コロナウイルスの感染が疑われるのはどのような症状で、まずは何処に相談すればよいのかお伺いいたします。

さらに新型コロナウイルス発生した時の対応をお伺いをいたします。震災から10年になりますが、今後の復興どうすればいいのか、一般質問をして問題を共有したいと思えます。

①農業の問題、②森林除染の問題、③特定復興再生拠点の件、④工場誘致と財政の負担の件、一般質問致します。

農業は国の基幹産業であり町の基幹産業でもあるといいながらも、日本は工業国ですので、工業製品を輸出することによって安い農産物を輸入せざるを得ないわけで、我々農業経営が成り立たないのが現状です。しかし採算も大事ですが、あのセイタカアワダチソウが生い茂った時、浪江には帰れないと思いましたが、保全管理によって綺麗に田畑が管理され、古里がよみがえりました。今後は「保

全管理」から「営農再開」へと進まなければならない中での問題点を質問致します。

農業インフラの復旧、新たな農業施設の建設どうなるのか伺います。

①請戸右岸幹線用水路の末の森用水路、大堀用水路、請戸用水路、青根場用水路の確保は来年度となっているが、予定通り通水できるのかお伺いをいたします。

②ため池の復旧では、（古堤、目倉沢、関の倉、丈六、南迫、小和田）予定どおり、用水路に通水可能か伺います。

③カントリーエレベーター、は土地の取得が議決されました。いつ稼動する予定なのか、又並行して育苗施設も建設されると伺っております。場所は何処になるのか使用できるのはいつになるのかお伺いをいたします。又カントリーの管理、育苗施設の管理はどのようにする予定なのかお伺いをいたします。

これからの復興、加速化に向けたキーワードは「帰還」と「移住」だと思います。

④町としての新規就農者の確保はどのように進められているのか伺いをいたします。又、現在迄新規農業者は何人おられるのか、どのような支援をされているのか伺います。

⑤農業法人の誘致どのようにされているのか伺いをいたします。

⑥管理耕作の農地管理で作物の種類によって単価が異なりますが、単価の決め方の基本となるのは何か伺います。例えば10a 当たり水稲 2 万1000円、大豆 2 万円、菜種は 3 万円、玉ねぎ 2 万8000円、ブロッコリーは 3 倍以上の 7 万2000円、何を基準とされての単価なのかお伺いをいたします。

⑦農地の管理費の中で集積しようと思いますが、自作地はカウントされないということであります。我々農業者はまず自分の田畑を中心に集積するのが一般的と思いますが、自分の田畑はカウントされないとのことに理解に苦しみますが、その点町としての見解をお伺いをいたします。

この制度は国の方針自体が大農家を育てる。いわゆる、農地の集積、農業の大型化をめざしていると思いますが、地域の復興は小規模農家も育てていかないと復興はないと思います。商店街のシャッター通りと同じようにならないように、小規模農家が頑張れる町政をすべきと思います。

⑧浪江町の津波に遭われた区域（請戸地区、中浜、両竹）は瓦礫片付けと除染がなされておりません。今後の計画をお伺いいたします。

山林除染と間伐について伺います。

福島県の森林は県の面積の7割を占めております。震災前は山林の手入れ間伐等の補助、植林の補助があり手入れがなされておりましたが、原発災害により、手入れが不十分になり山が荒れております。又放射性物質の影響をもたらしております。

森林は山崩れや保水等により洪水などの災害を防止し、二酸化炭素を吸収し、地球温暖化防止、さらには木材を生産致します。山は手入れをしてもすぐに恩恵があるわけではありませんが、我々人類にとって大切なことと思います。山に木を植える事は自分の為でなく、子や孫の為の植林と言われております。ヒノキは植林して木材として使えるまで60年かかると言われております。

平成18年度から、森林環境税を導入し、納税者の方から年額1000円(住民税に含まれている)をいただき、森林整備に取り組んでおります。

山の手入れは地味なことではありますが、浪江町にとっても大切なことと思います。

福島県は7つの分野の取り組みを行っております。①森林環境の適正な保全、②森づくりの推進、③森林文化の伝承、④森林資源の活用による持続可能な社会づくり、⑤森林づくりの推進、⑥森林環境調査、⑦森林環境情報の発信、この取り組みに対して民間住宅や公共施設等で県産木材の利用促進。石油に代わる木質バイオマスの利用促進を進めております。

浪江町の山林の件を伺います。

①国民に一人当たり1000円の森林環境税を納めておりますが、浪江町にどれくらいの配分があってどのように使われているのかお伺いをいたします。

②里山再生モデル事業の目的とどのような成果あったのかお伺いをいたします。

③福島森林再生事業事業対象区12ha、工事期間令和2年中、どのような目的でなされるのか伺います。

④福島森林再生事業2回目38haの事業が計画されておりますが、計画概要を伺います。

浪江町特定復興再生拠点区域復興再生計画の概要、平成29年12月22日認定を基本に質問致します。

特定復興再生拠点の件を伺います。

①末森地区、室原地区、津島地区の復興拠点の除染が始まり5年後には避難解除となります。一方で計画から取り残された区域は、引き続き避難指示が継続されます。荒廃してゆく姿を目の当たりに

することは断腸の思いと思います。帰還困難区域の全ての避難解除に向けて国、県に働きかけなくてはならないと思います。

3地区の復興計画の概要では、室原地区は高速道路、幹線道路を中心とした物流防災の要、末森地区は周辺地域との連携による農業再開エリア、文化的価値のある施設として、大堀相馬焼の里、等の保全・管理等、津島地区は新たなまちづくりと交流エリアの整備となっております。

①三地区それぞれに具体的な計画がどのように進んでいるのかお伺いをいたします。

室原地区は物流・産業ゾーン、防災ゾーンは目に見えて造成工事が進んできていると思います。

末森地区、室原地区の除染後の農業再開エリアとしての農業再開に向けて保全組合の設立、今後の農業展開の可能性、方向性について地元農業者と合意形成、いわゆる話合のきっかけを作っていくべきと思います。どのように進めていくのか伺います。

②津島地区は活性化センター、津島診療所、津島支所、消防屯所の機能復旧とあるが、現在どのように進展しているかお伺いいたします。

③農業の再生では町内外からの通作を進めるための一時滞在施設の計画とあるが、実現できる見通しはどのようになっているのかお伺いをいたします。

④5年後はさらに拠点を拡大されるわけですが、町としての拡大概要をお伺いをいたします。

解除された後の帰還困難区域を復興させることは、浪江町全体のバランスで非常に大事なことだと思います。浪江町の復興は1町5カ村がバランスよく復興する事が大事かと思います。

現在浪江町の復興計画は浪江町役場中心に進められております。末森、室原、津島の復興に対する事業を進めることにより、バランスとれた浪江町の復興につながると思います。

⑤浪江町と葛尾村、田村市との境に風力発電が計画されております。

一つは葛尾、浪江境の中の森山に約35MWが2024年の発電開始を予定、二つ目は阿武隈山系に156MW浪江町と田村市との境に13基、浪江町と葛尾村の境に7基設置予定、2023年発電開始予定されておりますが、浪江町としてのメリットはどのような事かお伺いいたします。又現在の進捗状況を伺います。

産業団工場誘致の件をお伺いいたします。

浪江町は現在4カ所の産業団地が造成されております。工場が誘

致されることにより若い人の働く場所を確保する大事な事と思います。全員協議会で説明をいただきましたが、①産業団地の工場誘致今後の進め方をお伺いをいたします。

②産業団地整備事業、工場誘致にたいして雇用はどのくらいみこまれるのか伺います。

フォーアールエナジー、静光産業(株)、(株)一路、(株)ダイイチ、水素製造拠点、福島ロボットテストフィールド滑走路、木材製造拠点整備事業、どれくらいの雇用がみこまれるのかお伺いをいたします。

また、民間発電事業では、太陽光発電の谷津田復興ソーラー合同会社、合同会社浪江酒井ソーラー、バイオマス発電では(株)トーヨーエネルギーファーム、風力発電ではふくねっと合同会社、ゴールドマン・サックス証券、阿武隈復興風力合同会社等、どれくらいの雇用がみこまれるのか伺います。産業団地における浪江町の負担はどのようなのか伺います。

当然浪江町として固定資産税は入ると思いますが、産業団地のまわりの緑地帯、道路、水路の維持の負担も出てくるものと思います。浪江町の維持管理費、負担はどうか伺います。

また、最悪、企業が誘致できなかった時の町の維持管理費用は大変な費用だと思います。それから、例えば排水路はどこまでが工場の責任で、敷地外は町の責任なのかお伺いをいたします。

最後に産業団地で浪江町の水道水は利用されるのかお伺いをいたします。

以上で第1回の質問おわります。

○議長（佐々木恵寿君） 健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関 久君） 新型コロナウイルスの件についてお答えいたします。

新型コロナウイルスの感染が疑われるのは、どの症状で、どこに相談すればよいのかの件についてのご質問にお答えいたします。

風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている、強いだるさや息苦しさがある場合や、高齢者や基礎疾患がある方はこのような症状が2日程度続く場合には、県の帰国者・接触者相談センターに相談することとなっており、連絡先については町のホームページ、タブレットに掲載しております。

また、インターネットで福島県新型コロナで検索していただくと、福島県のホームページで最新情報をご覧になれます。

なお、インターネット等のご利用が苦手な方は、役場健康保険課健康係にお問い合わせいただければと思います。

次に、新型コロナウイルスが発生した時の対応はのご質問にお答えいたします。

医療機関や検査機関での診療により、新型コロナウイルス感染と診断された場合は、感染症法の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、いわゆる感染症法の規定に基づいて福島県が対応することとなっております。

先ほどの質問でお答えした症状があり感染が疑われる場合にはまずは医療機関を受診せずに帰国者接触者相談センターへ相談していただき、センターの指示により帰国者接触者外来を受診することになり、そこで感染が疑われた場合、感染症法に基づく届出を行うとともにPCR検査を実施し、必要に応じて入院措置を行います。新型コロナウイルス感染症の検査は現時点では医療機関で直接を行っておりませんので、検査についても各保健所にお問い合わせいただければと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 次の農業に関する幹線用水路は予定どおり通水できるかのご質問にお答えいたします。

末森、大堀、請戸、青根場用水路は、現在東北農政局南相馬地域直轄災害復旧事務所が復旧作業を行っており、用水路は今年度中の復旧予定です。

請戸頭首工は令和2年度に復旧の予定です。また、大柿ダム幹線水路の水管理システム工事は、令和元年と令和2年で行う予定でありますので、請戸右岸幹線用水路は令和3年からの通水となります。

次に、ため池の復旧により予定通り通水可能かのご質問にお答えいたします。

現在放射性物質対策工事を行っている6つのため池は、工期内に終わるよう施工中です。放射性物質対策工事以外に補修補強対策が必要となるため池がありますが、非かんがい期に施工するなど、営農に支障のないように検討してまいります。

次に、カントリーエレベーターの稼働時期、育苗センターの場所と稼働時期、管理運営者はとのご質問にお答えいたします。

カントリーエレベーターの稼働時期については、令和3年9月を予定しており、そこに合わせて準備を進めております。

育苗センターの建設場所については、現在調整中です。稼働時期については、令和4年度内の完成に向け、準備を進めております。施設の運営管理については、施設の運営管理能力を有する者へ、指定管理者か普通財産貸付のいずれかの方法でと考えておりますが、現在は未定でございます。

次に、新規就農者の確保と支援は、現在新規就農者は何人かのご質問にお答えいたします。

新規就農者の確保のため民間や県が主催する新規就農者向けの相談会への参加、県の主催する就農体験ツアーの受け入れ、東京農大生の就農体験や学びの場の提供、そういったイベント等で使用するパンフレットの作成などの活動を実施しております。

支援策としては、国の補助事業である農業次世代人材投資資金の給付や、浪江町民として農業を継続する意思を持つ新規就農者には家賃や収入補償する町単独事業を実施しております。

現在の新規就農者は、認定新規就農者が6人、認定見込みの営農を開始している新規就農者が1人の計7人でございます。

次に、農業法人の誘致はどのように進めているのかのご質問についてお答えいたします。

農業法人については、2年前に全国農業法人協会から会員リストをいただき、アンケート調査を実施したことがあります。その際に多かった進出の条件として、農地の確保のしやすさがあったため、今年度より町単独事業として事業用地の取得に係る補助を実施したところでございます。新規就農者のような相談会がない中でも福島県やJA、農業会議など農業関係機関からの紹介などもあり、現在進出に向け検討中の法人が数者あります。現在進出した法人は1者となります。

次に、管理耕作の農地管理費の単価の基準はのご質問にお答えします。作物と単価は福島県が基準を設定しており、他者の農地を管理する際に必要な労力などの掛かり増し経費を品目ごとに勘案しております。

次に、管理耕作で自作地がカウントされないことへの町の見解はとのご質問にお答えいたします。

管理耕作による農地管理は、農地を管理できない人の代わりに管理することで掛かり増しになる経費への補助につき、制度上、やむを得ないことであると考えます。

次に、請戸、中浜、両竹の瓦礫片付け、除染計画のご質問にお答えいたします。

請戸地区の農地は災害査定を受けておりますので、農地として復旧することはできる状態ではございます。

ただ、災害復旧では現状復旧となりますので、元々の1反区画で復旧されることとなります。そのままでは作業効率が悪いので、災害復旧と合わせてほ場整備を行い、1町区画で計画を進めております。

現在、地権者から調査計画のための仮同意書を集めているところですが、一部地権者から仮同意を徴取できていない状況でございます。

地元は場整備推進委員会と協力して、仮同意取得に努め調査計画を進めていく予定でございます。

次に、山林除染と間伐の件の中で、森林環境税は浪江町にどれくらいの配分があり、どのように使われるのかとのお質問にお答えいたします。

森林環境税については、平成18年度から徴税が開始されており、当町においては、本年度は237万7000円の配分があり、なみえ創成小中学校での森林環境教育に使用し、残額を積立てているところでございます。

積立金については、来年度、産業振興課と連携して紅房桜の植樹イベントの開催及び、いこいの村なみえの遊歩道周辺の森林景観整備に充てる予定でございます。

次に、里山再生目的と成果についてのご質問にお答えします。

里山再生モデル事業は、既に解除された区域を含む避難指示区域等の地域を対象として、住民が身近に利用してきた住居周辺の里山に対して除染・森林整備・線量測定を組み合わせ実施し、住民が安心して利用できるような環境づくりをすることを目的としています。

町内においては、現在立野地区での事業効果のとりまとめをしているところでございます。

現時点では、間伐実施部分については、林内に光があたるようになり林内環境の改善があると思われませんが、空間線量率の低減の効果は目立ったものは報告されておられません。

次に、ふくしま森林再生事業を目的についてお答えいたします。

ふくしま森林再生事業は、原発事故の影響により森林整備が遅れている地域を対象として、市町村が主体となって間伐などの森林整備と表土流出防止等の放射性物質対策を一体的に実施し、森林の持つ公益的機能を維持することを目的とする事業でございます。

北幾世橋で行われる1カ所目については、委託業者に発注が済み、森林整備等が開始されております。場所については、百間沢ため池と柏木迫ため池の間の区域となります。

次に、ふくしま森林再生事業、2回目の計画概要についてのご質問についてお答えいたします。

2カ所目については、同意のあった地権者の土地について現在調査し計画をたてているところです。エスエス製薬の西側から大聖寺

にかけての区域を予定しております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 特定復興再生拠点の三地区、具体的にどのように進んでいるかについてお答えいたします。

特定復興再生拠点区域は、平成29年12月に策定した復興再生計画に基づき、整備を進めてございます。

現在は、5年間の計画のうち、約2年が経過したところでございまして、3拠点とも再生の前提となる除染・解体を進めてきたところでございます。

また、除染後の農地保全を担っていただく農事復興組合については、年度内に設立が完了する見込みとなっておりまして、設立後は、組合を核に農業再生に取り組んでまいります。

今後の整備につきましては、地元並びに関係機関と現状を踏まえながら協議してまいります。

次に、津島地区は活性化センター、津島診療所、津島支所、消防屯所の機能回復とあるが、現在どのように進展しているかにお答えいたします。

これまで各種整備事業の前提となります除染・解体を進めてまいりましたが、除染・解体が一定程度進捗しましたので、今後各種整備事業を本格化させてまいります。

津島支所等の機能につきましては、つしま活性化センターへの集約を軸に検討しております。

津島拠点の消防屯所につきましては、施設を利用する消防団と協議しておりますが、基本的には、1カ所に集約する方向で検討しております。

次に、農業の再生では町内外からの通作を進める為の一時滞在施設の計画及び実現できる見通しについてお答えいたします。

一時滞在施設につきましては、農業者の意向を基礎として、必要に応じて整備すると計画に定めてございます。

今後、農事復興組合と協議の上、整備を検討してまいります。

実現の見通しにつきましては、財源確保にあたりまして、利用見込み、必要性の説明が求められますので、この点についても、農事復興組合と協議してまいります。

次に、5年後はさらに拠点拡大されるわけですが、町としての拡大概要についてお答えいたします。

町は、平成29年11月「浪江町帰還困難区域復興再生計画」を策定いたしました。

この中で帰還困難区域全域の避難指示解除を目標に掲げておりまして、今後の整備範囲については、国、県等関係機関と調整の上決定するとしているところでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） ただいまの3地区の農業に関して具体的にどのように進めていくかのご質問にお答えいたします。解除区域と同様にまずは農事、先ほども企画財政課長も申し上げましたが、解除区域と同様にまずは農事復興組合での農地保全が必要となるとここから、地区の方々との話し合いを進め室原と津島は設立済みで末森については今月末に設立総会を予定しております。来年度から農地保全を開始しながら作物の実証栽培、営農に向けたビジョン作りへと農家の皆様と段階的に進めていく予定でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 風力発電の計画そしてそのメリットについてお答えいたします。浪江町と葛尾村の町村境にございます。中ノ森山での風力発電事業につきましては、開発事業に伴う環境影響を事前に調査する環境アセスメントを令和元年8月より実施しておりまして、現在準備書、方法書の縦覧意見照会を終え、評価書の作成と縦覧・意見書照会の準備を進めております。環境アセスメントの完了後、令和5年度に工事着工を予定しておるところです。阿武隈山系での風力発電事業につきましては、平成28年度より実施しておりまして、環境アセスメントを令和元年9月に完了し、現在は建設工事着手に向けて、国有林使用、保安林解除の手続きを進めており、令和2年度中の工事着工を予定しておるところです。

メリットについて申し上げますが、本事業は福島を「再生可能エネルギーの先駆けの地」とすべく、国・県・県内市町村で推進しておりますところの福島新エネ社会構想に貢献する事業でありまして、原子力や化石燃料由来のエネルギーから再生可能エネルギーに転換を図っていくために必要な事業と認識しておりまして、具体的メリットとしては福島県が掲げる2040年までに再エネ自給率100%浪江町再生可能エネルギー推進計画に掲げる2027年再エネ自給率54%に寄与する事業でありまして、その収益金、福島県では事業収益の一部を復興事業に活用する仕組みが構築されておりまして、発電量に応じて福島県再生可能エネルギー復興推進協議会から交付金が活用可能となっておりますので、それを復興事業への財源に活用してまいりたいと思います。

続きまして、産業団地工場誘致の件についてですが、まず産業団地工場誘致の今後の進め方でございます。立地意向のある事業者の掘

り起こしとして、アンケート調査や企業立地セミナー等でのPR活動を実施してまいりました。令和2年度も引き続きこれらの各種セミナーへの出展などを通じて、新たな事業者の掘り起こしを図ってまいります。

また、経済産業省や福島県の企業立地課、イノベーション・コースト構想推進機構などとも常に連携して、浜通りや浪江町へ立地意向のある事業者の現地見学・視察対応なども随時実施しております。引き続き個別に事業者へのアプローチも行っています。

一旦浪江町への立地意向いただいた後につきましては、各社の事業計画の詳細を確認し、地元行政区への説明を行い、各種補助金の申請や認可手続きのご支援を行いながら立地につなげてまいりたいと思っております。

次に、雇用はどのくらい見込まれるのか。雇用規模については各社の事業計画によって異なるため、一概に申し上げるのは簡単ではございませんけれども、町としても立地意向をいただいている事業者の事業計画を確認する中で、雇用規模についても申告いただいております。それによりますと、既に操業をしている事業者の地域雇用の規模について申し上げます。

フォーアールエナジー株式会社は当初6名、5年後を目途に10名予定。

静光産業株式会社は、当初15名、5年後を目途に20名予定。

株式会社一路は、当初6名、5年後を目途に10名予定。

株式会社ダイイチは、当初10名、5年後を目途に20名予定。

木材製造拠点整備事業は、30名から50名を予定。

福島水素エネルギー研究フィールドは、施設の運営・管理は非常に専門的な分野となっております。町内企業との直接契約は難しいと予想されますけれども、水素運搬や清掃、雑務等での地元の方の雇用はあり得るものと思います。

次のロボットテストフィールド滑走路につきましては、施設の運営・管理はイノベーション・コースト構想推進機構が行うものですが、その中で各種のメンテナンス、清掃業務などで地元の方の雇用が見込まれております。

また、民間発電事業においては、発電事業自体は人の常駐を必要としない事業でありますけれども、発電施設の建設の際、維持管理やメンテナンス、発電所周辺の草刈り等の環境整備などで地元企業の参入が見込まれます。

次に、工業団地の維持管理からそのメリット・デメリットですが、町内の産業団地は福島再生加速化交付金を活用して整備

をしているものでございまして、補助金上の制約から分譲を行うことが今のところできません。そのため、事業者との契約は賃貸借契約となっております。土地が賃貸借契約となっていることから、土地に対する固定資産税は徴収できませんが、建築した工場の建屋・導入設備に対する償却資産に対する固定資産税は課税されます。

賃借料の設定につきましては、産業団地の維持管理費見合いの金額設定となっております。その賃借料を活用して道路水路周辺緑地の維持管理を行ってまいります。ご指摘のとおり、企業誘致が進まなかった場合、その維持管理費用の捻出が他から出すことになり困難となりますから、より一層の企業誘致を展開し1日も早く産業団地を埋めていくために立地を進めてまいります。

続きまして申し上げます。浪江町としてその負担どうなるのかということですが、このことにつきましては、事業者から賃借料収入での団地の先ほど申し上げましたように、維持管理を捻出しますことから企業誘致が進まない時は、維持管理の町の負担が大変を大きくなってきます。適切に維持管理を行うよう、より一層誘致活動を展開してまいります。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） それでは、浪江町の水道が使われるのかについてのご質問にお答えをいたします。事業者ごとに水の使用量は異なりますが、基本的には町の水道利用をお願いし、それで足りない場合などにつきましては、場内で井戸を掘っていただく形になるかと思います。なお、既に立地いただいております事業者については、すべて町の上水道を利用させていただいております。

○議長（佐々木恵寿君） 14番、紺野榮重君。

○14番（紺野榮重君） 再質問をさせていただきます。コロナウイルスの件では日本の経済的なダメージは大変なものだと思います。浪江町の影響も心配するところでもあります。オリンピックを控えて早く収束してほしいと思うところがございます。町民の方々は色々な今健康保険課長から案内されましたが、やはりまず町役場に相談をされると思います。そういうの中で適切な対応をお願いしたいと思います。

幹線用水路の件では3年度には大丈夫だということをいただきましたけれども、今はこの用水路の手入れという中では復興事業でどこまで水路を手入れしていただけるのか、そしてそれぞれの田の持ち主が、どこからはどうそれぞれの持ち田の人がやるのかということを示してもらいたいと思いますが、その点をお伺いいたします。

ため池の除染であります。台風19号で工期の見直しというも

の延長があったわけではありますが、この除染をする。あるいはしなくてもいいそういう基準はどのようなになっているのか。そして、除染しなくてもいいため池はどのため池なのかお伺いをいたします。

それから、令和元年作付で水稻は27ha、平成30年より3.5倍、野菜では16ha、平成30年度と比べて3倍となっております。その中でも玉ねぎの耕作面積は大変な伸びだと思えます。JAさくらとの連携の中で、今後は町としてどのような指導して、どのような支援をしていくのかお伺いいたします。

カントリーエレベーターの件では、令和3年9月には稼働できるように、育苗センターが令和4年度内ということではありますが、1基当たりの能力はどうかお伺いいたします。

そしてまた、苧宿と南棚塩に建設されるわけではありますが、この地域割りというものはあるのか。6号線を東・西に分けて米づくり農家はそこに持って行かれるのか、日当たりの能力と地域割そういうことをお伺いいたします。

新規農業者の確保ということでは、6人そして見込みが1人ということで合計7人ということで、また大変有り難いと思えます。浪江町の復興のキーワードは帰還と移住と言われる中で、移住に対しての町のさらなる支援というものをお願いしたいと思えます。この中で例えば町で土地を手放したい方から買い上げて、何らかの方法で新規農業者に条件付きで提供するということをやるべきではないのかと提案したいと思えます。考えがあるかどうかお伺いをいたします。

復興再生拠点の問題ですが、なかなかまちとしても大変なことかと思えます。県・国と話し合いをしながらと進めるということではありますが、どこまでを第2ステージ、第3ステージということを示すべきだと思うわけではありますが、それがもしかできないとすれば、地区の人と意見交換をする場を持つということが大切ではないのかと思えます。その辺をどう考えられますかお伺いいたします。

それから、産業団地は賃貸で貸すということではありますが、心配するのは工業団地内の道路、周辺の緑地、斜面地等の管理が町負担となると大変な経費がかかるということを心配をするわけではありますが、その辺はどう考えられますかお伺いいたします。

それから、浪江町の水道は使っていただける浪江町の水道は震災前はエスカップで使用していたほど水の質がいいわけですので、ぜひとも飲み水に使っていただきたいと思えます。専門家に話すまでではありませんが、北棚塩は水道水の圧力が悪いので対応は大丈夫

かどうかということをお伺いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 用水路はどこまでというご質問にお答えいたします。

幹線水路については行政で修繕なり復旧なりいたします。ただそれ以降、これまでそれぞれの農家の方々が人足で管理されていたそういったところは、震災以前と同じく受益者の方々が管理していただきたいと思います。そこで戻っている農家の方々が大変少ないという状況は役場も十分わかっております。ただ、基本はそういった受益者の方がやるべきものなのでそう考えております。ただ、そこでどうしても人足でやりきれないそういった案件もあるかと思えます。そういった際は当課にご相談していただければと思います。

次に、ため池の除染をする基準についてでございますが、底質の土が1kg当たり8000Bq以上のものを除染いたします。そういった調査のもとに不要なところといたしますのは、大日向や柏木迫、百間沢、金ヶ森など傾向としては東側の方のため池となっております。

次に、玉ねぎ栽培に関する町のかかわり方のご質問についてお答えいたします。町としては福島県やJ Aが双葉郡で推奨している玉ねぎについては、機械による栽培管理も確立されている有望な土地利用型作物の一つであると考えております。今年度につきましては、J Aが中心となり双葉地区玉ねぎ産地化推進協議会を設立し営農再開支援の事業の先端技術等を活用した大規模な営農再開拠点構築に向けた支援の採択を受け、浪江町内においてドローンを活用した省力的な防除作業、IoT圃場管理システムを活用した栽培管理といった先端技術の農業活用の実証をいたしました。この事業の推進に関し、町は事業実施主体の一員ではなくて、あくまでアドバイザーということでございましたが、このような実証により得られた知見を農業振興に活用すべく、J Aとは今後とも連携を密にしていきたいと考えております。

次に、カントリーエレベーターの1基当たりの能力はということについてでございますが、1基当たり300ha分の玄米を処理する能力を有しております。

地域割りはあるかのご質問についてでございますが、農家の方々が2基あるうちのどちらに出すか、それは農家の方々それぞれが選んでいただきたいと思います。と考えております。

次に、新規就農者に対する土地の斡旋についてでございますが、現在営農再開支援事業を活用した管理耕作のメニューを今年度においては、請戸川の北の地区において座談会等を通じ、土地を出す人、

それを借りて栽培する担い手の方そういった斡旋をしております。まずは、そういった補助事業を活用して少しでも担い手の方々が有利に栽培できるように進めたいと思っております。それがどんどん進んでいけば、具体的に土地の貸し借りということまで発展するものと思っております。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 帰還困難区域のステージごとの整備範囲のご質問にお答えいたします。

令和元年12月の政府の復興の基本方針におきましては、拠点外について各地方公共団体の実態や意見を踏まえて土地活用のあり方等も含めて検討を進める必要があると言及されました。今後示される政府の方針を確認して、事業を進めてまいりたいと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 再質問いただきました。産業団地の管理につきまして、まずはそれぞれの区画をなるべく多く賃貸して埋めるということが先決でありますけれども、その中に区画以外の場所、供用部分がございます。そういったところについては、経費を考えながら工夫しながら委託をかけていくということもやむを得ませんけれども、軽微な部分、簡単な部分は職員自らも行うというつもりでやっていきたいと思っております。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） それでは、再質問で北棚塩への水道の水圧の件についてご質問がありましたのでお答えをいたします。

北棚塩の町村境、町と市の境の部分につきまして、若干住宅のところで圧力が弱いところがございます。ただ、こちら今回の北棚塩の水素につきましては、去年の9月よりもうすでに水道の供給は始まっておりまして、今のところ安定して供給がなされているところでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 14番、紺野榮重君。

○14番（紺野榮重君） 少しだけ再々質問をさせていただきます。

この第2ステージ、第3ステージ帰還困難区域の計画がなかなか難しいということではありますが、先ほども申し上げましたとおり、困難区域の方々の意見、ご希望を聞くそういう集まりを開いていただきたいと思います。この件をお伺いいたします。

それから、津島の住民は約1400人におられるわけですので、役場支所を再開するということは、最低限町としてやるべきだと思います。これは町長答弁をお願いしたいと思います。

それから、交流休憩宿泊の施設これは私としてはとりあえず津島

活性化センターを中心に整備をするべきではないのかと。周辺の公共施設それから保育所等を利用すべきだと思います。十分ではないにしろ、とりあえず活性化センターには風呂もあるわけですし、あるものを利用して津島の方々の要望にできる限り応えていきたいと。思います。この件お伺いいたします。

それから、機械倉庫の件も要望されておりますけれども、今回の拠点整備で公共施設の再利用を提案したいと。思います。聞くところによりますと、利用できる施設があるということであり。現場にて調査をしてくれるかどうか復興組合の方々と話し合いの場を設けるとそれをお願いしたい。答弁をお願いいたします。

やはり大事なことは、復興組合もできたという中でやはり津島に戻る機会が多くなるということが復興の一步だと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 町長。

○町長（吉田数博君） 今名指しで答弁を求められましたので、お答えをさせていただきたいと。思います。まず懇談会の開催についてやるべきだというお話しでございます。その件につきましては、第1ステージの局面であります。第2ステージが国から示されておられませんので、お話を。する材料がないということがまずあると。思います。ただ、津島地区に限らず、帰還困難区域さまざまあるわけですが、その方々にとって自分のふるさとがなくなるということの危機感を抱いておられます。そのことについては、その方々の想いを私たちの想いとして、取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

津島地区における支所の設置につきまして質問をいただきました。その質問についてであります。が、当然ながら津島地区の特殊性といえます。か、現場を思うとやはり設置は必要なのだろうと思っております。ただ、帰還者の動向あるいはその支所につきましては、活性化センターを中心に整備をしたほうが良いのではないかと今協議を始めた段階でありますので、これから復興組合との協議あるいは区長会との協議が必要だと思いますが、当然ながら支所の設置は議題に上る最重要課題だと認識をしております。

そういったなかで組合との協議の中では、保全管理をする際における農機具の保管庫は当然必要なわけですが、その規模とかそのあり方については復興組合と十分な協議が必要だと認識をしておりますので、先ほど申し上げましたように、ふるさとが無くなってしまうのではないかという地域の想いをそういったことのないような対応をしっかりととっていき。たいと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で、14番、紺野榮重君の一般質問を終わ

ります。

○議長（佐々木恵寿君）　ここで暫時休議いたします。
（午前 10 時 41 分）

○議長（佐々木恵寿君）　再開します。
（午前 11 時 00 分）

◇渡　　邊　　泰　　彦　　君

○議長（佐々木恵寿君）　10番、渡邊泰彦君の質問を許可します。
10番、渡邊泰彦君。

〔10番、渡邊泰彦君登壇〕

○議長（佐々木恵寿君）　10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君）　議長より質問の許可が出ましたので、一般質問させていただきます。質問方式は一問一答式でお願いします。

まず、今回は1番から3番までで町内についていろいろとご質問させていただきます。

まず1つ目は、町内の医療施設、介護施設についてお尋ねします。令和2年の読ませていただきますが、令和2年1月31日発表の浪江町住民意向調査の中で4つのことが私ピックアップさせていただきました。

1つ目は、浪江町内での今後の生活において必要だと感じていること。これは既に浪江に戻っている方に対する質問なのですが、その中で、医療機関、特に診療科の充実が必要だと思っている方が第1位で86.3%、介護福祉施設の充実、これが第3位で61.2%という結果になっています。次に、すぐに戻りたい町民に対して浪江町へ帰還する場合に不足していると感じること、これは健康や介護に関する支援が第2位で54.8%、3つ目がいずれ帰りたい町民、浪江町へ帰還時期を判断するために必要な条件はなんですか。という問いに対して、やはり医療・介護などが整うことが第1位で59%。最後にまだ判断がつかない町民に対して、浪江町帰還を判断するために必要なことということで、医療・介護の復旧時期の目途は第1位で55.8%、住民意向調査の内容についてはいろいろと問題があるなどということ言われているのですが、私もこの質問に対して備考の欄に質問の仕方を少し変えたらいいとかという提案はやってはいるのですが、ずっと同じような方式でやってきています。それは結果的に仕方のないことなのかと思いますが、その中でこういったこの4つの結果が出ているということに対して、帰還人口を増加するために

町内の医療及び介護関係の施設の充実を町は考えるべきだと思いますが、その辺町はどのように捉えているかお尋ねします。

○議長（佐々木恵寿君） 浪江診療所事務長。

○浪江診療所事務長（掃部関 久君） 町内の医療施設の充実について質問にお答えいたします。

議員お質しのとおり帰還人口を増やすためには医療体制の整備は、町としても最重要案件と認識しております。そのためには、医師、スタッフ確保が必要不可欠であると考えており、新年度は新たな常勤医と3年契約を締結する予定でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（木村順一君） 介護施設の充実、町の基盤として必要不可欠なものでありまして、町民のニーズが高いことも認識しております。町では、避難指示解除後の平成29年度から国の交付金により利用頻度の多いサービスの通所型と訪問型のサポートセンターを町内に開設し、交流サロンや体操教室、見守り支援などを通して高齢者の不安解消や介護予防に努めているところであります。

次年度につきましては、第8期の介護保険事業計画の策定業務がありますことから、今後の施設整備と健全な事業運営などについて計画してまいります。

○議長（佐々木恵寿君） 10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） 今の両課長からお話があったとおりなのですが、私ももう浪江に戻って来ているのですが、私自身とすれば診療所に関して介護施設に関してそれほど思いきり不自由しているという感覚はないのですが、町民の方々が特に浪江に戻って町外で避難している方々から見ると、どうしても多分こういう目に映ってしまうのかと思うのです。今の帰還人口を考えれば十分対応できるような体制をとっているのかという認識は私は持っているのですが、卵が先か、鶏が先かという話になってくるかと思うのですが、より充実したものをきちんと町で備えて皆さんの帰還をお待ちするというような形をまずとるしかないのかと思っています。

それで、2つ目なのですが、既存の浪江診療所の中身の充実、今でも充実しているといえればそれで終わりなのですが、さらなる充実も図るべきなのかと思っています。

それと、あと新設予定のふれあいセンターの中身なのです。これがなかなか町の外に、要するに町外に避難している方になかなかどういふものなのかというのを全然頭に入っていないような今状況なので、その辺をもうちょっと浪江町はこういうものができてこうなるのだというアピールも当然必要なのだと思います。

それと、この2つのことが今意向調査の中に出てきている方々の不安を解消するという形になろうかと思うので、あえてもう1回お尋ねしますが、浪江診療所の中身の充実、それとふれあいセンターの中身についてお尋ねします。

○議長（佐々木恵寿君） 浪江診療所事務長。

○浪江診療所事務長（掃部関 久君） 浪江診療所の中身の充実についてのご質問にお答えいたします。

現在、浪江診療所の診療科目は内科、外科となっておりますが、契約を予定している医師が外科と消化器病学会の認定・専門医の資格を有しており、診療科目についてもこれまでよりも拡充できるものと考えております。

また、勤務時間も午後5時までとする予定となっております、診療時間の延長についても医師と相談しながら進めていきたいと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（木村順一君） 令和2年度に着工予定しております介護関連施設では、居宅介護支援事業所、訪問介護事業所、通所系の介護サービスの開設を計画しているところであります。

○議長（佐々木恵寿君） 10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） 今内容的にはお尋ねした答えが返ってきたのですが、浪江診療所に関しては今期待しているのが、浪江町において訪問看護といったものがこれから必要になってくるのだと思うのです。現在は本当に必要ないという認識かも知れませんが、浪江町に戻ってくるにあたって、そういった訪問看護の仕組みがあるということは、やはりアピールになるかと思うので、早い時期に訪問看護の体制をとっていただきたいということが1つ。

介護のほうに関しては、ふれあいセンターが最終的に皆さんのよりどころというか、基地になるかと思うのですが、その辺、社会福祉協議会との関係もあるだろうし、中に入っただけの業者の方もある。それと人的なものもあるということだと思うので、その辺がスタートしたときにきっちり連携して、もう人的も十分ですよと、外から入ってくる方ももう大丈夫ですよというような形をとっておくべきだと思いますので、回答はいらないのですが、その辺を早めにとっていただきたいということをお願いいたします。

それと次は、本格的な質問内容なのですが、移住促進についてなのです。これも読みますが、避難指解除してから3年が経過したと、町の帰還人口は1月末現在で1227人ということになっています。ここで一つ国が方針を発表したものを読みますが、国は2020年度末ま

での復興創生期間後それ以降を見据えて、避難指示が解除されても住民の帰還が進まない事態に移住者を呼び込むことで定住人口を増やすといったことを2021年度の予算で移住促進事業を全額国費となる福島再生加速化交付金で措置をするという予定を発表しています。

さらに、企画財政課のほうで浪江町総合戦略の2期で施策の2、移住・定住を促進する仕組みづくり、新たな移住・定住を促進するため、制度の整備などの移住・定住の政策を推進するとともに、大学や各種団体と連携した交流会の組織等を通じて町への新規移住・定住を確保していく仕組みづくりを推進するという計画を立てています。

さらには、今回は組織編制ということで改編ですか、定住の推進係ができるようでありますので、そういったことを総合的に考えて国の方針について、町として移住促進をどのように考えているか、お尋ねします。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 国の移住推進の方針につきまして、福島特措法の改正の動きがあると認識してございます。具体的な中身につきまして、まだ国から連絡がきていないところでございまして、町としても移住促進につきましては、係をつくって推進していく予定でございます。

帰還人口につきまして、平成31年4月末に1000人を上回った後、それまで増加ペースに比べまして緩やかになってきてございます。一方で、これまでも年度末から次の年度にかけて人口の大きな増加がございましたので、居住人口の動向を注視してまいりたいと考えているところでございます。

さらに、平成28年3月に町は浪江町人口ビジョンを策定いたしまして、2035年に居住人口8000人の目標を立てているところでございます。この実現には帰還者の他に新たに住民となる方が不可欠でございまして、そのために令和2年度から人口増促進の旗振り役として、企画財政課の中に定住推進係を設置しまして、各課の業務に人口増の視点を加えて、全庁的に定住促進に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議長（佐々木恵寿君） 10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） 移住の促進ということなんですが、今課長がお話ししたとおりいろんな組織固めをしているのだと思いますが、国の今方針、これ一部抜粋だけだったのですが、要は帰還もまず進まないだろうと、3年間様子を見たけれども浪江町だけではなくて、

他の地区も見て、おそらく帰還がそれほど大きく変化するということはないだろうという多分想定のもとに出しているのですよ、町を維持するためにはどうしても人口が必要だということで、今回は国が全額国費でやるということでやっているということは、相当国も真剣に考えているはずなのです。だから、町とすれば係をつくりました、総合戦略に入れましただけでは、やはり今と事情は変わってこないというのは想定するのです。

そこで次の質問にいくのですが、一定期間住民票を移動して地域に居住し地域協力活動を行いながら、その地域の定住定着を図る地域おこし協力隊、これは総務省からの特別交付金で今措置されています。この制度についてももちろん町も今使っているのですが、1つ目の質問は、大堀焼の技術継承、日本酒醸造技術の日本酒醸造の技術継承を目的に2人今採用しております。でも今年度の成果と来年度の計画についてお尋ねします。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 今現在の地域おこし協力隊の状況と予定についてお答えいたします。

地域おこし協力隊制度は、都市部の人材を活用し地方の地域おこしの担い手になってもらうという仕組みであり、さらには全国の地方もさることながら、浪江町の復興創生にも十分期待できる制度として活用しております。

現在は、地場産業の技術継承担い手確保として、大堀相馬焼で2人、地酒製造で1人の地域おこし協力隊を活動していただいております。

来年度は、現在活動している3名に加え、地場伝統産業の技術継承のため、大堀相馬焼、地酒製造でそれぞれ1名、また震災を風化させないために震災経験を次世代や他の地域に発信する伝承の取り組みに関しての説明する方を2名など、合計4名を新たに募りたいと思って、予算を提案させていただいております。

○議長（佐々木恵寿君） 10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） 次年度の計画は今課長のおっしゃったとおりだと思いますが、今年度の成果はどうだったのかという問いもしているんです。今回、今年度はこういったことをやってこのぐらいの収穫があったというか、進行があったというようなものは持ち合わせていますか。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 先ほど申し上げましたとおり、大堀相馬焼で2名、地酒製造で1名、当初、地域おこし協力隊をフルに活

用すべく募集したのですが、やや地酒のほうは遅い募集だったものですから、ただかなりいい方がいらっしゃって今年度のうちにお酒の新しく取り組んでいただけるような方、いい方を一人獲得いたしましたし、大堀相馬焼に関しても避難地域で焼き物をやっている窯元の方もいらっしゃいますので、そういった方と一緒に大堀相馬焼の技術を継承していただくべく学習は進んでおります。そういった意味で成果は出ておりますが、このぐらいの成果では満足できませんので、来年はさらにいろんな方を募ってさらなる成果を出したいと思っております。

○議長（佐々木恵寿君） 10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） 今年度の成果ということでもお尋ねしていましたが、実はこの質問の中には隠れたところがあって、道の駅なみえに大堀相馬焼、日本酒が入ってくるということで今計画しているのだと思います。そこら辺の兼ね合いといいますか、地域おこし隊が例えば道の駅でどういう活躍ができるのか、どういう関わりができるのかということが課長の計画の中にはあるのでしょうか。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） お答え申し上げます。先ほどの地酒の方も道の駅を中心に浪江の酒をPRしていくと、当然道の駅での販売を目標の一つに挙げておりますが、大堀相馬焼に関してもさらに応募し道の駅での販売、そして作陶そういったものに目的は置いております。

さらには、震災経験を外国人日本全国から来た方に説明して観光ガイド的なことを行い、そして最終的には道の駅で買い物してもらうというようなコースを考えておりますので、それだけでありませんけれども、道の駅を中心にこういった事業は行われる部分は大きいと思っております。

○議長（佐々木恵寿君） 10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） 今課長がおっしゃったとおりだと思うので、例えば情報交流発信拠点ができます。その中でいろんな観光案内とかそういったものも当然やるようになるのかと考えているので、ぜひ地域おこし隊の計画を実行して、大堀陶器焼の分野も仕切る。酒造の件も仕切る。また情報発信拠点を仕切るというふうに戦力的に考えて使っていないと、せっかく育ててやっている意味がなくなるので、その辺はしっかりとやっていきたいと思っております。

それで、さらに踏み込めば地域おこし協力隊の身分とか報酬とかの制度が今年度改正されています。その中で、例えば地域おこし協力隊を募集しますというとき、募集等の必要経費等々の助成も200

万円ほど入ってきています。当然ホームページだけで募集するだとかそういうことでは、もうこれを生かしきれないという制度になってきているのです。それで、今後はそういった外部の専門業者に募集を委託して、要するに定住率を上げるそういった策というのは非常に重要になってくるのです。その中で、起業する浪江町に来て起業するそういった方を募集して、町でいろんな助成金を使いながら、勉強させたり、いろんな活動をしてもらって、さらにそこで起業してもらうような制度が大きく今取りだされてきているのです。お隣の南相馬市ではもうすでに始めているのです。

そういったことから、やはり町もさっきから言っているように、移住・定住が今後被災地の課題になってくるのです。ですから、国もこういった報酬を出す。企画財政のほうもそういったものに向かう。といったことは産業振興かも当然それを担っていく課なものですから、その辺はしっかりと計画を立ててきちんとした計画のもとにこれを利用していくということが必要だと思うのですが、課長どう思いますか。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 魅力ある地域おこし協力隊を確保して、その方々に定住率を上げていただき、将来的に浪江町に根付いて地域おこし協力隊、地域おこし活動を継続していただくことが大変重要なことと考えております。

議員おっしゃるとおりこの取り組みには専門的な知識を持つ方、事業者がいっぱいいますから、その取り組みが有効に活用できるか、さまざまな手法を検討し内容を精査しながら研究していくことが重要と考えます。

○議長（佐々木恵寿君） 10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） 研究を重ねることは大切なのだと思いますが、研究してる場合ではないので実行に移してもらうことなのです。

先ほどから何回もくどいようですが、来年度の予算に上げるのを今年度に国は発表しているのです。確立すれば間に合わないやうけれども、前もってこういう考えですよということを皆さんに公表しているのです。多分これは本腰だと思うのです。あまり国の文句は言いたくないのですが、やはり帰還が進まないという現状が実はありまして、国も何をやっていいかわからないというところで、このところに一点集中して被災地の賑わいを取り戻す、人口を取り戻すという施策に走って来るんだと思うのです。今までは総務省をとかいろんなところでいろいろやっていたのが、復興庁で担当するような内容になっているのです。その中でも例えば営農再開加速化

も一緒になって政策に入ってくるのです。

ですから、それはきちっと国の方針が発表されていないといっても、誰が考えても想定できるようなものになってくるのです。その辺は早めにきちっと地域おこし隊に関してもばしっと募集する。その内容に関してはさっき言ったように専門家にお任せする。そして、浪江町とすれば来た方々をどうにかして定住させる、移住させるという方式に変わっていくべきだと思うのです。その辺をしっかりとそんなに構えてないで、もう来年度も始まることなのでしっかりお願いしたいと思います。

次、町内の住宅事情についてお尋ねします。これも定住・移住に関連する質問で3番目にあげておいたのですが、1月の浪江町の町営住宅の募集状況は、高齢者及び車椅子専用住宅を除いて一般募集ということなのですが、幾世橋住宅団地、幾世橋集合住宅、御殿南住宅、合わせて4つ空きがあったと。それに申込者が16名いたと、入居できない方が12名いたと、1月にそういったことがありました。この状況から、浪江の定住人口を増やすと、1丁目1番地がもうないのです。住むところがないと、ということは、ちょっと大げさに考えれば、本当であれば12名、あと12名浪江町の人口が増えたはずなのですが、落選したということでその機会が失われたということなのです。

前回の質問でも企画財政課長にはお話ししたところなのですが、新たに町営住宅を早急に建設する必要があるのかと思っています。まず町の考えをお聞きかせください。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） お答えいたします。現在、町民等の方々が幾世橋住宅、幾世橋集合住宅、御殿南住宅に入居されてございまして、ほぼ空室がない状況でございます。

ご提案をいただきました「新たに町営住宅を早急に建設すること」につきましては、街中への居住を促進することなどによりまして、賑わいの創出、それから定住人口の増加、商業等への波及効果なども合わせて期待できますので、将来にわたる住宅需要の見通しを見極めながら建設のあり方を検討する必要があると考えてございます。

○議長（佐々木恵寿君） 10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） 今課長の答弁ではだめなんです。例えば、今もう早急にこういうことが起きていると。さらには今の産業住宅団地等々いろんな今建物が建つ、稼働する、何をする、そうすることによって今度住まいも当然それに付帯してくるはずなんです。そうい

ったものを例えば町できちっと整備しないと、本当に帰還人口、定住人口、要するに浪江町の総合人口が全く上にあがってこない、右肩上がりになってこないのです。すぐにそういった事情を調査して、浪江町はどのくらいのものが必要なのだと。ただ、今福島県の県営住宅に関して、町外に建てているものに関しては実は空きがあるんです。その空きのところに入ったらいいでしょ。ということにはなるのだと思いますが、やはり浪江町に戻す、浪江町を復興させるためには、どうしても町はこの部分は整備していくべきだと私は考えているのです。いろんなところを買ったり、いろんなところ用地買収したりという時間はないのです。もう9年、10年目ですから、復興期間も10年で終わるのです。あとは本当に我々の努力がどうなってくるかということが勝負になってくるので、その辺は早急に手当てをするとおっしゃると思いますが、計画を立てるべきだと思いますが、町長どう思いますか。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 議員おただしの視点は非常に大切だと認識してございます。

来年つくる移住・定住推進係につきましては、直営でいろいろな事例研究をしたり、自分でプレイヤーとなっていていろいろな事業を行ったりする、その他に各課に入っていて各課の業務をどのような形で移住・定住の増加につなげていくか、そういう視点で各課の中に入っていて業務改善、あるいは場合によっては業務の追加などをしていく必要、そういう役割を担っていただくことを想定している係となっております。そういった視点から各課の業務を改善していきたいと考えております。

それから、住宅整備具体的に早くということですが、冒頭で町長から行政報告の中で来年駅前周辺の具体的な整備計画を立てるための財源の申請を行ったという報告がございました。そうした計画の中で駅前の周辺に住宅というものが検討できないかと今考えているところでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） 当然のことながらの町内の開発、駅前開発今お話しがあったのですが、町内の解体作業のほうが特に権現堂地区が今急ピッチに進んでおりまして、ほぼ解体を手を付けて無くなったところ、今やっているところ、町中が今工事をしているような状況になっているのです。そこに進出企業の例えば住宅建設を考えているところもあります。結局その何て言ったらいいのでしょうか、姿が見えてきたと云ったら話があれなのですが、解体が進むにつれて

残っている家、それとも更地になったところというのが本当にきっちり色分けしてきています。そんな中で、町のそういった帰還を考えている方の住民の住居、浪江町で起業を考えてる方への建物提供等々、定住人口を増やすための対策としていろいろホームページでも空き地・空き家情報では出しているのですが、ここに来てこの強化も非常に必要になってきているのが現状だと思うのです。今まではホームページ等で見える方は見る、見ない方は見ないみたいな形になってきていたのですが、その強化もここに来てこれだけきっちり色分けされてきて、空き地があるそこをどうするのだ、あれはどうするのだということで、逆に町で積極的に情報を上げてもらって、それをどんどん発信するというようなそういった方向にしているかないと、本当に空き地になったまま。そうするとどうなってくるかというと当然草が生えてきます。そうするとあそこは管理しません。ということは、せっきくの復興に向かって進んでいて解体作業が進んでいるところなのに、また元の草やぶだらけになってしまったとかそういうことになってくるのです。

ですので、やはりこの今解体が進んでいる。要するに権現堂地区の解体が進んできているところのその後どうするのかというのを少し町で積極的にという言葉がここに当てはまるどうかかわからないのですが、その辺の調査をしていろんな形で募集するなんていうことを考えてもらってもいいかどうかお尋ねします。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） ホームページに関してなのですが、空き家・空き地バンクにつきましては物件情報を広く提供いたしまして、浪江町内の住宅確保に寄与できるように平成28年12月から開設をしたものでございます。現在ホームページで物件の登録を募集しておりますほか、住宅水道課の窓口におきまして来庁されました方に制度の内容や、登録状況などの情報提供を行っておりますので、なお、積極的なPRを心掛けてまいりたいと考えております。

それから、権現堂地区の解体は急ピッチで進んでいるということでございますが、先ほどちらっと申し上げましたが、来年度その駅前周辺地区の整備を具体的に計画をつくるつもりでおりますので、その中で検討してまいりたいと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） その開発っていうか、計画として今回も常磐線開通して、スーパーひたちも走るようになってくるので、駅前はもちろんあのままではまずいという認識は皆さんあるかと思うのです。開発というか、計画を考えるとときに駅前だけに限定してしまうという

こともこれまた危険だと思うのです。結局、今現在道の駅ができてきて114号線の拡幅になって、常磐高速のインターがあって役場があって、その通りがやはりメインになってくるのだと。その後流れとして駅前までということになるかと思うのです。私は何が言いたいかというと、全体を考えないとだめだということなんです、権現堂全体を。例えば新町の通りはどうするのだ、警察署の通りはどうするのだ、そういった総合的なものでまず戦略を振って、その戦略でできそうなところからやっていくしかないと思うのです。例えば、駅前開発にどんと行ったとしても、そこが進まなかったらあと何も進まなくなってくるので、総合戦略を考える場合には、今の中心となるとところと駅との間のところ、ここもどんなふうにしたらいいいのかというのをある程度青写真だけは打たないといけないと思います。前私よく言っていたんですが、青写真やれやれって。人の土地なので勝手なことは多分できないはずなのです。でも、町としての戦略はこういう感じなのですよと。計画はこういう感じなんですよという大きなものだけ出せば、あとはそれを細かく分析していくだけで、一概に町が発展するなんてことはありえないので、できるところから手を出していく、そういう計画をきっちり考えてもらいたいと思うのですが、課長もう一度答弁お願いします。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 議員ご指摘の内容につきまして非常に大切だと思ってございます。

平成29年3月に中心市街地再生計画という計画を策定してございまして、まさに議員おっしゃった視点でそのような書きぶりの記載がございまして、中心市街地浪江町は160haございます。東京ドーム40個分と聞いておりまして、大変広大な土地になってございまして、そこをいっぺんに発展するということはなかなか難しいだろうということで、まず中心市街地のつくりとしましては、いくつかの核になるエリア、中心市街地の中でも核になるエリアがいくつかできていて、それを回遊動線をつないで発展させていこうという計画でございまして、まさにご指摘の視点でやってまいりたいと考えてございます。駅前周辺もその中で核の一つとして挙げられてございまして、そこに組み込んでまいりたいと考えてございます。

○議長（佐々木恵寿君） 10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） 本当に今課長の言ったとおりだと思います。それを私も今認識しながら少し自分も勉強していかなければいけないと思っています。町全体を見るとスポーツセンター側、駅の向こう側ですか、あそこのところのスポーツセンター側も今度ふれあいセ

ンターがきれいになるということで、一つの核になるところなのかと私は今想定しているのです。逆に、現在の駅前というのは課長もご存じのとおり、ああいった状況でありまして、飲食店のビルは賑やかにやっていますが、その周りが本当に誰もいない街みたいなそういった形になっています。古いところのそういったところも全部見直ししながら核をつくっていったって、その周りから復興拠点でもないのですが、そんな形でしかないのかなと思っています。その中で、あえて聞くのですが、課長、道の駅の完成も本年度の7月オープン予定であります。国道114号の拡幅工事も、第二工区も本当に急ピッチでやっていて、昨日あたりは中の配管工事とか全部終わっているようで後は舗装とかそういった形になってくるのかなと思って、今朝も見えてきたんですが、どうしても前の質問でもあったのですが、第2工区のところで解体したところの空き地、それと立ち退きをして残った土地が本当に狭いところに何も利用できないようなところが6カ所実はあって、一つの土地の面積というとな坪とか、15坪とか本当に細い範囲で残っているのです。本来であれば後ろにある方が前を買えばそれですむのかと思いますが、後ろの方も帰って来ていないのです。そうすると、そこだけ残地というような形で残っています。その中でその戦略をどうするのかと、ただ花を植えるとかそういった形だけではだめだと思うので、そこもまたきれいに舗装されて拡幅になったあかつきには、その部分がまた空き地になったところ、残地になったところに草が生えてきてしまうというようなことになってきて、またまた大変なあれになってくるので、今のうちにその利用を企画財政課で考えていただいて、その方々の土地の持ち主の方にいろんなお話しも聞かないといけないと思うのですが、定住人口・移住人口を増やすための一つの策として、私もいろいろ考えているところなのですが、そういったことも具体的にやってもらいたいと思うのですが、その辺の考え教えてください。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） 現在のところ、町として当地区に利用計画は持っておりません。今後114号にどの程度人が戻るのかなどの課題を整理した上で取り組む問題と考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） 北側と南側があるのですが、南側は買収された地区がうんと少ないのです。例えば全体が10とすれば0.5とか、1割とかその程度の拡幅ですむのですが、逆に北側は10とすれば90とか80とか大きく取られているのです。その理由はどういう理由なのか、道をまっすぐにすることなので、道のまんまで広げた

わけではなくて、直線で広げたのでどうしても取られる、買収されかかる土地が南側というのは本当にちょっとなんです。南側に関しては私の地元なのでその持ち主の方といろいろ話しているのですが、いろんな計画がもうすでに上がっているのです。ここには何を建てるのか、ここをどうするだとか、どこに売るだとか、そういったことがものすごく頻繁に行われているので、多分あそこの部分はきちっとした街並みになってくるということは考えているのです。

ただ、北側に関しては本当に利用が何とといいますか、できない。課長も工事現場何回も行っていると思うのでわかると思うのですが、本当にうなぎの寝床みたいな細く残っているのです。ちょっとあそこが114号線の中でネックになるのかと思うので、その辺の調査をきっちりしていただいて、さっき言った企画であるまちづくりの計画の中に盛り込んでもらったらどうなのかなと思っているので、その辺お願いしたいと思います。

一応質問は全部これで終わったのですが、もう少し時間があるので、今なんと云ったらいいのですか、道の駅なみえが今急ピッチでやっているのですが、建物の横に街灯というのですか、防犯灯の計画が書いていないので議長に止められればやめますが、114号線の道路のこっち側の部分が暗いので明るくすることになったのですが、そのままこっちまでいくような計画になっているのかどうか、最後に教えていただきたいのですけど。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） まだ上程はしていないのですが、令和2年度当初予算において予算をお願いしてそれらの課題を解決したいと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で、10番、渡邊泰彦君の一般質問を終わります。

○議長（佐々木恵寿君） ここで昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

（午前11時50分）

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午後1時30分）

◇馬場 績 君

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君の質問を許可します。
16番、馬場績君。

[16番 馬場 績君登壇]

○16番（馬場 績君） 日本共産党の馬場績です。

質問の第1は、新型コロナウイルス対策と町の緊急対応についてであります。

中国武漢市で確認された新型コロナウイルス感染は、アッという間に全世界に広がり、各国が懸命に対処するも、日常生活はもちろん、産業・経済に重大な影響が出るなど日本でも世界でも新型コロナに翻弄されています。国内では日ごとに「市中感染」が拡大し、クルーズ船を含む感染者は昨日現在1000名、重傷者64名、死亡者12名と発表されています。また、クラスターによる感染拡大の可能性が濃厚であること、回復した一定期間後、同一者が「再感染」と診断されるなど事態は深刻化しつつあります。

政府は2月25日にようやく「一般医療機関で受け入れる」などの基本方針を発表しました。その翌々日、全国小中高に「春休みに入るまで」休校を要請。突如の長期休暇に学校も保護者も子どもたちも、地域・社会に大きな混乱が起き、今現在もその渦中にあります。「お願い」だとはいえ、突然打ち出された国の方針に保護者、学校、各地の自治体でも混乱が起きています。萩生田文科大臣は3月3日の参議院予算委員会で、共産党小池晃参議院議員の「学校には保健室や、給食、生徒の様子を見る「安全装置がある」一律の方針を見直し、各自治体の自主的判断にゆだねるべきではないか」との質問に「設置者が学校を開くという判断をされれば、それは尊重する」と答えました。新型コロナに対する一律休校問題に対する安倍首相の態度は、専門家の意見も聞いておりません。緊急に休校もあり得るかもしれません。しかし、その場合でも専門家や学校現場の意見、また保護者代表の意見を聞くなど最善の対策をとるべきだと考えます。それが、危機管理のキーワードであると私は考えます。

現時点では県内の感染者は確認されていませんけれども、「検査の保険適用措置」とともにPCR検査が進めば、県内感染確認も予断を許さない事態にあると私は認識しております。そこでお尋ねいたします。

（1）町民の命と健康を守る町の緊急対応についてであります。

①町民の不安解消に向けた情報提供をどうするのか、相談窓口の設置をどうするのか、町の対応を具体的にして町民に知らしめる必要があると思います。お答えください。

町内では解体除染とともに、公共の土木・建築工事が広範囲に進められております。仕事も人の移動も現在は広域かつ高速時代のもので、このコロナ感染は地理的、社会的、空間的にも広範囲に感染

する、拡散する条件を有していることが明らかになったと考えております。

そこで、②復興事業にかかわる事業所数と作業員数の実態についてお答えください。

また、感染予防・拡大防止対策について、事業者や作業員に対し復興庁や環境省と連携した情報共有の対策が必要であると思います。町は、復興庁や環境省にそのことを求めているのか、お答えください。

③高血圧や糖尿病など、高齢者の基礎疾患を持つ人の重症化と死亡リスクが高いことが罹患症例からも一定割合で確認されています。

こうした方々の診断、検査、治療体制の強化・確立は急務であります。町の現状がどうなっているのか、そして県・国に対して町は具体的にどのような要望をされたのか、お答えください。

質問の第2は、原発避難と浪江町の復興・再生の現状、浪江町総合計画（第2期）についてであります。

（1）国の復興基本方針と町の復興・再生についてであります。東京電力福島原発事故・東日本大震災から9年、浪江町は避難解除から間もなく3年、東京五輪の聖火が我が浪江町の一部を走ります。しかし、聖火リレーの高揚感の陰で高線量の帰還困難区域が現存し、2月末の帰還町民居住人口は1227名・787世帯というのが現実であります。すなわち、「町民の復興とは何ぞや」、「浪江町の復興のあるべき姿は何か」、その検証が今求められているのではないのでしょうか。基本は国・東電とどう向きあうのかであります。

①国は復興基本方針において復興特別会計の継続の一方で「復興交付金廃止」の方針を打ち出しました。

復興途上にあるのが我が町である。「復興庁10年延長」とも矛盾すると考えます。

今後の町の事業計画、復興交付金廃止に伴う財政の影響と町の今後の対応について町長に答弁を求めます。

②町の総合戦略第2期では「復興予算から地方創生予算に移行することが想定される」とあります。

被災地の町づくりは、特に浪江町は、文字どおりこれからだと思います。「復興予算」から「地方創生予算」への移行、すなわち、「復興」という位置づけがどうなるのか、極めて不安であります。不安定であると判断せざるを得ません。何がどう変わるのか、具体的な影響についてお答えください。

（2）帰還の現状と地域経済の再生・生活再建支援についてであ

ります。

浪江町の1月末人口は1万7152人、6856世帯、町内居住の現状は先ほど示したとおりですから、居住人口はまだ7.1%です。復興庁・県・町による第8回の住民意向調査では「帰還について判断がつかない」の主な理由では「医療環境の不安」が63.4%で第1位であります。続いて、商業施設の不足、介護・福祉の不安、住宅の劣化と続いています。また、原発の不安、生活用水の不安も大きな比重を占めております。一言でいえば、これまでの「復興期間10年」を現場から検証し、10年ありきではなく「生活の質と、町的生活環境を含む不安定な町民の暮らしの土台をどう改善するのか、人間らしい生活環境への回復」が求められているということだと思います。

そこで質問いたします。

①地域経済の土台は家族農業の再開であり、被災企業の再開と雇用創出が絶対不可欠であります。直接支援や新規参入など地域経済再生の新たな制度設計が必要と考えます。町は、現場の声を国・県に届け、新たな制度設計の真剣な検討を求めたいと思います。具体的な対応についてお答えください。

続いて質問いたします。

ア) 避難先でも従来のコミュニティが失われ、ひっそりと生活しているというのが現状であります。賠償打ち切りによる日々の暮らしが厳しくなり、生活保護申請が平成27年の在宅2件から令和元年は67件、在宅25件、施設入所者42件、なんと33.5倍に急増してきております。帰還者のコミュニティ喪失の対策も不十分であります。

生活支援やコミュニティの質の向上をどう図るのか、町の新たな施策と制度設計が必要と考えます。お答えください。

②国が「復興創生期間後の基本方針」を打ち出しました。そこでは「医療・介護の保険料、窓口負担の適切な見直し」、すなわち打ち切りを打ち出したことはご承知のとおりであります。避難生活の実態からも、延長された「復興創生期間10年」は「国保・介護保険料の課税減免と医療費等無料継続」は必須であります。この件に対する町のスタンスについてお答えください。

③応急仮設住宅の入居継続についてであります。

応急仮設住宅の入居状況については、2月18日の全員協議会で報告がありました。仮設住宅の福島、本宮、南相馬の3団地に計6戸・10名が入居し、借上げ住宅では517戸・915人が生活しております。問題は2つあります。

1つは、帰還困難区域の入居者などと合わせて、次の住宅確保が困難であること。

2つは、双葉・大熊町を除いて今年3月で県の住宅無償提供、いわゆる特例が終了するという問題であります。

応急仮設住宅の入居1年間延長、いわゆる特定延長の対象者は1月末で県内14件、県外9件という報告がありました。さらに、県と町による意向調査によれば、12月末で301世帯（うち帰還困難区域は43世帯）、23.4%はいまだ住居確保の見通しが立っていないというのが実態であります。

仮設住宅の追い出しなど人権上も、人道上も許されることではありません。そこでお尋ねいたします。

住宅確保ができるまで仮設住宅入居者の入居継続を認めるべきであります。まず、町がそのことをきちんと認めた上で、県にその立場で強く要望すべきであります。町長に答弁を求めます。

また、④東電の農業賠償は営農再開で得られた収入を、賠償額から控除するものであり、再開そのものに重大な障がいを持ち込み、復興創生の政策上も看過できるものではありません。断固、見直しを求めるべきであります。資料も事前に配布しております。お答えください。

（3）イノベーション・コースト構想と持続可能な地域づくりについてであります。

東北電力の原発予定地は、南産業団地の一角として造成され、そこに「水素エネルギー製造拠点」として変貌しつつありますが、独立行政法人NEDO（新エネルギー・産業技術総合開発機構）の事業が東芝、東北電力、岩谷産業の共同企業体が母体となり、3・11の被災自治体である浪江町をトンネルにして「イノベ構想」の名のもとに、一大事業が進められているに過ぎないのではないのでしょうか。そこでお尋ねします。

①水素製造拠点整備は地元参入など、地域経済の再生・雇用に具体的にどう結びつくのか、議会に対してもこれまで事業費なども含めて明確な説明はありませんでした。答弁を求めます。

②実証事業と町のかかわりについてであります。

ア）終期はいつか、今後はどうなるのか。

また、イ）町に対する事業内容報告や説明は行われているのか、本事業は、町にいかなる還元があるのか、お答えください。

質問の第3は、防災・減災についてであります。

（1）豪雨災害と請戸川及び高瀬川の河川整備計画についてであります。

昨年台風19号とその後の豪雨災害は、県内で32名の犠牲者を出し、全壊・半壊・床上・床下浸水など合わせて2万1300件の住宅被

害と河川氾濫など各地に甚大な被害をもたらしました。浪江町内でも半壊7件、一部損壊3件、床下浸水12件の住家被害と町外でも車両被害や床上、床下浸水計103件の被害発生が11月19日、全員協議会で報告されました。

今後の減災・防災を考える上で、注意喚起すべきは言うまでもなく世界的な異常気象・気候変動とどう向き合うかであります。昨年11月27日に開かれた衆議院国土交通委員会で、共産党の高橋千鶴子衆議院議員が明らかにした西日本豪雨災害を受けて実施されていた政府の「防災・減災のための3か年緊急対策」によれば、国が管理する河川のすべてと、都道府県が管理する河川の大多数が「緊急点検」の対象外であったことが明らかになりました。都道府県が管理する67河川128カ所のうち緊急対策の対象はわずか3河川8カ所のみ、対象河川でいえばわずか4.4%です。福島民友の昨年10月26日に報道された台風19号被害まとめによれば、県管理河川の破堤は県内23河川、48カ所に及んだことが報じられています。結果、河川改修の緊急性と重要性は明白であります。

高瀬川でいえば、堤防決壊も越水もなかったとはいえ、あと30cm、40cm、50cm足らずで越水の危険にさらされたことは、記憶に新しいことでもあります。そこでお尋ねいたします。

①請戸川水系についてであります。

県の河川整備基方針はありますが、「河川整備計画」が作成されておりません。整備計画の現状についてお答えください。

②高瀬川水系についてであります。河川整備基本方針も整備計画も作成されていません。計画の現状についてお答えください。

③流域の川底に土砂が堆積しています。災害防止のためにも河床の底払い、川岸の立ち木伐採など当面の対策が必要です。

河道容積の減少と、流動阻害による水害発生について町はどう認識されているのか。したがって、町の認識との関係、両河川について県の河川整備計画を強く求めていくべきであります。町は県に対しどのような要望をされているのか、お答えください。

(2) 土石流災害対策であります。

①国道114号沿線や弁慶穴付近の土砂流出、砂防対策についてであります。

大量の土砂流出が国道114号沿線で何箇所も発生しました。砂防ダム設置は、緊急の防災・減災対策であるという問題の共有はできると思います。そのことについて、県といかなる協議がなされているのか、お答えください。

(3) また、家老地区にある旧小高水路の災害復旧対策について

であります。

台風19号とその後の豪雨災害で、民家の裏山まで土砂が流出しています。豪雨災害が度重なれば、民家の被害は避けられません。そこで、旧水路の管理責任はどこにあるのか。また、早急な安全対策を住民が求めていますけれども、町は今後どうなさるのか、お答えをいただきたいと思います。

質問の第4は、公立学校の「一年単位変形労働時間制」についてであります。

(1) 教員の長時間労働は依然として深刻な状態にあります。過労による休職や痛ましい過労死が後を絶ちません。ところが、昨年12月4日、教育現場ではもちろん教員の労働環境を危惧する教育関係者の反対の声を押し切って、安倍政権は公立学校の教員に「一年単位の変形労働時間制」を可能とする法案（改正教育職員給与特別措置法）を強行成立させました。

問題のポイントは2つです。1つは、そもそもこの法律は「一日8時間労働の原則を崩すもの」であり、教員に「繁忙期」と「閑散期」いわゆる夏休みなどを利用することを設定し、トータルで所定労働時間を均平化する、均すというものです。考えてみてください。人間は生身であります。寝だめや食いだめができないように「長時間勤務による過労を、夏休みにまとめて解消するなど、過労を均す、均平化する」など、できるはずがありません。子どもの成長・発達・教育に責任を持つ「教員」をモノ扱いにしていはいはざありませんか。これが、この法案問題の第1点。

ポイントの2つは、小中学校の先生の身分は市町村職員です。同時に県費負担職員です。つまり県などが条例を定めるかどうか、条例ができた場合でも個々の自治体や学校が導入するかどうか、この制度は完全に選択制であり、導入は自由ということになっているということであります。つまり「採用しないということもありうる」ということを萩生田文科大臣は、昨年11月13日の衆議院文科委員会で明快に答弁しております。そこで質問いたします。

(1) 浪江町の各学校で教職員のタイムカードは導入されているのかどうか。教員の超過勤務と多忙化の実態について、お答えください。

(2) 県に条例化しないよう求めると同時に、「各学校に変形労働時間制を押し付けるな」と求めるべきではありません。浪江町の対応を含めて、教育長に答弁を求めます。

最後に、質問の第5は、帰還困難区域の特定復興再生拠点整備事業についてであります。

浪江町における帰還困難区域の避難指示は、2013年（平成25年）4月1日、年間追加被ばく量50mSv超の線量で区分されました。

政府はその後2016年（平成28年）8月、帰還困難区域の「拠点整備」の基本方針を示し、2017年4月には衆議院東日本大震災復興特別委員会で福島復興再生特措法が改正されました。そこで、帰還困難区域の特定拠点整備が、それまでの加害企業である東電による除染費用の負担から、復興拠点整備事業は国費負担で行うとして、同年5月から施行されました。

その後町は同年（2017年）9月13日、全員協議会で室原、末森、津島3地区合わせて661ha（帰還困難区域全体のわずか3.6%）の「浪江町の帰還困難区域復興拠点整備計画」を示され、翌2018年4月から5年後の2023年3月までを「第1ステージ」とし、第2ステージをその後5年間、第3ステージはその後7年間を設定、国は「たとえ長い年月を要するとしても、将来的には帰還困難区域のすべてを解除する」といつてきました。都合17年もかかるという話です。これまで、町も議会も帰還困難区域の「区域外」の家屋解体や環境保全、早期の解除方針を示すよう求めてきました。「帰還困難区域を抱える町村協議会」の要望活動もしかりであります。私もたびたびこの場で帰還困難区域の復興・再生について地域住民の声を届け、その見直しとその実行を求めてきました。記憶に新しいのは、昨年6月議会における私の一般質問で「取り残された区域をどうするか、早期に方針を示すよう求めました。町長は6月2日に行われた『12市町村の将来像に関する検討委員会』において、「区域外も同時進行で進めてほしい」と要望、当時の浜田復興副大臣が「そのように進めてまいりたい」と臨場感ある答弁もありました。しかし、国の方針と現状には重大な問題のかい離があります。

問題は2つです。1つは、第1ステージ以外、いわゆる区域外の住民は、今後どうなるのか極めて不透明であることです。最大17年も待つことができません。

2つは、「戻る、戻らない」を拠点整備事業の基準にすべきではありません。

すなわち、国はこれまでの除染基準で帰還困難区域の除染をする責任が当然あります。加害者の回答にノーはないということです。

去る2月17日には、津島地区の約7割の世帯が参加する「津島地区福島原発事故の完全賠償を求める会」の代表9名が、町長と議長に対し「地域消滅の危機感」を持って、帰還困難区域の拠点整備の見直し要望・提言と帰還困難区域の当面する緊急要求（9項目）を届けました。この要望書は、全員協議会でも配布されました。改め

て今日配布させていただいております。

地域住民は遅々として進まないふるさとの原状回復に対し、決して諦めてはおりません。思いは一つ。「ふるさとは返してほしい、津島を返してほしい。津島を消滅させてはならない」ということです。戻る、戻らないは、各人の判断であることは避難解除されたところの帰還の現状を見れば明らかであります。そこで質問いたします。

(1) 町は「第1ステージ」以外の復興・整備計画を作成し、住民説明会を開催すること。

(2) 町役場津島支所を早急に開所し、復興再生の行政の推進体制を強化すること。

このことについて、町長に真摯かつ希望の持てる答弁を求めて、この場での質問を終わります。

○議長（佐々木恵寿君） 質問が終わりました。答弁。

健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関 久君） 1、新型コロナウイルス対策と町の緊急対応について。(1) 町民の命と健康を守る町の緊急対応について。

新型コロナウイルス対策についてのご質問にお答えいたします。

まず、①町民への不安解消に向けた情報提供や相談窓口についてのご質問にお答えいたします。新型コロナウイルス感染症についての情報提供は、町のホームページやタブレットを活用し行っております。

また、町で主催している各教室参加者等へは、感染症対策のチラシを郵送し予防対策を行っており、社会福祉協議会の個別訪問時にも注意喚起を促すチラシの配布をお願いしております。

さらに、集会所やスポーツセンター、コンビニ、イオン等へも感染症予防対策チラシの掲示をお願いしております。

相談窓口については、症状がある場合には、帰国者接触者相談センターとなります。その他の新型コロナウイルスに関するお問い合わせについては、福島県の専用相談ダイヤルとなります。

不安がある場合には、まずは電話での相談をしていただくことを優先とし、感染を拡大しないためにも案内に従って行動していただければと思います。

次に、②復興事業にかかわる事業所・作業員数・復興庁や環境省と連携した感染拡大防止対策の問題共有についてのご質問にお答えいたします。

関係各課の推計によりますと、事業を再開した事業者数は、およ

そ150事業所、従業員数は2200人となっております。除染作業に関する事業所数は、31事業所、作業員数は2800人となっております。

復興庁や環境省には関係課を通して、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を各事業者に講じていただけるよう、依頼しております。

また、町発注の事業につきましても、受注事業者が新型コロナウイルス感染拡大防止に努めるよう、関係各課を通し依頼しております。

続きまして、③検査・治療体制確立と県・国に対する町の具体的な要望についてのご質問にお答えいたします。

2月25日に新型コロナウイルス感染症対策の基本方針が決定されましたが、その中で、今後の医療提供体制として高齢者や基礎疾患を有する者については、重症化しやすいことを念頭において、より早期、適切な受診につなげるとしておりますので、具体的な対策が国から示された場合は、適切に対応してまいりたいと考えております。

なお、県の新型コロナウイルス感染症対策本部には、迅速な情報提供を要望しております。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 2、原発避難と浪江町の復興・再生の現状、浪江町総合計画（第2期）について。（1）国の復興基本方針と町の復興・再生について。

①国は「復興交付金廃止」の方針を打ち出した。ア）今後の事業計画と廃止による財源の影響を問うにお答えいたします。

東日本大震災復興交付金につきましては、東日本大震災における地震・津波被害からの復旧・復興事業を対象とした交付金でございまして、昨年12月に閣議決定されました「復興創生期間後における東日本大震災からの復興の基本方針」では、「復興交付金事業の確実な終了に向け必要な措置を講じた上で、復興・創生期間の終了をもって廃止する」とされているところでございます。

浪江町における復興交付金事業でございますが、津波被災地域の防災集団移転促進事業や請戸漁港の水産共同利用施設整備事業等に活用しておりまして、現在のところ復興・創生期間内に完了できる見込みでございまして、本制度の終了に伴い大きな影響は生じないものと考えてございます。

今後、影響が大きいものが出てまいりましたら、福島再生加速化交付金等へのメニュー追加について、関係機関と協議してまいります。

続きまして、②町の総合戦略第2期では「復興予算から地方創生

予算に移行することが想定される」とある。復興予算への影響を問うにお答えいたします。

地方創生は、政府が、人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対して、各地域がそれぞれの特徴をいかした自律的で持続的な社会を創生することを目指すものでございまして、被災地に限らない全国版の取り組みでございまして。

一方で、復興予算は、被災地の復興を対象としております。したがって、地方創生予算と復興予算は、対象や趣旨が異なっておりますので、直接の影響はないものの、復興予算はいずれかの時期には縮小していくことが想定されますので、その場合は地方創生予算も事業の財源として活用していきたいと考えているものでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 次に、（２）帰還の現状と地域経済の再生、生活再建支援について、①地域経済の土台は家族農業の再開支援と、被災企業支援・雇用確保である。地域経済再生の制度設計を問うのご質問に対しお答えいたします。

これまで営農再開に向けて国や県とともに尽力しておりますが、農地を所有する方々が町内に戻って自身で農業をすることは、避難による家庭形態の変化や避難先での生活の定着等の理由から課題が多く、農地を誰かに管理してほしいという意向が多いのが現状でございます。

このような現状を訴えて、国や県はこの現状を認識しているところでございますが、現在の新規就農への補助事業をもう少し手厚くしても良いのかなと感じているところでございます。議員おたなしのとおり新たな制度設計も含めより一層国や県とは連携を密にし、営農再開に努めてまいりたいと思っております。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） ア）原発避難は「長期避難」を余儀なくされる。生活再建やコミュニティの質の向上を図る町の施策・制度設計を問うにお答えいたします。

町は、復興計画（第２次）に基づきまして、公営住宅建設や空き家・空地の紹介等を行い、町民の住まいの再建に取り組んでおります。

また、事業再開や新規参入の支援、企業誘致などを行い、雇用の場の確保に努めております。

コミュニティにつきましては、行政区への支援のほか、地域コーディネーターを配置し、町内に居住する町民同士をつなぎ、町内コ

コミュニティの再生を支援しているところでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関 久君） ②「国保・介護保険料の課税減免と医療費等無料継続」は必須である。継続の対応を問うのご質問にお答えいたします。

令和元年11月5日に町長と議長の連名により、田中復興大臣に対し「浪江町の復興・創生に向けた要望書」を提出いたしました。

その中で、被災者生活支援に関し「国民健康保険、介護保険、障害福祉サービス等の支援制度の継続」を要望いたしました。しかし、令和元年12月20日に閣議決定された「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針では、医療・介護保険等の保険料・窓口負担の減免措置については、被保険者間の公平性の観点から適切な見直しを行うとされました。

令和2年2月18日付の新聞報道によりますと、田中復興大臣は「具体的にどのように見直すかは、各自治体の意見を丁寧に聞き、厚生労働省と連携して検討する。」と発言されており、町としても意見聴取の機会には、多くの被保険者が、いまだ、不自由な避難生活を強いられていることを踏まえ、避難先で安心して生活ができるよう、保険料及び窓口負担等の減免に対する財政支援の継続を要望してまいります。

○議長（佐々木恵寿君） 生活支援課長。

○生活支援課長（横山秀樹君） ③入居者住宅確保の見通しがつくまで応急仮設住宅の入居継続を県に求めるか問うについて、お答えいたします。

浪江町、富岡町、葛尾村及び飯館村に係る応急仮設住宅の供与期間を、本年3月31日までとすることにつきましては、国、県及び関係町村の協議のもとに既に決定されていることでございます。

これは、平成30年8月に決定されたものでありますが、この決定以降、県及び町では協力連携しまして、その旨を入居者の方々に周知しますとともに、住宅再建に向けた支援を進めてきたところであり、町としましては、供与期間終了以降の継続入居を県に求める考えはございません。

供与期間終了後の住居が決まっていない方々に対しましては、期限までに使用を終了することができるよう、引き続き、住宅再建に向けた支援に努めてまいります。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） ④東電の農業賠償は、営農再開で得られた収入を賠償額から控除するものであり問題です。見直しを求めるか

問うのご質問にお答え申し上げます。

今般、東京電力が示した2020年1月以降の賠償の方針では、営農再開による利益は損害額から控除されるため、減収が続いていても、その損害額が一括賠償額を超過するまでは、賠償されないことになります。

このような賠償では、多くの困難を克服され、営農再開された農業者の努力が報われず、営農意欲等へも影響を与えかねないと認識しております。

中間指針における、「特別の努力により得た利益等を損害額から控除しない対応が必要」との指摘を踏まえ、東京電力に対して、適正な賠償を求めてまいりたいと考えてございます。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） （3）イノベーション・コースト構想と持続可能な地域づくりについて、①水素製造拠点整備は地元参入など、地域経済の再生・雇用にどう結びつくのかという件についてお答えいたします。

NEDOが整備しております福島水素エネルギー研究フィールド（FH2R）は、世界最大級の水素製造能力を持つ施設として国内外から注目されている事業でありまして、多くの視察者の来町や関連産業の集積が期待されております。例えば、宿泊、飲食、印刷物、タクシー等の観光業の寄与であり、水素を活用した産業利用を核とする企業の誘致でございます。

FH2Rの運営管理については、専門的・技術的知見が必要なことからNEDOからの受託企業が契約いたしますけれども、水素の運搬や清掃などについては地元の方の参入はあり得るものと考えております。

ゼロカーボンシティの理念のもと、FH2RのCO2フリー水素を今後のまちづくりに活用し「エネルギー地産地消のまちづくり」「水素社会実現の先駆けのまちづくり」「二酸化炭素排出実質ゼロのまちづくり」を同時に進めていき、これを地域経済再生のキーワードとして産業集積していくという考え方でございます。

②実証事業と町のかかわりについて、ア）終期はいつか、その後はどうなるのかの件でございますが、福島水素エネルギー研究フィールドによる再エネからの水素製造技術の実証実験は2020年度までとなっているわけですが、水素社会の実現は将来に向けた重要な課題と承知しておりまして、福島水素エネルギー研究フィールドのさらなる利活用に向けて、関係機関と協議を進めていきます。

次に、イ）町に事業報告や説明、還元はあるのかということで

ございますけれども、建屋建設の進捗や稼働見込み時期につきましては、逐一報告を受けております。そして、2020年度の事業内容は、東京五輪において水素を活用したのちは、水分解による水素の大量製造・貯蔵・供給、そして電気使用の需給バランスなどの実証実験を行うということでありまして、再来年度の事業内容については、予算要求の関係もあり、国からの説明はこれからであります。

○議長（佐々木恵寿君）　まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君）　3、防災・減災について。（1）豪雨災害と請戸川及び高瀬川の河川整備計画（県要望と町の対応）について、①請戸川水系の河川整備計画の作成と整備計画について、お答えいたします。

請戸川及び高瀬川につきましては、請戸川水系として河川整備基本方針（平成17年7月制定）の中に位置づけされております。

請戸川の河川整備計画につきましては、河川改修が一定規模でおおむね改修済みであるため、当面河川整備計画策定及び河川改修の予定はないとのことです。

なお、昨年秋の台風で被災した箇所につきましては、災害復旧事業にて対応予定であります。

②高瀬川水系の河川整備基本方針と整備計画を問うにお答えいたします。

同じように高瀬川につきましても、河川改修が一定規模でおおむね改良済みであるため、当面河川整備計画の策定や河川改修の予定はないとのことであります。

なお、高瀬川につきましても、昨年秋の台風で被災を受けた箇所は、災害復旧工事にて対応をする予定であります。

③流域の底払い、川岸の立ち木伐採など当面の対策を問うにお答えいたします。

体積土砂の撤去は、県が来年度行う予定となっております。また、立ち木に関しましては、今年度伐採を行いました。木の成長を見ながら再度県に要望してまいる予定であります。

（2）土石流災害対策を問う、①R114沿線や弁慶穴付近の土砂流出・砂防対策について問うにお答えいたします。

土砂災害対策につきましては、ソフト・ハード一体とした対策を実施することとしており、ソフト対策としましては、県が土砂災害危険箇所等を調査し、土砂災害警戒区域等を指定することにより、市町村にてハザードマップを作成し避難態勢の確立を図っております。

あわせて、土砂災害警戒区域等に指定された箇所で重要施設等の

ある箇所等について、ハード対策を実施することとしております。

国道114号沿線につきましては、国有林等もあることから、今後、土砂の流出がないよう、相双建設事務所及び磐城森林管理署に要請してまいります。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） （3）家老地区にある旧小高水路の災害復旧対策を問うのご質問にお答えいたします。

旧小高用水路は、現在用水路として使用されておられません。農業用施設災害は農業用施設としての利用が前提となりますので、災害復旧事業の対象とすることは難しいと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 教育長。

○教育長（笠井淳一君） 4 公立学校の「一年単位変形労働時間制」について。（1）教職員の長時間勤務や多忙化の実態を問う。

初めに、タイムカードの導入も含めまして教職員の長時間勤務等の実態についてお答えいたします。町立小中学校における出勤・退勤時刻の記録につきまして、なみえ創成小中学校はタイムカードを使用しております。

また、浪江小学校、津島小学校では管理職がパソコンで出退勤時刻を記録しております。

教職員の勤務状況に関しまして、朝の出勤から退勤まで休憩時間も含めた教諭の1日当たりの学校内での勤務時間につきましては、町立学校の出退勤のデータからですが、小学校が平均8時間58分、中学校が平均9時間となっております。なお、平成28年の文部科学省による教員勤務実態調査結果では、全国平均ですが小学校で11時間15分、中学校が11時間32分となっております。

町内各学校において勤務時間を超えて行う必要があった主な業務でございますが、4月の家庭訪問の記録、4月・5月にかけての部活動指導、9月・10月にかけての運動会準備、11月・12月にかけての十日市祭やふるさと創造学サミット準備、学期末の成績処理等となっております。

各学校においては、各教職員が在校等時間削減を意識しまして、業務の整理や効率化に努めるとともに、行事の精選等も含め超過勤務や多忙化の解消を進めております。

（2）県は条例化を行わないよう求めるか問う。

次に、「一年単位の変形労働時間制」の条例化につきましては、町教育委員会から県教育委員会に対して条例化を行わないよう求める考えはございません。

なお、この制度につきまして町教育委員会といたしまして、現状

等を踏まえ、条例化については現在のところ考えてはおりません。

今後、当該条例制定等に関する県の動向等を注視するとともに、町教育委員会としても研究してまいりたいとは考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 5、帰還困難区域の特定復興再生拠点整備事業について。（1）町は「第一ステージ」以外の復興・整備計画の作成と住民説明会早期開催について問うにお答えいたします。

12月定例会においても、同様のご質問をいただきましたが、その後現在まで、拠点外について、国から方針が示されておられません。

拠点外の整備につきましては、国の方針を確認した上で、整備計画を検討してまいります。

また、住民説明会につきましても、国の方針を確認した上で、実施を検討いたします。

続きまして、（2）浪江町役場津島支所を早急に再開し、津島地区が「消滅の危機」から脱却できる復興・再生の体制強化について問うにお答えいたします。

拠点整備の進捗につきましては、町内関係課と連携し整備促進に努めているところでございます。

現在は、除染・解体が中心でございまして、支所機能の復旧につきましても、今後、整備の進捗にあわせて津島活性化センターでの業務再開を含めまして、検討しているところでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 再質問。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 順序をがらっと変えて、帰還困難区域の促進についてから再質問したいと思います。

議会では、全員に配布していただきましたが、完全賠償を求める会、約300世帯が加盟している住民団体であります。お手元の4ページ、5ページ裏表になっているのがありますけれども、帰還困難区域の当面する緊急要求で、5ページには具体項目が書かれてあります。私は、この問題を2つに絞って質問したいと思います。

1つは、とにかく9年経っても第1ステージ以外何も見えていないと、どこに障害があるのだと、やはり町の態度だと。今、課長答弁も先ほどの一般質問でも国の方針が示されていないということでしたが、だとするならば町で帰還困難区域の整備促進、第2、第3の事業促進をどう図るか青写真をつくる必要があります。末端行政の責任ではありませんか。町長、改めてお答えください。

それから、津島支所については、活性化センターを活用したいと

ということですから、それは私は柔軟な対応だと思っております。

それから、変形労働制の問題ですけれども、教育長答弁では条例化は考えていないと、県にも意見を上げたいということです。一歩踏み込んで、この流れかいうと県が条例をつくるということになっているわけです。仮につくった場合でも、市町村教育委員会に押しつけるべきではないということをする必要があると思いますけれども、改めて教育長の答弁を求めたいと思います。

それから、家老地区の旧小高水路の災害復旧ですけれども、課長、あのままにしておくということですか。現場を見ていると思うのだけれども、今日も被害の危険にさらされている本人が傍聴席にいますが、それはさておいて、放置しておくのですか。誰の責任で、どう災害対策を進めるのですか。お答えください。

それから、河川整備についてですけれども、高瀬川も含めて請戸川水系の計画に入っているということですが、それはそれでわかりました。その上でなのですが、1つは室原から下流非常に土石流が堆積しております。河床が上がっております。あそこを早急に底払いする必要がある、そのことについて町は県に求めているのかどうか。

それから、問題は114号沿線、特に弁慶穴付近の土砂流出の問題です。課長もあそこを通勤で通っているからおわかりだと思うのが、弁慶穴のこちらから行くと入口のところ、あるいは弁慶穴の極めて近いところ、あそこに私も現場に入りましたが、砂防ダムが1カ所あるのです。そこはダムいっぱいにはなっていましたがけれども、砂防効果を果たしておりました。その隣のところから大量の土砂が道路に流出していると、あれは極めて危険です。したがって、砂防ダム、国有林の問題だから国有林関係省庁に要請するということだけれども、もっと計画を具体化すべきだということを町は求める必要がある。どうするのか、お答えをください。

それから、イノベーション・コースト構想について、いろいろお答えになりました。端的にお尋ねいたします。これまでどれだけの事業費が投入されているのか、議会に町民に明らかにしていただきたいと思います。

それから、行政報告では水素利用計画とはありますけれども、当然莫大な資金がかかります。問題は、世界最大拠点の水素製造整備事業を町に設置しながら、具体的な経済効果についてはイメージできるような説明は先ほどの課長答弁でもないのです。1つは、あそこの設備でどれだけの発電をして、どれだけの水素を製造して、どれだけ流通消費を考えているのかと、どういう考えなのかと。その

ことと町の復興再生とどう関わりを持つのかということについて、当然町は受け入れ自治体ですから、N E D O に対してそこを明らかにさせる必要がある。どう考えているかお答えください。

それから、農業賠償の問題でお手元に資料を配っております。ご覧のとおり裏表になっていきますけれども、2つです、表の四角の2です。帰還困難区域について再開の意思がなければ、休業賠償、損害賠償の対象にならないという説明なのです。それから、裏面を見てください。2016年（平成28年）12月までは、農業賠償が行われました。その後3年間、2017年、2018年、2019年の賠償が行われました。そこから先を見てください。3倍賠償の分を再開をして販売したという場合、3倍の賠償からその分を差し引くというのです。あの3倍の賠償というのは、何だったのですか。これでは、浪江町に戻って浪江町を再開しなくてはならない、頑張って地域経済振興のために、農業振興のために頑張らなければならないという意欲がわかないでしょう。それは、課長も答弁されたとおりです。したがって、これは断固見直しする必要がある。町長、このことについて、どう対応するかお答えください。とんでもないです。

それから、仮設住宅については、継続は求めないということですが、まだ住宅確保の見通しがついていないという人たちが十数件いるのです。その人たちの生活保障、住宅の確保について、町は突き放すのですか。どこにいても浪江町民、それは馬場町政から築いた吉田町政の町民に対する接し方でしょう。それとの関係からいっても、それはいろいろ県が決めた、国が決めたということはあったにしても、実態は突きつけてこれでは町民が野垂れ死にするしかない、住宅再建できるならばとっくに再建しています。できないから今そこに入っている。

さらに、これは時間もないからだけれども、私のところに4月以降家賃値上がりの通知がきたという相談がありました。例えば、これは2人分ですが、1人は家族の総所得が120万7000円、家賃は1万9200円です。年間負担割合にすると19%です。

○議長（佐々木恵寿君） 馬場議員、時間です。

○16番（馬場 績君） こういう状況ですから生活の保護の問題も先ほど示したと。したがって、こういう実態にある町民の生活支援をどうするかということが、住宅確保との関係で求められる。改めて町の見解を求めておきます。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者。

町長。

○町長（吉田数博君） 私からは何点かお答えをさせていただきたいと

存じます。

まず、帰還困難区域拠点外の取り扱いでございますが、先ほど14番議員にもお答えしましたとおり、第2ステージ以降の方針が国から示されていないということで、なかなか困難を極めるということでもあります。ただ、だからといって放置をするのかということでは決してなくて、やはり拠点以外の家屋の解体あるいは環境の保全、あるいは早期の解除の方針を示すように、機会があるごとに求めてまいりますし、今までも求めてまいったところでございます。

当然ながら、先ほど課長が答弁したように、第1ステージにおける対応につきましては、活性化センターを中心に対応を図ってまいりたいと思います。ただ、議員おただしの町の整備促進計画をつくれということにつきましては、一つの考え方かなと思いますので、私なりに私の中で考察をさせていただきたいと思っております。

それから、中間指針における東電の賠償の農業問題についてありますが、先ほど課長がお答えしたように中間指針においても特別な努力によって得た利益について、それは差し引くということは許されない行為だと思います。とにかく土地改良区でも問題になっておりますが、小高区における試験栽培で米作を行っておりますが、それを現実的に差し引くという話が出てまいりました。それは大変な問題なので土地改良区全体としての共通認識として、それはまかりならんと、あくまでも試験栽培であるということで共通認識をしたところでございますので、そういった方向で進んでまいりたいと思います。

あとは、担当課から答えさせます。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁。

教育長。

○教育長（笠井淳一君） 再質問にお答えします。

先ほどの一般質問での回答の繰り返しになるかとは存じますが、町教育委員会といたしましても、現在の変形労働時間制の条例化については考えておりません。そして、それについて県教育委員会に対して働きかける予定はございません。

なお、動向につきましては、まだ県教育委員会からも通知等はないので、これからの動向について注視してまいります。そして、教育委員会として研究してまいりたいと思っております。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） この場であやふやな話をするのはまずいと思い控えておりましたが、この件に関しては関係しそうな機関、例えば磐城森林管理署であるとか、林業事務所であるとかそういった

たところと相談をしたいと思っております。ただ、相談してその結果どうなるか全く何ともいえない状況でございますので、先ほどは質問を控えさせていただきました。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） 114号線沿線、弁慶穴付近の土砂流出対策につきまして、先ほどご指摘ありました砂防ダムの設置者及び道路管理者及び周辺の森林所有者、3者で具体的な対策を講じていただくよう、改めて要望してまいります。

また、室原下流の土砂につきましては、県で堆砂除去はすると来年度予定しておりますので、その予定に入るかどうか要請してまいります。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 水素の経済効果につきましては、いろいろと段階的にこれは検討していかなければならないものだと思います。来年、再来年において即座にそれが効果が出るわけではないと思います。なぜならば、実証実験でございますので、実証実験の期間中はこの水素を売却するということはできないわけでございます。然る後に、その実証実験が終わった後に水素を売却する際、ただ目標としては1ノルマル立米の値段を下げていくことによって水素社会を実現していくということですので、そのときの1ノルマル立米当たりの値段が、100円なのか30円なのかによって経済効果はいろいろと変わってきますけれども、この水素拠点は1日で150世帯、1日で560台のF C V自動車を満タンにできると、こういった設備でございますので、こういった設備が実証実験が終わって商用にシフトした際にいくらになるのかというのはこれからの検討でありますので、我々の目標としてはそういった商業ベースにシフトできるような実証実験を続けていって、バージョンアップしていただくということを要望していくということが大切だと思っております。

さらには、F H 2 Rのこれまでいくらかかったかというご質問につきましては、私ども正確には教えられておりませんので、毎回言っていますように150億円程度以上はかかっているという推測でございますので、その辺については適当な数字を私はここでは申し上げられないということでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 生活支援課長。

○生活支援課長（横山秀樹君） 応急仮設住宅の入居継続の件についてですが、これまでに使用を終了しまして退去なりあるいは使用を終了された方がいます。そういった方との不公平感も生じる可能性が

ありますので、入居継続を求めていく考えはございません。応急仮設住宅の使用終了によりまして、そういった生活困窮とかが見込まれる方につきましては、現在もそういった対応をしているのですが、福祉部門なり関係機関と連携をとりながら支援に努めてまいりたいと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁が終わりました。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 生活支援課長、ということは期限切れになったら出て行きなさいと、言葉は悪いけれども追い出しをかけるのですか、どう対処するのですか。お答えください。

それから、あとコロナ問題について最後に一言お尋ねしたいのですけれども、実は課長の答弁では帰国者・接触者センターに相談してもらいたいと。ここに相談しても、らちが明かないでしょう。高齢者の場合は37.5度以上2日間続けばということだけでも、そうでない人は37.5度4日間続いているかどうか、あるいは海外渡航歴があるかどうか、帰国者であるかどうか判断基準だから、今そういう状態ではないでしょう。いつどこで誰が罹患してもおかしくないということですから、もっと身近なところで相談できるように体制をとるべきだと。それは、町はもう最大限できることはやっているということはわかりますけれども、検査体制も含めて県にもっと県民にあるいは町民に親切丁寧な対応をするように再度求めるべきだと思います。お答えください。

それから、基礎疾患を持っている人です。私はさらっと触れましたけれども、実は浪江診療所でも札幌市から糖尿病専門の先生といってもいいでしょう、先生が浪江診療所に来てくれていました。担当課の話では3月いっぱい契約解除するということです。それは、さまざまな問題があると思うのだけれども、これまでも糖尿病だけではないのだが、30人以上の患者が診療所に来ていると、極めて深い関わりがあるのです。信頼関係が極めて深い、したがって場合によっては勤務延長も含めて、コロナ対策という角度から対応をとる必要があると私は思います。町がどう対応するかお答えください。

それから、帰還困難区域の問題にまた移ります。町長、ここに特定復興再生拠点計画福島県双葉郡浪江町、これは環境省と復興庁とそれから県も来ていたのかな、浪江町も入って12月4日に区長に説明会をやったとき、我々もこれと同じ資料をもらいました。ここに何て書いてあるか、津島地区についてこう書いてあるのです。住民の帰還を目的とし、震災前に住んでいた家に戻ることができるようにするために、住環境の整備を図ると。帰還した人も二重生活にな

る人もいるかもしれないけれども、そういう人たちが交流を図ることができる施設の復旧、整備を図ると書いていて、あと別な資料には津島支所の業務再開についても期待を持たせる記述があるので。もちろん国は示していないということは私もわかっています。そこをどう動かすかと、正直動かせるのは住民の声、住民の声を受けた町の態度です。町独自に青写真をつくったらどうですか。あと17年待てないと、町の考えはこうだと、それで県で第2・第3ステージの計画をつくってくれと、町が県に対して、国に対して進めない限りそれはできますか。ことが前に進むと思いますか。全域帰還困難区域の津島町民もそれ以外の帰還困難区域の町民も浪江町民です。国が示していないから説明できない、とんでもないです。町はこういう計画をつくりました、それで説明会を開催できないのですか。それでもできない理由あったらお示してください。

それから、公立学校の一年単位の問題については、町が条例化は考えていないということだから、結論からいうと町として変形労働制の導入を考えていないということだと思います。そこは確認しておきたいと思います。

その上で、次の質問なのですけれども、防災・減災の問題で今課長としては関係機関と協議する、磐城森林管理署と協議する、相談をするということしか言えないのかもしれないが、別な角度から考えてみてください。私も現地に入りました。住宅から裏山があって、それと並行して小高江があります。小高江を超えて山林に土砂が流出しているのです。住民としては、私の家土砂でつぶされてしまうのではないのかと思うのは当然でしょう。しかも、あそこから先終末の排水路のところまで行ってみました。そうしたら、旧水路が形として残っていて、こちらから行った水が、どれくらいかな私が見たところ20cmか30cmの塩ビ管が設置されているのです。あふれた水がそこを流れて谷に流れていく、それが114号に土砂流出となって現れている。課長もご存じかもしれませんが、家老の馬頭観音のところに豪雨災害で流出した土砂がまだ残っています。だから、あそこにも砂防ダムをつくる必要があると思いますが、このままでは国道114号を通過する交通車両にも被害が及ぶと、民家のところだけではないのです。山から来ている土砂と豪雨と合流しているのです。だから、何らかの対策を立てない限り、二次、三次被害が起きるということは、現場を見ればわかります。したがって、国有林に設置されているから国有林ということになるのか、そうではなくて減災・防災ということできまざまな予算が組んであるわけだからそれを活用する、それができないか県の相双農林事務所とも、

あるいはそれ以外の関係部署とも相談をして、地域住民が不安なく我が家を見守ることができるような対策をとる必要があると思います。改めて答弁を求めます。

最後に、家族農業の問題です。これは、浪江町の活性化、復興再生は地元の農家が戻って来ることが最優先だと思います。しかし、新規参入の問題もあると思いますけれども、地元の農家が再開できる、意欲の持てる、そういう制度設計、それは何かといったらやはりそこで働く農業再開する人たちに直接支援をするという制度設計を県を通じて、あるいは国に対して求めていく必要があると思います。浪江町の将来がかかっている制度設計だと思います。担当課長として、今後どうそれをつめていくかお答えください。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁。

町長。

○町長（吉田数博君） まず、帰還困難区域のことに関し、答弁を申し上げます。先ほどから申し上げているように、第1ステージの整備中であります。5年後に第2ステージが始まる、あるいはその7年後に第3ステージが始まるという保障は一切ありません。そういった中で、行政として責任の持った住民対策がとれるのかというとはなはだ疑問でありますので、まず国にはしっかりと働きかけをしながら対応を図るのが基本だと思っておりますので、ただ第1ステージの中での対応については、中心施設は当然ながら活性化センターになろうかと思いますが、その隣に保育所がございますので、新しい施設でございますのでそういったものも活用しながら、地域の住民との懇談を重ねていきたいと。その住民というのは、復興組合でありますけれども、そういった対応を図ってまいりたい。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 生活支援課長。

○生活支援課長（横山秀樹君） 応急仮設住宅の供与期限がくれば追い出しになるのかというご質問に対して、お答えいたします。ご指摘のような状況にならないよう、住宅再建及び生活再建の支援に努めていきたいと考えておりますが、ご指摘のような状況が見込まれるような場合、あるいはそういった状況になったような場合には、県と連携しまして訪問等による入居者との話し合いを進めてまいりたいと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関 久君） コロナウイルスの相談体制のご質問にお答えいたします。コロナウイルス感染症の患者が発生した場合には、まずは14番議員にもご説明したように帰国者・接触者相談セ

ンターに相談していただくのが原則となります。町に相談されましても、結果的には帰国者・接触者相談センターを案内することになり、町民にとってその分余計な手間がかかることになってしまうと考えております。

次に、診療所の医師についての契約継続の件でございますが、その医師には先日契約しない旨をお伝えしており、医師も了承しておりますので、再契約することはありません。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 家老地区の災害復旧についてでございます。先ほども申し上げましたが、関係機関と今後相談していきたいと思います。ただ、その際先方から必ず聞かれるのが管理責任がどこにあるのだということが必ず問われるかと思います。そのことについて、まだ整理ができておりませんので、そこを整理して相談したいと思っております。

次に、家族農業を支援することについてでございますが、現在でも営農再開支援事業、あとは12市町村農業者支援事業などほかの地域と比べて大変有利な補助授業があります。それを活用して支援していきたいと思っております。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で、16番、馬場績君の一般質問を終わります。

○議長（佐々木恵寿君） ここで暫時休議します。

（午後 2時55分）

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午後 2時56分）

◇山 本 幸 一 郎 君

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君の質問を許可します。
12番、山本幸一郎君。

〔12番 山本幸一郎君登壇〕

○12番（山本幸一郎君） 12番、山本幸一郎です。議長の許可を得ましたので、一般質問を一問一答方式でさせていただきます。よろしくお願いします。

初めに、1、特定復興再生拠点についてからお願いいたします。

（1）末森・室原・津島の3地区について、当初の計画では除染後、集会所もしくは屯所の建設の計画があったかと思いますが、どのようになっているかお伺いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） お答えいたします。

特定復興再生拠点区域復興再生計画は、5年間の計画でございます、解除区域と同様、まずは除染・解体を進めてございます。

復興再生拠点区域内の集会所と屯所の取り扱いにつきましては、地元消防団や行政区等の意見を確認しながら、検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） では、今地元の住民と協議してからということですが、今まで協議した経過はありますか。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） まず、消防についてですが、消防団は基本的に分団長、副分団長を入れた幹部会、それから各分団には部長等の意向を確認ということを今まで続けてきております。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 集会所については、今後協議を進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） では、集会所について地元の方と今度協議するというような答弁ですが、いつ頃までにこの結果は出される予定ですか。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） まだはっきりと決まったものはございません。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） そこで、お伺いします。復興再生拠点も今で2年が経過しているかと思います。多分残り3年の間に、もしくは屯所、集会所が建設されるのかなと期待していました。そのように特定復興再生拠点の立案には計画に載っていました。それで、時が経てばこの計画が徐々になくなってくるのかなと思って心配しております。なぜならば、津島は拠点に活性化センターもしくは室原地区は防災拠点等々があって一時避難というか、その近くにすぐ水をもたらったり、トイレに行ったりいろいろするところがございますが、大堀地区に関してはそういうところが一切ありません。それで、そのときの区長とのお話会の中でもそういうところを仮設トイレもしくは水道等が、町では準備区域の間にしてくれるというようなお話でしたが、一切ありません。浪江町解除のときにもそういうところがあって、初めにはトイレ等々が置かれて住民の方が使うことが

できました。復興再生拠点にもそのようなところは、トイレ等々は各集会所に置かれているのかどうかお伺いします。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁調整のため暫時休議します。
（午後 3時00分）

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。
（午後 3時05分）

○議長（佐々木恵寿君） 答弁。
住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） 帰還困難区域のトイレにつきましては、国の委託金を使いながら、今年度は12カ所で24基の設置ということでさせていただいております。来年度におきましては、予算を計上させていただいておりますが、14カ所で28基という計画でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） ありがとうございます。来年に仮設トイレ等々が前の準備区域のところの撤去したやつがあると思うので、置いていただきたいなというような要望でありました。来年早急につけていただければと思います。

（2）に移ります。先ほどからあります第2ステージの除染について質問させていただきます。10番、14番、16番議員から同じような質問ではありますが、先ほどの町長の答弁の中で、あと5年、7年後に国は確約をしていないみたいな答弁がありました。私たち帰還困難区域の方はしてもらえると認識していましたが、町の認識は5年後にやるかやらないかわからないところではありますが、やる方向だと私は思って考えていました。もう一度、町長に5年後ははっきりやるということは本当にわかりませんが、やる方向で前向きな話し合いとか、もしくは双葉インターが開通すればその間に拠点を増やすとかそういう方向で前向きな答弁をいただきたかったのですが、そのような時代の背景とあわせて拠点を増やしたりするような帰還困難区域の住民との会話をする予定はあるか、改めてお伺いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 町長。

○町長（吉田数博君） お答えいたします。先ほど申し上げたのは、5年後に必ず解除しますという国からの返答がないということでありまして、特に私の思いとしましてはできれば前倒しで5年を待たずに何とか対応を図るべきだということは再三申し上げてまいりまし

た。スタンスとしては、当然5年後には第1ステージから第2ステージに移っていくそういう明確な方針を示すべきだというスタンスは変わりませんけれども、ただ現実には国からまだ第2ステージが5年後に確約を得たということがないということでございますので、私のスタンスに基づいて前倒しを含めて必ずやってほしいと、それをしてしなければ今帰還困難区域にお住いの方々の夢が保てませんので、それが新しいまちづくりに非常に悪影響を及ぼすという観点から、議員おただしのようにならと5年後に必ずという思いで対応を図ってまいります。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） （3）帰還困難区域で復興拠点以外の建物の解体工事を望む町民が多いが、検討はしているのかという質問ですが、先ほども同じような質問がありました。しかし、第2ステージの予定もなく、多くの復興拠点以外の方は自分の家に帰るたびに家が朽ちていてもう寂しいような状況だとお伺いしております。以前にも同じような質問をさせていただきましたが、私の提案ですが第2ステージがはっきり決まらないのであれば、復興拠点以外の家の解体を要望したいと思います。それに関して町長はどういう考えか、お伺いしてよろしいですか。

○議長（佐々木恵寿君） 町長。

○町長（吉田数博君） 先ほどから議論になっているところでございますが、確かに帰還困難区域にお住まいの方々にとってたまの里帰りが朽ち果てた、荒れ果てた状況を見るに忍びないという思いも十分承知をしております。事あるごとにお金だけではないと、つまり生活支援金の関係もございますけれども、そのお金だけではない、やはり自分のふるさとに対する思い、あるいは自分の家に対する思いを思うときには、やはり朽ち果てた家あるいは環境を早急に整備すべきだということは再三申し上げておりますし、これからも申し上げていきたいと思っております。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 2番に移りたいと思います。学校敷地の利用についてお伺いたします。（1）学校の敷地利用計画はどのようなになっているのか。また、防災コミュニティ整備と重ねてお伺いたします。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） お答えいたします。

学校跡地の利用につきましては、昨年11月の浪江町立学校校舎等検討委員会からの答申に基づいて進めているところでございます。

避難指示が解除されたエリアにある学校のうち、なみえ創成小中学校及び請戸小学校を除きまして、まず、校舎につきましては町として利用する予定はございません。次に、校舎を除く敷地、主に校庭部分につきましては、幾世橋小学校と浪江中学校で防災コミュニティセンター、荻野小学校で防災コミュニティセンター及び水稻育苗施設の候補地として検討をしております。なお、大堀小学校の校庭では、サケふ化施設の候補地の1つとしてボーリング調査等を実施した経過はございますが、現時点では候補地を検討する際の事前調査という位置づけでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） そこで、今大堀小学校について、お伺いいたします。

11月のときには、ふ化施設のお話はございませんでした。それで、区長会との相談会するときにも今のところ何もなくということでありました。それで、区長には今後跡地はどのようにしたらよろしいかと町で伺ったときには、区長の代表の方はシンボルの小学校であるので、公園もしくは緑地帯でみんながいつも集まれるような場所にしていきたいということでした。

私が何を言いたいのかというのは、そのときにももしそういうお話があるのであれば、今ボーリング工事したと聞きましたが、そのときもしかしてわかっていたのであれば、区長もしくは多くの町民の皆様には町は嘘をついたという言葉は悪いのですが、そのような状況で勝手に物事だけが進んでいるように思われます。再度くどうですが、ボーリング予定地は小学校ではなかったはずですが、なぜ小学校の敷地になったのかお伺いします。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） お答えいたします。当初小野田の民有地でボーリング調査をする予定で実際しております。その後、年が明けてからなのですが、学校の敷地の利用についていろいろと役場内部で考えておりますけれども、そこも候補地の1つとして考えてみてはどうかという議論が内部から上がりました。と申しますのは、もし大堀小学校をどこでも使わないということであれば、そこにふ化場を設置した場合、造成費用とかがかなり安くなるのではないかと期待もありました。ただ、そうはいってもふ化施設には水が重要でございますので、まずは水質を検査しないとそこでやるべきかどうか判断できないということで、事前にボーリングだけをさせていただきました。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君）　そこで、企画財政課長にお伺いします。議会の全員協議会のときには、何かありますかと聞いたときに、今のところありませんと言っていました。もうその時点では、ボーリング工事がされていました。学校の管理は、町の土地の管理は、誰がされているのでしょうか。

○議長（佐々木恵寿君）　教育次長。

○教育次長（柴野一志君）　現段階では、学校の土地の管理につきましては、教育委員会事務局でさせていただいております。

○議長（佐々木恵寿君）　12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君）　では、教育委員会ではボーリング工事がなされているのはわかっていたのかどうか。

また、2月までは学校の公募で募集がかかっていたはずですが、そのときには全員協議会でもそういうお話はありませんでした。誰が命令したのか、もしくは勝手に農林水産課長はボーリングの発注ができたのかどうかお伺いします。

○議長（佐々木恵寿君）　教育次長。

○教育次長（柴野一志君）　ボーリング自体の決定権というのは、教育委員会にはございませんけれども、その場所を貸し出すこと自体は教育委員会で決定権がございますので、私のほうで決定したという形になっております。

○議長（佐々木恵寿君）　12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君）　では、そこで改めて教育次長に聞きます。今、大堀小学校は遺跡の発掘調査をやっています。かなりのものが出ているというようなお話を聞きました。もしくは、そういうところをやるのであれば、教育委員会というのは遺跡を十二分に管理するような権限があるかとは思いますが、万が一ボーリングしたところの下に遺跡があったらどうするのですか。やる順番がずれてはいるのではないですか、お伺いします。

○議長（佐々木恵寿君）　教育次長。

○教育次長（柴野一志君）　遺跡の関係でございますが、包蔵地の部分にあたるか、あたらないかにつきましては、事前に確認をした上でその範囲ではないということで、その貸し出しは決定しているというところでございます。

○議長（佐々木恵寿君）　12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君）　よくわからないのですが、構造物がどこに建っているかわかっていないと言っておいて、何で構造物にがしてボーリングできたのですか。今何も決まっていらないと言っているのですよ。何で構造物をかわしてそこにボーリングができたのですか。

もうこれはありきではないのですか。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（柴野一志君） 構造物ではなくて、文化財が登録されている包蔵地という場所があるのですが、その部分にあたらないということで、許可を出したということでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 私昨日ここの遺跡の発掘調査を見に行きました。ボーリングやっているところも確認しています。遺跡が出たのはすぐ隣です。どこでかわっていたのですか。校庭の中何箇所も試し掘りしているのですよ。私が言っているのは、そういうのを確認した後にボーリング工事なりいろいろするのが普通ではないのですかということを言いたかったのですが、それに対してどう思いますか。

○議長（佐々木恵寿君） 暫時休議します。

（午後 3時19分）

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午後 3時25分）

○議長（佐々木恵寿君） 答弁。

教育次長。

○教育次長（柴野一志君） 今ほどの調査の必要性というか工事をやっていいか、いわゆるボーリング調査みたいなものやっていいかどうかの件についてお答えいたします。仮に包蔵地だったりとかそういったところに隣接あるいは入っていたとしても、掘削のような面的なものでなければ、実際のそういった調査、面的なものとかについては届け出の必要もございませんので、特に教育委員会事務局の中で貸し出しの判断ができるというような形になっております。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 改めて確認します。ボーリング調査をやっているのはわかっていたのですね。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（柴野一志君） どの段階かは少しはつきりしませんけれども、当然貸し出しをしておりますので、そこは確認しております。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 私が企画財政課長に聞いたときには、ボーリングをやりたいというような報告はあったが、企画財政課では許可

していませんとそのときは言っていました。誰が学校は管理されているのですか。この間の臨時議会で企画財政課でもできるということとでいろんなことがあったのかなと思って条例改正になったと思います。これは、教育委員会なのか企画財政課なのかどちらなのか。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（柴野一志君） 現在のところなのですが、先だっつの条例改正のときの施行期日令和3年4月1日付で閉校するという形になっておりまして、その間までは管理すること自体は教育委員会事務局で管理するものとなっております。現在の状況といたしましては、令和3年4月1日以降に閉校することを見込んで、その後の活用について教育委員会で管理するような事業以外のもので何ができるかというようなことを検討しておりまして、全体的な統括については企画財政課で実施しているところでございます。

そういったこともあって、私どもと企画財政課では基本的にはそういった情報の共有が必要であるということは間違いございません。やる方向性だけ聞いていて実施するところまでは確認できなかったというのであれば、私のほうで情報が共有できていなかったというような形になるかもしれませんので、そこについては大変ご迷惑をおかけしたと感じているところでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） では、（2）に移ります。学校の跡地を利用したい人、もしくは購入したい人はいたのかの前に、アンケートというか相談するところは、4月1日前ですけれども教育委員会ではなくて企画財政課ですよね。募集をかけているのは企画財政課ですが、これはどういうことなのか。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 募集をかける準備を今進めているところでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） この間の全員協議会におかれましても、2月までに募集を終わらせたいと、ただし値段等々の話が決まっていなくて1カ月延びましたというようなのをその後で聞きました。くどいようですが、それで今の答弁いいのですか。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 公募の部分についてご説明したいと思いますが、現在跡地も含めました利用見込みのない校舎のうち比較的築年数が浅く、復旧費用がかからないと見込まれます幾世橋小学

校校舎及び大堀小学校の校舎について、売却による民間法人の利用に向けまして公募の準備を進めておりまして、公募期間は3月上旬から開始しまして、応募申し込みを3月末とする予定でございます。その後、提案書の提出を5月中旬とする予定でございます。この公募によりまして、購入希望者を把握してまいりたいと考えてございます。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） くどいようですが、これは4月1日からは企画財政課ですけれども公募は企画財政課でよろしいのですよね、管理は教育委員会なのですよ、その辺をもう一度。教育委員会で公募しているなら筋道が通るように私は思うのですが、ボーリングは教育委員会で管理していて、公募は企画財政課なのですよ。くどいようですが、それでよろしいのですよね。

それで、全員協議会には2月いっぱいまでとくどいほど言っていたにも関わらず、公募の開始もそのときは説明しませんでした。2月末ということだけは、全員協議会でみんなにお知らせしたのは企画財政課長ですが、今のところの時間のタイムラグはどうなっているのですか。

○議長（佐々木恵寿君） 暫時休議します。

（午後 3時32分）

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午後 3時32分）

○議長（佐々木恵寿君） 佐藤副町長。

○副町長（佐藤良樹君） 申し訳ございません。一旦整理させていただきたいと思います。

今、現在教育委員会で先ほど申し上げたとおり、令和3年4月廃校ということで決定をさせて議会の議決もいただいております。その中で、それまでの間跡地の利用に関して一切手をつけられないということは、なかなか町としても早期に利用を決定したいということもございまして、県の教育委員会等と国も含めまして確認をしていたところでございまして、利用に関しては進めてよろしいという判断をいただいたところでございます。整理になるかどうかわかりませんが、まだ教育財産でございます。底地に関してといいますか建物を含めて底地に関しては現在も教育委員会の管理、この件に関しましては令和3年4月1日までは当然継続するということでござ

います。

一方、跡地利用に関しては、いずれそれを経まして一般の財産となるという仮定に基づいて、先ほど国・県等に確認した中で利用に関しては進めてよろしいということがございますので、いずれ一般財産となると企画財政課の管財係で管理をしていく上で、募集に関しては企画財政課で現在担当しているということでございます。そういう形になります。

先ほど来、さかのぼって申し訳ございませんが、昨年区長さん、議員さんも同席されておりましたが、その時点では小野田の水田の試掘調査はしておりましたが、学校に関してはまだその決定はしておりませんでしたので、その当時はそこでお話できませんでした。さらに、今年に入りまして全員協議会等々で、例えば今現在利用は何もないのかということに対してお話できなかったことは先ほど来申し上げておるとおり、内部の話し合いが滞っていたということでございますので、そちらはまずお詫びを申し上げたいと思います。

その上で、校舎の跡地利用に関して今申し上げたとおり比較的新しいということで、大堀小学校と幾世橋小学校について公募の決定をしました。2月中ということをお願いしましたが、公募にしましては、例えば公募する企業がそこを維持できるかとか、あとは例えばいずれ事業が終了した上で大きな建物ございますので解体までできるのか、そういうことを審査するためにプロポーザルでやるという方向を決定しまして、できれば明日あたりに公募をホームページ等に掲載させていただきたいと考えております。第1回の委員会を開催しまして、金融機関等々の方々に委員になっていただきまして、そういう財務的なもの、あとは体力等々を審査できるような体制を整えて、それで公募を開始したいと今現在考えてございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 今までの経過はわかりました。それで、（2）に戻らせていただきますが、購入したい人がいるのかということで、今、幾世橋小学校、大堀小学校で多分手を挙げられた方がいたのかなと個人的に思うのですが、購入にあたっては売却なのかもしくは借地というかお借りするようなあれならば後で解体等々するのが町になるからプロポーザルになるのかなとは思っているのですが、前の話では売買も考えていますと。売買であるならばその人の財産になるかと思われるので、プロポーザルにはあわないのかなと思うのですが、これはプロポーザルだけの審査なのでしょうか。

○議長（佐々木恵寿君） 副町長。

○副町長（佐藤良樹君） まず、売買か賃貸かという部分でございますが、その件につきましては売買、あくまで建物を含んだ底地、底地に関しては利用範囲等々もございますので、一定の敷地を定め校舎に関連する若干の駐車場とか含めまして、例えば学校全体校庭を含めた形までの設定はしてございません。校舎の範囲内の体育館等々とか、大堀小学校で申し上げますと幼稚園とか公民館等と体育館もございます。また、プール等もございます。そちらは解体で校舎のみの底地を含めた売却を検討しているところでございます。今回のプロポーザルに上げたいと思います。先ほど申し上げたとおり、売買の形で検討はさせていただきたいと思っております。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） それで（3）に移りたいと思います。今、プロポーザルでやるようなお話が出ました。値段はいいのですが、積算はされていて担当に行けばそれがわかるような状況になっているかどうかお伺いします。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 利用者を公募予定の幾世橋小学校及び大堀小学校につきまして、まず校舎についてでございますが、建物の被災状況、取得後の復旧費用、将来的な解体費用等を踏まえまして、無償での譲渡を予定してございます。

また、敷地につきましては、最終的に不動産鑑定による価格決定を想定してございますが、公募時点におきましては他の取引事例等を参考として専門家からの意見も踏まえまして、1平米当たり7000円前後で設定する見込みでございます。

なお、校庭を除く校舎周辺の敷地の売却を想定してございますが、それで計算いたしますと、幾世橋小学校では約4100万円、大堀小学校で約6300万円程度を参考価格とする見込みでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 3番に移りたいと思います。駅前開発または、駅裏開発の計画についてお伺いします。

先ほどの町長の説明にもありました、駅前の開発が来年度に計画がされるというようなお話でした。それで、私が皆様や前回の方と質問がだぶるので違う方向からお伺いします。

駅前開発で以前にもアンケート等々をとってあまりにも良いような回答ではなかったというような報告は聞いています。それで、万が一来年の事業をする前にもう一度アンケートを多分とられると思っています。それでも良くない、要は同意があまり得られないというようなときが出た場合には、駅裏開発とかもしくは駅前だけでな

くても権現堂は広いので浪江小学校跡地の利用がないのであれば、そういうところに何か開発するような違う方向の開発は考えているのかどうかお伺いします。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 駅裏の一部も含めた駅周辺の開発でございます。駅前周辺と申し上げてしまいましたが、駅の東西自由通路等を含めた駅裏の一部も含めたものを考えてまいりたいと考えてございます。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） それで、（１）の質問に戻らせていただきます。以前にアンケートをやった結果は聞いております。来年度になれば早急にアンケート調査を実施するかどうか、予定地候補にするのかどうかお伺いします。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） アンケート調査というよりはもっと具体的な意思確認レベルのことになると思います。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 4番なのですが、5番に移らせていただきます。町営住宅についてお伺いします。

前半似たような質問があったのですが、（１）町営住宅をすべて解体する予定と聞いていますが、実際そうなのかどうかを初めにお伺いします。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） それでは、ご質問にお答えいたします。

震災前に供用していました町営住宅のうち、帰還困難区域にある津島住宅を除く全住宅において、平成27年度に被害調査を実施しまして、すべて半壊との結果が出ておりました。この結果を踏まえまして、平成29年2月に旧法務局等と一緒に既存の町営住宅の解体について、環境省による解体申請に向けた事務を進める旨の方針が決定されまして、入居者の退去手続きを進めております。

平成30年3月議会におきまして、解体するための用途廃止をすることをご報告しまして、条例改正についてご承認いただきまして、同月環境省に解体申請をしております。

今後の予定につきましては、来年度には津島住宅を除く旧町営住宅の解体工事が行われる予定となっております。

また、津島住宅につきましては、平成30年度に被害調査を実施しまして、半壊の結果が出まして、平成31年3月に解体に向けて事務を進める旨の方針を決定していきまして、これから用途廃止、解体の

申請をする予定であります。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 条例改正はわかっていましたが、すべての町営住宅かどうかは勉強不足で大変申し訳なかったのですが、見る限りであまり壊れていないようなところが若干個人的には目についたものですから、安くリフォームして使える物件は使ったほうが本当はいいのではないかと思ったのですが、そういうような検討は実際されたかどうかをお伺いします。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） 既存の町営住宅は建物自体が東日本大震災の被害で半壊の調査結果が出ておりまして、改修には高額な費用が必要として解体の決定がなされておりますので、現在のところ改修の予定はございません。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） そこで、お伺いします。半壊というのはどこまでが半壊なのか幅広くてわかりづらいのですが、私も家の立会いに行ったとき、半壊は糸ぶら下げてある程度以上でずれていたら半壊ですと簡単な説明を受けました。それで、私のそばにある町営住宅をやったら全然そんなことはないのですが、どこまで見ているかは外観しか見ていませんが、半壊の程度というのは大・中・小というかたくさんあるかと思うのですが、全部が全部大規模半壊もしくは何半壊というかわかりませんが、半壊の程度はどのような程度だったのでしょうか。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） 被害調査の結果につきましては、全壊、大規模半壊、半壊及び半壊に至らないと4段階がございます。その中で、今回全部の既存の町営住宅につきましては、全てにおいて半壊ということでありまして、外観だけでなく詳細な中の調査をした結果、専門家による結果ですので、それはある程度の基準におきましてそういった結果が出ております。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） では、（3）に移りたいと思います。帰りたくても住むところがなくて帰れない人もいます。安く入居ができれば町営住宅等に入りたいという町民も多くいます。

町としては、帰町者を十二分に歓迎すると私は思うのですが、先ほど10番議員の一般質問でも出ましたが、住むところがないと浪江町に戻って来れません。来年度の移住促進住宅等々が建てれば100%と10番議員のときは言っていましたが、100%であるならば町営

住宅等々を建てる予定というか考えはお持ちになるかどうか、お伺いします。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） 先ほど10番議員のご質問でも企画財政課長からお答えをさせていただきましたが、帰町される方や移住される方の増加につきましては、定住人口の増加や商業等への波及効果なども期待されますことから、将来にわたる住宅需要見通しを見極めながら、現在供用しております町営住宅の活用とあわせまして住宅建設のあり方を今後検討する必要があると考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） そこで、町に提案があります。総務常任委員会で、群馬県南牧村というところに研修に行ってきたときに、そこのお話を聞いたとき、移住・定住はもう町が努力して来ていただかなくてはならないと。それで、古い家を直してでも来てもらっていると。今は浪江町には古い家が解体されていてないので、なかなか難しいとは思いますが、浪江町に来てみたいというような方がいたならば、一般住宅等々もアパートですかそういうのを町で一時借り上げて町営住宅がいつできるかはわかりませんが、そういう今の震災の借上げ住宅みたいな形の方法をしてみて、浪江町のためにやってもらいたいという方に貸し出しというか安く、そういうお考えはありますか。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） 大変参考になるご意見ありがとうございます。今後の住宅建設のあり方につきまして今ご意見いただいたことも含めまして、参考としていろんな事業を進めさせていただければと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） では、4番に戻らせていただきます。（1）棚塩工業団地に計画されている復興牧場、仮称でしょうけれども、これは町長に聞きたいのですが、予定地はあの土地にあのぐらいの大規模な牧場がつくれるのは適地かどうか初めに町長の意見を聞かせていただけますか。

○議長（佐々木恵寿君） 町長。

○町長（吉田数博君） ご質問にお答え申し上げます。今計画されている棚塩産業団地における場所が適切かどうかという質問でございますが、当然ながら農業部門についてもイノベーション・コースト構想に含まれていると。そういった中では、まだ団地として整備されているわけではございませんが、復興牧場における魅力といいます

か耕畜連携を含めると非常に実施をしたいと申し出ている団体もしっかりした団体でございますので適切な対応がとれば、まずその適切な対応というのは基本的には地域住民の方々の理解あるいは議会の理解等も含めると思いますが、そういった中で進めるべき案件ではないかと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） （2）に移りたいと思います。復興拠点が整備され、解除にいずれ第1ステージはなるのかなと思っています。農地は、来年早々復興組合ができれば、復興組合に委託するというような方向で進んでいます。それで、復興拠点の計画の中にも末森、室原地区に畜産棟の整備ということで挙げられていました。今、棚塩工業団地に計画されている復興牧場は最高の適地かと私は思うのですが、ここはどう考えますか。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 復興再生拠点区域では、復興再生計画に基づきまして整備を進めてございます。計画の中で3地区それぞれの農業再生ゾーンの事業内容において畜産関連施設の記載がございます。震災前はこれらの地域で畜産が営まれてございました。耕畜連携を実現する肥育、酪農等の再開を目指す方に対しては、計画に基づき支援を進めてまいりたいと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） そこでお伺いします。畜産棟でやれる方に支援をするような感じの答弁に聞こえました。復興牧場というような棚塩に予定している牧場は、かなり大きな施設だと理解しております。そこで、1カ所集中ではなく2カ所等に分岐するような方法を相手方と相談したことはありますか。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） ございません。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） くだいようですが、今、復興拠点の整備が終われば何らかの畜産もしくは農業、いろんな産業があるかとは思いますが、あまりやれるような人が少ないと考えています。やはりこのような大きな企業が万が一復興拠点到構えていただければ、浪江町の復興拠点も山林に戻らず適度に管理されて浪江町の復興につながると私は思うのですが、くだいようですが、相手方の要望どおりの話し合いで違う案もしくは、私は末森なので末森しかわかりませんが、立野とかそういうところもいろいろ検討しながらここに決めたのかどうかを再度お伺いします。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 事業者側で必要とする広大な面積が確保できるかどうか当初いろいろな地区を探して歩いたという説明を受けておりまして、なかなかそういった一団の土地が確保できる見込みがないという状況の中で、町に相談をいただいたという理解でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 先ほどから同じ話になるのですが、町は一方通行で誰にも話はしていません。万が一復興拠点の区長さん、もしくは代表者さんがいれば、そういう方にも一度聞いてみてから最終的に棚塩にいくのであればというような考えが私は持つてしょうがありません。今からどうなるかはわかりませんが、やはり6号線から西には今の予定ではカントリーエレベーターと災害防災倉庫だけしか私の知るところにはありません。もう少し西側にも多くの産業を持つてくるような町の努力も必要かと思います。万が一棚塩工業団地がだめになった場合には、考え直す計画はありますか。

○議長（佐々木恵寿君） 町長。

○町長（吉田数博君） 仮定の話でございますので、最善をつくして今の申し出のある予定地に設置をすべく努力中でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） わかりました。

では、6番に移ります。仮称道の駅についてお伺いいたします。

（1）来年度予算に計上される道の駅の予算が、来年度の予算にも上がっているかと思えます。その内訳を簡単に教えてください。

また、以前の前々回の一般質問のときにも、赤字の補填は絶対私は許さないと、町でも絶対ありませんと言っていましたが、まさか補正で上げるのも許せませんけれども、当初予算にそういう予算が入っていないと思いますが、詳しくお願いします。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 来年度の道の駅なみえ交流・情報発信拠点の総額は20億3894万円となります。その中の主な内訳といたしましては、工事請負費16億2540万2000円、備品購入費2億8601万7000円、委託料1億2343万5000円というのが、主な中身でございます。委託料の中には、開業準備支援指定管理料なども入っておりますが、これは赤字補填という意味合いではなく、純然たるほかの道の駅でもあり得る出費だと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） では、指定管理料についてお伺いいたします。

私の前の一般質問のときの指定管理料は私は覚えています。来年はいくらとっていますか。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 来年は、3750万円でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 前の予算とは若干違いますが、かなり下がってきたのかなと個人的には思います。そこで、もう1つ聞きたいのは、共通仮設費がたくさんあるかと思えます。光熱費等々いろんな形であるかと思うのですが、前回の質問でもかなり多くとられていたようですが、共通仮設費はいくらになりますか。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 私も工事の知識はないものですから、共通仮設費という意味が理解できないのですが、まず毎年かかるものがあります。それは、自家用電気工作物保安管理、消防料、消防点検がでございます。それから、施設維持管理費もでございます。こういったもので800万円程度かかってまいります。そういったことをおっしゃっているのでしょうか。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 共通仮設費は最低限ほかの事業をやらなくてもかかるお金で、電気代とか今言われたような点検料とか、前は結構な金額だったのですが、800万円で本当によろしいかをお伺いします。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 誤解があると困りますので、施設維持管理費それから町負担の自家用電気工作物手数料といったものを足して800万円でございますので、そのほかの経費につきましては、例えばオープニング・セレモニーとかPR委託とかはあります。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁調整、暫時休議します。

（午後 4時03分）

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午後 4時06分）

○議長（佐々木恵寿君） 小林副町長。

○副町長（小林弘典君） まず、共通管理費の部分についてですが、まずそもそもこの道の駅については、議員ご承知のとおり営利部分と非営利部分がありまして、一応面積按分で今回の指定管理料等につ

いても算出しております。非営利部分については全体の46%、営利部分については54%という形になります。その上で、先ほど答弁させていただいたように管理料として出させていただいているのが3750万円という形になっていて、その中の電気料と光熱水費等の維持管理費部分については1700万円積ませていただいています。先ほど産業振興課長が申し上げた800万円というのは、指定管理料には含まれていない施設全体の法定の管理料であったり、点検手数料であったりという部分になっております。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 今なぜお伺いしたかという、もう7月にオープン予定になっている道の駅なので、これからは頑張っていくしかないという感じで私もいます。それで、いくらかかるかわからないでスタートするなんていうことで成功するところは多分ないと思うのです。頑張ってもらうのには、やはりお金を黒字にしないといけないので、お金には十二分に気を使ってプラスになるような運営をしていただくために聞きました。時間が1分ぐらい残りましたが、道の駅が黒字になるように頑張っていたきたいと思います。

では、以上で一般質問を終わらせてもらいます。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で、12番、山本幸一郎君の一般質問を終わります。

○議長（佐々木恵寿君） ここで、16番、馬場績君から発言を求められておりますので、これを許可します。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 私の先ほどの一般質問で棚塩産業団地というべきところを南産業団地と発言をしましたので、議長をして訂正方よろしく願います。

◎散会の宣告

○議長（佐々木恵寿君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。本日は、これで散会します。

（午後 4時09分）

3 月 定 例 町 議 会

(第 2 号)

令和２年浪江町議会３月定例会

議 事 日 程（第２号）

令和２年３月６日（金曜日）午前９時開議

日程第 1	議案第 7 号	浪江町再生可能エネルギー地域振興基金条例の制定について
日程第 2	議案第 8 号	浪江町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第 3	議案第 9 号	浪江町表彰条例の一部改正について
日程第 4	議案第 10 号	浪江町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について
日程第 5	議案第 11 号	職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について
日程第 6	議案第 12 号	職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第 7	議案第 13 号	東日本大震災等による被災者に対する令和２年度の町税の減免に関する条例の一部改正について
日程第 8	議案第 14 号	浪江町駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第 9	議案第 15 号	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
日程第 10	議案第 16 号	浪江町印鑑条例の一部改正について
日程第 11	議案第 17 号	浪江町営住宅等条例の一部改正について
日程第 12	議案第 18 号	字の区域の変更について
日程第 13	議案第 19 号	町営土地改良事業に要する経費の賦課の免除について
日程第 14	議案第 20 号	指定管理者の指定について（浪江町交流・情報発信拠点施設）
日程第 15	議案第 21 号	浪江町道路線の認定及び廃止について
日程第 16	議案第 22 号	工事請負契約の締結について（丸ビン式乾燥調製貯蔵施設敷地造成工事）
日程第 17	議案第 23 号	工事請負契約の締結について（ラック式乾燥調製貯蔵施設敷地造成工事）
日程第 18	議案第 24 号	工事請負契約の締結について（漁具倉庫施

		設整備工事（建築）
日程第 1 9	議案第 2 5 号	工事請負契約の締結について（漁具倉庫施設整備工事（電気設備））
日程第 2 0	議案第 2 6 号	工事請負契約の締結について（漁具倉庫施設整備工事（機械設備））
日程第 2 1	議案第 2 7 号	工事請負契約の締結について（木材製品生産拠点第 2 期建築工事）
日程第 2 2	議案第 2 8 号	工事請負契約の締結について（町道請戸漁港小高瀬迫線道路改築工事（5 工区②））
日程第 2 3	議案第 2 9 号	工事請負契約の締結について（町道大平山来福寺東線道路改築工事（2 工区））
日程第 2 4	議案第 3 0 号	工事請負契約の締結について（浪江町一括受電設備工事）
日程第 2 5	議案第 3 1 号	売買契約の締結について（木材製品生産拠点生産機械設備第 2 期購入）
日程第 2 6	議案第 3 2 号	物品購入契約の締結について（交流・情報発信拠点施設内什器備品購入）
日程第 2 7	議案第 3 3 号	物品購入契約の締結について（交流・情報発信拠点施設内厨房機器購入）
日程第 2 8	議案第 3 4 号	物品購入契約の締結について（交流・情報発信拠点施設レジ機器及びシステム導入業務）
日程第 2 9	議案第 3 5 号	工事請負契約の変更について（古堤ため池環境保全整備工事）
日程第 3 0	議案第 3 6 号	工事請負契約の変更について（目倉沢ため池環境保全整備工事）
日程第 3 1	議案第 3 7 号	工事請負契約の変更について（南迫ため池環境保全整備工事）
日程第 3 2	議案第 3 8 号	工事請負契約の変更について（小和田ため池環境保全整備工事）
日程第 3 3	議案第 3 9 号	工事請負契約の変更について（町道一里檀大町線橋梁整備工事（下部工））
日程第 3 4	議案第 4 0 号	工事請負契約の変更について（町道請戸漁港小高瀬迫線道路改築工事（2 工区））
日程第 3 5	議案第 4 1 号	工事請負契約の変更について（町道大平山来福寺東線道路改築工事（1 工区））
日程第 3 6	議案第 4 2 号	工事請負契約の変更について（請戸住宅団地造成工事）

日程第 3 7	議案第 4 3 号	工事請負契約の変更について（町道小熊田宮田線道路改築工事）
日程第 3 8	議案第 4 4 号	工事請負契約の変更について（浪江浄化センター水処理施設修繕工事）
日程第 3 9	議案第 4 5 号	委託に関する契約の変更について（浪江町棚塩産業団地整備事業業務委託（その 2））
日程第 4 0	議案第 4 6 号	令和元年度浪江町一般会計補正予算（第 7 号）
日程第 4 1	議案第 4 7 号	令和元年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 4 2	議案第 4 8 号	令和元年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 4 3	議案第 4 9 号	令和元年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 4 4	議案第 5 0 号	令和元年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 4 5	議案第 5 1 号	令和元年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 4 6	議案第 5 2 号	令和元年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 4 7	議案第 5 3 号	令和元年度浪江町水道事業会計補正予算（第 4 号）
日程第 4 8	議案第 5 4 号	令和 2 年度浪江町一般会計予算
日程第 4 9	議案第 5 5 号	令和 2 年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計予算
日程第 5 0	議案第 5 6 号	令和 2 年度浪江町国民健康保険事業特別会計予算
日程第 5 1	議案第 5 7 号	令和 2 年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計予算
日程第 5 2	議案第 5 8 号	令和 2 年度浪江町公共下水道事業特別会計予算
日程第 5 3	議案第 5 9 号	令和 2 年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算
日程第 5 4	議案第 6 0 号	令和 2 年度浪江町農業集落排水事業特別会計予算
日程第 5 5	議案第 6 1 号	令和 2 年度浪江町介護保険事業特別会計予算

日程第 5 6	議案第 6 2 号	令和 2 年度浪江町財産区管理事業特別会計 予算
日程第 5 7	議案第 6 3 号	令和 2 年度浪江町後期高齢者医療特別会計 予算
日程第 5 8	議案第 6 4 号	令和 2 年度浪江町水道事業会計予算

出席議員（１６名）

１番	大浦泰夫君	２番	石井悠子君
３番	高野武君	４番	佐々木恵寿君
５番	半谷正夫君	６番	紺野則夫君
７番	佐々木勇治君	８番	平本佳司君
９番	山崎博文君	１０番	渡邊泰彦君
１１番	松田孝司君	１２番	山本幸一郎君
１３番	泉田重章君	１４番	紺野榮重君
１５番	佐藤文子君	１６番	馬場績君

欠席議員（０名）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	吉田数博君	副町長	佐藤良樹君
副町長	小林弘典君	教育長	笠井淳一君
総務課長	安倍靖君	企画財政課長	西健一君
二本松事務所長兼 生活支援課長兼仮設 津島診療所事務長		産業振興課長	
横山秀樹君		清水中君	
農林水産課長兼農 業委員会事務局長		住宅水道課長	
清水佳宗君		戸浪義勝君	
まちづくり整備課長		教育委員会事務局 教育次長兼浪江町中央公 民館長兼浪江町津島公民 館長兼浪江町図書館長	
三瓶徳久君		柴野一志君	
会計管理者 兼出納室長		住民課長	
佐藤祐一君		中野隆幸君	
健康保険課長兼 浪江診療所事務長		介護福祉課長	
掃部関久君		木村順一君	

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	主任主査兼係長
吉田厚志	志賀美樹

書

記

鎌 田 典 太 朗

◎開会の宣告

○議長（佐々木恵寿君） おはようございます。ただいまの出席議員数は16人であります。

定足数に達しております。

（午前 9時00分）

◎開議の宣告

○議長（佐々木恵寿君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（佐々木恵寿君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第7号から議案第64号の一括上程、説明

○議長（佐々木恵寿君） お諮りします。

日程第1、議案第7号 浪江町再生可能エネルギー地域振興基金条例の制定についてから日程第58、議案第64号 令和2年度浪江町水道事業会計予算までを一括議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

よって、日程第1、議案第7号から日程第58、議案第64号までを一括議題とします。

日程第1、議案第7号 浪江町再生可能エネルギー地域振興基金条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第7号 浪江町再生可能エネルギー地域振興基金条例の制定について、ご説明いたします。

本案は、町内で実施される大規模太陽光発電事業、その他の再生可能エネルギー事業の売電収益から拠出される寄付金等を積み立てる基金を設置し、地域振興に資する資金に充てるため条例を制定するものであります。

詳細については、産業振興課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 議案第7号資料にて説明させていただきます。議案資料をお開きください。

まず、制定の趣旨でございますが、町内で実施される大規模再生可能エネルギー事業の収益の一部から拠出される寄付金を積み立て、地域振興に資する資金に充てるためにこの条例を制定するものでございます。

主な内容でございますが、第1条は、基金の設置に関すること。

第2条は、基金の積立。

第3条は、基金の管理。

第4条は、基金の資金運用益金の処理に関する規定。

第5条は、基金の繰替運用に関する規定。

第6条は、基金の処分に関する規定となっております。

さまざまな地域振興事業に活用できるよう幅広く記載しておりますが、現時点での基金の原資となっております事業が谷津田、酒井のメガソーラー事業となっておりますして、大規模農地転用を要した事業となっております。農林水産業の振興に係る事業の財源としていくことを基本と考えております。

第7条は、条例施行の委任に関する規定となっております。

次に、施行期日でございますが、本条例の公布の日から施行いたします。

次に、基金の積立計画についてですが、2つの事業からの基金を積み立てることをまずは予定しております。谷津田地区メガソーラー事業については、令和2年10月の稼働を開始から20年間毎年500万円、累計で1億円を積み立てる予定です。次に、酒井メガソーラー事業につきましては、令和2年2月の稼働開始から20年間750万円、累計で1億5000万円を積み立てる予定です。

なお、事業者との協議の結果、事業後年度に寄付金額を厚くすることとなっております、記載の表のと通りの寄付計画となっております。

また、今後復興整備事業に位置づけることが必要な再生可能エネルギー事業が展開される場合は、随時追加となっております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第2、議案第8号 浪江町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第8号 浪江町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について、ご説明いたします。

本案は、介護保険法等の一部改正に伴い、地域包括支援センター

の人員及び運営基準を定めるものであります。

詳細については、介護福祉課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（木村順一君） 議案第8号により、ご説明いたします。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により介護保険法が一部改正され、これに伴いまして国の基準において定められておりました地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準については、町の条例により定めることになったことから、本条例を制定するものです。

第1条は、この条例の趣旨について規定しております。介護保険法第115条の46第5号の規定に基づき、地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定めるものです。

第2条は、地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準について規定しております。ここでいう基準については、介護保険法施行規則第140条の66に定めるとおりとするものであります。

次に、議案第8号資料によりご説明いたします。

主な内容になりますが、人員の基準については①一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3000人以上6000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として、保健師その他これに準ずる者1人、社会福祉士その他これに準ずる者1人、主任介護支援専門員その他これに準ずる者1人を原則としております。

②では、第1号被保険者の数がおおむね3000人未満の地域包括支援センターを設置する場合と地理的条件その他の条件を勘案して、特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合については、表にある人員配置基準とするものであります。

次に、運営に関する基準については、3職種が共同し、高齢者の状況や環境等に応じて必要な援助等を利用できるように導き、可能な限り住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならないこと、地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえ、適切、公正かつ中立な運営を確保することと定められております。

最後に施行期日については、この条例は公布の日から施行といたします。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第3、議案第9号 浪江町表彰条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第9号 浪江町表彰条例の一部改正について、ご説明いたします。

本案は、東日本大震災からの産業の復興等の分野における、当町の復興施策の推進に多大なる貢献をし、かつ、町民の復興意欲の向上に顕著に寄与した者の表彰を行うための、新たな表彰項目として復興功労表彰を追加するための所要の改正を行うものであります。

詳細は、総務課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） それでは、議案第9号資料をご覧くださいと思います。

改正の内容といたしましては、第2条、表彰の種類に復興功労表彰を加えるものでございます。

第5条は、復興功労表彰の対象として東日本大震災からの産業の復興等の分野における当町の復興施策の推進に多大なる貢献をし、かつ町民の復興意欲の向上に顕著に寄与した方とする規定でございます。

施行期日は、令和2年4月1日から施行するのでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第4、議案第10号 浪江町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第10号 浪江町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う、会計年度任用職員制度の導入により、当該職員のうちフルタイムで任用される者を人事行政の運営等の状況の公表の対象に含めるため、所要の改正を行うものであります。

詳細は、総務課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） それでは、ご説明申し上げます。議案第10号資料をご覧くださいと思います。

改正の内容といたしまして、会計年度任用職員制度の導入により条例第3条を改正するもので、（1）として職員の給与や勤務時間など人事行政の運営等に関し、報告しなければならないとされる対

象職員から除外される職員の規定から、臨時的に任用された職員の文言を削除し、(2)として当該報告を要する職員として、フルタイム会計年度任用職員を加える改正でございます。

施行期日は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第5、議案第11号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第11号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う、会計年度任用職員制度の導入により、任用される当該職員についてのサービスの宣誓に係る規定を整備するため、所要の改正を行うものであります。

詳細は、総務課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） それでは、ご説明申し上げます。議案第11号資料をご覧くださいと思います。

改正の内容といたしまして、第2条の職員のサービスの宣誓の規定に、第2項として会計年度任用職員のサービスの宣誓については、任命権者が別に定めることができる規定を加える改正でございます。会計年度任用職員については、勤務条件通知書にサービスとして規定することといたしているところでございます。

施行期日は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第6、議案第12号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第12号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う、会計年度任用職員制度の導入により、当該職員を含む非常勤職員に係る育児休業等の規定を整備するため、所要の改正を行うものであります。

詳細は、総務課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○**総務課長（安倍 靖君）** それでは、ご説明申し上げます。議案第12号資料をご覧くださいと思います。

改正の内容といたしまして、第2条の2は、育児休業の対象となる児童に養育里親である職員に養育を委託されている要保護児童を加える改正でございます。

第2条の4は、会計年度任用職員に係る育児休業の承認期間について、子の養育の事情を考慮し1歳6カ月到達後2歳に到達する日までの承認を行う場合の規定を加える改正でございます。

第3条は、前条の規定等を加えることに伴う育児休業の承認の失効に係る規定の改正でございます。

施行期日は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○**議長（佐々木恵寿君）** 日程第7、議案第13号 東日本大震災等による被災者に対する令和2年度の町税の減免に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○**町長（吉田数博君）** 議案第13号 東日本大震災等による被災者に対する令和2年度の町税の減免に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。

本案は、東日本大震災及び原子力災害の被害を受けた納税義務者等が納付すべき令和2年度の国民健康保険税及び介護保険料について減免するため、所要の改正を行うものであります。

詳細については、住民課長に説明させます。

○**議長（佐々木恵寿君）** 住民課長。

○**住民課長（中野隆幸君）** それでは、議案第13号資料により、ご説明申し上げます。

1ページをご覧ください。2の改正の内容でございます。まず、題名でございますが、今回、介護保険料が加わりましたことで、題名が令和2年度の町税の後に町税等と加える変更を行います。

次に、第1条、趣旨でございますが、令和元年12月の定例会で議決いただきました町税、町民税、固定資産税、軽自動車税の減免に加えまして、今回、国民健康保険税並びに介護保険料について、浪江町国民健康保険税条例及び浪江町介護保険条例の規定によらず、今回改正の条例の定めるところにより減免するものでございます。

次に、第6条ですが、国民健康保険税の減免でございます。浪江町が行う国民健康保険税の被保険者である世帯主が被災者である場合は、解除区域で被保険者の基準所得の合算額が600万円を超える

世帯を除き、全額を減免するとしたものでございます。

次に、第7条に加えるものです。介護保険料の減免でございます。浪江町が行う介護保険の第1号被保険者65歳以上が被災者である場合は、解除区域で合計所得金額が633万円を超える場合を除き、全額を減免するとしたものでございます。

2ページをご覧ください。施行期日でございますが、令和2年4月1日から施行するとしたところでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第8、議案第14号 浪江町駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第14号 浪江町駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。

本案は、J R常磐線浪江駅周辺施設等の利用者の利便性向上を図るため、浪江町駐車場等の管理に関し、町直営による管理の規定を加える等の改正を行うものであります。

詳細については、企画財政課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 議案第14号資料により、ご説明申し上げます。

2番、主な内容でございますが、まず第3条に町が当該施設の管理を行わなければならないという基本原則がございましたので、これを追加してございます。

次に、第5条の改正でございます。1ポツ目が、制定の趣旨にある部分でございまして、指定管理者が管理を行うことになってございました。町が直接管理する規定がございましたので、町が直接管理を行うことができるように、改正をするものでございます。

2つ目でございますが、指定管理者に指定管理を行わせる場合には、条文を読みかえて指定管理者も管理できるように改正するものでございます。

次に、第6条、第11条、第13条につきましては、第5条の改正に伴う文言の改正でございます。第7条第2項の改正でございますが、これも文言を整える改正になりますが、別表にある程度金額に範囲があるような書きぶりになっておりましたが、そんな範囲はございませんでしたので、文章を整える形で削除いたしました。

3、施行期日でございますが、この条例は公布の日から施行するものとしてございます。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第9、議案第15号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第15号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。

本案は、災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

詳細については、介護福祉課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（木村順一君） 議案第15号資料により、ご説明いたします。

改正の趣旨でございますが、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴い、災害弔慰金の支給等に関する条例の規定を一部改正するものです。

次に、2、改正内容ですが、第16条第3項の規定については、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の規定条項が改正されたことによる条項ずれの改正となります。具体的には、新旧対象表をご覧ください。下線部のところに記載のあります法第13条及び令第12条においては償還金の支払猶予、法第14条第1項においては償還免除、法第16条においては報告等、令第8条においては一時償還、令第9条においては違約金について規定されており、そのまま引用するものであります。

最後に、3、施行期日ですが、この条例は公布の日から施行いたします。

以上で、説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第10、議案第16号 浪江町印鑑条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第16号 浪江町印鑑条例の一部改正について、ご説明いたします。

本案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されたことから、所要の改正を行うものであります。

詳細については、住民課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○**住民課長（中野隆幸君）** それでは、議案第16号につきまして、議案第16号資料によりご説明申し上げます。

主な改正の内容でございますが、今回の改正では成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための措置が行われたものです。そのため、成年被後見人であるという理由で、一律に資格等から排除する仕組みを改め、資格等にふさわしい能力があるかどうかについて、個別的・実質的に審査を行う仕組みと見直されました。これに伴い、国の印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されましたので、浪江町印鑑条例の一部の改正を行うものでございます。

この改正によりまして、第2条、登録の資格の成年被後見人は、一律に印鑑の登録を受けることができないとの規定を、意思能力を有しない者と改めることにより、要件を満たした成年被後見人の印鑑登録を可能とするものでございます。成年被後見人が印鑑登録する場合には、法定代理人となる成年後見人が同行しており、かつ成年被後見人が登録する印鑑、それから本人確認書類を持参の上、窓口において成年被後見人本人による申請があった場合に限り、意思能力を有するものとして、印鑑登録申請を行うことができることとなります。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するとしたものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**議長（佐々木恵寿君）** 日程第11、議案第17号 浪江町営住宅等条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○**町長（吉田数博君）** 議案第17号 浪江町営住宅等条例の一部改正について、ご説明いたします。

本案は、民法の一部改正により債権関係の規定の見直しが行われたこと、公営住宅法の一部改正により認知症患者等の収入申告義務が緩和されたこと及び平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により半壊の被害を受けた町営住宅について用途を廃止すること等に伴い、所要の改正を行うものであります。

詳細については、住宅水道課長に説明させます。

○**議長（佐々木恵寿君）** 住宅水道課長。

○**住宅水道課長（戸浪義勝君）** それでは、議案第17号資料により、ご

説明をさせていただきます。

2の主な改正の内容でございます。(1)民法における債権関係の規定の見直しのための改正であります。

第10条、入居の手続きについて、民法第465条の2において、保証人についての条件の改正となります。民法の改正におきまして、個人根保証契約に関して極度額を定めない限り無効とされたことに伴いまして、極度額を入居時の家賃の12カ月分とする条文を追加いたします。

こちらにつきましては、これまで保証人につきましては、入居者の滞納分がある場合は家賃全額を求めておりましたが、保証人の負担について金額を求めるようになります。

また、一番下のポツです、これまでの現行では個人のみに限定していましたが連帯保証人に関しまして個人及び家賃債務保証業者等の法人も認めるとする条文を追加するものであります。

続きまして、15条、家賃の減免又は徴収猶予についての改正であります。民法におきまして、賃借人の責めに帰することができない事由により、賃借物の一部が滅失又は使用及び収益をすることができなくなった場合は、当該割合に応じて家賃料が減額されることに伴いまして、15条に条分を追加するものであります。

2ページをお開きください。第17条、敷金についてであります。使用料に滞納がある場合、これまでの敷金の取り扱いについて定めるものであります。滞納がある場合につきましては、滞納分に敷金を充てることについての改正であります。

7ページをお開きください。新旧対照表でご説明をいたします。17条の第3項、町長は入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は町長に対し敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることを請求することができない。町からは、使用料の滞納分について敷金を充てることができますが、本人から敷金を充ててくださいということができないという条文であります。

2ページへお戻りください。第20条、修繕費用の負担であります。こちらは、修繕が必要になった場合の対応についてであります。賃借人が修繕必要と連絡したにもかかわらず、賃貸人が相当期間にわたり放置した場合や、急迫な事情があるときは賃借人が修繕できるとされたことに伴いまして、入居者との費用負担でのトラブル等を避けるため、条例第20条に破損箇所の報告と修繕の事前協議を求める条文を追加いたします。

続きまして、第41条、住宅の明渡し請求、こちらにつきましては、不正な行為によって入居した者への対応となります。不正な行為によって入居した者へ退去時にこれまで納めた金額と同等で、不正分についての損害賠償請求の利率になります。これまで年5分としていたものを法定利率とするものであります。

続いて、(2) 入居者が認知症患者等である場合の収入申告義務を緩和するための改正であります。3行下をご覧ください。認知症患者の入居者について、収入申告することが困難であると認められるとき収入申告義務を免除しまして、公営住宅法による調査により把握した収入に応じて家賃を決定できるとする条分であります。

(3) 半壊の被害を受けた町営住宅を用途廃止するための改正であります。これまで、既存の町営住宅おきましては、津島住宅のみ残っていましたが、こちらについても半壊の判定が出ておりまして、今回解体予定とするために津島住宅について、削除するものであります。

その他につきましては、4ページをご覧ください。第9条第3項に入居者の優先入居について、記載があります。これまで女性の方の寡婦でしたが、このたび男性の寡夫について加えるものであります。

その他につきましては、関係法令等の事業による記載等によりまして、条番の改正となります。

3ページをご覧ください。施行期日等につきましては、この条例は公布の日から施行するものであります。ただし、第10条、第15条、第17条、第20条及び第41条の改正規定は、令和2年4月1日から施行するものであります。また、この条例の施行期日前に、現に改正前の第10条第4項による許可を受けている者に係る改正前の第10条第1項または第6項の規定の適用については、なお従前の例によるものです。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第12、議案第18号 字の区域の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第18号 字の区域の変更について、ご説明いたします。

本案は、請戸住宅団地造成工事に伴い、字の区域を変更する必要が生じたため、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、企画財政課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 議案第18号別紙によりご説明申し上げます。

表の左側が変更後の新しい字名でございまして、請戸字北迫になります。右側が現在の字名でございまして請戸字南迫、地番は44番他6筆でございまして。

続きまして、次の議案第18号資料1に位置図をおつけしております。

次に、資料2をお開きください。黄色く色づけしてある部分が、今回の変更場所になります。変更前が南迫でございましたが、変更が北迫となります。具体的な理由としましては、請戸住宅団地造成に伴いまして、一度すべての筆を合筆してその後で住宅ごとに分筆するようになりますが、合筆する際に字が違いますと合筆ができませんので、字名の変更をするものでございます。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第13、議案第19号 町営土地改良事業に要する経費の賦課の免除についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第19号 町営土地改良事業に要する経費の賦課の免除について、ご説明いたします。

本案は、令和元年10月11日から同月26日までの間の暴風雨及び豪雨による災害により被害を受けた農地及び農業用施設の災害復旧事業に係る経費の賦課を免除するものであります。

詳細については、農林水産課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 議案資料により、ご説明いたします。

現在、災害復旧工事の発注を準備しているところでございます。本来であれば、それぞれの受益者に負担を求めるところでございまして、広域的に発生した激甚災害であり、また町が強力に進めている営農再開の支障とならないように免除したいという考えでございまして。それぞれの田、畑、道路、水路等に係る減免の額は、表のとおりでございまして。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第14、議案第20号 指定管理者の指定について（浪江町交流・情報発信拠点施設）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第20号 指定管理者の指定について、ご説明いたします。

本案は、浪江町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の規定に基づき選定し、浪江町交流・情報発信拠点施設の指定管理者の予定者となった一般社団法人まちづくりなみえを、指定管理者として指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細は、産業振興課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 議案第20号をご覧ください。

指定管理者の指定について、浪江町交流・情報発信拠点施設。

1、管理を行わせる公の施設の名称及び位置、名称、浪江町交流・情報発信拠点施設、位置、浪江町大字幾世橋字知命寺60番地。

2、指定管理者となる団体の名称、代表者及び住所、団体の名称は、一般社団法人まちづくりなみえ、代表者、代表理事佐藤良樹、住所、浪江町大字権現堂字塚越2番地1。

3、指定期間、令和2年4月1日から令和7年3月31日まで。

続きまして、資料1をご覧ください。指定管理者に管理を行わせる目的について、ご説明いたします。浪江町交流・情報発信拠点施設は、道路利用者及び住民に良好な休憩と交流の場を提供するとともに、さまざまな情報発信を行いつつ、町の産業振興を図ることを目的として設置する施設となります。その運営には、民間事業者のノウハウを活用することで、柔軟なサービスの提供及び効果的な管理運営の推進を期待できることから、事業者に管理を行わせるものです。

続いて、指定管理者の選定方法について、ご説明いたします。交流・情報発信拠点施設の指定管理者の候補者の選定につきましては、浪江町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第2条第1項の規定によりまして、指定管理予定者を募る公募型プロポーザルを行った結果、1社からの応募があり、審査の結果を経まして、一般社団法人まちづくりなみえが選定事業者として決定いたしました。

次に、資料2をご覧ください。こちらに書いてあります地域振興施設、伝統産業施設、周辺設備が管理の対象となります。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第15、議案第21号 浪江町道路線の認定及び廃止についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第21号 浪江町道路線の認定及び廃止について、ご説明いたします。

本案は、藤橋産業団地、防災林整備等により浪江町道路線の認定及び廃止をするため、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、まちづくり整備課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） 議案により、ご説明いたします。

認定路線、路線番号4222号、北棚18号線、位置図につきましては資料1になりますが、この路線は北棚塩地区の土地改良事業に伴い追加で認定するものであります。

続きまして、7248号、出口亀下線、位置図につきましては資料2になります。こちらは、藤橋産業団地の造成に伴い町道認定をするものであります。

続きまして、廃止路線、資料につきましては3、4になりますが、路線番号4071号、古屋敷線他5路線につきましては、いずれも防災林整備により廃止するものであります。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第16、議案第22号 工事請負契約の締結について（丸ビン式乾燥調製貯蔵施設敷地造成工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第22号 工事請負契約の締結について、ご説明いたします。

本案は、丸ビン式乾燥調製貯蔵施設敷地造成工事について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった東北土木株式会社 代表取締役 鈴木仁根と契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、農林水産課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 議案により、ご説明いたします。

- 1、契約の目的、丸ビン式乾燥調製貯蔵施設敷地造成工事。
- 2、施工箇所、浪江町大字苅宿字宮田地内。
- 3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、1億2540万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1140万円）。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字川添字中上ノ原120番地1、東北土木株式会社 代表取締役 鈴木仁根。

6、工期、議会の議決を得た日から令和2年9月30日。

次に、議案資料をご覧ください。工事概要としまして、敷地造成工として8905立米、擁壁工として高さが800mmから1250mmで、延長が385m等となっております。なお、今回の工事に舗装は含まれておりません。舗装は建築工事が終わってからやりたいと考えております。

資料2に入札の結果が出ております。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第17、議案第23号 工事請負契約の締結について（ラック式乾燥調製貯蔵施設敷地造成工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第23号 工事請負契約の締結について、ご説明いたします。

本案は、ラック式乾燥調製貯蔵施設敷地造成工事について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった横山建設株式会社 代表取締役社長 横山佳弘と契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、農林水産課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 議案により、ご説明いたします。

1、契約の目的、ラック式乾燥調製貯蔵施設敷地造成工事。

2、施工箇所、浪江町大字棚塩字町田地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、2億2220万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額2020万円）。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字辻前12番地2、横山建設株式会社 代表取締役社長 横山佳弘。

6、工期、議会の議決を得た日から令和2年11月30日。

次に、議案資料をご覧ください。工事の概要といたしまして、敷地造成工として5057.5立米、地盤改良工事が1万100平米、擁壁工

として500mmから1000mmの高さのものが延長97.5mほかとなっております。ここについても、舗装工については建築工事が進んでからの施工となります。

資料2に入札の結果が出ております。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第18、議案第24号 工事請負契約の締結について（漁具倉庫施設整備工事（建築））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第24号 工事請負契約の締結について、ご説明いたします。

本案は、漁具倉庫施設整備工事（建築）について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった横山建設株式会社 代表取締役社長 横山佳弘と契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、農林水産課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 議案により、ご説明いたします。

1、契約の目的、漁具倉庫施設整備工事（建築）。

2、施工箇所、浪江町大字請戸字中島地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、3億4980万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額3180万円）

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字辻前12番地2、横山建設株式会社 代表取締役社長 横山佳弘。

6、工期、議会の議決を得た日から令和3年3月31日。

次に、議案資料をご覧ください。資料1に配置図が載っております。建物の概要としましては、漁具倉庫構造は木造でございます。階数は1階です。延べ面積が223.58平米、これは1棟当たりの面積でございます。それが10棟あります。それ以外に、屋外便所といたしましてRC造りの1階で12.51平米となっております。1棟当たり5部屋あります。

次に、資料2をご覧ください。こちらが倉庫の平面図となっております。

次に、資料3をご覧ください。これは屋外便所の平面図となっております。

資料4に入札の結果が記載されております。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第19、議案第25号 工事請負契約の締結について（漁具倉庫施設整備工事（電気設備））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第25号 工事請負契約の締結について、ご説明いたします。

本案は、漁具倉庫施設整備工事（電気設備）について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった株式会社横電 代表取締役 横山政治と契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、農林水産課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 議案により、ご説明いたします。

- 1、契約の目的、漁具倉庫施設整備工事（電気設備）。
 - 2、施工箇所、浪江町大字請戸字中島地内。
 - 3、契約の方法、指名競争入札。
 - 4、契約金額、4345万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額395万円）
 - 5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字立野字荒屋敷69番地2、株式会社横電 代表取締役 横山政治。
 - 6、工期、議会の議決を得た日から令和3年3月31日。
- 次に、議案資料をご覧ください。工事概要といたしましては、電気設備工事の幹線設備が1式、電灯コンセント設備が1式、構内配電線路設備が1式となっております。
- 資料2にそれぞれの倉庫内の配線図が示されております。
- 資料3に入札の結果が記載されております。
- ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第20、議案第26号 工事請負契約の締結について（漁具倉庫施設整備工事（機械設備））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第26号 工事請負契約の締結について、ご説明いたします。

本案は、漁具倉庫施設整備工事（機械設備）について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった双葉設備工業株式会社浪江支店 支店長 石田剛健と契約を締結す

るにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、農林水産課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 議案により、ご説明いたします。

1、契約の目的、漁具倉庫施設整備工事（機械設備）。

2、施工箇所、浪江町大字請戸字中島地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額8030万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額730万円）。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字高瀬字込堂60番地1、双葉設備工業株式会社浪江支店 支店長 石田剛健。

6、工期、議会の議決を得た日から令和3年3月31日。

次に、議案資料1をご覧ください。機械設備工事といたしまして、換気機器、衛生器具、屋内給水、屋外給水設備1式となっております。また、屋内排水、通気設備、屋外排水、浄化槽設備等も1式となっております。

次に、資料2をご覧ください。これは、トイレ廻りの配管図になってございます。

資料3をご覧ください。入札の結果になってございます。

次に、今朝ほどお配りさせていただいた資料4をご覧ください。これは給水ではなくて排水の図面となっております。

次に、資料5をご覧ください。これが倉庫内の給排水の器具の平面図となっております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第21、議案第27号 工事請負契約の締結について（木材製品生産拠点第2期建築工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第27号 工事請負契約の締結について、ご説明いたします。

本案は、木材製品生産拠点第2期建築工事について、「なみえ復興特定建設工事共同企業体」代表者東北工業建設株式会社 代表取締役 戸川聡と契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、産業振興課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 議案第27号をご覧ください。

工事請負契約の締結について。

1、契約の目的、木材製品生産拠点第2期建築工事。

2、施工箇所、浪江町大字棚塩地内。

3、契約の方法、随意契約。

4、契約金額、6億4130万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額5830万円）。

5、契約の相手方、「なみえ復興特定建設工事共同企業体」代表者、双葉郡浪江町大字藤橋字原59番地1、東北工業建設株式会社代表取締役 戸川聡。

6、工期、議会の議決を得た日より令和3年3月31日まで。

続きまして、後ろにあります資料をご覧ください。木材製品生産拠点の全体の建屋配置イメージ及び建屋ごとの棟別概要を整理しました議案資料でございます。色分けをしておりますが、青で着色しておりますものが福島再生加速化交付金を活用して整備するものであります。オレンジ色で着色しているものが企業立地補助金にて管理運営者が整備するものであります。

さらに、2ポツ、棟別概要の表のうち一番右側の列ですが、今回第2期建築工事として契約するものを緑色で着色いたしております。図面で言いますと③の栈積み棟、⑥倉庫棟、⑦事務所棟、⑨ボイラー棟の4つが今回の対象であります。

3ポツの今回の建築物の諸元につきましては、右下にそれぞれ面積などを整理しております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第22、議案第28号 工事請負契約の締結について（町道請戸漁港小高瀬迫線道路改築工事（5工区②））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第28号 工事請負契約の締結について、ご説明いたします。

本案は、町道請戸漁港小高瀬迫線道路改築工事（5工区②）について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった横山建設株式会社 代表取締役社長 横山佳弘と契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、まちづくり整備課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） 議案により、ご説明いたします。

- 1、契約の目的、町道請戸漁港小高瀬迫線道路改築工事（5工区②）。
- 2、施工箇所、浪江町大字請戸字長田坊地内。
- 3、契約の方法、指名競争入札。
- 4、契約金額、9680万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額880万円）。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字辻前12番地2、横山建設株式会社 代表取締役社長 横山佳弘。

6、工期、議会の議決を得た日から令和3年1月8日。

資料1をご覧ください。工事箇所は、請戸水産加工団地の東側となります。施工延長が432.2m、道路幅員が6（11m）、工事概要としまして、道路改良、流用土が2459.7立米、2号横断暗渠13.4m、側溝工が346.6m、車道舗装工が3301平米、車道舗装工が1346平米。

資料2につきましては、入札の結果表となっております。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第23、議案第29号 工事請負契約の締結について（町道大平山来福寺東線道路改築工事（2工区））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第29号 工事請負契約の締結について、ご説明いたします。

本案は、町道大平山来福寺東線道路改築工事（2工区）について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった横山建設株式会社 代表取締役社長 横山佳弘と契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、まちづくり整備課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） 議案により、ご説明いたします。

- 1、契約の目的、町道大平山来福寺東線道路改築工事（2工区）。
- 2、施工箇所、浪江町大字幾世橋字十日林地内。
- 3、契約の方法、指名競争入札。
- 4、契約金額、8690万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税

の額790万円)。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字辻前12番地2、横山建設株式会社 代表取締役社長 横山佳弘。

6、工期、議会の議決を得た日から令和3年1月8日まで。

資料1をご覧ください。工事箇所は、貴布祢の交差点から東側に534mの区間であります。幅員が6(9.75m)、工事概要としまして、道路改良、路床盛土が1659.1立米、流用土が2712.6立米、側溝工が571.3m、車道舗装工が3989.2平米、歩道舗装工が1141.5平米。

資料2につきましては、入札の結果表となっております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長(佐々木恵寿君) 日程第24、議案第30号 工事請負契約の締結について(浪江町一括受電設備工事)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(吉田数博君) 議案第30号 工事請負契約の締結について、ご説明いたします。

本案は、浪江町一括受電設備工事について、地方自治法第234条第1項の規定による一般競争入札により落札者となった有限会社浪江電設 代表取締役 阿部雅彦と契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、まちづくり整備課長に説明させます。

○議長(佐々木恵寿君) まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長(三瓶徳久君) 議案により、ご説明いたします。

1、契約の目的、浪江町一括受電設備工事。

2、施工箇所、浪江町大字幾世橋字六反田地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、4510万円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額410万円)。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字小野田字下川原41、有限会社浪江電設 代表取締役 阿部雅彦。

6、工期、議会の議決を得た日から令和2年7月31日。

資料1をご覧ください。この工事は、浪江町役場本庁舎で高压受電の一括受電を行い、浪江診療所、サンシャイン浪江、交流・情報発信拠点に自営線にて配電をするための工事を行うものであります。工事内容としましては、キュービクル1380kVA1基新設、地下ケーブルφ50を248m埋設となります。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

発言訂正申し出あり：議長許可。「一般競争入札」を「指名競争入札」に訂正。

○議長（佐々木恵寿君）　ここで、町長より発言を求められておりますので、これを許可します。

町長。

○町長（吉田数博君）　ただいま議案の説明の中で本来であれば指名競争入札と申し上げるところを一般競争入札と申し上げてしまいました。訂正をお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君）　日程第25、議案第31号　売買契約の締結について（木材製品生産拠点生産機械設備第2期購入）を議題とします。提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君）　議案第31号　売買契約の締結について、ご説明いたします。

本案は、木材製品生産拠点生産機械設備第2期購入について、地方自治法第234条第1項の規定による、一般競争入札により落札者となった巴産業株式会社　代表取締役　龍神圭一郎と契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、産業振興課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君）　産業振興課長。

○産業振興課長（清水　中君）　議案第31号により、ご説明いたします。売買契約の締結について。

- 1、契約の目的、木材製品生産拠点生産機械設備第2期購入。
- 2、施工箇所、浪江町大字棚塩地内。
- 3、契約の方法、一般競争入札。
- 4、契約金額、4235万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額385万円）。
- 5、契約の相手方、群馬県高崎市問屋町三丁目5番地7、巴産業株式会社　代表取締役　龍神圭一郎。
- 6、工期、議会の議決を得た日から令和3年3月31日まで。

次に、資料をご覧ください。今回購入する機械設備は、栈積み棟に納めるべき栈積みと栈ばらしを行う機械設備になります。具体的には、ラミナと呼ばれるひき板を乾燥工程の前後において栈を入れて積み上げる工程、あるいは栈木を抜く工程を自動で行う機械設備でございます。

次のページは、入札結果について記載しましたので、ご覧ください。

説明は以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第26、議案第32号 物品購入契約の締結について（交流・情報発信拠点施設内什器備品購入）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第32号 物品購入契約の締結について、ご説明いたします。

本案は、浪江町交流・情報発信拠点施設内の什器設備の購入について、地方自治法第234条第1項の規定による、指名競争入札により、落札者となった株式会社大一事務機 代表取締役 中田則之と契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

詳細については、産業振興課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 最初に、議案第32号にて、ご説明いたします。

- 1、契約の目的、浪江町交流・情報発信拠点施設内什器備品購入。
- 2、納入の場所、浪江町大字幾世橋字知命寺地内。
- 3、契約の方法、指名競争入札。
- 4、契約金額、4125万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額375万円）。

5、契約の相手方、福島県南相馬市原町区栄町3-31、株式会社大一事務機 代表取締役 中田則之。

6、納期、議決を得た日より令和2年7月10日まで。

次に、資料1をご覧ください。今回購入するのは、浪江町交流・情報発信拠点施設で使用する什器備品となります。主な物品は、産地直売所の棚平台、買い物の際に使うバスケットやカゴ付きカート、情報コーナーの展示パネル、レストラン大会議室の椅子・テーブル、事務所内の机などの備品924点です。

資料2に入札執行結果表について記載しましたので、ご覧ください。

次に、資料3は、購入物品の内訳について記載いたしました。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第27、議案第33号 物品購入契約の締結について（交流・情報発信拠点施設内厨房機器購入）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第33号 物品購入契約の締結について、ご説明いたします。

本案は、浪江町交流・情報発信拠点施設内の厨房機器の購入について、地方自治法第234条第1項の規定による、指名競争入札により落札者となったタニコー株式会社東福島営業所 所長 森晴彦と契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

詳細については、産業振興課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 議案第33号にて説明いたします。

- 1、契約の目的、浪江町交流・情報発信拠点施設内厨房機器購入。
- 2、納入場所、浪江町大字幾世橋字知命寺地内。
- 3、契約の方法、指名競争入札。
- 4、契約金額、9057万4000円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額823万4000円）。
- 5、契約の相手方、南相馬市小高区福岡字白山311、タニコー株式会社東福島営業所 所長 森晴彦。
- 6、納期、議会の議決を得た日から令和2年7月20日まででございます。

次に、資料1をご覧ください。今回購入いたしますのは、浪江町交流・情報発信拠点施設の地域振興施設で使用する厨房機器となります。主な機器といたしましては、産地直売所の冷蔵・冷凍ショーケースや製氷機、レストランテナント郷土料理研究室のフリーザー、パン工房のコンベクションオープンなど合計208点となっております。

入札執行結果表については、資料2でご覧のとおりでございます。

資料3に品物の明細を記載いたしましたので、ご覧ください。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第28、議案第34号 物品購入契約の締結について（交流・情報発信拠点施設レジ機器及びシステム導入業務）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第34号 物品購入契約の締結について、ご説明いたします。

本案は、浪江町交流・情報発信拠点施設のレジ機器の購入につい

て、地方自治法第234条第1項の規定による制限付一般競争入札により、落札者となった株式会社寺岡システム 代表取締役社長 長沢善光と契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

詳細については、産業振興課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 議案第34号にて、ご説明いたします。

1、契約の目的、浪江町交流・情報発信拠点施設のレジ機器購入及びシステム導入業務。

2、納入場所、浪江町大字幾世橋字知命寺地内。

3、契約の方法、制限付き一般競争入札。

4、契約の金額、1727万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額157万円）。

5、契約の相手方、宮城県仙台市若林区卸町三丁目6-5、株式会社寺岡システム 代表取締役社長 長沢善光。

6、納期、議会の議決を得た日から令和2年7月31日まででございます。

次に、資料1をご覧ください。今回購入いたしますのは、浪江町交流・情報発信拠点施設で使うレジ機器となります。レジシステムにつきましては、通常レジ、セミセルフレジ、フルセルフレジの3種類を適宜切り替えが可能なシステムとなっております。購入する機器といたしましては、物販コーナー、パン工房で使うレジとスキャナーなど、フードコートでの券売機やそれに伴う無停電装置、産直用のラベルプリンターとなります。

次に、資料2は、入札の結果表でございます。ご覧ください。

次に、資料3は、品物の内訳を記載いたしましたので、ご覧ください。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） ここで10時40分まで休議といたします。
(午前10時21分)

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。
(午前10時40分)

○議長（佐々木恵寿君） 日程第29、議案第35号 工事請負契約の変更について（古堤ため池環境保全整備工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第35号 工事請負契約の変更について、ご説明いたします。

本案は、古堤ため池環境保全整備工事について、契約変更を行うものであります。現在の契約金額は3億7950万円ですが、7870万9400円を増額し、4億5820万9400円に変更するものであります。

詳細については、農林水産課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 議案により、ご説明いたします。

1、契約の目的、古堤ため池環境保全整備工事。

2、施工箇所、浪江町大字立野字古堤地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、変更前、3億7950万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額3450万円）、変更後、4億5820万9400円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額4165万5400円）。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字樋渡字土渕2番地3、豊工業株式会社 代表取締役 岩野廣秀。

6、工期、令和元年6月11日から令和2年7月31日。

次に、資料1をご覧ください。変更の理由についてでございますが、台風19号等の影響により、ため池内の底質除去完了区域の放射性物質濃度が増加していることが判明しました。そのため、底質除去完了区域の再施工が必要となりました。また、工事実施過程で各種変更が生じたため、契約金額の変更を行うものでございます。具体的な内容といたしましては、1つ目として、再施工の追加としてポンプ浚渫数量が4472平米増加しております。次に、発生土一時仮置き場の変更に伴う敷鉄板の追加ということで、362平米の増加でございます。3つ目として、堤体補修の表土剥ぎ取り厚さの変更ということで、これは20cmの減でございます。4つ目、ため池上流部の崩落土砂処理の追加ということで、28立米の増加でございます。5つ目として、再施工の追加に伴う施工管理費の追加ということで、試料採取測定等のものでございます。

次に、資料2をご覧ください。この平面図の着色の中でピンク色に着色しているところが、再施工の場所でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第30、議案第36号 工事請負契約の変更について（目倉沢ため池環境保全整備工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第36号 工事請負契約の変更について、ご説明いたします。

本案は、目倉沢ため池環境保全整備工事について契約変更を行うものであります。

現在の契約金額は3億6850万円ですが、1億6988万2900円を増額し、5億3838万2900円に変更するものであります。

詳細については、農林水産課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 議案により、ご説明いたします。

1、契約の目的、目倉沢ため池環境保全整備工事。

2、施工箇所、浪江町大字加倉字目倉沢地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、変更前、3億6850万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額3350万円）、変更後、5億3838万2900円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額4894万3900円）。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字川添字中上ノ原120番地1、東北土木株式会社 代表取締役 鈴木仁根。

6、工期、令和元年6月11日から令和2年7月31日。

次に、資料をご覧ください。変更理由についてでございます。台風19号等の影響により、ため池内の底質除去完了区域の放射性物質濃度が増加していることが判明しました。そのため底質除去完了区域の再施工が必要となりました。また、工事実施過程で各種変更が生じたため、契約金額の変更を行うものでございます。具体的な変更内容といたしましては、目倉沢第一ため池において再施工の追加、それと当初はバックホウ掘削で想定していたものがポンプ浚渫に変更になりました。さらに、具体的にはポンプ浚渫数量としましては5028平米が増加となっております。一方バックホウ掘削につきましては、1770平米が減少しております。

次に、目倉沢第二ため池については、ポンプ浚渫が3636平米の増加、バックホウ掘削が840平米の増加、そして3つ目としましては、各種経費にかかるものでございます。

資料2をご覧ください。ピンクに着色しているところが再施工をするところでございます。さらに、斜線を引いてあるところがバックホウ掘削からポンプ浚渫に変わったところでございます。

資料3をご覧ください。これは、第二ため池でございます。ピンクに着色しているところが再施工の箇所となっております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第31、議案第37号 工事請負契約の変更について（南迫ため池環境保全整備工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第37号 工事請負契約の変更について、ご説明いたします。

本案は、南迫ため池環境保全整備工事について契約変更を行うものであります。現在の契約金額は9559万円ですが、3416万2700円を増額し、1億2975万2700円に変更するものであります。

詳細については、農林水産課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 議案により、ご説明いたします。

1、契約の目的、南迫ため池環境保全整備工事。

2、施工箇所、浪江町大字請戸字南迫地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、変更前、9559万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額869万円）、変更後、1億2975万2700円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1179万5700円）。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字牛渡字竹の花52番地、双葉グリーン土木株式会社 代表取締役 室原泰仁。

6、工期、令和元年9月19日から令和2年7月31日。

次に、議案資料1をご覧ください。変更理由につきましては、台風19号等の影響によりため池内の放射性物質の分布に変化が生じたため、対策範囲の追加が必要となりました。また、工事実施過程で各種変更が生じたため、契約金額の変更を行うものでございます。内容としましては、工事対策の範囲の追加としまして、ポンプ浚渫数量が1328平米増加しております。それと、発生土一時仮置き場の地耐力不足による敷鉄板の追加ということで、600平米追加しております。それと、仮設道路鉄橋の追加ということで、816立米を追加しております。それと、対象範囲の追加に伴う施工管理費の追加ということでございます。

資料2をご覧ください。黒い斜線を引いているところがポンプ浚渫の追加の場所になってございます。

資料3をご覧ください。赤い線で囲んだところが仮設道路撤去の場所となっております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第32、議案第38号 工事請負契約の変更について（小和田ため池環境保全整備工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第38号 工事請負契約の変更について、ご説明いたします。

本案は、小和田ため池環境保全整備工事について契約変更を行うものであります。現在の契約金額は1億4960万円ですが、1061万1700円を増額し、1億6021万1700円に変更するものであります。

詳細については、農林水産課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 議案により、ご説明いたします。

1、契約の目的、小和田ため池環境保全整備工事。

2、施工箇所、浪江町大字両竹字小和田地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、変更前、1億4960万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1360万円）、変更後、1億6021万1700円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1456万4700円）。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字牛渡字北荒神13番地1、酒井工業株式会社浪江営業所 浪江営業所長 但野佳弘。

6、工期、令和元年9月19日から令和2年7月31日。

次に、議案資料1をご覧ください。変更理由についてでございます。台風19号等の影響により、ため池内の放射性物質の分布に変化が生じたため対策範囲の追加が必要とあったことから、契約金額の変更を行うものでございます。具体的には、ポンプ浚渫数量が509平米増加しております。

次に、議案資料2をご覧ください。黒い斜線を引いているところが、今回の増加となったところでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第33、議案第39号 工事請負契約の変更について（町道一里檀大町線橋梁整備工事（下部工））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第39号 工事請負契約の変更について、ご説明いたします。

本案は、町道一里檀大町線橋梁整備工事（下部工）について、契約変更を行うものであります。現在の契約金額は6億8796万円ですが、316万9800円を減額し、6億8479万200円に変更するものであります。

詳細については、まちづくり整備課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） 議案により、ご説明いたします。

1、契約の目的、町道一里檀大町線橋梁整備工事（下部工）。

2、施工箇所、浪江町大字幾世橋字来福寺東地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、変更前、6億8796万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額5096万円）、変更後、6億8479万200円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額5072万5200円）。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字辻前12番地2、横山建設株式会社 代表取締役社長 横山佳弘。

6、工期、平成29年12月13日から令和2年3月27日。

資料をご覧ください。変更の理由書であります。まずは護岸工、橋台前面の護岸工について上部工架設後の施工が困難であり、下部工の工事と同時に施工することにより施工が容易、安価に施工できるため、追加の変更をしたいと考えております。護岸工の面積が178.9平米の増。続きまして、橋脚工、想定していた支持層までの長さには差が生じたため、実績の長さで作業床及び杭長を変更したい、P1橋脚に20本、40mの増。仮設工、工事用道路工及び土留め仮設工、仮締切工に使用する土砂を購入土から他工事からの流用土に変更したい。購入土が3万5500立米から1万2200立米に減少となっております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第34、議案第40号 工事請負契約の変更について（町道請戸漁港小高瀬迫線道路改築工事（2工区））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第40号 工事請負契約の変更について、ご説明いたします。

本案は、町道請戸漁港小高瀬迫線道路改築工事（2工区）について、契約変更を行うものであります。現在の契約金額は3億1860万円ですが、5334万9840円を減額し2億6525万160円に変更するものであります。

詳細については、まちづくり整備課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） 議案により、ご説明いたします。

1、契約の目的、町道請戸漁港小高瀬迫線道路改築工事（2工区）。

2、施工箇所、浪江町大字請戸字北迫地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、変更前、3億1860万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額2360万円）、変更後、2億6525万160円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1964万8160円）。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字辻前12番地2、横山建設株式会社 代表取締役社長 横山佳弘。

6、工期、平成30年6月12日から令和2年3月31日。

資料をご覧ください。変更内容、道路土工、余盛土を購入土としておりましたけれども、近接工事により流用土とすることにしました。購入土7600立米が全て流用土でまかなえることになりました。地盤改良工、施工前土質試験の結果、セメント固化材の混合率の見直しが必要となったため変更したい。1万7100立米が8300立米に減少しております。法面工、施工前土質試験の結果、植生基材吹付工にする必要が生じたため変更したい、2800平米。仮設工、事業の進捗及び関連工事の調整により工事用道路を追加変更したい、敷鉄板800平米の増。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第35、議案第41号 工事請負契約の変更について（町道大平山来福寺東線道路改築工事（1工区））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第41号 工事請負契約の変更について、ご説明いたします。

本案は、町道大平山来福寺東線道路改築工事（1工区）について、契約変更を行うものであります。現在の契約金額は3億2400万円ですが、226万6920円を減額し3億2173万3080円に変更するものであります。

詳細については、まちづくり整備課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） 議案により、ご説明いたします。

1、契約の目的、町道大平山来福寺東線道路改築工事（1工区）。

2、施工箇所、浪江町大字請戸字北迫地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、変更前、3億2400万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額2400万円）、変更後、3億2173万3080円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額2383万2080円）。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字権現堂字上蔵役目17番地1、株式会社泉田組 代表取締役 泉田征慶。

6、工期、平成30年6月12日から令和2年3月31日。

資料をご覧ください。変更の内容としまして、道路土工、想定していた岩層が浅かったことにより、岩の掘削量が増えたため変更したい。岩の掘削量が2万4800立米から3万2000立米に増加しました。地盤改良工、施工前の土質試験の結果、セメント固化材の混合率の見直しが必要となったため変更したい。6600立米が3300立米に減少しております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第36、議案第42号 工事請負契約の変更について（請戸住宅団地造成工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第42号 工事請負契約の変更について、ご説明いたします。

本案は、請戸住宅団地造成工事について、契約変更を行うものがあります。現在の契約金額は6億6420万円ですが、1億143万2500円を減額し5億6276万7480円に変更するものであります。

詳細については、まちづくり整備課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） 議案により、ご説明いたします。

1、契約の目的、請戸住宅団地造成工事。

2、施工箇所、浪江町大字請戸字北迫地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、変更前、6億6420万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額4920万円）、変更後、5億6276万7480円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額4168万6480円）。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字辻前12番地2、横山建設株式会社 代表取締役社長 横山佳弘。

6、工期、平成30年10月9日から令和2年3月31日。

資料をご覧ください。変更内容ですが、法面工、施工前土質試験の結果、植生基材吹付工にする必要があったため変更したい、2400平米。敷地造成工、残土の運搬距離を別工事、道路改築工事に流用するため仮置き場までの距離を変更したい。5万1000立米、運搬距離を10kmから3km。舗装工、コモン部分の表層工及び樹脂舗装を住宅建築工事完成後に施工するため減額したい。防災調整池土工、基盤安定処理が部分的に余盛工法で施工することとなっております。

けれども、沈下に日数を要し事業の進捗に影響することから、セメント固化材による地盤改良工法に変更したい。1500立米が4500立米に増加しました。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第37、議案第43号 工事請負契約の変更について（町道小熊田宮田線道路改築工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第43号 工事請負契約の変更について、ご説明いたします。

本案は、町道小熊田宮田線道路改築工事について、契約変更を行うものであります。現在の工期は令和2年3月31日ですが、令和2年7月31日に変更するものであります。

詳細については、まちづくり整備課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） 議案により、ご説明いたします。

- 1、契約の目的、町道小熊田宮田線道路改築工事。
- 2、施工箇所、浪江町大字藤橋字大日向地内。
- 3、契約の方法、指名競争入札。
- 4、契約金額、5億6160万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額4160万円）。
- 5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字辻前12番地2、横山建設株式会社 代表取締役社長 横山佳弘。
- 6、工期、変更前、平成31年3月14日から令和2年3月31日、変更後、平成31年3月14日から令和2年7月31日まで。

資料をご覧ください。変更理由でありますけれども、工期の延伸の理由としまして用地交渉により地権者の同意に不測の日数を要したこと、また山側からの湧水箇所や水の量が多く工事施工に日数を要したため、また水道管布設工事との施工調整により日数が必要となったためであります。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第38、議案第44号 工事請負契約の変更について（浪江浄化センター水処理施設修繕工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第44号 工事請負契約の変更について、ご説明いたします。

本案は、浪江浄化センター水処理施設修繕工事について、契約変

更を行うものであります。現在の契約金額は5830万円ですが、237万6000円を増額し、6067万6000円に変更するものであります。

詳細については、住宅水道課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） それでは、議案によりご説明をいたします。

1、契約の目的、浪江浄化センター水処理施設修繕工事。

2、施工箇所、浪江町大字北幾世橋字堂ノ迫地内。

3、契約の方法、制限付き一般競争入札。

4、契約金額、変更前、5830万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額530万円）、変更後、6067万6000円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が551万6000円）。

5、契約の相手方、宮城県仙台市青葉区中央四丁目6番1号、株式会社日立プラントサービス東北支店 支店長 坂本晃。

6、工期、令和元年9月20日から令和2年3月20日まで。

資料をご覧ください。理由書です。変更の理由は、機器費の数量追加による増額であります。具体的には、本事業で修繕機器のナンバー1汚水ポンプについて工場により分解点検を実施しましたところ、修繕予定箇所以外の主軸等に摩耗が確認されたため、新たに部品、モーターユニット等の交換が必要となったためであります。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第39、議案第45号 委託に関する契約の変更について（浪江町棚塩産業団地整備事業業務委託（その2））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第45号 委託に関する契約の変更について、ご説明いたします。

本案は、浪江町棚塩産業団地整備事業業務委託（その2）について、委託金額の変更契約を行うものであります。現在の委託金額は、36億1904万1120円ありますが、24億2700万3832円に変更するものであります。

詳細については、産業振興課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 最初に、議案第45号をご覧ください。

1、契約の目的、浪江町棚塩産業団地整備事業業務委託（その2）。

2、施工箇所、浪江町大字棚塩字大原地内。

3、契約の方法、随意契約。

4、契約金額、変更前、36億1904万1120円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額2億6807万7120円）、変更後、24億2700万3832円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1億9295万5932円）。

5、契約の相手方、福島県いわき市平字田町120番地、独立行政法人都市再生機構福島震災復興支援本部 本部長 斎藤健治。

6、工期、平成30年10月9日から令和2年9月30日までです。

次に、資料1にて説明いたします。資料1の最初に1の委託概要でございます。業務委託（その2）においては、棚塩産業団地の整備工事、測量設計、工事発注、監督業務等を行うものです。

次に、2番の変更内容理由でございます。

（1）購入土から流用土による変更ですけれども、資料2をご覧ください。資料2の右下の平面図でございますが、赤で着色された部分が盛り土、黄色が切り土でございます。団地中心部が切り土で、周りが盛り土になってございます。中央の平面図をご覧ください。

当該業務委託のその2は、薄黄色で着色された部分の敷地造成エリアになってございまして、造成面積は約25haで大部分が盛り土になっています。そのため購入土を設計計上しておりましたが、契約後環境省による工事と流用土の調整を行った結果、流用が可能になったこと、さらには左下の部分のため池の盛り土がございました。そのため池の深さの不確かな部分もありまして、かなりの沈下も予想されました。その分を見込んだ土量としておりましたが、25ha全体の沈下が予定よりも少なく、大幅な減量、減額となりました。

（2）緑地公園エリアの整備の変更でございますけれども、資料2の緑色の部分が緑地公園エリアとなっております。苗木の植樹を予定しておりましたが、既存木を存置することにより植樹本数1800本が減額することができました。

さらにまた団地西側の県道広野小高線の交差点、団地の入り口の公園整備につきましては、当初遊具、東屋、園路等を整備する予定で設計しておりましたが、今後の維持管理、利用者の状況を勘案した結果、駐車場、紅房桜を植樹し、最小限の整備に計画を変更いたして減額となりました。

（3）護岸の変更ですが、資料2の団地の敷地番号09の東側にある青い二本の波線の部分で海に排水する雨水排水のはけ口となりますが、切削路の結果固い地盤があるなど地盤が安定していたことから、工法を変更し大幅な減額となりました。

（4）監督業務の変更ですが、監督業務はUR都市機構の人件費の部分になりますが、業務委託に含まれる工事費から工程・品質管理にかかる費用を算出しておりますが、ただいま申し上げました

(1) から (3) の変更により工事費が減額となりましたので、監督業務も減額となりました。当該業務委託につきましては、詳細設計の部分も含まれており、現場の進捗、地盤等の状況を勘案しながらUR都市機構との協議により計画の見直し、最適な工法の選定を行い、コストの削減を図り現場を進めてまいりました。なお、この減額によっても工事は予定どおり完成することができました。

説明は、以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第40、議案第46号 令和元年度浪江町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第46号 令和元年度浪江町一般会計補正予算（第7号）、ご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ40億1033万4000円を減額し、歳入歳出予算の総額を404億398万1000円とするものであります。

詳細については、企画財政課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） それでは、予算書事項別明細書により、ご説明いたします。

14ページをお開きください。まず、歳入でございます。款6 地方消費税交付金4923万6000円の増につきましては、交付額の確定による増でございます。

次に15ページ、款9 地方交付税4億5211万8000円の減につきましては、木材製品生産機器導入事業の補助裏分が平成30年度中に措置済みであること及び他の事業の交付額の確定見込みによる震災復興特別交付税の減でございます。

次に16ページ、款13 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 民生費国庫負担金1595万4000円の減につきましては、主に節2 児童福祉費国庫負担金の減でございまして、児童手当の支給額確定によるものでございます。

同じく目3 災害復旧費国庫負担金4億540万円の増につきましては、主に節2 農業用施設等災害復旧費国庫負担金の増でございまして、過年度分の追加交付等によるものでございます。

次に、項2 国庫補助金、目1 総務費国庫補助金9178万5000円の減につきましては、節1 総務費国庫補助金につきましては対象となりました事業費の確定見込みによる減でございまして、主に福島再生加速化交付金が復興まちづくり支援施設、貸事務所等整備事業、外

部被ばく線量測定、下水道遠方監視システム等の減によるものでございます。情報通信基盤災害復旧費国庫補助金が請戸地区住宅団地等への光ファイバー工事費の事業費の精算による減でございます。節２東日本大震災復興交付金につきましては、令和２年度の低炭素社会対応型浄化槽導入補助金が交付されることによる増でございます。節３被災者支援総合交付金につきましては、被災者生活相談支援事業の事業費の確定見込みによる減でございます。

次に17ページ、項３委託金、目１総務費委託金１億6013万8000円の減につきましては、主に節３原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業委託金の減でございまして、河川敷竹木除去事業や防犯パトロール事業、有害鳥獣駆除事業等の事業費の確定見込みによる減でございます。

また、次のページの節４福島避難解除等区域生活環境整備事業委託金の減でございまして、浪江浄化センター水処理施設修繕事業費の確定見込みによる減でございます。

次に18ページ、目３商工費委託金4554万2000円の減につきましては、交流・情報発信拠点の簡易パーキング整備事業委託金の交付見込みによる減でございます。

次に、款14県支出金、項１県負担金、目２民生費県負担金3959万8000円の減につきましては、主に節３保険基盤安定県負担金の交付見込みによる減でございます。及び、節４災害救助費等県負担金につきましても、災害弔慰金支給額の交付見込みによる減でございます。

同じく目４商工費県負担金2446万6000円の減につきましては、交流・情報発信拠点施設整備事業の交付見込みによる簡易パーキング整備事業県負担金の減でございます。

次に20ページ、項２県補助金、目４農林水産業費県補助金2964万6000円の減につきましては、主に節１農業費県補助金でございまして、主に営農再開支援事業補助金の交付見込みによる減でございます。

同じく、目５商工費県補助金２億2216万1000円の減につきましては、節２福島県事業再開・帰還促進事業補助金につきましては、プレミアム付商品券等の事業費確定、節３避難地域復興拠点推進交付金につきましては、交流・情報発信拠点施設整備事業等の事業費確定等による交付見込みの減でございます。

次に21ページ、項３委託金、目１総務費委託金1978万3000円の減につきましては、主に事業費の確定によります福島県議会議員一般選挙費の減でございます。

次に、款16寄附金、項1寄附金、目3ふるさと納税1059万1000円の増につきましては、1月末までの収入実績による増でございます。

同じく目5労働費寄附金3400万円の増につきましては、北双シルバー人材センター解散に伴います団体からの寄附金の見込みでございます。

次に22ページ、款17繰入金、項2基金繰入金、目2浪江町復旧・復興基金繰入金8億1841万1000円の減につきましては、主に南産業団地整備事業、交流・情報発信拠点施設整備事業、道路事業等の事業費確定によります繰り入れの減でございます。

同じく目3東日本大震災復興交付金基金繰入金4億8564万4000円の増につきましては、復興交付金の精査に向けて防災集団移転促進事業等の不用見込み額を先行して返還する繰り入れ増や移転元地買収費の減、旧請戸共同墓地整備事業調査委託費の減などを合計して繰り入れ増となっております。

次に、目8浪江町帰還環境整備交付金基金繰入金32億5414万1000円の減につきましては、ため池の放射性物質対策工事や南産業団地整備事業等の事業費確定による繰り入れの減でございます。

同じく目9浪江町避難地域復興拠点推進交付金基金繰入金2億9059万7000円の減につきましては、木材製品生産拠点整備事業及び交流・情報発信拠点施設整備事業の事業費確定による繰り入れの減でございます。

次に23ページ、目10公共用施設維持基金繰入金1億3320万円の減につきましては、本庁舎改修工事の入札が不調となったため繰り入れの減でございます。

次に、款19諸収入、項5雑入、目1雑入9億3627万9000円の増につきましては、節1雑入につきましては主に福島県後期高齢者医療広域連合負担金の過年度分の精算によります返還金の増、仮設店舗事務所解体費助成金の解体実績による減、プレミアム付商品券販売額の確定による販売金の減、子育て世帯のプレミアム付商品券販売金の確定による販売金の減などを合計して減でございます。

節2弁償金につきましては、土地のADR和解成立及び直接請求での税減収分の賠償による増でございます。

次に24ページ、款20町債、項1町債、目1臨時財政対策債2億2026万3000円の減につきましては、地方債の新規借入抑制のため全額補正減でございます。

次に25ページ、歳出についてご説明申し上げます。今回の補正予算は主に年度末を控えまして事業費の確定による減額や不用額の整理などを行っております。項目が多いため主要なもののみ説明させ

ていただきます。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費 6670 万 8000 円の増につきましては、主に次ページ節 19 負担金補助及び交付金の増でございまして、派遣職員の勤務実績に応じた負担金の増でございます。

次に、目 2 文書広報費 1999 万 5000 円の減につきましては、主に広報なみえ印刷費、通信運搬費等の減でございます。

次に、目 3 財政管理費 10 億 7277 万 9000 円の増につきましては、東京電力からの賠償金を積み立てるものでございます。

目 5 財産管理費 1 億 6783 万 5000 円の減につきましては、主に節 13 委託料の本庁舎改修工事監理業務委託料及び次のページの節 15 工事請負費におきまして、本庁舎改修工事の入札不調による減でございます。

次に 27 ページ、目 7 企画費 6 億 2966 万円の増につきましては、主に 28 ページ節 23 償還金利子及び割引料の増につきましては、東日本大震災復興交付金国庫返還金について今後利用見込みのない分を返還するための増及び節 25 積立金につきましては、交流・情報発信拠点施設整備関連財源の交付見込みの減にかかる浪江町復旧・復興基金積立金の減及び令和 2 年度分の低炭素社会対応型浄化槽導入補助が交付されることにかかる東日本大震災復興交付金基金積立金の増でございます。

次に、目 8 情報管理費 3597 万 7000 円の減につきましては、主に節 15 工事費におきまして、請戸住宅団地等への I R U 光ファイバーケーブル復旧工事の不用額の減、節 18 備品購入費においてパソコン購入費の確定による減などでございます。

次に 29 ページ、目 9 自治振興費 1265 万 7000 円の減につきましては、主に節 19 負担金補助及び交付金での地区集会施設修築等事業費補助金の不用額の減でございます。

次に 30 ページ、項 2 徴税費、目 2 賦課徴収費 2216 万 1000 円の減につきましては、主に節 13 委託料の減でございまして、主に固定資産基礎調査業務委託料、申告支援システム更新業務委託料、町税賦課収納業務委託料の不用額の減、納付書読み取りシステム導入業務の見直しによる減などでございます。

次に 32 ページ、項 4 選挙費、目 2 福島県議会議員一般選挙費 1870 万 5000 円の減につきましては、開票立会人報酬ほか選挙執行経費不用額の減でございます。

次に 34 ページ、款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費 3193 万 7000 円の減につきましては、主に節 28 繰出金の減でございまして、国保特別会計の事業費の確定見込みに伴います繰出金の減

でございます。

同じく目2 老人福祉費3279万9000円の減につきましては、主に節13委託料の不用額の減でございます。及び節28繰出金の介護保険特別会計の事業費の確定見込みに伴います減でございます。

次に35ページ、目6 プレミアム付商品券事業費2330万3000円の減につきましては、子育て世帯等へのプレミアム付商品券交付事業の商品券交付金ほか不用額の減でございます。

次に36ページ、款3 民生費、項2 児童福祉費、目2 児童措置費1690万6000円の減につきましては、児童手当不用額の減でございます。

同じく目4 子育て支援事業費1692万2000円の減につきましては、主に節13委託料の屋内遊び場実施設計業務委託料の不用額の減でございます。

次に37ページ、項3 災害救助費、目1 生活支援事業費3688万7000円の減につきましては、主に節7 臨時職員賃金の減や節12役務費の次ページの仮設住宅管理にかかります手数料、節13委託料の仮設住宅維持管理委託料等の不用額の減でございます。

次に38ページ、目4 災害救助・救援対策費2216万円の減につきましては、主に節20扶助費の災害弔慰金等の不用額の減でございます。

次に39ページ、款4 衛生費、項1 保健衛生費、目2 予防費1396万円の減につきましては、主に節13委託料の麻・風しん混合予防接種委託料等不用額の減でございます。

次に41ページ、目9 放射線健康管理対策費2371万円の減につきましては、主に節13委託料、外部被ばく測定業務委託料等の不用額の減でございます。

次に42ページ、款6 農林水産業費、項1 農業費、目4 農業振興費1523万1000円の減につきましては、主に節19負担金補助及び交付金の新規就農者確保促進事業補助金、地域農業活動推進事業補助金等の確定による減でございます。

次に43ページ、目6 営農再開支援事業費2499万円の減につきましては、主に節11需用費の消耗品から節18の備品購入費への予算組みかえと不用額の減でございます。及び、節19負担金補助及び交付金の営農再開支援事業補助金の確定等による減でございます。

同じく、目7 有害鳥獣対策費2302万8000円の減につきましては、主に節13委託料の有害鳥獣処理業務委託料等の不用額の減でございます。

次に44ページ、項2 農業土木費、目1 農地保全管理費14億5628万

1000円の減につきましては、節13委託料の農地保全管理工事にかかる調査測量設計委託料及び節15農地保全管理工事等の不用額の減でございます。

次に、項4水産業費、目1水産振興費5409万3000円の減につきましては、主に節13委託料の泉田川ふ化施設等測量設計業務委託料及び節15工事費の水産加工団地造成工事、水産加工団地仮設排水路工事等の不用額の減でございます。

次に45ページ、款7商工費、項1商工費、目1商工総務費1億6042万8000円の減につきましては、主に節25積立金の交流・情報発信拠点施設整備事業の避難地域復興拠点推進交付金と推進交付金基金積立金の減でございます。事業費及び交付金が確定し単年度型事業になったことによる減でございます。

同じく、目2商工振興費5370万5000円の減につきましては、主に節15工事請負費、町外仮施設解体等工事費の不用額の減及び節19負担金補助及び交付金の町内飲食店食材調達補助金等の不用額の減によるものでございます。

次に46ページ、目6交流・情報発信拠点施設整備事業5億7616万8000円の減につきましては、主に節13委託料の調査測量設計委託料、節15工事請負費の造成工事費及び外構工事費、節17公有財産購入費の用地取得費及び節22補償補填及び賠償金の物件移転費等の不用額の減によるものでございます。

次に47ページ、目7企業誘致促進費12億9454万6000円の減につきましては、これも今年度分の確定等による不用額の減でございます。主に節13委託料の主に発注者支援業務委託料、棚塩産業団地整備業務委託料等の減、節15工事請負費の南産業団地造成工事等の減、節17公有財産購入費の減、節22補償補填及び賠償金の立木補償費等の減等によるものでございます。

次に48ページ、目8事業再開・帰還促進事業費8353万2000円の減につきましては、主に節19負担金補助及び交付金のプレミアム付商品券販売額の確定によります商品券交付金等の減でございます。

次に、款8土木費、項2道路橋梁費、目2道路維持費1690万5000円の減につきましては、主に節13委託料の道路の除草、管理を行う道路維持管理委託料等の不用額の減でございます。

同じく、目3道路新設改良費6億5234万4000円の減につきましては、主に節15工事請負費の道路改良工事の小熊田宮田線の2月臨時議会での継続費補正によります減、請戸漁港小高瀬迫線ほか道路改築工事確定による減及び節17公有財産購入費の用地取得費の減等によるものでございます。

次に、項 3 河川費、目 1 河川総務費5057万3000円の減につきましては、河川竹木除去を行う河川環境整備委託料の不用額の減でございます。

次に50ページ、項 4 都市計画費、目 2 公共下水道事業費3564万円の減につきましては、公共下水道特別会計の事業費の確定によります繰出金の減でございます。

同じく、目 5 防災集団移転促進事業費 1 億4856万7000円の減につきましては、主に節17公有財産購入費の移転元用地取得費の減でございます。

同じく、目 6 まちづくり整備事業費3238万3000円の減につきしては、主に節13委託料の旧請戸共同墓地設計業務委託料等の不用額の減でございます。

次に51ページ、項 5 住宅費、目 1 住宅管理費1106万7000円の減につきましては、主に節 7 賃金の臨時事務補助員賃金の減、節11需用費の光熱水費等需用費等の減、節13委託料の町営住宅管理委託料等の減でございます。

目 2 復興公営住宅費 2 億9202万7000円の減につきましては、主に節17公有財産購入費の請戸住宅団地整備事業の前払金が発生しない見込みとなったことによる減でございます。

次に53ページ、款 9 消防費、項 1 消防費、目 4 防災対策費 1 億4186万9000円の減につきましては、主に節13委託料の浪江町防犯業務委託料の不用額の減及び次ページ節17公有財産購入費で防災拠点整備事業を令和 2 年度に繰り越しするための減でございます。

次に55ページ、款10教育費、項 2 小学校費、目 1 学校管理費1690万5000円の減につきましては、主に節13委託料のスクールバス運行ルート調整による自動車運転委託料等の減によるものでございます。

次に56ページ、項 5 社会教育費、目 1 社会教育総務費2601万7000円の減につきましては、主に節13委託料の復興まちづくり支援施設実施設計業務委託料等不用額の減でございます。

次に58ページ、款11災害復旧費、項 1 公共土木施設災害復旧費、目 1 道路橋梁施設災害復旧費1653万2000円の増につきましては、町道井手 2 号線へ菅原橋復旧にかかります調査設計の増による委託料の増でございます。

次に、7 ページに戻りください。第 2 表継続費の補正でございます。まず変更でございますが、款 6 農林水産業費、項 2 農業土木費、事業名、関ノ倉ため池環境保全整備工事につきましては、台風19号の影響によります数量変更により、総額及び年割額を変更するもの

でございます。同じく事業名、丈六ため池環境保全整備工事につきましては、周辺施設への配慮により一部追加工事を行うため総額及び年割額を変更するものでございます。

次の款7商工費、項1商工費、事業名、交流・情報発信拠点施設造成工事から、8ページ道路整備事業一里檀大町線（4工区）までの12事業は、工事発注後の契約額や工事の進捗等にあわせて記載のとおりそれぞれ総額及び年割額を変更するものでございます。

9ページ、款8土木費、項5住宅費、事業名、請戸住宅団地整備事業につきましては、年度内に前払金が発生しない見込みとなったため年割額を変更するものでございます。

次に、廃止といたしまして、款2総務費、項1総務管理費、事業名、本庁舎改修工事（第2期）につきましては、工事にかかる入札が不落となり、年度内に契約できる見込みがなくなったため廃止するものでございます。また、これにより次の事業名、本庁舎改修工事（第2期）施工管理業務につきましても廃止いたします。

款8土木費、項2道路橋梁費、事業名、道路整備事業一里檀大町線（3工区）につきましては、用地取得に不測の日数を要しており、次年度に施工することとなったため廃止するものでございます。

次に10ページ、繰越明許費の追加でございます。款4衛生費、項1上下水道費、事業名、水道施設整備事業につきましては、小熊田宮田線道路改築工事や他の道路掘削を伴う関連工事等との施工調整により、年度内完了が困難となったため、次年度へ繰り越すものでございます。

款6農林水産業費、項2農業土木費、事業名、ため池環境保全整備事業及び次の事業名、農業用水路保全整備事業調査測量の2事業につきましては、台風19号災害復旧事業を優先したため、年度内完了が困難となったため、次年度へ繰り越すものでございます。

款9消防費、項1消防費、事業名、防災拠点整備事業につきましては、調整池等の整備協議に時間を要し、年度内完了が困難となったため、次年度へ繰り越すものでございます。

款11災害復旧費、項1公共土木施設災害復旧費、事業名、道路橋梁施設災害復旧費井手2号線につきましては、台風19号で被災した菅原橋の実施設計について、被害が甚大であり相当の日数を要することから、次年度へ繰り越すものでございます。

次に11ページ、第4表は地方債の補正でございます。臨時財政対策債の借り入れについて、地方債の新規借り入れを控えるため廃止するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

す。

○議長（佐々木恵寿君）　ここで昼食のため休憩いたします。午後１時
30分まで休議とします。

（午前 1 1 時 5 3 分）

○議長（佐々木恵寿君）　再開します。

（午後 1 時 3 0 分）

○議長（佐々木恵寿君）　日程第41、議案第47号　令和元年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君）　議案第47号　令和元年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1867万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を40億5936万4000円とするものです。

詳細については、健康保険課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君）　健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関 久君）　それでは、議案第47号について、ご説明いたします。事項別明細書により説明いたします。

6ページをお開きください。初めに、歳入の主なものについて、説明いたします。款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税110万円を減額、これは未申告者の解消及び社会保険等の加入増加によるものであります。

次に、款3国庫支出金、項1国庫補助金、目1災害臨時特例補助金3億1330万4000円を国庫補助金の交付決定により減額。

次に、款4県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金4億6528万6000円を県補助金の交付決定により増額。

7ページをご覧ください。款6繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金3220万4000円を保険基盤安定負担金等の交付決定により減額。

続きまして、歳出の主なものについて説明いたします。8ページをお開きください。款2保険給付費、項1療養諸費から10ページの款4保険事業費、項2特定健康診査等事業費までは財源の組みかえでございます。

次に、款7諸支出金、項2繰出金、目1直営診療施設勘定繰出金

423万8000円の増額。これは、仮設津島診療所運営に対する特別調整交付金の増額によるものです。

最後に、予備費 1 億1395万4000円を増額するものであります。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第42、議案第48号 令和元年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第48号 令和元年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ445万8000円を追加し、予算総額を 3 億3705万2000円とするものです。

詳細については、浪江診療所事務長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 浪江診療所事務長。

○浪江診療所事務長（掃部関 久君） それでは、議案第48号について、ご説明いたします。事項別明細書によりご説明申し上げます。

6 ページをお開きください。初めに、歳入についてご説明申し上げます。款 1 診療収入、項 1 外来収入645万1000円、項 2 諸検査等収入340万5000円の増は収入見込みによるものです。

次に 7 ページをご覧ください。款 3 県支出金、項 1 県補助金、目 1 仮設津島診療所県補助金934万5000円の減は、決算見込みによるものです。

次に、款 4 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 事業勘定繰入金423万8000円の増、これはへき地医療調整交付金実績報告による増額でございます。

次に、8 ページをお開きください。歳出についてご説明いたします。款 1 総務費、項 1 施設管理費、目 1 仮設津島診療所管理費807万2000円の減、主なものは節 7 賃金412万9000円の減、これは臨時職員を任期付職員へ変更したことによるものでございます。節12役務費200万円の減、医師紹介手数料の減額でございます。

次に、目 2 浪江診療所管理費524万7000円の減、これは主に節 7 賃金450万円の不用額減額補正、節12役務費430万円の減、これは医師紹介手数料の減額です。節13委託料308万3000円の増、これは主に応援医師委託料の増額によるものです。節15工事請負費100万円の増、これは医師住宅へのエアコン設置工事等の費用となります。

次に、款 2 医業費、項 1 医業費、目 1 仮設津島診療所医業費329

万4000円の減、これは節11需用費、医薬材料費200万円、医療機器借上料194万4000円の不用額減額でございます。

次に、目2浪江診療所医業費400万円の減は、医薬材料費の不用額減額でございます。

最後に、予備費2507万1000円の増額は、財源調整によるものです。

説明は以上です。よろしくお願いします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第43、議案第49号 令和元年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第49号 令和元年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、ご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5520万8000円を減額し、歳入歳出予算の総額を7億6595万4000円とするものです。また、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費を定めるものであります。

詳細については、住宅水道課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） それでは、事項別明細書により、ご説明いたします。

7ページをお開きください。歳入補正予算です。款1分担金及び負担金、項1負担金、目1公共下水道受益者負担金170万8000円の増で、新規接続に伴う受益者負担金の増額です。

款2使用料及び手数料、項1使用料、目1公共下水道使用料840万円の増で、使用料見込みにあわせた増額であります。

款5繰入金、項1繰入金、目1一般会計繰入金3564万円の減、目2基金繰入金2967万6000円の減で、いずれも額の確定及び事業精算見込みによるものです。

続きまして、8ページをご覧ください。歳出補正予算です。款1公共下水道事業費、項1公共下水道事業費、目1下水道総務管理費64万4000円の減、目2下水道建設費1075万8000円の減で、事業精算見込みによるものです。

目3下水道維持管理費4380万6000円の減で、主なものは節15工事請負費、浪江浄化センターの修繕及び遠方監視システム更新工事などの事業精算見込みによるものです。

続きまして、4ページをお開きください。繰越明許費です。款1公共下水道事業費、項1公共下水道事業費、事業名が公共下水道事業計画策定事業であります。この事業は、震災以前のままとって

います公共下水道の事業計画について、町への帰還人口の推移や復興事業の整備状況等を踏まえた上で、将来的に事業が持続可能となるよう下水道計画の見直しを行うものであります。今年度は、事業計画変更の素案の作成業務を実施しているところですが、変更後の計画に基づく事業を令和3年度より実施するためには、素案の作成後本年11月末までに都市計画法に基づく変更手続きを完了する必要があるために、都市計画申請図書や県協議及び都市計画審議会開催等にかかる資料作成業務を今年度中に開始する必要が生じたことから業務を追加し、工期を延長するため繰越明許費を設定するものであります。金額は、令和2年度への繰越額が7826万5000円であります。財源については、福島再生加速化交付金であります。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第44、議案第50号 令和元年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第50号 令和元年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1074万3000円を減額し、歳入歳出予算の総額を4778万2000円とするものです。

詳細については、住宅水道課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） それでは、事項別明細書により、ご説明をいたします。

6ページをお開きください。歳入補正予算です。款1分担金及び負担金、項1分担金、目1農業集落排水処理施設分担金49万2000円の増で、新規接続に伴うものです。

款2使用料及び手数料、項1使用料、目1農業集落排水使用料50万円の増で、農業集落排水の使用料の増加に伴うものです。

款4繰入金、項1繰入金、目1一般会計繰入金728万7000円の減、目2基金繰入金444万8000円の減、こちらはいずれも額の確定によるものです。

次のページをご覧ください。歳出補正予算です。款1農業集落排水事業費、項1農業集落排水事業費、目1農業集落排水総務管理費33万7000円の減、目2農業集落排水建設費400万円の減、目3農業集落排水維管理費640万6000円の減は、事業精算見込みによる減額です。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第45、議案第51号 令和元年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第51号 令和元年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について、ご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ8949万5000円を減額し、歳入歳出予算の総額を31億6396万2000円とするものです。

詳細については、介護福祉課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（木村順一君） 歳入歳出補正予算事項別明細書の7ページをお開きください。歳入の主なものについて、ご説明いたします。款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金404万3000円の増、その下の段、項2国庫補助金、目1調整交付金1億2976万6000円の増、続きまして、8ページにうつりまして、目5保険者機能強化推進交付金247万2000円の増、目6災害臨時特例補助金1億5251万5000円の減は、全て各種負担金及び各交付金補助金の交付見込みによるものです。

款4支払基金交付金、項1支払金交付金、目1介護給付費交付金7976万8000円の減は、社会保険診療報酬支払基金からの変更決定によるものです。

9ページに移りまして、款5県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金1117万円の減は、介護給付費負担金の交付見込みによるものです。

10ページをお開きください。款7繰入金、項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金835万6000円の減は、歳出の保険給付費補正の一般会計からの繰入金を減額するものです。項2基金会計繰入金、目1介護給付費準備基金繰入金3196万2000円の増は、歳出の保険給付費及び地域支援事業費の第1号被保険者の負担分を補填するため基金から繰り入れするものです。

続きまして、11ページに移りまして、款9諸収入、項1雑入、目1雑入221万8000円の減は包括支援センターの介護予防支援にかかる国保連からの収入見込みによるものです。

次に、歳出の主なものについて、ご説明いたします。13ページをお開きください。款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目2地域密着型介護サービス給付費4959万4000円の減並びに目3地域施設介護サービス給付費1725万6000円の減は、各種サービス費の給付見込みによるものです。

続きまして、16ページをお開きください。款3地域支援事業費、項1介護予防生活支援サービス事業費、目1介護予防生活支援サービス事業費300万円の減、17ページに移りまして、項3包括的支援事業任意事業費、目2任意事業費117万円の減、18ページに移りまして、項7居宅介護支援事業費、目2介護予防ケアマネジメント事業費100万円の減は、各種事業費の支出見込みによるものです。

款4諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2償還金785万5000円の減は、前年度地域支援事業費の精算金の変更によるものです。

款6予備費672万8000円の減は歳入歳出の調整であります。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第46、議案第52号 令和元年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第52号 令和元年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額を8713万2000円とするものです。

詳細については、健康保険課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関 久君） 議案第52号について、ご説明いたします。事項別明細書により説明いたします。

6ページをお開きください。初めに歳入の主なものについて、説明いたします。款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料、目2普通徴収保険料563万円を減額、これは当初見込みより上位所得層が少なかったことによるものです。

次に、款3繰入金、項1一般会計繰入金、目2保険基盤安定繰入金178万3000円を減額、これは福島県後期高齢者医療保険基盤安定負担金の交付決定によるものです。

次に、款4繰越金、項1繰越金、目1繰越金1054万1000円を増額、これは前年度歳計剰余金でございます。

次に、歳出について、ご説明いたします。7ページをご覧ください。款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金741万5000円の減額。

最後に、予備費として1054万3000円を増額してございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第47、議案第53号 令和元年度浪江町水

道事業会計補正予算（第４号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第53号 令和元年度浪江町水道事業会計補正予算（第４号）について、ご説明いたします。

本案は、収益的収入で1200万円の増額、収益的支出で12万5000円の増額をするものであります。

詳細につきましては、住宅水道課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） それでは、説明書によりご説明いたします。

６ページをお開きください。収益的収入についてご説明いたします。款１水道事業収益、項１営業収益、目１給水収益1200万円の補正増、こちらは徴収実績による見込額の増額であります。

続きまして、下段、収益的支出についてご説明いたします。款１水道事業費用、項１営業費用、目４総係費で10万円の補正増、こちらは徴収件数の増による通信運搬費の増額であります。項２営業外費用、目１支払利息で2万5000円の補正増、こちらは本年度借り入れ分の企業債の利息分になります。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第48、議案第54号 令和２年度浪江町一般会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第54号 令和２年度浪江町一般会計予算について、ご説明いたします。

本案は、令和２年度浪江町一般会計歳入歳出予算の総額を340億9300万円と定めるものであります。前年度当初予算に対して54億7800万円、13.8%の減となっております。

歳入予算につきましては、国庫支出金において原子力災害避難区域等帰還再生加速事業委託金13億2996万8000円、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金9億3240万3000円、福島再生加速化交付金8億3109万3000円などを計上し、全体で50.3%減の47億1007万2000円となっております。

また、県支出金は、福島再生加速化交付金57億158万1000円、営農再開支援事業補助金8億3289万円、避難地域復興拠点推進交付金4億1102万4000円などを計上し、全体で81.3%増の83億8174万3000円となっております。

繰入金では、浪江町帰還環境整備交付金基金繰入金64億7484万5000円、浪江町復旧・復興基金繰入金50億700万6000円などを計上し、全体で23.4%減の133億2690万7000円となっております。

歳出予算につきましては、持続可能な町づくりを目指すとともに、生活環境の充実、医療介護環境の改善、雇用の場の確保など、町民の皆様の不安解消、また、帰還や移住定住を進める予算といたしました。

性質別に説明いたしますと、義務的経費につきましては、人件費において会計年度任用職員制度への移行等に伴い、全体で2.7%増の29億1428万9000円となっております。

投資的経費については、乾燥調製貯蔵施設整備事業73億3822万2000円、ため池の放射性物質対策等の農地保全管理事業22億4112万5000円、南産業団地整備事業22億2398万2000円、交流・情報発信拠点整備事業19億5535万6000円などの補助事業で、205億6129万7000円を計上しております。

また、単独事業としましては、本庁舎改修事業や乾燥調製貯蔵施設整備事業の町単独分、防犯灯LED化工事など5億721万5000円の計上、災害復旧事業費においては、道路橋梁施設災害復旧費など1億9862万3000円を計上し、投資的経費全体では2.8%増の213億238万8000円となっております。

その他の経費につきましては、営農再開支援事業8億3632万8000円、産業団地の整備等に係る上水道整備のための水道事業会計への補助金5億5540万円、道路や河川の環境維持事業5億291万1000円、プレミアム付商品券の発行や集客効果を高めるイベントを実施する事業再開・帰還促進事業4億6993万5000円のほか、令和元年度において国県支出金を原資とする基金積み立てが進んだことに伴う基金積立金の減などにより、全体で38.3%減の98億7632万3000円となっております。

詳細につきましては、企画財政課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） それでは、令和2年度一般会計・特別会計歳入歳出予算資料により、ご説明申し上げます。

1 ページをご覧ください。令和2年度一般会計歳入歳出予算額は340億9300万円、増減額54億7800万円、伸び率13.8%の減でございます。

歳入の構成について主なものを申し上げますと、町税は、8億5009万9000円、増減額2億5060万5000円、伸び率41.8%の増で、課税基準の見直し等により町民税4億9055万円、固定資産税2億7604

万9000円を計上してございます。

地方交付税は、51億9590万7000円、増減額10億3811万5000円、伸び率16.7%の減で、普通交付税21億8419万8000円、特別交付税30億1170万9000円を計上しております。特別交付税のうち震災復興特別交付税は課税基準の見直しによる税減収補填の減、福島再生加速化交付金事業等の補助裏分の減等により29億327万5000円となっております。

国庫支出金は、47億1007万2000円、増減額47億6251万1000円、伸び率50.3%の減で、主に福島再生加速化交付金や原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業委託金等を計上しております。対象事業として、ため池等の放射性物質対策事業やカントリーエレベーター整備事業のほか町内の防犯対策、道路河川整備事業等となっております。

県支出金は、83億8174万3000円、増減額37億5953万円、伸び率81.3%の増で、主に木材製造拠点整備事業及び乾燥調製貯蔵施設整備事業に係る福島再生加速化交付金や営農再開支援事業補助金等を計上しております。

繰入金は、133億2690万7000円、増減額40億6256万2000円、伸び率23.4%の減で、主に浪江町復旧・復興基金、東日本大震災復興交付金基金、浪江町帰還環境整備交付金基金等からの繰入金で、産業団地整備事業、ため池等の放射性物質対策事業、交流・情報発信拠点整備事業等の財源として繰り入れをしております。

町債については、3億1975万3000円、増減額9276万5000円、伸び率40.9%の増で、主に臨時財政対策債や過疎対策事業債を計上しております。

次に、2ページをご覧ください。自主財源・依存財源別の財源構成ですが、町税や繰入金等の自主財源の合計は150億8044万3000円、増減額35億5156万5000円の減で、構成比44.4%となっております。地方交付税や国・県支出金等の依存財源については、190億1255万7000円、増減額19億2643万5000円の減で、構成比55.6%となっております。

次に、一般財源・特定財源別の財源構成では、一般財源の合計は73億7636万2000円、増減額6億9824万6000円の減、構成比21.7%でございます。特定財源は、267億1663万8000円、増減額47億7975万4000円の減、構成比78.3%でございます。

3ページは、財源構成を円グラフで表したものでございます。

次に、4ページをご覧ください。目的別歳出の構成について、主なものを申し上げますと、総務費は36億2825万8000円、増減額63億

6839万9000円、伸び率63.7%の減で、令和元年度において浪江町帰還環境整備交付金基金、浪江町復旧・復興基金の積み立てが進んだことで、これらの積み立てが減少したものでございます。

民生費は、25億1814万7000円、増減額273万5000円、伸び率0.1%の減で、前年度とほぼ同額の予算額となっております。

衛生費は、12億7185万3000円、増減額2億2705万1000円、伸び率21.7%の増で、主に産業団地整備に伴う上水道施設整備に係る水道事業会計への補助金の増により増加してございます。

農林水産業費は、117億6681万8000円、増減額39億4781万3000円、伸び率50.5%の増で、主に乾燥調製貯蔵施設整備事業の増により増加しております。

商工費は、71億5487万3000円、増減額32億6759万1000円、伸び率31.4%の減で、主に過年度から継続して実施しております産業団地整備事業や木材製造拠点整備事業等の事業進展により、計上する予算が減少しております。

土木費は、45億4082万4000円、増減額3億3843万2000円、伸び率6.9%の減で、主に小熊田宮田線道路改築事業や大平山来福寺東線等の道路整備事業、防災集団移転促進事業等の事業進展に伴いまして、計上する予算が減少してございます。

消防費は、12億5504万円、増減額3億7106万8000円、伸び率22.8%の減で、主にデジタル防災行政無線整備事業の完了により、減額となっております。

次に、性質別歳出の構成ですが、人件費や扶助費等の義務的経費については、29億1428万9000円、増減額7777万1000円の増で、主に会計年度任用職員制度への移行に伴う、人件費の増となっております。

普通建設事業費等の投資的経費は、213億238万8000円、増減額5億7403万7000円、伸び率2.8%の増で、継続して実施しております産業団地整備事業や木材製造拠点整備事業等の事業進展により減額となった一方で、乾燥調製貯蔵施設整備事業や交流・情報発信拠点整備事業の本格化により総額では増額となっております。

その他の経費は、98億7632万3000円、増減額61億2980万8000円、伸び率38.3%の減で、令和元年度において浪江町帰還環境整備交付金基金、浪江町復旧・復興基金の積み立てが進んだことにより、積立金が減少したこと等により減少してございます。

5ページは、一般会計の歳出を目的別、性質別に構成比で表したグラフでございます。グラフの目的別では、農林水産業費、商工費、土木費、総務費の順になってございます。

6 ページからは、一般会計当初予算における主要事業について、予算科目ごとに記載しております。主な事業について、新規事業や事業費の多いものについて申し上げます。

総務費では、番号 1、震災から10年の取り組みをまとめる震災記録誌制作事業770万9000円、番号 4、役場本庁舎の劣化設備改修等を行います本庁舎改修事業 2 億10万円、番号 5、未買収地取得のための棚塩産業団地南側整備事業1192万6000円、番号 6、第 3 次となります浪江町復興計画策定事業4376万1000円などがございます。

次に、民生費では番号 3 から番号 5 番まで、復興公営住宅や町内でのサポートセンター運営事業として、3 事業合計8775万1000円、8 ページ、番号10、生活支援バス運行や復興支援員の配置を行います避難生活支援事業 2 億9225万2000円、9 ページ、番号15、台風19号で半壊以上の家屋解体を行います被災家屋解体撤去工事4502万3000円などがございます。

次に、衛生費では、番号 5 健康診査等を行う保険事業 1 億2301万4000円、10ページ、番号13、各産業団地等への水道施設整備事業 5 億3113万1000円などがございます。

次に、労働費では、番号 2、フロント・厨房などいこいの村なみえ管理棟整備事業 3 億6100万円などがございます。

次に11ページ、農林水産業費では、番号 1、新規就農者確保のための農業 P R 事業539万円、番号 6、カントリーエレベーター整備事業73億8722万2000円、番号 7、営農再開支援事業 8 億3632万8000円、番号10、ため池等の放射性物質対策事業20億5559万9000円、番号11、農業用水施設の修繕等を行う営農再開支援水利施設等保全事業 1 億8552万6000円、番号12、森林整備を行うふくしま森林再生事業 1 億7901万6000円、12ページ、番号15、請戸地区漁業者の水産業共同利用施設整備事業 3 億2715万2000円、番号16、水産加工業者へ補助する水産業共同利用施設復興整備事業補助金 3 億7362万5000円などがございます。

次に、商工費では、13ページ、番号 7、陶芸の杜復旧整備事業1505万円、番号 9、苗木購入と植樹を行います紅房桜植栽事業800万1000円、番号10、交流・情報発信拠点整備事業20億4497万円、番号12、水素輸送法の実証事業等を行う再エネ・新エネ利活用促進事業 1 億951万円、番号13、南産業団地整備事業22億2748万2000円、番号15、棚塩産業団地整備事業 1 億9727万1000円、14ページ、番号16、木材製品生産拠点整備事業16億70万円、番号17、プレミアム付商品券発行等の事業再開・帰還促進支援事業 4 億7396万9000円などがございます。

次に、土木費では、番号 1、道路の除草や補修等を行う町道維持管理事業 6 億 3315 万 1000 円、番号 3、防犯灯 L E D 化工事 1595 万円、番号 4、小熊田宮田線道路改築事業 3 億 4457 万 5000 円、番号 5、請戸住宅団地アクセス道路等 3 路線整備事業 13 億 1273 万 7000 円、番号 7、雨水の排水路を整備する下川原水路整備事業 1187 万 2000 円、15 ページ、番号 9、盛土崩落防止のための大規模盛土造成地調査業務 323 万 7000 円、番号 10、丈六公園整備事業 1 億 986 万円、番号 12、津波被災地被災者の住宅再建を支援するがけ地近接等危険住宅移転事業 1 億 6650 万円、16 ページ、番号 23、駅前周辺の基盤整備等の事業計画策定を行う一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業 2500 万円、番号 24、再生可能エネルギーを活用するまちづくりを目指すスマートコミュニティ事業 4 億 3518 万 1000 円、番号 25、請戸住宅団地整備事業 6 億 6059 万 6000 円などでございます。

次に、消防費では、番号 2、防犯カメラや防犯パトロールによる町内防犯体制強化事業 7 億 1663 万 5000 円、番号 3、非常用持出袋配布事業 330 万円、番号 4、防災倉庫を含む防災拠点施設整備事業 1 億 2050 万円などでございます。

次に、教育費では、番号 2、町内から公共交通で通学する高校生のための遠距離通学費助成事業 65 万円、番号 5、なみえ創成小中学校等の運営や児童生徒の就学支援等を行う学校運営事業 1 億 8846 万 6000 円、番号 8、請戸小学校の震災遺構整備事業 3 億 3511 万 7000 円、番号 9、地域資料等収蔵施設の整備に向けた調査検討の事業 550 万円、18 ページ、番号 13、スポーツを通じた町民の交流のためのスポーツレクリエーション事業 220 万円などでございます。

その他の事業につきましては、事業ごとに記載しております。事業概要等をご確認いただくようお願いいたします。

次に、22 ページをご覧ください。地方債残高の状況でございます。令和元年度末現在高見込額 23 億 2456 万 2000 円に対しまして、過疎債等の活用によりまして、令和 2 年度末現在高見込額は 23 億 2864 万 7000 円で、408 万 5000 円の増を見込んでございます。

次に、債務負担行為の状況でございます。令和元年度末現在高見込額は 6 億 646 万 5000 円に対しまして、令和 2 年度中支払予定額は 5 億 3687 万 8000 円、令和 3 年度以降支払予定額は 6958 万 7000 円となっております。

次に、予算書の 11 ページをご覧ください。第 2 表、継続費の設定でございます。款 2 総務費、項 1 総務管理費、事業名、震災記録誌制作事業 1827 万 1000 円から道路整備事業 1 億 7482 万 1000 円までの 4 事業について、令和 2 年度、令和 3 年度の 2 カ年事業または令和 4

年度までの３カ年事業として実施するため、総額並びに年割額を定めるものでございます。

次に、12ページ、第３表、地方債でございます。橋梁点検補修事業は限度額6901万2000円、全国瞬時警報システム機器更新事業は限度額968万円、道路橋梁施設災害復旧事業は限度額5053万3000円、臨時財政対策債は限度額１億9052万8000円を限度額として借り入れるものでございまして、起債の方法及び利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

令和２年度の一般会計予算につきましては、以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第49、議案第55号 令和２年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第55号 令和２年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計予算について、ご説明いたします。

本案は、令和２年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計予算の総額を107万1000円と定めるものであります。歳入の主なものは、繰入金104万円であります。歳出の主なものは、助成費100万円であります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第50、議案第56号 令和２年度浪江町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第56号 令和２年度浪江町国民健康保険事業特別会計予算について、ご説明いたします。

本案は、令和２年度浪江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算の総額を35億1492万9000円と定めるものであります。

詳細については、健康保険課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関 久君） それでは、議案第56号について、ご説明いたします。歳入歳出予算資料に基づいてご説明申し上げます。

19ページをお開きください。国民健康保険事業の歳入の主な内容について、説明いたします。初めに、国民健康保険税4607万8000円を計上しております。前年度と比較しますと152万8000円の減額。

次に、国庫支出金４億9565万1000円、前年比２億5210万8000円の減額。

続きまして、県支出金27億703万5000円、前年比9386万2000円の

増額。

次に、繰入金 2 億 5614 万 1000 円、前年比 4102 万 3000 円の減額。

次に、繰越金 1000 万 1000 円、前年度と同額の計上で、これは前年度の歳計剰余金でございます。

続きまして、歳出でございます。初めに、総務費 4864 万 8000 円、前年比 72 万 9000 円の減額、主なものは人件費等でございます。

次に、保険給付費 26 億 8092 万 5000 円、前年比 1 億 3358 万 4000 円の減額。

次に、国民健康保険事業費納付金 7 億 3125 万 3000 円、前年比 2461 万 3000 円の減額でございます。

次に、保険事業費 3400 万円、前年比 214 万 3000 円の減でございます。これは、特定健康診査等の事業費でございます。

次に、諸支出金 1110 万 7000 円、前年比 20 万円の減額でございます。

最後に、予備費として 898 万 5000 円を計上してございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第 51、議案第 57 号 令和 2 年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第 57 号 令和 2 年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計予算について、ご説明いたします。

本案は、令和 2 年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計予算の総額を 3 億 3486 万 6000 円とするものであります。

詳細につきましては、浪江診療所事務長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 浪江診療所事務長。

○浪江診療所事務長（掃部関 久君） 予算資料により、ご説明申し上げます。

19 ページをご覧ください。歳入につきまして、ご説明申し上げます。初めに、診療収入 9865 万円、前年比 953 万 3000 円の増額、内訳は外来収入 9339 万円、諸検査等収入 526 万円。

次に、使用料及び手数料 269 万 8000 円、前年比 122 万円の増、診断書等の文書料であります。

次に、県支出金 1 億 4126 万円、前年比 3545 万 8000 円の減額、これは福島県地域医療復興事業補助金でございます。

次に、繰入金 8723 万 7000 円、前年比 2058 万 2000 円の増。

次に、繰越金 500 万円、これは前年度の歳計剰余金でございます。

続きまして、歳出について、ご説明申し上げます。総務費 2 億 6056 万 2000 円、前年比 23 万円の減額、診療所の運営費等でございます。

次に、医薬費6930万4000円、前年比396万1000円の減額で、医薬品等の購入費でございます。

次に、予備費として500万円。

最後に、予算書の243ページをお開き願います。浪江診療所常勤医師委託料の債務負担行為でございます。これは、新たな常勤医師と3年契約を締結するためのものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第52、議案第58号 令和2年度浪江町公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第58号 令和2年度浪江町公共下水道事業特別会計予算について、ご説明いたします。

本案は、令和2年度浪江町公共下水道事業特別会計予算の総額を4億4448万2000円と定めるものであります。

詳細につきましては、住宅水道課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） それでは、歳入歳出予算資料により、ご説明いたします。

20ページをお開きください。まず、歳入について、ご説明いたします。使用料及び手数料2400万2000円で、前年比1440万円の増です。内訳は、町内事業者等の下水道使用料であります。

繰入金3億4547万6000円で、前年比1億3388万9000円の減です。内訳は、一般会計繰入金、基金繰入金となっております。

また、繰越金及び諸収入につきましては、昨年と同額を計上させていただきます。

国庫支出金は、災害復旧がありませんので、1億760万6000円の減となっております。

次に、歳出について、ご説明いたします。公共下水道事業費1億6621万1000円で、前年比2億1364万円の減です。主なものは浪江浄化センター等の施設維持等に係る経費、下水道維持管理費等であります。

次に、公債費2億6827万1000円で、前年比1345万5000円の減です。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第53、議案第59号 令和2年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第59号 令和2年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算について、ご説明いたします。

本案は、令和2年度浪江町工業団地造成事業特別会計歳入歳出予算の総額を604万円に定めるものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第54、議案第60号 令和2年度浪江町農業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第60号 令和2年度浪江町農業集落排水事業特別会計予算について、ご説明いたします。

本案は、令和2年度浪江町農業集落排水事業特別会計予算の総額を5994万4000円と定めるものであります。

詳細につきましては、住宅水道課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） それでは、歳入歳出予算資料により、ご説明をいたします。

20ページをお開きください。歳入について、ご説明いたします。使用料及び手数料144万2000円で、前年比84万円の増です。内訳は、町内事業者等の農業集落排水使用料であります。

国庫支出金550万円は、前年比550万円の増です。内訳は、高瀬浄化センターの災害復旧に係る国庫負担金であります。

繰入金4799万8000円で、前年比324万5000円の増です。内訳は、一般会計繰入金、基金繰入金です。

諸収入は400万2000円で、前年比400万円の増です。内訳は、台風19号被災による高瀬浄化センターの建物災害共済金であります。

続いて、歳出について、ご説明いたします。農業集落排水事業費3697万4000円で、前年比1358万5000円の増です。主なものは、高瀬浄化センター災害復旧工事費及び維持管理費等に係る経費、農業集落排水維持管理費です。

次に、公債費2197万円で、前年と同額となっております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第55、議案第61号 令和2年度浪江町介護保険事業特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第61号 令和2年度浪江町介護保険事業特別会計予算について、ご説明いたします。

本案は、令和２年度浪江町介護保険事業特別会計歳入歳出予算の総額を29億6355万4000円と定めるものであります。

詳細につきましては、介護福祉課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（木村順一君） 予算資料21ページをお開きください。

一番上です。歳入について、ご説明いたします。保険料1488万8000円、前年度比259万2000円の増で、こちらは第１号被保険者の介護保険料です。

次に、国庫支出金13億6133万3000円、前年度比6620万4000円の減で、主なものは介護給付費負担金４億3872万8000円、調整交付金５億7477万6000円となります。

次に、支払基金交付金６億8712万4000円、前年度比275万8000円の減で、これは第２号被保険者の介護保険料分で社会保険診療報酬支払基金からの交付金となります。

続いて、歳出について、ご説明いたします。総務費１億1339万1000円、前年度比694万9000円の増で、主なものは総務管理費、介護認定審査会費、認定調査費等です。

保険給付費24億5392万8000円、前年度比1151万9000円の減で、介護サービス利用に係る給付費です。

介護給付費につきましては、居宅介護サービス給付費で増加傾向にあるものの最近の認定者数が減少していることもあり、全体的には前年度並みとしております。

次に、地域支援事業費１億2990万2000円、前年度比924万7000円増で、主な事業は介護予防、生活支援サービス事業、地域包括支援センター運営事業です。

次に、諸支出金２億4341万3000円、前年度比18万5000円の増で、主なものは利用者負担軽減支援事業で、介護保険サービス利用者負担免除に伴う利用者負担相当額について、本事業から支払いを行うものでございます。

説明は以上となります。よろしく申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第56、議案第62号 令和２年度浪江町財産区管理事業特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第62号 令和２年度浪江町財産区管理事業特別会計予算について、ご説明いたします。

本案は、令和２年度浪江町財産区管理事業特別会計歳入歳出予算の総額を324万8000円と定めるものであります。主な事業は、苅野

及び津島財産区の管理を行うものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第57、議案第63号 令和2年度浪江町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第63号 令和2年度浪江町後期高齢者医療特別会計予算について、ご説明いたします。

本案は、令和2年度浪江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算の総額を8159万円と定めるものであります。

詳細につきましては、健康保険課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関 久君） それでは、令和2年度浪江町後期高齢者医療特別会計予算について、ご説明いたします。

予算資料の21ページをご覧ください。まず、歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料1400万4000円、前年度比409万8000円の減、これは上位所得層に係る保険料でございます。

次に、繰入金6357万7000円、前年度比143万5000円の減。

次に、繰越金400万円、前年度比300万円の増、これは歳計剰余金でございます。歳入合計8159万円。

続きまして、歳出の主なものについて、ご説明いたします。初めに、総務費1032万4000円、前年度比34万8000円の増。

次に、後期高齢者医療広域連合納付金7038万5000円、前年度比285万9000円の減、これは上位所得層世帯の保険料納付金の減額によるものでございます。歳出合計8159万円。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第58、議案第64号 令和2年度浪江町水道事業会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第64号 令和2年度浪江町水道事業会計予算について、ご説明いたします。

本案は、令和2年度浪江町水道事業会計の予算を定めるものでございます。収益的収支で、収入が3億4292万7000円、支出が3億6968万4000円となります。また資本的収支では、収入が7億4313万円、支出が10億8750万円となります。

詳細につきましては、住宅水道課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） それでは、浪江町水道事業会計予算資料で、ご説明を申し上げます。

1 ページをお開きください。収益的収入及び支出であります。まず、収入について、ご説明いたします。収入の項、営業収益は5349万円、前年度比1073万円の増、主なものは給水収益です。

次に、営業外収益は2億8942万7000円、前年度比4742万1000円の減、主なものは高料金対策補助金です。本年度も前年度同様に交付税措置がされてから町から繰り入れするために、当初予算では計上していないためです。水道事業収益合計は、3億4292万7000円で、前年度比3669万1000円の減額となります。

続いて、2 ページをご覧ください。支出について、ご説明いたします。支出の項、営業費用は3億227万4000円で、前年度比111万6000円の減です。

次に、項、営業外費用は6431万円で、前年度比2580万円の減になります。水道事業費用合計は3億6968万4000円、前年度比2368万4000円の減額となっております。

次に、3 ページをお開きください。資本的収入及び支出であります。まず、収入について、ご説明いたします。収入合計は7億4313万円で前年度比2億808万8000円の増で、主なものは補助金が5億3113万円、こちらは主に高区配水場からの基幹配水管の建設改良費、小野田取水場建築設計等に係る補助金であります。

続いて、支出について、ご説明を申し上げます。支出合計は10億8750万円で、前年度比3億7717万1000円の増、主なものは、項、建設改良費9億8650万円で、前年度比3億7877万1000円の増で、事業としては高区配水場からの基幹配水管整備、小野田取水場建築設計、老朽管の更新事業などでございます。

また、企業債償還が1億100万円で、前年度比160万円の減額となっております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

◎延会について

○議長（佐々木恵寿君） お諮りします。

質疑については、16日に行うこととし、本日の会議は、これで延会したいと思います。

これに、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

よって、本日は、これで延会することに決定しました。
16日は、午前9時から本会議を開きますので、ご参集願います。

◎延会の宣告

○議長（佐々木恵寿君） 本日はこれで延会します。
(午後 2時39分)

令和 2 年 3 月 7 日（土曜日）	休 日
令和 2 年 3 月 8 日（日曜日）	休 日
令和 2 年 3 月 9 日（月曜日）	常任委員会
令和 2 年 3 月 10 日（火曜日）	常任委員会
令和 2 年 3 月 11 日（水曜日）	休 会
令和 2 年 3 月 12 日（木曜日）	全員協議会
令和 2 年 3 月 13 日（金曜日）	常任委員会
令和 2 年 3 月 14 日（土曜日）	休 日
令和 2 年 3 月 15 日（日曜日）	休 日

3 月 定 例 町 議 会

(第 3 号)

令和2年浪江町議会3月定例会

議 事 日 程（第3号）

令和2年3月16日（月曜日）午前9時開議

日程第 1	議案第 7 号	浪江町再生可能エネルギー地域振興基金条例の制定について
日程第 2	議案第 8 号	浪江町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第 3	議案第 9 号	浪江町表彰条例の一部改正について
日程第 4	議案第 10 号	浪江町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について
日程第 5	議案第 11 号	職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について
日程第 6	議案第 12 号	職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第 7	議案第 13 号	東日本大震災等による被災者に対する令和2年度の町税の減免に関する条例の一部改正について
日程第 8	議案第 14 号	浪江町駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第 9	議案第 15 号	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
日程第 10	議案第 16 号	浪江町印鑑条例の一部改正について
日程第 11	議案第 17 号	浪江町営住宅等条例の一部改正について
日程第 12	議案第 18 号	字の区域の変更について
日程第 13	議案第 19 号	町営土地改良事業に要する経費の賦課の免除について
日程第 14	議案第 20 号	指定管理者の指定について（浪江町交流・情報発信拠点施設）
日程第 15	議案第 21 号	浪江町道路線の認定及び廃止について
日程第 16	議案第 22 号	工事請負契約の締結について（丸ビン式乾燥調製貯蔵施設敷地造成工事）
日程第 17	議案第 23 号	工事請負契約の締結について（ラック式乾燥調製貯蔵施設敷地造成工事）
日程第 18	議案第 24 号	工事請負契約の締結について（漁具倉庫施

		設整備工事（建築）
日程第 1 9	議案第 2 5 号	工事請負契約の締結について（漁具倉庫施設整備工事（電気設備））
日程第 2 0	議案第 2 6 号	工事請負契約の締結について（漁具倉庫施設整備工事（機械設備））
日程第 2 1	議案第 2 7 号	工事請負契約の締結について（木材製品生産拠点第 2 期建築工事）
日程第 2 2	議案第 2 8 号	工事請負契約の締結について（町道請戸漁港小高瀬迫線道路改築工事（5 工区②））
日程第 2 3	議案第 2 9 号	工事請負契約の締結について（町道大平山来福寺東線道路改築工事（2 工区））
日程第 2 4	議案第 3 0 号	工事請負契約の締結について（浪江町一括受電設備工事）
日程第 2 5	議案第 3 1 号	売買契約の締結について（木材製品生産拠点生産機械設備第 2 期購入）
日程第 2 6	議案第 3 2 号	物品購入契約の締結について（交流・情報発信拠点施設内什器備品購入）
日程第 2 7	議案第 3 3 号	物品購入契約の締結について（交流・情報発信拠点施設内厨房機器購入）
日程第 2 8	議案第 3 4 号	物品購入契約の締結について（交流・情報発信拠点施設レジ機器及びシステム導入業務）
日程第 2 9	議案第 3 5 号	工事請負契約の変更について（古堤ため池環境保全整備工事）
日程第 3 0	議案第 3 6 号	工事請負契約の変更について（目倉沢ため池環境保全整備工事）
日程第 3 1	議案第 3 7 号	工事請負契約の変更について（南迫ため池環境保全整備工事）
日程第 3 2	議案第 3 8 号	工事請負契約の変更について（小和田ため池環境保全整備工事）
日程第 3 3	議案第 3 9 号	工事請負契約の変更について（町道一里檀大町線橋梁整備工事（下部工））
日程第 3 4	議案第 4 0 号	工事請負契約の変更について（町道請戸漁港小高瀬迫線道路改築工事（2 工区））
日程第 3 5	議案第 4 1 号	工事請負契約の変更について（町道大平山来福寺東線道路改築工事（1 工区））
日程第 3 6	議案第 4 2 号	工事請負契約の変更について（請戸住宅団地造成工事）

日程第 3 7	議案第 4 3 号	工事請負契約の変更について（町道小熊田宮田線道路改築工事）
日程第 3 8	議案第 4 4 号	工事請負契約の変更について（浪江浄化センター水処理施設修繕工事）
日程第 3 9	議案第 4 5 号	委託に関する契約の変更について（浪江町棚塩産業団地整備事業業務委託（その 2））
日程第 4 0	議案第 4 6 号	令和元年度浪江町一般会計補正予算（第 7 号）

出席議員（１６名）

１番	大浦泰夫君	２番	石井悠子君
３番	高野武君	４番	佐々木恵寿君
５番	半谷正夫君	６番	紺野則夫君
７番	佐々木勇治君	８番	平本佳司君
９番	山崎博文君	１０番	渡邊泰彦君
１１番	松田孝司君	１２番	山本幸一郎君
１３番	泉田重章君	１４番	紺野榮重君
１５番	佐藤文子君	１６番	馬場績君

欠席議員（０名）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	吉田数博君	副町長	佐藤良樹君
副町長	小林弘典君	教育長	笠井淳一君
総務課長	安倍靖君	企画財政課長	西健一君
二本松事務所長兼 生活支援課長兼仮設 津島診療所事務長		産業振興課長	
横山秀樹君		清水中君	
農林水産課長兼農 業委員会事務局長		住宅水道課長	
清水佳宗君		戸浪義勝君	
まちづくり整備課長		教育委員会事務局 教育次長兼浪江町中央公 民館長兼浪江町津島公民 館長兼浪江町図書館長	
三瓶徳久君		柴野一志君	
会計管理者 兼出納室長		住民課長	
佐藤祐一君		中野隆幸君	
健康保険課長兼 浪江診療所事務長		介護福祉課長	
掃部関久君		木村順一君	

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	主任主査兼係長
吉田厚志	志賀美樹

書

記

鎌 田 典 太 朗

◎開議の宣告

○議長（佐々木恵寿君） おはようございます。ただいまの出席議員数は16人であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（佐々木恵寿君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第1、議案第7号 浪江町再生可能エネルギー地域振興基金条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

11番、松田孝司君。

○11番（松田孝司君） この予算資料についてお聞きしたいと思います。

4番の基金積み立ての計画で谷津田地区は500万円、酒井地区は750万円となっていますが、この差は何なのかお伺いしたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） お答えいたします。それぞれの事業主体との協議によって決定しているところでございますけれども、事業ごとに収支計画や設備投資規模、収益性が異なるということもあって一律の金額を求めるのではなく、それぞれの会社の花き栽培に協力することを了承をいただき、花きの事業等で協力をいただいている会社、いない会社といったいろいろな要因を考えて協議して寄付金の額を定めたものでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 11番、松田孝司君。

○11番（松田孝司君） あくまでも寄付金だからそれぞれ会社で違うかもしれませんが、ただ隣接しているところでこの差は何なのかと思って疑問を感じたもので質問したのです。あと、何か委員会では別なことを話したみたいなのですが、具体的に委員会の話は今の答えですか、何か違うような感じするのですけれども。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 委員会におきましては、この金額の差異については特に細かくご質問はなかったようでございますが、もう一度申し上げますが、それぞれの協議で決めるわけでございますし、それぞれの今後の寄与していただく内容も違っているというこ

とから、一律に同じ金額としたわけではございません。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

14番、紺野榮重君。

○14番（紺野榮重君） 積立金の20年ということなのですが、何の区切りなのか伺いたします。

それからもう1つなのですが、今課長が話されたことであったかもしれませんがけれども、一番下の（3）その他という件で農地転用や林地開発行為等の許認可等で協力する旨の協定等を締結する事業が発生した場合は、随時追加となります。これはどういうことなのか説明していただきたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） まず、20年という区切りは、20年で一旦こちらは農地としてお返しするという規定になっておりますので、その20年で終わりだというのが区切りでございます。

次に、復興整備事業に位置づけた事業、復興整備事業とは何かということですが、東日本大震災復興特別区域法に基づき、復興に向けたまちづくりや地域づくりに必要となる事業を対象に、これらに関する許可、開発行為・農地転用等の許可、都市計画決定、林地開発などの基準の関係の支援、ワンストップ手続きなどの特例を受けるための計画となります。浪江町では、防災集団移転促進事業、棚塩産業団地整備事業、南産業団地事業、水産加工団地整備事業など大規模なハード事業をスピード感をもって取り組むため、復興整備事業に位置づけております。このような位置づけになった事業に関し、会社との寄付金の協定が締結すればこのように今後も追加していくというわけですが、その協議が整わない場合、こういった寄付をいただいて基金に必ず全てがなるとということでもないと思います。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 議案第7号で何点か質問したいと思いますが、その前に11番議員の質問に対する答弁で、課長は委員会でも詳しい説明はしていないということですが、ご存じのとおり浪江町議会は本会議審議です。本会議審議でなくても議案に対する本会議質疑があれば、丁寧な説明をすると、説明責任は当局にあるということはお存じのとおりだと思います。そのことに関して、15番議員にどうだったのか今確認しましたら、詳しい説明がありましたということですので、必要な範囲で説明を求めたいと思います。これが冒頭の話です。

それから、基金積立計画について、これも11番議員から質疑が行われましたけれども、谷津田については面積が85ha、40MWです。酒井については70ha、36MW、事業規模からしても酒井の再生エネルギーのほうが規模として大きいということから、酒井の場合は750万円という基金協力が成立したということだと思いますが、基金積立計画の（２）によれば酒井地区については、５年、10年、５年と３段階に分かれているのです、トータルで20年。３段階になっているのはなぜかということです。それに対して、谷津田の場合は一律ということになっていますが、そこで第２点としてお尋ねしたいのは、事業収益からの寄付という言葉を使っていいと思いますが、そのことも含めて協定が結ばれているのかどうかと。結ばれているとすればどういう協定なのかということについてお尋ねをしたいと思います。

それから、問題は私は20年間積み立てすると、基金積立が見込めると、要するに事業者からの基金協力があるということだと思うのですが、大きな会社とはいえ民間業者です。固定買取価格の変動もあります。そういうことも含めて、発電設備事業者が今後どうなるかわからないと、場合によっては所有者が変わるかもしれない、撤退するかもしれないという場合、誰がどういう責任を負うのかということが、我々は町民の立場で考えた場合はしっかり確認をしておかなければならない問題だと思います。その点で、所有者の地位の変更があった場合、あえて基金協力と私は言いますが、基金協力の継続あるいはさまざまな問題があって発電設備の撤去等の問題が出た場合、きちんと責任を負うということになっているのかどうかお尋ねをしたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 暫時休議します。

（午前 ９時 12分）

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午前 ９時 15分）

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） まず、金額の違いについてご説明いたします。この件につきましても、産業・建設常任委員会でも説明いたしました。大変失礼いたしました。その中身は、まず谷津田のソーラーの事業を主体であります谷津田復興ソーラー合同会社におきましては、三菱総合研究所が町の花き振興対策に協力するこ

とを了承いただき、これまで花き事業の協力をいただいております。一方、酒井ソーラー合同会社においては、幹事法人でありますシャープエネルギーソリューションが設備のメーカーでありまして、こういった農業施設のノウハウや知見を持っておりませんので、これと同様の事業協力が非常に困難なことを踏まえて、寄付金の額を増額する形で協議を行い、このような差異が出たわけでございます。

協定の中身でございますが、町は復興整備事業に位置づけ許認可、先ほど申し上げました内容において協力するという内容、事業者は農用地の維持、農業振興事業、寄付金などで町に協力をしていくという内容であります。

仮にほかの業者に事業が継承された場合、寄付金も継承されて同様に寄付金もしていただく。仮に途中で事業が終了という場合、万が一そういうことはないわけでございますが、そういったことがあった場合パネルの撤去費用は積み立てでございますので、パネルを撤去し従前の農地に復旧して地主の皆様にお返しするという内容になってございます。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 所有者において地位の変更があった場合については、それは次の人に継続されると、寄付金も継続されるということですから、全ての面で継承するということだと思います。そのことが協定に入っているのかどうかということについて明確にお答えをいただきたいと思います。

それから、それに関連して撤去費用については積み立てするという答弁がありました。これは当然のことながら事業者において積み立てをするという理解でよろしいですね。そういう組み立てになっているのですか。そここのところを確認します。

それから、撤去の問題に関連するということか、事業者の地位の変更があった場合とその責任あるいは変更がなくても事業者の責任についてどうなのかということをお聞きしたいのですが、あそこは特別河川による災害等は考えられないと、しかし青根場水路が通ってまして、以前もあるいは今回も農地災害が出ております。特に、気象変動等があつて農地災害等が発生した場合、その復旧の責任についても事業者と協定の上で確認されているのかどうかということについてお尋ねします。お答えいただきたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 事業の継承についても協定でうたっておりますし、パネルの費用はそれぞれの事業者において積み立てているわけでございます。事業者の責任、水路についても責任をと

っていただくようになっております。農地の管理、災害についても責任をとっていただくようになっております。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 災害等の責任あるいは撤去等の事業者責任についても明確になっているということです。あえて確認しますが、協定書の上で明確になっているのかどうかと、そのところはもうこれで3回目ですからはっきり答えてください。協定書の上でそのことが明確になっているのかということです。

それから、これは提案ということにしたいと思いますが、一部新聞でも報道されましたけれども、大玉村では太陽光発電等に対する地域との共生を柱にした村独自の条例をつくっているのです。これを私も調べてきましたけれども、全条文21条から成るものですが、国の設備設置の許可をいただいて太陽光発電事業を展開する場合、今のところそれに対して拒否をするという法的な根拠はないのだそうです。したがって、大玉村としては地域との共生ということを前面に出して、あるいは景観保全ということも前面に出して、事業者が村に進出する場合はこの条例を尊重するということを確認した上で、村との紳士協定を結ぶという手続きになっているのです。これは、今後とも浪江町でも増える可能性がありますので、大玉村のそういった条例を参考に、正確な名称は大玉村太陽光発電設備と自然環境保全との調和に関する条例です、去年12月に村が提案して議決された条例ですが、再生エネルギーそれはそれで非常に結構だと思いますが、今後のことを考えればそういった条例化も検討する必要があるのではないかと提案をしたいと思います。もし、町長において所見があればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 暫時休議します。

（午前 9時25分）

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午前 9時27分）

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者、産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） まず、土地の契約に関係いたしましては、町が契約しているわけではございません。民間の民の契約でございますが、土地の損害賠償といった件に関しては協定に入っているわけではございませんが、事業の承継、寄付金の承継といったものに関しては協定に入っているものでございます。

次に、条例につきましても、今回は民民の契約が先行して行ったものでありますが、今後をゼロカーボンシティを目指す浪江町としては、そういった条例も参考にしながらゼロカーボンを目指していくというものと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第7号 浪江町再生可能エネルギー地域振興基金条例の制定についてを採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第2、議案第8号 浪江町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第8号 浪江町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第3、議案第9号 浪江町表彰条例の一

部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 表彰条例の一部改正であります。現在の条例の第4条第1項の（3）に産業の振興発展に貢献したものについても表彰をすることになっているのですが、今回の改正は復興功労表彰、しかも産業の復興という位置づけであります。従前の条例でも産業の振興ということだから、産業の復興についても表彰の対象になり得ると私は考えたのですが、現在の条例と改正条例について何がどう違うのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） ご質問にお答え申し上げます。確かに現在の表彰条例第4条の功労表彰の要件の中にも産業の振興発展に貢献しという条項がございます。今回のこういった復興功労表彰を制定する背景と考えていますのは、確かに東日本大震災からの復興というものについては町行政のみならず民間事業者や個人に至るまで多くの町民の皆様のご努力とご協力があつたと認識しているところでございます。震災から10年という節目を迎えるに当たりまして、当町の復興推進等に特にご功績が顕著であつたと認められる方について新たな表彰項目として設定するものでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 当町の産業の復興等の分野において表彰することとは私は結構なことだと思います。しかし、今の課長答弁でも既存の条例とどう違うのかということについては、強いて言えば震災10年を節目にしてということぐらいで、産業の振興を通じて浪江町の復興に功労・功績のあつたものについて表彰するに当たって新しく条例を改正しないとできないという説明にはなっていないと、少なくとも私はそう受け止めたのですが、いま一度わかるようにお答えいただきたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） 改めて申し上げますが、第5条を見ていただきたいと思います。これはあくまでも東日本大震災からの産業の復興等の分野における当町の復興施策の推進という意味で新たに設定するものでございます。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第9号 浪江町表彰条例の一部改正についてを採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第4、議案第10号 浪江町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 結論から言うと、今回の条例については、最前線で浪江町の復興そして町民の生活を、あるいは地域産業の振興を最前線に立って頑張っている役場職員、地方公務員の皆さんの立場を、その責任と任務は変わるものではないけれども、今回の改正については、その担い手である役場職員公務員制度の大きな転換をもたらす内容だと私はいささかの議案調査を通じて、そのことを強く実感しましたということを明らかにした上で、何点かお尋ねをしたいと思います。

町長部局、教育委員会、特別職などにおいて、正規職員及び非正規職員はそれぞれ何人いるかということについてまずお尋ねをします。

それから第2点は、会計年度任用職員ということになれば、現在の嘱託職員、臨時職員の任用はどうなるのかということについてお尋ねいたします。

それから続けてなのですが、待遇の問題です。会計年度任用職員になった場合、月額はいくらぐらいになるのか、正規の初任給職員との差が出てくるのではないかと。

続けて、昇給はどうなりますか。

次に、フルタイムとパートタイムに分けるということになっています。この基準は何ですか。もし分けるとすれば、これは4月以降です、仮にこの条例が可決された場合、この条例が適用になるということですから、4月以降フルタイムとパートタイムはそれぞれ何

人になる予定ですか。

それから、先の質問とも少し被るかもしれないけれども、会計年度任用ということになると、任期は最長で1年と考えざるを得ないわけですが、これはいろいろ調べますと任命権者が設定すると、町長が設定するとなっています。したがって、浪江町の場合最長1年でまた更新ということになるのか、それとも延長ということになるのか。

さらに、この会計年度任用職員制度に切りかわれば、今の質問とはまた別な角度になるわけだけれども、更新しないということも考えられるわけです。何か公務員になったと置いていたならば1年で打ち切りだと、それこそ食っていけない、公務員労働者として人権がどう守られるのかという問題が出てくると思うのです。ということで、1年を超えないということは更新しないということに根拠を与えるものではないかと私は考えたのですが、見解をお聞かせください。

それから、手当の問題です。会計年度任用職員になれば、手当での支給対象にもなるといわれています。そういう仕組みだといわれています。しかし、現状と比べて支給内容が改善されるのかどうかという問題があると思います。

総務課長、隣の大変親切な議会運営委員長が私にアドバイスしてくれましたので、続けて質問します。

この制度に対して、地方交付税の算定交付の対象になるのかどうか。地方交付税の算定の対象にもなっているということであれば、会計年度任用制導入によってここが分かれ目だから、その人たちの待遇改善に踏み出すことができるのかどうか。そういうことであれば私は自信を持ってこの条例改正に賛成したいと思いますが、重大な問題がはらんでいるということできくつかお尋ねしました。お答えください。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁調整のため暫時休議します。
(午前 9時44分)

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。
(午前 9時45分)

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） お答え申し上げます。今、会計年度任用職員の導入についていろいろご質問いただきましたけれども、これに

については12月議会で会計年度任用職員の導入についてという条例改正を提案いたしまして、その際質疑の中でご答弁なり説明申し上げた事項だと認識しておりますので、改めてもう1回そういった議論をするべきなのかと思いますが、今回の条例改正については人事行政の運営の公表の対象職員に会計年度任用職員を加えるという改正でございますので、なかなか今のご質問に対しての答えにはなかなか今すぐというわけにはいかないと思いますけれども、今現在でお答えする範囲であればということでございます。ご理解いただきたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 12月議会で確かに条例提案がなされました。その上で、今度は会計年度任用職員の運営等の状況の公表に関する条例ということで、言ってみればこれは裏と表の関係なのです。公表するということになれば、今のような問題がどうなっているかちゃんと確認をするというのが我々議員としては当然の責任であり、役割でもあると思いますので、答弁できるということですし、答弁できるとかできないとかではなくて、質問に答えるというのが議会と当局との関係ですから、ぜひお答えをいただきたい。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） お答え申し上げます。職員の給与等の公表に関しましては、毎年度9月末に公表してございます。という意味では、この条例が改正されて、令和2年4月から会計年度任用職員が制度が切りかわって採用が行われるものですから、9月末の公表については、この条例にのっとった給与の状況でありますとか勤務時間の状況等については、きちんと条例に基づいて公表していきたいと考えてございます。という意味では、現時点では会計年度任用職員についての情報というのは、まだ採用も始まっておりませんので、今のところはないということでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） この条例は4月1日から施行されるということで提案されているわけだから、提案された議案に対して私は議案調査をして今のような質問をしているわけです。答えられるとか、られないではなくて、答える責任があるのです。ぜひ答えてください。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） 12月の提案のときと同じようになりますけれども、4月から会計年度任用職員の制度を導入するわけですが、今現在臨時職員が全て会計年度任用職員に切りかわるわけ

ではなくて、あくまでもその方の雇用のご希望に沿って町としては会計年度任用職員に切りかえていきますが、待遇面でいきますと給与も12月議会で申し上げましたように大卒初任給が初号級と、そこから給与が始まるというような中身でありますし、手当てについても期末手当が今度きちんと支給するようになるということで、待遇面でも今までの臨時職員よりはきちんとした制度設計のもとで雇用を継続できると考えてございます。

それから、ある程度職員数については今のところ50名弱の予定をしております。ただ、これも今現在4月1日の切りかえに向けて準備作業を進めておりますので、確定した数字ではございませんが、50名程度を今のところ予定しているということで4月1日から正確な運用に向けて今現在進めているという状況でございます。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 議案第10号の条例改正については、現在の立場よりも待遇が悪くなるという問題が、いろいろ調べますと明らかになってきております。反対の理由としては、会計年度任用制については、フルタイムとパートタイムということで規定されておりますが、大きな格差が持ち込まれると、しかも現在でも一定の要件を満たす短時間の臨時職員に退職手当や特殊勤務手当が支給されている場合もあるわけです。しかし、会計年度任用職員の意向により、これが切り下げられるという問題も大きくはらんでいるという問題があるということで、私は反対の態度を明確にしておきたいと思います。

さらに、一般職員化という問題についてなのだが、会計年度任用職員は一般職地方公務員とされることによって、ここに書いてあるとおり地方公務員法で規定された公務上の義務、規律、人事評価が適用されるわけです。したがって、上司の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務や政治行為の制限などが課されるということで、それは公務員としては今の法律では当然だと思いますが、一方ではそういう厳しい制限が加えられながら労働条件の面ではどうなのだという事になると、正規職員との格差は正直生じたままです。大卒初任給という答弁が先ほどありましたけれども、現在よりも引き下げられる人が出てくるのではないかと、これは個別に審査していないからわかりませんが、制度上そういう問

題をはらんでいるということ。したがって、繰り返しますが正規職員との格差を残したまま、義務や規律、処罰だけは正規職員並みということになるわけですから、これは問題です。

しかも、人事評価ということになれば、職場の中で上司に対してきちんと自分の意見も言えない、いわゆる「物言えば唇寒し」という職場になるのではないかと、こういう人事評価を通じて。したがって、これは制度上人権を奪うものになるということが多くの自治体労働者あるいは自治体労働組合からも問題が指摘されております。

したがって、私は働く人たちの人権を奪うような人事評価、あるいは制度移行であってはならないということを明確にして、反対の討論といたします。

○議長（佐々木恵寿君） 次に賛成の諸君の討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第10号 浪江町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正についてを採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立多数であります。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第5、議案第11号 職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第11号 職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正についてを採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立多数であります。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第6、議案第12号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第12号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第7、議案第13号 東日本大震災等による被災者に対する令和2年度の町税の減免に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第13号 東日本大震災等による被災者に対する令和2年度の町税の減免に関する条例の一部改正についてを採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第8、議案第14号 浪江町駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

9番、山崎博文君。

○9番（山崎博文君） 議案第14号 浪江町駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正についてお伺いいたします。

新旧対照表の3ページ、改正後の第7条使用料についてですが、駐車場定期使用とするものは別表に定める使用料を納入しなければならないという条文になっています。この使用料を定める別表については、次ページの4ページに第6条、第7条関係の別表は省略となっております。そこで、旧第5条と第6条関係の別表を調べたところ、長期に使用する場合月額5000円、ただ使用期間が1カ月に満たない場合のその月の使用料は日割りをもって算定するとなっていました。旧第6条の第2項が別表に定める金額に範囲がないことから削除となっております。つまり、今回の改正は、駐車場を定期使用する場合、定額（定められた額）の月額5000円なのか私は理解できません。省略されている改正後の別表第7条関係の詳細についてお伺いします。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁、企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） お答え申し上げます。新旧対照表では、第何条関係というところだけ変わったものですから、その表自体が載っておりませんでわかりづらくて申し訳ございませんでした。表の規定では、議員おただしのとおり月額5000円で、使用期間が1カ月に満たない場合は、その月の使用料は日割りをもって算定するとなっておりますので、その日数で5000円を割って徴収するということになります。

○議長（佐々木恵寿君） 9番、山崎博文君。

○9番（山崎博文君） 長期使用の場合は、定額（定められた額）の範囲が上下するわけではなくて、月額5000円ということがわかりました。そこで、今日朝、議案第14号の追加資料として管理対象地位置図が提出されました。追加資料が出ましたので、この資料をもとに駐車場の現状と今後について説明を求めたいと思いますが、条例と関連はしていると思うのですが、質問とします。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 現状でございますが、まず駐車場台数でございますが、駐車場が56台、駐輪場は2カ所合わせまして383台でございます。これらにつきまして、現在はJ Rが復興業務をやっ

ておりますので無償で貸しております。それから、駅前にあります復興庁の福島復興局、それから一般社団法人まちづくりなみえも公益事業をやっておりますので、無料で使用して良いことにしております、駐車料金を徴収して貸しているというところは現在ございません。今後は、有料で月額5000円で貸していくということが想定されますが、現在決まっているという会社はございません。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第14号 浪江町駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第9、議案第15号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第15号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第10、議案第16号 浪江町印鑑条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 議案資料の1ページ、第2条には印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴い、成年被後見人を意思能力を有しない者（第1号に掲げる者）を除くに改めるという改正であります。なかなかわかるようでわからないというのが私の理解です。まず、これまでは成年被後見人は、印鑑登録を受けることができないということになっていたわけです。それが今回の改正によって意思能力を有しないという改正になりました。そこで、お尋ねしたいのは、改正によって法定代理人たる成年後見人が同行し、しかも被後見人の印鑑とさらに本人確認書類を持参の上、申請すれば印鑑登録ができると。これをもっとわかりやすく説明していただきたいというのが私の質問ですけれども、法定代理人たる成年後見人が同行しというこの同行というのは、本人と同行という意味なのかどうなのかということが1つです。

それから、しからばこういう制度改正によって本人と同行できない場合の印鑑登録はどうなるのかと。そういう場合、印鑑登録できるのかどうかと。これは住民課長かな、という疑問が私は残りました。お答えいただきたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） ご質問にお答え申し上げます。ご質問の内容については、議案の資料にも記載されておりますとおり、成年後見人が同行するということによりまして登録が可能となりますので、同行いただかないと登録ができないということになります。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 要するに法定代理人たる成年後見人が同行しというのは、当然誰と同行するかということになるわけだから、本人と同行するということですね。それは、わかりました。

それから、2つ目の質問に答えていないのだけれども、場合によっては本人が同行できないという事案も発生するのではないかと私は想定するのです。そういう事例があったかどうかはわかりません、これからあるかどうかはわかりません。しかし、条文上そういう問題が起きた場合どうするのだということについても明確にしていきたいと思います。答弁が抜けていましたので。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） お答え申し上げます。今回の改正に際しましては、国の印鑑登録証明事務処理要領というものが改正になりまして、今回の条例もあわせる形で改正させていただいております。その中で、国からの事務の取り扱いの部分でございまして、その内容でいきますと今ご質問いただいた内容ですけれども、同行できない場合につきましては登録ができない、同行することによって印鑑の登録ができるものということになりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第16号 浪江町印鑑条例の一部改正についてを採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第11、議案第17号 浪江町営住宅等条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 今回の改正は、第10条関係が変わるということです。その上で、今までは連帯保証ということだったのですが、これを削るということになって、その上で第10条1項1号では町長が認めたものという人であればいいと。それから、大きく変わったのは、（2）町長が認める法人という明文改正なのです。ここでいっている町長が認める法人というのは、別なところにも書いてありましたが、家賃債務保証業者等の法人と書かれてありますが、家賃債務保証業者とはどういう法人なのか。具体名を挙げるわけにはいかないかもしれませんが、いまして家賃債務保証業者たる法人について。それから、「等」なのです。法人の保証で入居できるという改正ではあるのですけれども、「等」の中にはどういう法的地位のあ

るものが該当するのかということです。条分の説明を求めたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） まず、保証法人につきましては、国土交通省によります家賃債務保証業者登録規程に基づく登録を受けている業者ということで、家賃債務保証業者と称しております。基本的には、こちらの登録業者の中からプラン等をいろいろご提案いただきまして、何社かその中から対象者をピックアップするという形になります。

あとは、「等」ということですが、それに類するものという形がありますが、法人としてこの許可を得ているということでもありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） あえて前提として、ここでいう法人とは国土交通省の登録業者であると。その上で、「等」の範疇については、保証能力のある法人ということになるわけです。保証能力があるかどうかの審査は、町で行うということだと思いますが、この「等」によって連帯保証の忌避が起きてくるという問題を私は懸念したのですが、日本の条例がこうなっていると答えになるかもしれませんが、あえて「等」と入れているとすれば、「等」についてもいまい少し町で審査をして保証能力があると認定判断した法人とかということで明文化しておかないと、これもあり得ないと思うけれども幽霊会社だって保証人になることがこれはできるわけです、法人であればいいということになれば。したがって、審査の基準についてあるいは「等」について、町はどのような基準で臨むかということを確認しておく必要があるのではないかと思います。お考えをお聞かせください。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） お答え申し上げます。「等」につきましては、NPO法人等も含めて保証できるような形のものと考えます。

また、保証につきましては、保証範囲としまして家賃の12カ月分ということで資料にも載せてありますが、そちらについてプラスどのような保証がされるのか、退去時の原状回復とかいろんな総合的にお金がかかる部分についての保証についてのプランを提案していただきまして、それにのっとって入居の方が有利になるような形の法人ということで考えております。実際の業者等の審査はまだですが、これから入居に向けて、手続きに向けて、それまでには間に

合うように審査をしたいと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第17号 浪江町営住宅等条例の一部改正についてを採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第12、議案第18号 字の区域の変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第18号 字の区域の変更についてを採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第13、議案第19号 町営土地改良事業に要する経費の賦課の免除についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 議案第19号の賦課の免除については、議案資料で受益者負担63万4292円が全額減免されるということですから、そ

れは私は当然だと思います。その上で、台風並びに豪雨災害による減免ということですが、予算措置がされているのかどうかということ、後で出てくるのかもしれませんが、この分について公的負担、いわゆる我々でいうところの負担の財源構成についてはどうということになるのかなと思います。

それから、関連してなのですが、豪雨災害による被害算定はこれで100%なのかどうか、今後も発生するということがあり得るのかどうか。

以上2点、お尋ねいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） まず、財源についてでございます。田と畑については、基本の補助率というものがございますが、今回の激甚ということで補助率増高という手続きをとっております。その結果、国庫・県の負担として95.9%が補助されます。残りが、町負担となります。道路、水路については、同じように補助率増高の手続きをとりまして99%の補助率となっております。

災害査定を受けたものは、これで100%でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） これが全てだということのようですけれども、農地災害について申請の手続きをとらなかったという人が今後いた場合、救済措置があるのかどうか。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 今回の台風19号及び25日・26日にかけて大雨の災害査定につきましては、受付を終了しております。それで、災害査定は基本的に工事費として40万円以上のものが査定の対象となります。今後出てきたものについては、ご相談いただければと思います。ただ、どのような対処になるかは協議の結果によるかと思っています。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 被害規模40万円以上ということだから、ある程度の被害でないと該当しないということですが、場合によってはこういう状況、いわゆるほぼ全員避難していると、そういう方々が農地災害を受けたという場合、もし激甚災害による救済措置からもれたものについては、町単独でも支援をして復帰の支援をしていくということも必要ではないかと。県内の自治体である二本松市とか川俣町とかで共済もれの小規模災害について、単独支援をしているという事例もあるわけですが、今回は間に合わないにしても、今後も異常気象による豪雨災害連続発生の可能性が非常に高いわけです。

しかも、全町避難という中で農地復旧するという方々に対して町が手当てをしていくと再建・再興・復帰を促すという対応が求められていると思いますが、町としてはどう考えられますか。これは、政策判断だから町長、答えてください。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 農家の皆さんが避難している中の営農再開というものは、今後の町の課題だと思っております。課を挙げてこれからできる農家の方々が他の農地まで管理、栽培していただくといった政策を進めているところでございます。そのような流れから、基本的には農地の管理というものは農家の方々がやるべきものでございますが、ただどうしても手に余ってしまうようなことがあれば、それはぜひ役場に相談していただきたいと思いますと思っております。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第19号 町営土地改良事業に要する経費の賦課の免除についてを採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐々木恵寿君） ここで、10時45分まで休憩とします。

（午前10時30分）

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午前10時45分）

◎議案第20号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第14、議案第20号 指定管理者の指定について（浪江町交流・情報発信拠点施設）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） お伺いします。指定管理者に一般社団法人ま

ちづくりなみえが今予定者になっております。そこで初めに、来年度の予算で上がっているかとは思いますが、いくらぐらいを指定管理料にしているのか。また、指定管理期間ですが5年間ということになっていますが、私の前の一般質問でやったときに前年度の決算は町から派遣されている職員を除くと赤字決算だと私は認識しております。そこで、次のページにもプロポーザルの結果1者で、まちづくりなみえということで、審査もOKで決定しましたと書いてはありますが、この審査委員会はどこがやられているのか、副町長は代表理事なので多分もれているかとは思いますが、決算書が悪いと指定管理者に初めから却下されるのが通常だと思います。それで、売上げ等とは別にしてもですが、このようなところの審議を十二分にされたのか。

また、そのような状況をわかっていて5年というような指定期間
にされたのか、初めにお伺いします。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 指定管理料につきましては、一般質問でもお答えしましたとおり、来年度は3750万円程度と考えております。指定管理者のプロポーザルの際にいろんな会社から申し込みがあって、その中で一番経営状態の良いところ、そういったものを選択できるのが理想でありましたが、残念ながら1つしか来なかったということで、やる気もありますのでそこを予定者としたわけでございます。

さらには、5年間としましたのは、全国的な事例を見てみますと3年から5年という事例が大多数となっております。営利施設でもあり、関係者も多岐多様になるため、ある程度長期的な期間をお示ししましたが、いろいろな状況を勘案して必ず5年続けてもらうということではございません。それは、状況がかなり悪くなった場合そういうこともあります。原則として5年の安定的な運営につながるまで状況を見るということで5年と一旦設定したわけでございます。

プロポーザル審査委員のときのメンバーを申し上げます。小林副町長、安倍総務課長、西企画財政課長、清水産業振興課長、株式会社フリーペーパー道の駅杉山委員、商工会会長新谷さん、まち・なみ・まるしえ協議会会長黒坂委員、以上7名でプロポーザル審査をいたしました。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 再度お伺いいたします。指定期間について、初めにお伺いします。課長の答弁ですと5年以内にだめなら短くな

るような、私からいうとあまり軽いような答弁に聞こえました。それと同時に、ここに指定期間5年と書いてあると、なかなかこの5年を通常ですと言い訳にして違う方はなかなかできなくなるのが普通なのですが、今の課長の答弁を再度申し上げますとだめならいつでも交換できますみたいな感じに私は受け取ったわけですが、だったらここに1年ずつにするとか、あえて言っても2年にするとか指定の時期の変更はないのですか。今の答弁ですと5年でなくてもいいような答弁に感じました。

また、プロポーザルの審査員の方々を今聞きました。プロポーザルというのが、課長もかなり私より優秀なので言葉はわかっているかとは思いますが、先ほどのだとプロポーザルも何も関係ないですよ。普通は立案、値段、全部やっていい方、もし1者であつても要望等々を両方で言い合つてこのぐらいが妥当ではないかというような、要は見積りがないということなのですが、その辺の審議は審議会の方々とどのような時間をかけてやられたのか、2点目お伺いします。

また、先ほどまちづくり会社の赤字の件では課長答弁なかったのですが、次年度も万が一会社自体が赤字になって、役場も補填はしないと道の駅については言っています。まちづくり会社設立のときにも3000万円、一切町からは負担することはないということで全員協議会で言っていました。それで、今の状況をいえばいい状況ではないとは思っています。収支の主なものは、まるしえ事業の運営費等々、もしくは他町村から来た案内を兼ねた町のPRと事業等々でかなりの金額が出ていて、事業内容はそこから補填されていると思っています。それで、何でもかんでもまちづくりなみえに委託して本当にできるのですか。そこを、代表者が副町長なので答えられないとは思いますが、提案者の町長はその辺はまちづくりなみえは大丈夫なのだと、やってもらわなくてはダメなのだというのであれば大丈夫だと聞きたいところであります。

2回目の質問はここで終わります。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者、町長。

○町長（吉田数博君） ただいまの質問にお答えをいたします。議員お質しの件は、期待を持った道の駅が赤字では困ると、まちづくりのシンボルになるわけですからご心配をいただいていることと思います。そういった中で5年間の指定期間につきましては、課長も答弁したように安定的な経営を図るためには、この程度の時間が必要だということでもあります。そういった中で、プロポーザル方式の中でも1社でなくて数社があつて競合すればもっと良い提案もあったの

かとは思いますが、議員ご承知のように町の状態、あるいは働く方々の状況を考えると、まちづくり会社に期待をせざるを得ない状況であります。そういった中で、町としても考え方あるいは運営の仕方についてもしっかりとサポートといいますか当事者であります、そういった協議をしっかりと重ねて来たる7月のオープンにはしっかりと対応を図ってまいりたいと思っております。ぜひご理解をいただきたいと思えます。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 最後の質問になりますので、単刀直入にお伺いします。まちづくり会社なみえ、また交流情報センターの道の駅、町の負担は絶対なしだということで私の一般質問でもお聞きしましたけれども、このところでも改めてまちづくり会社はプラスでこの運営をしっかりとやっていただく、道の駅もそれに右へ倣えでやっていくということで、予算的な運営は十分大丈夫だと理解してよろしいのですか。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者、産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 新年度予算にも計上したような予算がございますので、町から負担していないということはありません。そのような形で負担はしていくわけですが、こういった新年度に計上した予算の中でやっていけるように努力していただく、現時点ではこれは断言できます。今後予算がどのように変わっていくか、増えるのか減るのかそれはまだ不確定要素がありますので、まずは新年度予算の支出でやっていきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。
16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 実は、用地買収も含めて道の駅への事業は必要だということで、これまでの予算にずっと私は賛成をしてきました。必要性は感じながらも、今の議論を聞いていて果たして安定運営はできるのかという不安をさらに大きくせざるを得ませんということを率直にまず申し上げておきたいと思えます。

12番議員との関連で言えば、つい10日前の12番議員の一般質問でも道の駅に対する町の負担はないのかという再三の質問に対して、課長は町の負担がないという答弁をされたことは、ご自身も含めて我々同僚議員も含めて鮮明に記憶しております。しかし、今のやり取りを聞くと、最後の答弁だけれども、町が負担をしないということではないと、今後増えるのか減るのか不確定だと、状況を見て判断。これは結局、答弁そのものは曖昧なのだが、町の負担もあると

いうことを認めたわけでしょう。これは、一般質問というのは我々議会との明確な約束ごと、町民に対する約束ごとでもあるわけです。そんなに軽いものではないということは、町長も2人の副町長も担当課長も十分おわかりだと思います。この答弁の食い違いについてどう整理されるのか、まず担当課長答弁してください。その上で、佐藤副町長は代表理事でもあるけれども、議長が認めれば答弁することも可能だと思います。佐藤副町長の答弁をいただきたい。そのことが1つ。

それから、テナント参入の状況です。計画では何店舗ぐらい計画して、参入を承諾した業者は何店舗なのか、計画と現状についてお尋ねいたします。

それから、プロポーザルは結果的に1者だったと。1者であっても厳格な基準に基づく審査はされたと思うのです。これは、小林副町長、審査基準、経営運営能力も含めて基本的な項目についてどういう評価をされたのかについて、お答えをいただきたいと思います。

これと関連してなのですが、当初は町はプロポーザル参入の見込みはまさか1者とは考えていなかったと思うのです。結果として1者、1者のみになった背景は何なのか、議案上程をしているわけですから、きちんとお答えをいただきたい。

答弁の順序はどうでも構いません。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者、産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 答弁に食い違いがあるのではないかと
いう件でございますが、今年度計上している交流・情報発信拠点整備事業について道の駅に対して負担はないのかと、この部分では負担はありますと。ただ、赤字補填として今後こういった負担がどんどん増えていくといったことはないように努力していただきたいと。それを私がここでないと断言したところで、100%ということはありませんけれどもそういった赤字補填としてこの支出額が再来年、次の年と増えていくということはないようにきちんと経営をしてやっていただきたいということを申し上げたいと思います。

テナントにつきましては、2社予定でございますが、今審議中でありまして、テナントはまだ確定はしておりません。

○議長（佐々木恵寿君） 小林副町長。

○副町長（小林弘典君） プロポーザルの選定に関してのご質問にお答えいたします。先ほど課長からも構成については、ご説明させていただいたところですが、提案内容に基づいて書面に関する審査の議論を1回、あと実際に質疑応答という形で対面的な審査を1回やっているところがございます。それぞれの審査におきましては、審査

表に基づいて、議員がお質ししていたような形で、組織としての運営が可能なものであるか、あとは提案内容のもので実際に魅力的な運営ができるのか、あとは町の復興に関する内容と寄与するものであるかなど、すみません詳細な審査表を手元に持ち合わせていないので、それぞれ今申し上げたような項目に基づいて採点をしていたというような形でございます。

1者になった理由というところなのですが、当然指定管理者制度を適用するに当たっては、条例にも規定してあるように公平性を持って競争力を高めて有益なところを選定するという形になっております。その手続きに基づきまして、指定管理予定者につきましても実際にホームページ等々で公にした形で公募したところでございます。そのような形の中で、結果として1者になってしまった。ただ、その1者の応募だけだったことに基づいて、その1者が必ずしも選定されるかというのは別な話でございまして、当然ながら応募のあった事業者が適切かどうかというところにつきましましては、先ほども申し上げたとおり選定委員会の中でしっかり審査をさせていただいて、選定に至ったというところでございます。

あと、先ほど課長から再度來說明している町の負担の部分でございしますが、道の駅というものは当然議員の方々ご承知のとおり公の部分、いわゆる非営利部門、特に情報発信の部分等々でございしますが、その部分と営利的な部分、いわゆる物販であったり飲食する部分というところに分かれております。公の部分の非営利の部分につきましましては、本来町が行うべきものということで指定管理をお願いしているというところでございますので、そこに発生する費用については当然町としての負担は発生するというものでございます。それ以外の営利の部分につきましましては、当然事業者が個々の努力に応じて当然採算性をとれるように、欲をいえば当然利益を出していただいて、その利益をうまくその施設運営に循環してもらおうというところを理想として掲げておりますので、その部分についての赤字補填というものは当然道の駅の運営に関するものとは切り離して、町として支援するというものではないと考えているところでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） テナントの参入の状況については、わかりました。現在2者だということでしたけれども、果たして2者で開店できるのかな。

それから、その他の部門の参入もいろいろ町では計画していると思うのです。テナントとして入ってくるかどうかはまだわかりませ

んけれども、それを審査するには、我々が判断するにはまず事業計画を出してもらいたいのです。テナントの状況、運営の状況、運営の計画等々、道の駅の事業計画について、議長、議会として町に資料提出を求めるべきだと思います。議長としてどうされるかということと、あと町として事業計画の提出をどう考えるか、お聞かせください。

それから、聞くところによると、いろんな部門の参入を考えているけれども、例えばパン屋さんならパン屋さんを入れたいと、町の業者についても参入してくれるように要請したと。しかし、その業者は難渋していると、難渋しているというこの後何とかなるのかという期待感を持たざるを得ないのだけれども、断ったという話も聞いております。そういったことも含めて、町が計画しているテナントそれ以外の店舗あるいは販売コーナーそれらについてどれほど充足しているのかと。だから、事業計画を出してもらって、進捗状況が右と左で比較できるようなものを議会に出すべきだと。なおその必要性を強く感じたのは、町の負担について小林副町長が言うように非営利の部分については町が負担しなければならないとそれはそうだと思います。営利については赤字補填する考えはないと、実はそういうことだからこういう状況で道の駅スタートするということに、それを聞いた業者が二の足を踏むのは私は当然だと思う。だから、県内各地、全国各地、先進地を調べて人も金も物も有効に活用すべきだと、先進から学ぶべきだということは、この場でも何度もやってきました。去年5月までは産業建設常任委員会でしたから我々の山口県の研修も含めて町に報告をしているし、提案もしているということだから、私はびた一文出さないというわけにはいかないのではないかと思います。では、その許容範囲はいくらかということになれば、内部でも検討する必要があるだろうし、内部というのは参入業者も含めて、あるいは議会との協議も私は必要だと思う。だから、事業計画を出してくれということが1つ。

それから、これは委員会ではしか言っていないかな、檜葉町の道の駅、あそこのリーダーだと思う、個人の名前は出さないけれども、私は知古の関係です。町からはやんややんや言われたのだけれども、二の足を踏んで出店する気はなかったのです。しかし、檜葉町の復興のためにはあそこの事業を軌道に乗せなくてはならないと、ついでに人件費についても補填をしてもらいたいと町長に談判したと、私は本人から聞いたのだから。100%かどうかわからないけれども、檜葉町では人件費についても支援するという事になって出店を決断したと。ご承知のとおり私もあそこに何度か行っています。前の

産業建設常任委員会のメンバーであそこを視察して、お昼も食べてきました。ということで、これは町を挙げての事業だから、町長、それは1年、2年で軌道に乗るということではないかもしれないが、開店日だけお客が来てあとは閑古鳥だと、参入業者についても全く自信が持てないという事業展開になるようなことは避けなければならない。行政として必要な支援、行政として努力すべき事項、産業振興課には優秀な人材もいるし、これだけの情報化時代だから現地に行かなくても成功した事例の教訓をいかすことはできるわけです。それをやるべきではないですか。はっきり言うと、これは個人的な見解だけれども清水課長の肩に荷を背負わせたのでは重すぎる。すばらしい能力がある、頑張り屋でもある、誠実だ、私は長い付き合いだからそれは分かっています。だけれども、町長、ここはやはり町長のリーダーシップを発揮すべきです。我々はやみくもに道の駅事業を非難しているわけではないのです。何とか成功させてもらいたい、成功させるべきだ。そのために、まちづくり会社に丸投げするようなことのないように、プロポーザルでまちづくり会社が決まったわけだから、まちづくり会社が元気が出るように、佐藤副町長がこの会社の代表理事だとすれば。

○議長（佐々木恵寿君） 質問者、質問に徹してください。

○16番（馬場 績君） 行政とのパイプ役でもあるわけだから、今足りないのは何か、何をどうするか、それをきちんと描くべきです。赤字補填するかしらないかという、そこで堂々巡りしたってこの問題は埒が明かない。軌道に乗せるために何が必要か、そういう行政もまちづくり会社に丸投げしないで、極めて重大な事業展開に入ってくるわけだから、その決意を持って当たってもらいたい。事業計画等の提示も含めて町はどう対応されるのかお答えください。

○議長（佐々木恵寿君） 町長。

○町長（吉田数博君） お答えをいたします。この道の駅構想について、安定的に運営ができるのかという1点だと思います。そういった中で、議員お質しのようにまちづくり会社に丸投げをするとか、あるいは努力をしていないということには当たらないと私は思っております。その中で、確かにこういう道の駅の発足当時においては一つの課が当たるぐらいの大きな事業だということも承知をしております。ただ、今復興に向けてこれだけの事業量を抱える中で精一杯やっているわけですから、職員のせいにするわけにはいかないし、またすべきでないと思っております。そういった中でさまざまな知見をいただきながら、営利部分と非営利部分がありますが、その辺のことをしっかり踏まえながら、先ほども申し上げましたが、何とか

浪江町の復興のシンボルでもあるということでもありますので、私を初め副町長から全職員がこのことについては取り組んでいるところでございます。議員おただしの心配なことはもちろんわかります。私も心配をしております。そういった中で、いかにいい結果を生むか、そのことにつきと思うのですが、ただ人口形態が町民1200人台ということ、あるいは双葉町、大熊町でまだほとんどの地区が避難解除になっていないということを含めると、なかなか交通量がどうなるのか、あるいは高速道路の一時退出といいまして高速道路から道の駅に寄る場合1時間以内、今後は2時間になるかもしれませんが、その指定を浪江インターも受けたいということで過日国交大臣がみえたときもそういったお願いをしまして、何とか見通しが立つ予定でございますので、しっかりと全体の環境整備を図りながらやってまいります。ぜひご協力を賜りたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 事業計画につきまして、いろんな側面がございしますが、アウトラインについて多少お時間をいただいて皆さんにご覧になっていただいて、皆さんに協力していただいて、この道の駅を成功するようにお願い申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 反対討論を申し上げます。今課長からもありましたとおり、指定管理者のまちづくりなみえを初め道の駅構想は、計画書も何もなく進んでいるように私は見えます。私の一般質問でもありましたが、今も事業計画を出していただけませんかという16番議員の質問にもありましたとおり、後々出すような感じでいて多分今はっきりした事業内容がないのかなと思います。事業内容がないような道の駅なみえの指定管理をどうやって渡すのか、頼むのか私にはどうも理解がつきません。普通であれば、こういう大きな工事は町が初めにやって、次は民間にでもいけば一番すばらしいのかなとは思いますが、そういう状況でないのも十二分にわかります。しかし、事業計画を議会にも説明できないでいて、次このくらいかかりました、このくらいですといわれても、多くの町民はこれを十二分に心配して私のところにも電話がきます。一番心配していないのは行政なのです。くどいようですが、通常であればこういう施設は民間に本当はやっていただきたいなと思っています。何で行政が

だめかというのは、どこからお金が出てくるのかななんて思っている事業が今多いので、そういう安易な考えの方が私は若干多いのかなと思います。

先ほどの指定管理者ですが、本当に今赤字運営している会社に委託してプラスになるのですか。そこに関しては先ほど答弁がなかったのですが、大体自分の会社の運営ができないのに人の会社の予算どりでうまくできましたなんてはあまり聞いたことはありません。先ほどプロポーザルでも聞きました、答弁はありませんでした。普通は、入る業者がこのぐらいいて、収益がこのくらいありますと、それにあった事業計画を普通は立てられますかということでプロポーザルするはずなのです。入ってくるお金がわからないで、プロポーザルの計画立案をどうされたのか、副町長もそれに関しては言いませんでした。審議はしたのですが、やはり先立つものはお金から始まってそこから議論が始まるのに、お金が初めについてこないのです。そのようなことで指定管理者を指名している自体、私は町の対応は杜撰だと思って、反対答弁をいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第20号 指定管理者の指定について（浪江町交流・情報発信拠点施設）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立多数であります。

よって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

ここで総務課長より発言を求められておりますので、これを許可します。

総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） 先ほどの議案第10号の質疑の中で、会計年度任用職員の初任給を大卒初任給と申し上げましたが、大卒初任給を上限として定めるものでございます。訂正してお詫び申し上げます。

◎議案第21号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第15、議案第21号 浪江町道路線の認定及び廃止についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより議案第21号 浪江町道路線の認定及び廃止についてを採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。
よって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第16、議案第22号 工事請負契約の締結について（丸ビン式乾燥調製貯蔵施設敷地造成工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 本件は、敷地造成工事の契約案件であります、文字どおりカントリーエレベーター建設事業に直結するものであります。必要な範囲でお尋ねをしたいと思います。議案第22号の議案は、丸ビン式、調べましたらタンク式それから議案第23号はラック式カントリーエレベーター、丸ビン式とラック式に分けた理由は何でしょうか。なぜラック式なのでしょう、なぜ丸ビン式なのでしょう。

それから、これまでも質疑をした経過はありますが、いよいよ本格工事ということになりますので、施設の能力についてお尋ねいたします。議案第22号の施設の最大処理能力は何トンでしょうか。

それから、どう運転操業されるのか非常にわかりません。だから、3つ目の質問としては、議案第22号のカントリーエレベーターの操業計画、来年度中には完成するということでしょうから、運転操業の計画、長期的なものでなくても結構です。二、三年スパンでの計画をお尋ねいたします。

それから、完成した場合、仮に1年度、2年度、3年度のコストはどのくらいになるのでしょうか。

それから、いま1つ、議案第23号は地盤改良の事業費が盛り込まれております。議案第22号は地盤改良はありません。土質調査をち

やんとやったのでしょうか。一度にということではないと思いますが、施設本体も含めて仮に満杯になれば300 tということですから、相当な負荷がかかると思います。したがって、議案第22号で地盤改良の必要がない、予算が計上されていません。必要ないその根拠は何でしょうか。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者、農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 丸ビン式とラック式に分けた理由でございます。町は、当初ラック式乾燥ということで考えておりました。このラック式と丸ビンの乾燥の違いといいますのは、丸ビンですとこれまでいろんなところでありましたカントリーで採用されておまして、大きなビンに同じ品種の米を全部入れてそこで一斉に乾燥が始まります。ということで、いろんな生産者の米がそこで均一に混ざることとなります。一方、ラック式の場合ですと、1 tごとに分けて乾燥します。そうしますと、生産者ごとに米の管理というものができるようになります。1 tごとに管理ができると何がいいのかといいますと、同じ米の品種でありましても生産者、地域によって米の食味といいますかそういったものが変わります。今後は、そういった米の品質によって処分先が変わるということがございます。なので、良い米はより良い米同士をまとめて販売したいということで考えておりました。町内2カ所ともその方式でいこうと思っておりましたところ、実際にこの運営をする相手方、まだこれは決まっておきませんので想定している相手方とですが、今後のカントリーの長期的な運営についていろいろ協議をしたところ、一方の運営者からはこれまでラック式の経験がない、ほかの場所でも同じように使っている丸ビン式にしてもらったほうが職員の配置がえなどにも柔軟に対応できるので丸ビン式にしてほしいという強い要望がありましたので、そういったことで丸ビンとラックを変えました。

施設の能力については、どちらも300ha分のお米を処理できる能力を有しております。

操業計画とコストについては、今手持ちの資料がないので正確には申せませんが、大体年平均数百万（五、六百万円ぐらい）がかかりまして、10年ごとに確か2000万円程度のいろんな機器の更新料というものがかったと記憶しております。

次に、地盤改良についてですが、当然このビンは大変重いものがございます。ただ、このビンの荷重を地面で支えるのではなくて、深い地盤まで杭を打ってそこに建てるということでございますので、議案第22号については地盤改良を予定しておりません。

もう1つ言い忘れました。重さの関係ですが、1つのビンで300

t が 8 基ございます。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） お伺いします。議案第22号の同じ質問になるのですが、ラック式と丸ビン式の、偶然農業委員会で聞いたときにはなるべく山間部に近いところは放射能が若干出るかもしれないので、分別の状況も兼ねてラックにしたいというような初め説明がありました。今見ると、ラック式が棚塩で苅野地区にビンというか説明と違うのですが、その業者は良くわかるのですが、その意味合いが業者が変わったからラックですとか、初めの答弁とは違うと認識しています。また、その答弁をしたのは課長だったと認識していますが、今の答弁とは食い違っていますが、その辺の地域の状況を踏まえた説明と違うのですが、初めにお伺いします。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 当初ラック式は1 t ごとに管理できるということでセシウムについてもそこで管理できると当初思っておりまして。ただ、よくよく運営について業者なり、相双農林と協議を進めたところ、実際そこまで詳しくできないと、運用上それがなかなか難しいという協議の結果に至ってしまいました。農業委員会でそのような説明をして、その後全く訂正しなかったことは申し訳なかったと思っております。現在は、放射性物質については、まずは植える前のカリウム施肥、あとは出荷する前の段階での全量全袋検査によって十分対処できるものと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） その件に関しては、理解しました。

また、議案第23号との兼ね合いで、敷地造成面積が同じ米の乾燥施設の能力というような説明なのにもかかわらず面積がかなり違うのですが、この辺の造成面積が議案第22号と議案第23号で約4000平米ぐらい違うように思われます。それは、どうしてなのでしょう。また、あとは議案第23号のとき質問します。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 今回の資料に敷地造成の面積は表示しておりません。説明不足で申し訳ありませんが、どちらも1.5ha前後でございます。面積は両方似たようなものでございます。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 大変失礼なのですが、ここに造成計画平面図というところがありまして、敷地造成工ということでここに総面積

を書くのが普通かとは思いますが、それで私は質問させていただきました。私も買収の面積とは違うなとは思ったのですが、この辺の説明がなかったのでお聞きしましたが、では敷地造成工というのは今回の入札の面積ではないということの説明に聞こえますが、その辺を具体的に説明していただけますか。この数字はどこので入札の面積ではないという今説明でしたが、詳しく説明をお願いします。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 議案第22号資料の敷地造成工で8905.0、次小さくて申し訳ありませんが、立米でございます。面積ではなくて、土の量でございます。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第22号 工事請負契約の締結について（丸ビン式乾燥調製貯蔵施設敷地造成工事）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第17、議案第23号 工事請負契約の締結について（ラック式乾燥調製貯蔵施設敷地造成工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 先ほどはすみませんでした。議案第23号で質問します。議案第23号の場所が津波がかなりあった地区と理解しています。それで、かさ上げの工事也多分されているかとは思いますが、このかさ上げの工事の高さは海拔何メートルなのか。また、そのかさ上げの程度で平成23年のときの津波ほどは高くはないと思いますが、どのぐらいを想定してその高さを決めたのか、初めにお伺いします。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁調整のため暫時休議します。
(午前 11 時 43 分)

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。
(午前 11 時 45 分)

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） この敷地については、大体標高としては 4 m 程度になろうかと思っております。津波ということですが、新たに防波堤をつくっております。今後、防災林の木もどんどん大きくなっていくと思われます。ということで、9 年前規模の津波が来てしまったらそれは耐えきれぬものではございませんが、少々のもものでは大丈夫かなと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより議案第 23 号 工事請負契約の締結について（ラック式乾燥調製貯蔵施設敷地造成工事）を採決します。
採決は、起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。
よって、議案第 23 号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 24 号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第 18、議案第 24 号 工事請負契約の締結について（漁具倉庫施設整備工事（建築））を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより議案第 24 号 工事請負契約の締結について（漁具倉庫施設整備工事（建築））を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第19、議案第25号 工事請負契約の締結について（漁具倉庫施設整備工事（電気設備））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） この契約案件の契約の方法は指名競争入札で、資料3にもあるとおり落札率が52.9%です。競争が働いたと実感します。一方では、52.9%はざっくり予定価格の半分です。もちろん設計施工と施工管理が行われるわけだから、問題のあるような工事はしないとは思いますが、電気設備でなぜこれほど低落札できたのかと。電気工事の専門業者はいないかもしれませんが、一般的に電気工事というのは競争が働けば予定価格の半分程度になるということも今回の事例で明らかになったわけですが、施工責任、工事の進行との関係で問題ないのか、それから施工管理についてチェックをしてくのか、そこは町も責任を負うべきだと思います。町の対応についてお答えください。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 今回の落札業者とは既に仮契約を結んでおります。今回承認いただければ、それが本契約として効力を発するわけでございます。その後は、契約にしっかりと基づいて施工をしていただかなければならないものと思います。施工管理についても、我々職員で見切れないところもございしますので、そこはコンサルタントに発注し、しっかりと設計どおりの工事がされていることを確認したいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 施工管理については、改めてコンサルに依頼するということなのか。この施工そのものにコンサルの施工管理が入っているのか、ぶち込みなのか新たに発注するのか、お尋ねいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 今回の契約とは別にコンサルタントに町から直接発注いたします。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 今回の16番議員の質問と若干だぶるのですが、今回の落札率が52.9%ということで、浪江町の今までの入札が90%以上ということで落札していました。それで、今回のこの落札率というよりは町の入札についてお伺いします。最低落札率が今県ですと何パーセント以上ですと適正な施工ができないかもしれないということで、低入ということで不落になっているケースが多い状況です。浪江町は、もちろん安く入札してもらったほうが嬉しいと思いますが、やはりダンピングがひどくなって最低賃金は下回りませんけれども、それに近いようなことにならないように最低落札率の基準を初めに設けているのかどうかお伺いします。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者。

企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） お答え申し上げます。浪江町におきましては、最低制限価格制度はとってございまして、浪江町としましては浪江町低入札価格調査事務処理要領を定めてございまして、これは低入札基準価格を下回った入札があった場合に審査等を行うものでございますが、契約が不履行となるおそれがないと認められる場合は、当該事業者を落札者として決定するものですが、浪江町では東日本大震災及び原子力災害からの復旧・復興という特殊な状況であることを踏まえまして、平成27年度の途中から運用をしております。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 今回の課長の説明ですと、低入札制度は今運用されていないということですが、いつまでも震災ではなくて通常ですと値段安くて入札不落だというのはよく聞きます。それで、再度くどいようなのですが、52.9%というのが適正価格と信じたくならないとも思われます。先ほどの16番議員でも少し下げれば90%ではなくて52%ちょっとで電気工事はできるのかと本当に認識する状況、平成27年度以降実施していなくて、今度から逆に言えば低入札価格を実施しなくてはいけないのかと思うのですが、来年度以降はそうなっていますとか何か前進であるのでしょうか。そうしないとやはりどこが適正価格かどうか大変不安になって、先ほどの私の質問と同じ質問になりますが、ダンピングで安くなって浪江町民が働く給料がそれで減るようなことになると困るもので、中止しているのであればもう1回再開してもらって、町の最低金額を定めたほうが良いと思いますが、その辺の答弁をお願いします。

○議長（佐々木恵寿君） 佐藤副町長。

○副町長（佐藤良樹君） ただいまご指摘をいただきました。先ほど課長が答弁のとおり、現在同様の運用を図っているところでございます。今後におきまして、まだ令和2年度（新年度）からそういう方向で要綱を適用するという中身には至っておりませんが、やる方向で検討させていただきたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第25号 工事請負契約の締結について（漁具倉庫施設整備工事（電気設備））を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第20、議案第26号 工事請負契約の締結について（漁具倉庫施設整備工事（機械設備））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第26号 工事請負契約の締結について（漁具倉庫施設整備工事（機械設備））を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐々木恵寿君） ここで、昼食休憩のため1時30分まで休憩と

します。

(午前 11 時 58 分)

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

(午後 1 時 30 分)

◎議案第27号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第21、議案第27号 工事請負契約の締結について（木材製品生産拠点第2期建築工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第27号 工事請負契約の締結について（木材製品生産拠点第2期建築工事）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第22、議案第28号 工事請負契約の締結について（町道請戸漁港小高瀬迫線道路改築工事（5工区②））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第28号 工事請負契約の締結について（町道請戸漁港小高瀬迫線道路改築工事（5工区②））を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。
よって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第23、議案第29号 工事請負契約の締結について（町道大平山来福寺東線道路改築工事（2工区））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第29号 工事請負契約の締結について（町道大平山来福寺東線道路改築工事（2工区））を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第24、議案第30号 工事請負契約の締結について（浪江町一括受電設備工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） この案件の目的は、一括受電による電気料削減ということです。通常ベースでどれくらい削減が見込まれるのかというのが、目的との関係でお尋ねしたいことが1つです。

それから、問題点がないのかということではないということも少しわかりました。受電設備の保安確保のために点検が義務づけられているということです。点検義務というのは、定期的な点検ということだと思いますけれども、点検義務についてどういうものなのかご説明をいただきたい。

それから、点検する際には当然停電になるということです。診療所とか、それから庁舎は土日祝日休み、そこで点検するということも可能だと思うのですが、道の駅についてはなかなか一斉点検ということと業務運営、店舗運営との関係で全く問題がないのか、障害

がないのかということ、そうではないのではないかと、その辺のところをどう検討されたのかということについて、お尋ねをしたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） この工事によりまして節約を図れる電気というのは9%で、年額に直すと1年当たり48万円ほどの節約が図れるということです。

また、定期点検ですけれども、東北電気保安協会によります漏電検査であります。時間的には通電しながらできるという検査でありますので、一時的には使用ができない時間帯もありますが、長い時間にわたるものではないので、そう支障は生じないものと思っています。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 年間の使用料は3つの施設でどれくらいになりますか。削減9%、年48万円ということだから、逆算すれば出てくるとは思うのだが、大体いくらぐらいになるのかということが1つ。

それから、保守点検については、通電しながらできるということについては初めて聞きました。道の駅についても保安確保のための点検の際に停電するという事はないと、通電しながらできるということですから、業務運営に支障がないということがわかりました。

1番目の総額でいくらぐらいになるのか。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） 年間約500万円であります。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） これは少し検討してもらいたいのですが、担当はどこになるのかな、直接担当はまちづくり整備課なのかもしれませんが、実は二本松市では新電力自由化の仕組みを利用して、行政の電気料金を入札にかけたのです。現在は東北電力です。会社の名前はここには書いてきませんでしたが、東北電力といま1者が入札でとったと。二本松市全ての行政施設ではないのですが、なんと令和元年、去年1年間で7560万円、これまでの電気料金の約3割、正確にいうと27.8%削減することができたというのです。今年またさらにそのほかの公共施設についても新電力自由化に伴う電気料金入札について事業者と協議をするということがわかりました。

それで、一括受電による電気料金の節約、これはこれで1つの方法だと思うのです。あわせて電気料金を削減するという立場からいえば、二本松市でやったように多分これはほかの自治体でも大きな流れになってくるでしょう。浪江町でも検討すべきではないかと思

いますが、担当部署がどこだかわかりませんが、一括受電設備工事を初めて導入するということとの関係で提案をしたいと思いません。お答えできますか。

○議長（佐々木恵寿君） 佐藤副町長。

○副町長（佐藤良樹君） 今おただしの内容については、町でまだ把握してございません。いずれそういうことが可能かどうか、今後検討させていただきたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。
12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 一括受電の万が一トラブル等々があった場合には、例えばいうと震災のときは庁舎は非常用の電源があつてついていました。そういうような電源も道の駅にいくとか、そういうふうにも使えるのかどうかはわかりませんが、万が一線が何かの兼ね合いでトラブルになったときには違うところから電源を引いてくるようなバックアップというかそういうのもこの工事には入っているのかどうか初めにお伺いします。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁、まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） この工事自体には入っておりません。例えば今後道の駅にE V P Sなどをつけますけれども、そちらでは逆潮流といまして、車から建物に電気を送るようなことはします。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 車からの電源等々の小さな電源ではないのですが、万が一この電源装置がトラブルになった場合に、もしかすると道の駅でしたら河川の方からの電源でとりあえずはとれるようになっていきますとかそういうのもないと、万が一の事態を浪江町は以前に経験しているので、やはり一括受電で年間に500万円安くなるのももちろん大切だとは思いますが、非常事態にこの設備が使えなくて逆に足かせになるような設備ですと、考えるところもあるのかなと思います。違う事業で道の駅は単独で違うルートもあるというような話であれば結構ですが、何か考えていますか。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） 道の駅につきましては、自家発電装置があります。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第30号 工事請負契約の締結について（浪江町一括受電設備工事）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第31号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第25、議案第31号 売買契約の締結について（木材製品生産拠点生産機械設備第2期購入）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第31号 売買契約の締結について（木材製品生産拠点生産機械設備第2期購入）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第32号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第26、議案第32号 物品購入契約の締結について（交流・情報発信拠点施設内什器備品購入）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 議案第32号から議案第34号までが、道の駅に入れる備品購入の契約ですけれども、それぞれがフル稼働の計画で購入の契約を締結しているわけですが、全て一挙に入れるということが前段議論した道の駅の事業運営、準備体制からして、これが合理的なのかどうなのかということについて、私ははなはだ疑問を持つ

のですが、全て100%一遍にそろえるという契約締結を提案した理由は何でしょうか。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） お答えいたします。令和2年度においても、地域振興施設で買う部分もございます。さらには、地場産品設備で、これは来年1月オープンします、その部分において買う備品はございます。今回、ご提案申し上げますのは、7月にオープンする地域振興施設の備品でございまして、まずは今回の議案承認をいただかないと次は6月の承認となりまして、6月に承認いただいた部分ではもう7月のオープンには間に合わないということもございます。そういうこともありまして、今回多めの備品を提案させていただきました。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 例えば、議案32号の資料1によれば、大会議室の椅子、テーブル、事務所内の備品など924点、それから関連する議案では議案第33号で208点、議案第34号ではレジ機器ということですが、要するに私が聞いたのはフル回転に対応できる備品機器の購入計画になっているのではないですかと。一括購入するその合理的な理由は何ですかと聞いたわけですが、十分な答弁ではありませんでしたので、いま一度地域振興室でも使うということがありましたが、それだけでこれほどの什器備品購入するというのは、少し先行しすぎではないかなという懸念を私は持ったのですが、そうではないと、これはもう事業運営のためにはこれだけの備品は絶対必要だという見通しがあるとすれば、そのことについてご説明をいただきたいと。合理的な根拠について、いま少しご説明をいただきたいということです。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 特に今回ご提案申し上げました理由は先ほどのとおりでございますが、なにせ議会の承認を得てからでないと物品の納入の手続きが始まりませんので、これから4月、5月、6月、3カ月しかない。7月にオープンする建物の備品でございますので、3カ月ぐらいの中で調整したり、練習したり、例えば議案第34号ですとレジそして議案第32号でいきますと会議室や産直の棚とかそういったものでございます。議案第33号はレストランやフードコートの備品でありますので、こういったものを今から発注して調整していかないと間に合わないということで、まずは7月にオープンする部分においては先に契約して搬入の手続きに入りたいという理由でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 急いでいるという理由、考えはわかりますが、いまいちストンと落ちないという感じです。課長の答弁で不自然だと思ったのは、提案された議案に対して私はどうなのですかと、これだけのものを一遍にそろえる合理的な根拠は何ですかと聞いたのです。そうしたらいつか理由を述べられましたが、議決が先という答弁は、これは答弁になっていないです、とにかく急いでくれというだけでは。

それから、私は詳しいことはわからないけれども、次の議案について申し訳ないのですが、議案第33号では例えばパン工房これだけの設備を導入するわけです。先ほども少し触れましたが、町内のパン屋さんあるいは町外のパン屋さん参入する計画はあるのですか、これまでの話ではどうも難しいという話です。だから、設備しなくていいのかという反論があるかもしれませんが、パン工房一つとっても現実とはかみ合っていないと。参入業者や受け皿づくりとの関係で、大きな齟齬があると。したがって、そこは計画的に備品購入するという検討が必要ではないかということです。答えられますか。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 繰り返しになりますが、今回購入したいものは各部屋、角コーナーに7月オープンに向けて必要な設備を積み上げている内容でございまして、それにはパン工房そしてテナントの備品についても購入いたしますが、もしその品物で足りないものはテナントの方が買い足していただくということも想定して、最低限のものをここにそろえるということでございます。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第32号 物品購入契約の締結について（交流・情報発信拠点施設内什器備品購入）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第33号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第27、議案第33号 物品購入契約の締結について（交流・情報発信拠点施設内厨房機器購入）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） この物品購入に当たり4つのレストラン等々が先ほど予定にあると言いましたが、予定ではこの物品を見るとパン工房1つが入っているのはわかるのですが、何と何と何の物品を購入されたか、その予定しているレストランというか食堂の名称を教えてくださいませんか。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者、産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） お答えします。議案第33号資料3をご覧いただきますとおり、産地直売所、パン工房、レストラン、郷土料理研修室の厨房機器でございますが、先ほど申し上げましたテナント2カ所は、例えばラーメンかそばかそういったもの、そしてもう1つは軽食のテナント、このテナント2つは今現在募集しております。まだ決定していないということですが、今募集の段階になっております。ほか産地直売所、パン工房、レストランにつきましては、直営で行う予定となっております。そこにそれぞれ入れる物品を今回購入予定ということでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 初めに、課長に直営なんて、指定管理者は直営ではないですからね。指定は指定管理するだけであって、ここで商売する方は商売する、まちづくり会社かどうかはわかりませんが、直営なんていう言葉はないと思うのですが、初めにいっておきます。

それで、お伺いします。課長がいう直営、パン工房ともう1つはどこだと聞いていたのですけれども、産地直場所ではないですよ。私は先ほどの答弁で4つほどあると課長が答弁したので、その4つは何々ですかと聞きました。それで決まっていないのがラーメン・そばと定食、このラーメン・そばは決まっていないのに物品を発注しているのかどうかお伺いします。決まってから発注してもよろしいのではないかと。

また、先ほどからいっていますが、議会で通らなければ発注できませんと。臨時議会だって、何だってあるのです。ちゃんと決まってから、それに必要なものを購入するのが普通かと思います。

また、これは一般財源でも何でもないので、税金をこんなに無駄

遣いして、決まっていなくて何々買いますかとかとって説明もちゃんとできないのに、少し不備を感じるのですが、元々の感覚が違っているのかなと思うのですが、副町長代表だったので、その辺発注の権限は副町長も管理していると思うので、代表ですよ、その辺を含めてこの道の駅のやり方が不備があるのではないのですかということをおっしゃっているのですが、お願いします。

○議長（佐々木恵寿君） 小林副町長。

○副町長（小林弘典君） 道の駅に関しては、いろいろ議会でもご質問いただいているとおり、しっかり運営していくということで対応させてもらっています。

その中で、今回上げさせていただいている契約等々につきましては、もともと道の駅に関しては地元の方々との意見交換とかも踏まえて基本構想、基本計画、実施計画という形で進んできています。その運営に関しては、指定管理者を定めて運営していくということで進めている状況でございます。その中で、今回上げさせていただいているものは、元々基本計画、基本構想の中で必要とする機能について施設を整備していくために必要なものとして上げさせていただいているものでございます。なので、ある程度施設の中に入るもの、物販であればコンビニエンスだったり、産地直売であったり、レストランであればフードコートということで、どういうものを入れていくかというのは、当然想定しながら計画しているというところではございます。その中で、今回は指定管理予定者から提案いただいているものの中で必要なものというものを今回整備の中に入れていただいているというのが、経過でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 最後になりますが、通常ですと道の駅でいいますと二本松市の道の駅に震災当時たくさんお世話になりました。そのときに空いているテナントがありまして、浪江町の飲食業の方もたくさんそこでお世話になっていたときに、私も立ち会わせていただきました。それで何々そこにはついているのですかとそのときお伺いしたところは、最低限のものしかない。あとはそば屋さんであれば、そのそばにあったものを自分で購入してください。そのかわり終わったときには、そのまま持ち帰ってくださいということで、最低限度の冷蔵庫、流し台、本当にそれだけでした。

この要件を見ると、2つはパン等々はあるから買うのはよくわかります。私が言っているのは、4つのうちの2つ決まっていなくても、理想でものを買ってずっとそのまま決まらなければ放置状態になるのであれば、もしそういう方が決まればその時点で購

入してもいいのではないのですかと質問していたのですが、予定はそうだけれども本当に入るかどうか分からないものを購入するという案件なのです。だから、少しその辺があまいのではないのかなと、決まってから急いで臨時議会等々でも開いて購入するのが普通かと思うのですが、そんなにオープンに急いでいて、結果的に使わないものを買うようなことはうまくないのではないのかなという、根本的に町の体質がもう税金ありきで、今やろうなんていうような雰囲気丸々出ているのが失敗の原因になるかと思うので、確認しています。本当に入るのであればいいのですが、なんでもう少し待つことができないのかお伺いします。

○議長（佐々木恵寿君） 町長。

○町長（吉田数博君） お答えいたします。確かに議員お質しの心配もあろうかと思えます。ただ、私どもとしましては、施設整備計画に基づいて準備をし、出店要請についてもいち早く対応が叶うような体制をつくっておきたいということございますので、店が決まった、あなたが必要なものはどれですかと話をすると出店要請にも影響するということもございまして、あくまでも整備計画にのっとりたものということでご理解いただきたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第33号 物品購入契約の締結について（交流・情報発信拠点施設内厨房機器購入）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立多数であります。

よって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第34号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第28、議案第34号 物品購入契約の締結について（交流・情報発信拠点施設レジ機器及びシステム導入業務）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 議案第34号が、鳴り物入りで進めている事業で、そのために必要な備品を購入すると。結果として、制限付一般競争入札をやりました。議案第34号の資料によれば、入札は1者のみ、落札が99.53%、資料3にはレジ機器の明細が示されておりますけれども、素人ですが私はこの会社が専売特許ではないと、制限付一般競争入札でなぜ1者の応札しかなかったのかというのが大変不思議です。

しかも、落札の結果については、99.53%、ほぼ100%これは当然1者しかないということになればこういう結果になると思うのです。これまでもずっと先ほどの電気設備を除いては、あれは落札率が52.9%、それ以外はほとんど90%の後半、これは副町長、かねがね私が指摘しているように入札のあり方についてもっと検討すべきだと。私は根拠がないからそんなことはいわないが、世間では官製談合ではないかという疑念を持っている人がいるのです。この結果からすると、疑念を持たれてもいたし方がないと。そこをどう改善するかというのが、今行政が求められている立場だと思うのです。

私はこの議案にも賛成しますが、こういう入札のあり方は私は正常ではないと、一方では52.9%の落札率で決着ついているわけだから。全てそうだ、そうなる、そうしろとはいわないけれども、やはりここからある意味では我々も、そして発注者である町が全面に立って公共入札のあり方について、いかにして公平を担保するか、透明性を担保するか、疑念を持たれるようなことのない制度改善をどうするか、入札監視委員会とか検討委員会とか今の機構とは別にそういうものを立ち上げて、公明正大なものにしていく必要がある。12番議員の言葉を借りれば、お金が来るという安易な考えでやってはいないと思う。ばんばん発注して限りなく100%に近い落札は、私は健全な行政ではない、見直すべきだと考えます。どう考えますか。

○議長（佐々木恵寿君） 副町長。

○副町長（佐藤良樹君） これまでもご指摘をいただいているところでございますが、今回の入札につきましても制限付一般競争入札ということで、入札公告をしたところ結果として1者の応札となったということでございます。

また、落札率等につきましては、こちらでも再三申し上げますとおり、あくまで入札の結果でありますので、発言は控えさせていただきますと思います。

いずれにしても、入札につきましても公平性・透明性の観点から今後も十分検討しながら、執行してまいりたいと思います。よ

ろしくお願いします。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第34号 物品購入契約の締結について（交流・情報発信拠点施設レジ機器及びシステム導入業務）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第35号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第29、議案第35号 工事請負契約の変更について（古堤ため池環境保全整備工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 契約変更についてお尋ねをいたします。説明資料によれば、台風19号等による土砂流入で放射線量濃度が増加したと。具体的にどれくらい増加して、結果1 kg当たり8000Bqを超えたということだと思いますけれども、具体的にどの程度増加したのか、いくらからいくらになったのかということについて、お尋ねをいたします。

それと、こういう現象を踏まえて再施工した場合、どの程度まで低下することができるのかと。

それから、問題は去年台風19号、その後の豪雨ということで連続して集中豪雨が発生したということもあるのかもしれませんが、ほかの案件にも共通することですが、現状では今回は契約変更で再施工するけれども、現状では置かれている地理的状況からすれば、いくら雨でこうなったかはわかりませんが、再発する可能性、危険性というのは高いと私は思うのです。したがって、今回は再施工するわけだけでも、現状の周辺環境を考えれば今後とも同様の事象が発生する可能性が否定できないと思うのです。だから、やらないでおくかということではなくて、私が心配しているのは再発を繰り返すのではないかと、その防止策を考えるべきだと。これは、

かねて提案しましたけれども、一旦は調整池みたいな受け皿をつかってそこで沈殿をして、そこから古堤に流すという仕組みというか、人類の歴史はウイルスとの戦いでもあるけれども、災害・水害との戦いでもある、水との戦いでもあるということで、何らかの環境保全措置が必要ではないかと思います。お尋ねします。お答えください。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 先日の大雨でどの程度濃度が上がったかということでございますが、平均といいますか一度浚渫等の工事をすれば、そのセシウムの濃度は数百ベクレルから三、四千ベクレルあたりまで下げることが可能となります。一旦は、そこまで下がったのですが、この間の大雨により多いのが大体2万Bq程度まで上がっております。再施工によりまして、当然ながら基準となる8000Bq未満を目指すとしておりまして、実際は先ほど申し上げました数百ベクレルから三、四千ベクレルぐらいの間まで下げようと思います。今後について以前議員からご提案のあった手前に調節池という話でございますが、そういった調節池でセシウムを含んだ粒子を沈下させるとなると、それなりの面積とそれなりの深さが必要になろうかと思います。それは、例えば古堤ため池でいえばそれよりももっと大きな面積で深さももっともって何十メートルということになるので、そこは少し現実でないのかなとは考えております。

ただ、これをそのまま何もしないでは同じことを繰り返すようになってしまいますので、森林整備等をやる時にそういった土砂等が下流に流れ出づらいうようなことを考えていきたいと思っております。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） これは、農林水産省とか大学等で既存の池よりも大きな調整池でなければ沈殿できないということではないと思うのです。一旦汚濁が直入するという対策を講じただけでも全然違うと私は素人だけでもそう考えているわけ、水害の対策はやはり古来の手法としてそういう方法がとられてきたわけ。ということで、何らかの対策をとらないと繰り返すことになるという認識は共有できたと思います。それで、今回というかこの事業が国の農林水産省の事業で国からお金がきて浚渫工事できるわけだけれども、この事業とこの事業にかかわる事業費は、いつまでも続くわけではないでしょう。続くとすれば、いつまでこの制度が継続されますか。この制度を利用できるうちはこれでもいいと思う。ある意味では3000万

円かかっても、5000万円かかってもという考え方も成り立つと思うが、もっと自然と共生するような方法も検討しないと。もちろんこれは浪江町の問題だけではないと思う。自然と共生するような方法を考えていかないと、いずれまた戻ってそのため池を使って稲作をしたらば基準値以上の放射性が検出されるという危険だって、懸念だって十分あるわけだから、そうなったら元も子もない。当面はこれをやるしかないと思う。

だから、別な言い方をすれば、米は発生源で抑えるということです。周辺山林の流入を抑えないとすれば、何らかの形で受け皿をつくるというのが一つの方法、そうでなければもっと今の科学技術の知見を最大限導入して安全対策を講ずるべきだと。浪江町役場だけでできる話ではないけれども、大きな社会的な問題だと私は思います。そういう認識をもって、今後対策を検討してもらいたいと思います。

課長が答弁できるかどうか、難しい問題提起だとは思いますが、考え方としては共有できると思う。繰り返しになりますが、この事業で再施工する、この事業に伴う事業費はいつまで継続するのですか。お答えください。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 今回のため池の環境整備工事は、予定では令和3年度までに完了したいと計画をしております。

ただ、今議員ご指摘のとおり今後こういう事態が継続することは十分考えられます。農林水産省本省においても今回の台風による水害におけるため池の台風前後の状況というものを調査していると聞いております。近いうちに、農林水産省からそれに対する何らかのお示しがあるものと思っております。

なお、もし農林水産省からそういったものが出てこなければ、逆にそれはこちらから要望したいと思っております。

それと、先ほどの調整池についても、それに限らずそういった浪江町だけの問題ではございませんので、それで浪江町で解決できると思っておりますので、それは県なり、国なりにそういった研究をしていただくように要望したいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第35号 工事請負契約の変更について（古堤ため池環境保全整備工事）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第36号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第30、議案第36号 工事請負契約の変更について（目倉沢ため池環境保全整備工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、紺野則夫君。

○6番（紺野則夫君） 議案第35号で質問しようと思ったのですが、議案第36号も同じような質問になるので、この議案第36号で質問いたします。

台風19号は非常に大きな台風でございまして、そういったため池に土砂が流入する、それは当然のことだと思いますが、変更後の金額が5億3800万円になっているわけなのです。もう1億円以上の変更計画なわけでもございまして、国からお金がかかるから変更契約しても、金額が上がってもそれでいいということではないのかと思います。したがって、この変更理由書についてはわかります。変更の内容でございしますが、（1）から（3）までが変更内容になっておりまして、この中でどのぐらいの金額が増額変更になったのかそれをお示しいただかないと、1億円以上の変更になるわけでもございしますので、納得がいきません。そのために（1）（2）（3）の変更の内容について、どのぐらいの金額が増額になったのかお知らせください。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） お答えいたします。おおよその金額でございしますが、（1）目倉沢第1については9500万円の増額、（2）目倉沢第2については6800万円の増額、（3）再施工の追加に伴う施工管理費ということで約700万円の増額でございします。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第36号 工事請負契約の変更について（目倉沢ため池環境保全整備工事）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第37号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第31、議案第37号 工事請負契約の変更について（南迫ため池環境保全整備工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 前の議案2つとも関係するのですが、例えば議案第37号資料1でいえば、工事対象の範囲が大きくなって、ポンプ浚渫数量がプラスで1328平米、面積でこれぐらいになるということです。何を聞きたいかということ、これだけのものが追加されると、この分について客観的に誰がどういう形で確認するのでしょうか。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁。

農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 現場で採取した土砂を当課の職員が確認しております。その前に、現場技術員を通して当課の職員が確認しております。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 私は現場を見たことがないのですが、1328平米、1の位まで細かく数字を出しているという点ではかなり綿密な計算をされているなど考える反面、一方では果たしてそこまで数量を確認できるのかと。現場の技術者、職員というのは事業所の職員でしょう、町の職員ではないのでしょうか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○16番（馬場 績君） では、課長なら課長が現場に行く、行って確認するというのは目視でもわかるという客観性があるということですか。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 再施工する前に発注業者に土がどの程度の濃度になったかということ进行调查していただいております。現場で目の前で採取するところまで確認しているわけではございません。

んが、ため池の中をメッシュを切りましてその中で試料を採取します。その試料を採取した場所とそれを乾燥した後の放射性物質濃度の値を検査しますので、そこを当課の職員が確認しております。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 線量については私は測定できると思うのです。そうではなくて、例えば変更内容でポンプ浚渫数量が5720平米、それに対して1328平米、ここでどのくらいあるかな、これぐらいの面積を浚渫したと。それは、現場を見れば一番わかると思うのだけれども、ロープを張ってこの分について深さ3cmなら3cm、5cmなら5cmでちゃんと決められた設計書のとおり浚渫したということは現認できるわけですね。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） ため池には水が張ってあるため浚渫を行います。なので、浚渫する機械の位置というものをため池の周りに基準点をおきまして、そこからの距離等を使ってため池内の位置というものを確定しております。そういったものの積み上げでこういった数量になってございます。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第37号 工事請負契約の変更について（南迫ため池環境保全整備工事）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第38号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第32、議案第38号 工事請負契約の変更について（小和田ため池環境保全整備工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第38号 工事請負契約の変更について（小和田ため池環境保全整備工事）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第39号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第33、議案第39号 工事請負契約の変更について（町道一里檀大町線橋梁整備工事（下部工））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

14番、紺野榮重君。

○14番（紺野榮重君） 町道一里檀大町線が開通するのは、いつを予定としておりますか、お聞きいたします。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） 現在のところでありますけれども、令和3年2月末を予定しております。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第39号 工事請負契約の変更について（町道一里檀大町線橋梁整備工事（下部工））を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第40号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第34、議案第40号 工事請負契約の変更について（町道請戸漁港小高瀬迫線道路改築工事（2工区））を議

題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第40号 工事請負契約の変更について（町道請戸漁港小高瀬迫線道路改築工事（2工区））を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第41号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第35、議案第41号 工事請負契約の変更について（町道大平山来福寺東線道路改築工事（1工区））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第41号 工事請負契約の変更について（町道大平山来福寺東線道路改築工事（1工区））を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第42号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第36、議案第42号 工事請負契約の変更について（請戸住宅団地造成工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより議案第42号 工事請負契約の変更について（請戸住宅団地造成工事）を採決します。
採決は、起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。
よって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第43号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第37、議案第43号 工事請負契約の変更について（町道小熊田宮田線道路改築工事）を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより議案第43号 工事請負契約の変更について（町道小熊田宮田線道路改築工事）を採決します。
採決は、起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。
よって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第44号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第38、議案第44号 工事請負契約の変更について（浪江浄化センター水処理施設修繕工事）を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第44号 工事請負契約の変更について（浪江浄化センター水処理施設修繕工事）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第45号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第39、議案第45号 委託に関する契約の変更について（浪江町棚塩産業団地整備事業業務委託（その2））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 議案第45号の資料1の2のところで、変更内容及び理由が書かれております。なお、提案理由の説明のときに、環境省による工事の土の流用だという説明がありました。いつも私は警戒しているのですが、汚染土壌の再利用ということで大きな問題になっていますが、環境省工事の土の流用というのは、具体的にどこからの流用なのか。重ねて汚染土の搬入などということはないと思いますが、確認をしておきます。お答えください。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） お答えいたします。請戸地区で保管されていた除染土の遮蔽土でございまして、汚染されていない土であります。放射線の安全性確認として、放射能を地表面から1cmと1mの空間線量を計測し、0.23μSv毎時以下を満足しているものでございました。また、土も採取しゲルマニウム半導体の検出器によるセシウム134、セシウム137、ヨウ素の検査も行い線量を管理した土を使っております。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 今の答弁でわかりましたけれども、請戸の工事の残土だとか請戸の工事から出た土量だという話ですが、あえてお尋ねします。線量調査をしたというのは、安全確認のために線量調査をしたと、それが正直なあり方だと思うのだが、除染したもの、いわゆる除染による汚染土の流用ということで測定したということではないということですね。再度確認します。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 汚染されていない土で、遮蔽土として

使われた土でございます。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

6 番、紺野則夫君。

○6 番（紺野則夫君） 議案第45号の資料の中に、変更内容及び理由があるわけですが、土の流用が可能になったことから減額となったと、1 番目です。それから、緑地公園エリアの整備の変更に基づいて変更したことによって減額となったと。それから、護岸の変更でございますが、安価な工法で護岸を変更したために減額となったと。監督業務の変更で工事費の減額によって、UR 都市機構の監督業務等の負担が軽減されたことから減額となったと。減額となる増額となる、当然これは変更の中身だと思いますが、今回は12億円の減額になっているわけです。36億円から24億円になっているわけですが、12億円の減額というのは非常に大きな金額なのです。したがって、購入土から流用土による変更、先ほども議案第何十号かで質問しましたが、これについて1 番から4 番まで減額の金額、それから安価な工法というのは何なのかお示してください。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） まず、1 番の購入土それからため池等盛り土の沈下が少なく済んだという2つの要件がございます、それで8 億円、緑地公園の工事の簡略化で1 億5000万円、はけ口の護岸の変更1 億円、管理業務8000万円という減額でございますが、はけ口の護岸の変更はその部分の地形の岩盤を利用して布コンクリートによって排出できるという工法に変えたものでございます。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第45号 委託に関する契約の変更について（浪江町棚塩産業団地整備事業業務委託（その2））を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐々木恵寿君） ここで3 時10分まで休憩します。

(午後 2時50分)

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

(午後 3時10分)

◎議案第46号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第40、議案第46号 令和元年度浪江町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

9番、山崎博文君。

○9番（山崎博文君） 3点ほどご質問いたします。

まず1つ目が、予算書29ページ、款2項1目9の19負担金補助金及び交付金、地区集会施設修築等事業費補助金1000万円の減になっています。確かこれも平成30年度も補助金申請がありませんでした。今年度も同様だと思います。この結果をどのように分析されているのかお伺いいたします。

2点目、36ページ、款3項2目4の13委託料、屋内遊び場実施設計業務委託料が1330万円の減になっております。これは、ふれあいセンター解体後に新しく2階建ての建物をつくって、屋内の遊び場、子供向けの壁を登るとか、あとは遊び場をつくるとかという話でしたが、当初で約3000万円予算はとってあるはずですが、当初で約3000万円とって、今回1330万円の大幅な減額補正となっていますが、この減額の理由についてお伺いいたします。

最後に、52ページの9の1の2の1消防団関係の報酬103万7000円の減額補正になっています。この内訳が、班長報酬が3万4000円の減、団員報酬が100万3000円の減となっていますが、この補正減の理由、つまり当初と現在との団員数の実態についてお伺いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁、総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） 集会施設の補助の関係でございますが、確かにここ2年ほど実績はございません。過去に1行政区ほど実績がございました。分析といいますか補助単価500万円が低いのか、それともこの補助に対する周知が不足しているのか、今回また行政区長さん改選にもなりますし、この辺の趣旨はご説明しながら検討も続けていきたいと考えてございます。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（柴野一志君） 36ページ、款3民生費、項2児童福祉費の目4子育て支援事業費の屋内遊び場実施設計業務委託料の件でござ

います。議員お質しのとおりこちらにつきましてはふれあいセンターの中にできますキッズパークの実施設計業務委託料になります。現在ところ2階建てではなくて1階建ての予定をしております。今回の補正予算の減額につきましては、入札の請差分ということでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） 続けて、消防団の報酬の関係でございますが、一応団員の定数では570名ほどの定員数でございますが、現在500名を切るぐらいの団員数だということで減額をさせていただきました。

○議長（佐々木恵寿君） 9番、山崎博文君。

○9番（山崎博文君） まず、集会所の件ですが、課長からありましたように平成29年度1件、500万円申請が実績としてあります。以前私はこの補助交付要綱を見直したらどうだというような提案をさせていただきました。つまり、使い勝手が悪いのではないかと。この補助要綱については500万円を上限に、ただし東電の賠償請求を超えた分を補助しますという補助要綱になっています。各地区の建物に関しての賠償の請求の実態はつかんでいませんが、なかなか請求もできない中で、ただ集会所は改築、修築したいのだという声がありましたから、私は見直すべきではないかというような提案をしましたが、当時の課長は見直しするつもりはないというお答えでした。今回もやはり使い勝手を良くするように見直してはいかがかと思いますが、再度提案したいと思いますが、お考えをお伺いいたします。

次に、屋内遊び場の件ですが、最初の構想は2階建てで1階が社協とデイサービスが入ると、2階に屋内遊び場と聞いていたのですが、何か設計が変わったのですか、1階建てという話でしたけど、これは減額補正とは関係ないのですが、確認をしたいと思います、少し最初の話と違うのではないかとということで。しかもこれは請け差だということですが、先ほども議案の中でありましたけれども、設計業務の最初の段階で問題はありませんかと、つまり予定価格に問題はありませんかというような考えもありますので、3000万円に対して約半分ということは設計積算の段階で大丈夫だったのですかという疑問もありますので、その辺についてお答えいただきたいと思います。

あと、消防団定員数570名で現在500名を切るということですが、これは今後も多分消防団の団員数は減っていくと思います。これも前に言いましたが、やはり行政区と同じように消防団の再編も検討すべきではないかということを以前お伺いしましたが、幹部会等で

それは相談をしているということですが、相談だけではなくて見直しについても実施すべきではないかと思うのですが、その点についていかがでしょうか。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） まず、地区集会所の補助金につきましては、議員おただしのとおり、使い勝手が悪いというようなお話もございました。それを受けまして、平成29年4月から備品の購入でありますとか、集会所を賃貸借するとか、そういった部門に拡充といいますかそういったことはしております。それ以降まだ実績もないということでございますので、区長会等々相談をさせていただきながら検討し続けていきたいと考えてございます。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（柴野一志君） 屋内遊び場の配置の関係でございすけれども、当初からの予定でございす。ふれあいセンターに設置いたします健康関連施設の全体概要を申し上げますと、介護関連の施設が1つございまして、その脇に屋内遊び場を併設するというような形でございす。さらには、ふれあいセンターグラウンドの整備、そしてコスモス保育園に図書館、それから公民館の機能を持った施設を整備するといった内容となっております。

それから、予定価格と最終的な契約額の整合性といいますかそういったところでございすけれども、必ずしも予算額が100%予定価格になるということでもございせんので、そういった意味といたしましては、あくまでも結果といたしましてこういう結果になったというところでございす。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） 消防団の関係のご質問にお答え申し上げます。消防団の再編につきましては、私が来る前ですから何年か前より幹部会といいますか団長を含めた形の中での協議、さらには区長や県などの有識者を交えた再編支援プロジェクトチームというような会議もございす。今月再来週また会議を開催する予定でございすますが、いずれにしても現在の消防団の実態にあわせた形で、消防団の活動を維持していくような形で再編に向けて検討を続けると。なかなかまだ結論は出ておりませんが、引き続き検討を続けていきたいと考えてございます。

○議長（佐々木恵寿君） 9番、山崎博文君。

○9番（山崎博文君） 集会所の件ですが、備品購入も追加でなったということは私も理解しています、承知していますし、多分限度額30万円だったと記憶しております。それはそれでわかりますが、では

他方、一部地域ですが解除になって、集会所の利用について最初はリフォームする予定だったが、もう半壊以上の判定をしてもらったので解体するというような行政区もあります。1000万円を当初でも計上しているということで、もう実績がないのであれば別に計上する必要はなくて、もっと違う部分で有効に予算づけすればいいのではないかなと私は思っております。ということで、各地区の区長さんを通して集会所のリフォーム関係の意思があるかどうかの確認をすべきではないかと思っております。その点について、新年度事業になるかわかりませんが、提案ですがどのようなになるかお伺いしたいと思います。

あと、屋内遊び場の件ですが、2階建てだと私は記憶していましたが平屋だということで私の記憶違いと、これは訂正いたします。通常の手続きによってこういうふうに請差が出たということですが、この委託契約はそれではいつだったのかと。3月議会の定例会の補正で上げるのではなくて、もっと早い時期にこれは契約を結んでいるのかなと思うのです。ということは、もっと早い時期に補正減はできたのではないかと思うのですが、契約日がわかれば教えていただきたいと思います。

さらに、町内の消防団については、これはまた別の機会にいろいろと議論したいと思います。100万3000円の減額の消防団員数で減額したと思うのですが、何人減でやったのお伺いします。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） まずは、集会所の補助金の件ですけれども、各行政区の集会所の修築の意思確認といった意味では、町としても確認しながら検討を続けていきたいと考えてございます。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（柴野一志君） それでは、契約日からまずお答えいたします。令和元年5月22日でございます。その後でございますが、1月6日に変更契約をしております、内容の検討事項をさらに状況に応じて深めていったというところもございます、そういう意味で増額変更しているというところがございます。そういったことから年度末のこの段階まで減額補正を計上するの待ったというような経過でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁調整のため暫時休議します。

（午後 3時31分）

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

(午後 3時32分)

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） 団員の人数ですが、今回減額分は総勢40名分の減額となります。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。
16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 何点かお願いいたします。7ページに継続費の補正変更と9ページで廃止が出ております。継続費の廃止についてですが3本、大きくは2つですが本庁舎改修工事、議案説明では入札不調ということでした。入札不調の理由について、ご説明をいただきたいと。

それから、道路橋梁費で一里檀大町線3工区については、これも議案説明でしたけれども、用地取得において不測の事態が起きたということです。不測の事態というのはどういうことでしょうか。今後の3工区の道路整備計画がどうなるかお尋ねをいたします。

それから、10ページについてです。繰越明許で款6の農業土木ため池環境保全整備事業の実施設計が、繰り越しになったと。これはどこでしょうか。繰り越しになって、新年度においてため池環境保全整備事業が実施できるのかどうか。

それから、防災拠点整備事業、9番ですが8920万1000円、これも繰越明許です。これも議案説明では調整池の協議が難航したためだということですが、防災拠点の整備事業は既に始まっていますが、具体的にどういうことなのかご説明をいただきたいと思います。その上で、今後の変更はあるのかということについて明確にお答えいただければこれはこれで再質問はありません。

それから、21ページの款16寄附金のところで、シルバー人材センターが解散して3400万円のご寄附をいただいたと。大きな金額ですが、一方ではシルバー人材センターが解散になったということで、2つの側面があると思うのです。1つは、3400万円という高額のご寄附をいただいたわけですが、シルバー人材センターそのものの解散時の財政状況というか、どういう状況だったのか。町で把握していればいまだ少し解散時点での運営状況はこうだったと、財産についてはこうだったということについて、ご説明をいただきたいと。

それから、シルバー人材センター解散については、現時点では再開というのは非常に難しいことだとは思いますが、まちづくり会社もあっちもこっちも手を出して回りきらないという中で、建物解体後の除草管理などなど私はこれは町が関与すれば一番いいとは思っ

ているのですが、浪江町の現状からすれば再開の必要性があるのではないかと。事業についても確保できるのではないかと思います。解散に当たって町はどういう判断をされて、今後どうするつもりなのか、どうしたいと思っているのか、お聞かせください。

それから、大きくとんで28ページに総務管理費で節23ですが6億5138万7000円、東日本大震災復興交付金国庫返還、議案説明の際に利用見込みがないということでした。事業計画もあって復興交付金の交付がなされたと思うのです。利用見込みがないということについて事業計画との関係でどういう収束をされたのか、そのところを説明いただきたい。

それから最後、44ページです。農地保全管理費、目1委託料で4800万円、工事請負費で14億788万円、委託料については保全管理の分だということでした。私のメモでは訂正という一言のメモがあるのですが、委託料約5000万円保全管理による減額補正の理由について、ご説明をいただきたい。

それから、工事請負費は極めて大きな金額ですが、請差とは考えにくいと、この減額補正の内容についてご説明をいただきたい。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 9ページ、本庁舎改修工事の入札不調について理由はということでございます。この入札自体は制限付一般競争入札で行っておりまして、入札不調となりました。これに先立ちまして指名競争入札で行いまして、そのときに指名業者全者が辞退となってございまして、入札自体ができなかったことがございました。そのときの辞退の理由としましては、下請け業者が確保できないという全社同じ理由で辞退がございまして、人材確保が難しくなっているという状況があると思っております。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） 9ページの継続費の廃止の道路事業、一里壇大町線3工区につきましては、今年度内の用地取得が困難となりましたために、令和2年度、令和3年度に継続費をそのまま1年送ったということであります。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 繰越明許で該当となるため池の場所はということでございます。室原や末森地区のため池及び立野、春卯野のため池でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） 同じく10ページ繰越明許費の防災拠点整備事業につきましては、敷地の造成工事の設計並びに建築設計でござ

いますが、繰越理由といたしまして敷地内に今調整池の設置を予定してございます。その際に、終末水路等の調査等に時間を要しまして、調整池の設計自体が3月まで間に合わないということで、繰り越した事業でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 北双シルバー人材センターの財務状況でございますが、震災から賠償金等も入ったことにより残余財産が6000万円程度あったわけでございますが、それを浪江町、双葉町、大熊町、そして浪江町は55.8%の適用を受けてその分解散ということで寄附を受けたわけでございます。当時70歳だった人がもう80歳になっているという状況の中で、会員も特に事務員、事務局、事務所といったものが不足し、慰留はしたのですが一旦解散をせざるを得ないという申し出がありました。今シルバー人材的な仕事をまちづくりなみえにおいて代行してもらっておりますが、将来的にはそういうものを独立させて新たなシルバーの組織をつくっていくべきと思いますが、何せ今人手不足なものですから急に来年はといきませんが、そういった方向を模索していくべきと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁調整のため暫時休議します。

（午後 3時47分）

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午後 3時49分）

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） お答えいたします。防災集団移転促進事業の津波被災対策対応につきまして平成25年度から順次交付を受けたものの返還でございますが、当時想定された経費を最大に近い形で交付を受けたものでございます。事業の進展に伴いまして、必要となる経費の確定が見込まれますことから、不要となる見込みの交付金を返還するものでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 44ページ、農地保全管理費の中で委託料の調査測量設計業務委託料の範囲でございますが、これは避難指示解除になった町内一円でございます。4800万円の減額の理由としてでございますが、一言で申し上げますと実績によるということになってしまうのですが、当初予算で計上しておりましたが、実際に精査しますとかなり減額できたというところが大きい理由でございます。

ます。

次の工事請負費で14億円の減額ということでございますが、当初考えていたのは11カ所のため池を発注したいと考えてございました。ところが、台風の影響等にもよりまして、先ほど申し上げました調査自体も少し遅れる見込みとなりまして、工事もなかなか発注できないという状況になって、このような大規模で多額な減額となっております。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 農地保全管理の問題ですが、要するに農地保全管理4800万円の減額については、当初計画が過大であったという答弁でした。これについても過大だといわれればそうですかということになるわけですが、対象面積も単価も継続事業であるわけだから、事業計画との関係でそんなに誤差が出てくるものではないというのが私の考えなのですが、計画が大きすぎたと、見込みが大きすぎたということについていまい少し実態に照らしてどうなのかと、なぜそうなったのかということについて、いま一度お尋ねします。

それから、工事請負費14億円分については、わかりました。

それから、本庁舎改修工事ですけれども、下請け業者が確保できないということで、発注できなかったということです。それで、これが廃止になっているのですが、2つ合わせると約4億円です。4億円の本庁舎改修工事というのは、私は大規模改修だと思うのです。今後どうなるのかと、行政機能の中核です。改修の必要性が極めて高いということから事業計画されたと思うのですが、結果、入札不調。したがって、町の積算そのものに問題があったのか、なかったのか。全者辞退ということもありましたから、どうだったのかということが1つ。

それから、指令本部である庁舎の改修が今後どうなるのだと。改修設計の計画との関係で、このまま現状維持で使っていくということになるわけですが、いままで改修する計画なのか。廃止のままというわけにはいかないというのが私の考えです。

それから、防災拠点整備についてはわかりました。

シルバーの寄附金で、関係町村の浪江町、双葉町、大熊町にそれぞれ按分して残金を寄附採納したということで、それはわかりました。

その上で、再開の必要性があるのではないかということについては、必要性についてはそのとおりだというお答えをいただきましたが、当面はまちづくりなみえにいろんな仕事を代行してもらおうとい

うことですが、これは2つの側面があると思うのです。果たしてまちづくり会社がそれだけの仕事をこなせるのかどうかという側面が1つ。いま1つの側面は帰還しているほとんどの人は高齢者です。今後も徐々にではあると思いますが、帰還する人が一定程度増えるのではないかと、その際に浪江町に来れば地域の人ともとけ合って、しかも地域に貢献できるという仕事ができると、そういう受け皿をつくっておく必要がある。全てまちづくり会社で消化できるのかどうかということから、シルバー人材等の再開についてお聞きしたわけだけれども、2つの側面から考えれば協議検討すべきだと。私は地域に一定の活力と戻った人たちの収入の確保、地域に貢献する、そういう3点セットで受け皿づくりをする必要があるのではないかと考えるのですが、今後いかが事業展開をするつもりなのか再度お聞きします。お答えください。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 農地保全管理費の委託料の減額のもっと詳しい説明ということでございます。あまり詳しくはなくなってしまうかもしれませんが、水路の延長で当初避難指示解除になったところはこれくらいの延長があるのだろうと予想をしておりましたところ、具体的な延長は今資料がないのですが、それが大幅に減りました。それと、ため池の発注者支援業務委託ということで、これは過大な計上をしておりました。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 本庁舎改修工事でございますが、積算につきましては県の積算基準に準じまして設計しておりますので、設計内容について一定の根拠を有していると考えてございますが、当該地域のここの地域の状況下に必ずしもあっていなかったと考えられますので、来年度の発注に向けては設計内容を見直してまいりたいと考えております。

それから、今回継続費廃止ということにさせていただきましたが、新年度予算で改めまして令和2年度から令和4年度の継続費を計上しているところでございます。よろしくお願いします。

○議長（佐々木恵寿君） 町長。

○町長（吉田数博君） 21ページの寄附金の3400万円の件でございますが、議員お質しのように北双シルバー人材センターの果たすべき役割は非常に大きいものがございました。今でも被害対策を含めて必要なものだとは認識をしております。ただ、北双シルバー人材センターの解散に当たってはあいさつもいただきましたが、いつの日か再開をお願いしたいと申し上げました。議員と同じ思いでおります。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第46号 令和元年度浪江町一般会計補正予算（第7号）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

◎延会について

○議長（佐々木恵寿君） ここで、お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

よって、本日は、これで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長（佐々木恵寿君） 本日はこれで延会します。

（午後 4時02分）

3 月 定 例 町 議 会

(第 4 号)

令和 2 年浪江町議会 3 月定例会

議 事 日 程（第 4 号）

令和 2 年 3 月 1 7 日（火曜日）午前 9 時開議

日程第 1	議案第 4 7 号	令和元年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 2	議案第 4 8 号	令和元年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 3	議案第 4 9 号	令和元年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 4	議案第 5 0 号	令和元年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 5	議案第 5 1 号	令和元年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 6	議案第 5 2 号	令和元年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 7	議案第 5 3 号	令和元年度浪江町水道事業会計補正予算（第 4 号）
日程第 8	議案第 5 4 号	令和 2 年度浪江町一般会計予算
日程第 9	議案第 5 5 号	令和 2 年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計予算
日程第 1 0	議案第 5 6 号	令和 2 年度浪江町国民健康保険事業特別会計予算
日程第 1 1	議案第 5 7 号	令和 2 年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計予算
日程第 1 2	議案第 5 8 号	令和 2 年度浪江町公共下水道事業特別会計予算
日程第 1 3	議案第 5 9 号	令和 2 年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算
日程第 1 4	議案第 6 0 号	令和 2 年度浪江町農業集落排水事業特別会計予算
日程第 1 5	議案第 6 1 号	令和 2 年度浪江町介護保険事業特別会計予算
日程第 1 6	議案第 6 2 号	令和 2 年度浪江町財産区管理事業特別会計予算
日程第 1 7	議案第 6 3 号	令和 2 年度浪江町後期高齢者医療特別会計

予算

- 日程第 18 議案第 64 号 令和 2 年度浪江町水道事業会計予算
- 日程第 19 発委第 1 号 議会改革特別委員会設置に関する決議(案)
- 追加日程第 1 議会改革特別委員会委員の選任について
- 日程第 20 発議第 1 号 福島第一原子力発電所構内に保管中のトリチウムを含む処理水の海洋放出に反対する決議(案)
- 日程第 21 委員会の閉会中の継続審査又は調査の申出について

出席議員（１６名）

１番	大浦泰夫君	２番	石井悠子君
３番	高野武君	４番	佐々木恵寿君
５番	半谷正夫君	６番	紺野則夫君
７番	佐々木勇治君	８番	平本佳司君
９番	山崎博文君	１０番	渡邊泰彦君
１１番	松田孝司君	１２番	山本幸一郎君
１３番	泉田重章君	１４番	紺野榮重君
１５番	佐藤文子君	１６番	馬場績君

欠席議員（０名）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	吉田数博君	副町長	佐藤良樹君
副町長	小林弘典君	教育長	笠井淳一君
総務課長	安倍靖君	企画財政課長	西健一君
二本松事務所長兼 生活支援課長兼仮設 津島診療所事務長	横山秀樹君	産業振興課長	清水中君
農林水産課長兼農 業委員会事務局長	清水佳宗君	住宅水道課長	戸浪義勝君
まちづくり整備課長	三瓶徳久君	教育委員会事務局 教育次長兼浪江町中央公 民館長兼浪江町津島公民 館長兼浪江町図書館長	柴野一志君
会計管理者 兼出納室長	佐藤祐一君	住民課長	中野隆幸君
健康保険課長兼 浪江診療所事務長	掃部関久君	介護福祉課長	木村順一君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	主任主査兼係長
吉田厚志	志賀美樹

書

記

鎌 田 典 太 朗

◎開議の宣告

○議長（佐々木恵寿君） おはようございます。ただいまの出席議員数は16人であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（佐々木恵寿君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（佐々木恵寿君） ここで、まちづくり整備課長より発言を求められておりますので、これを許可します。

まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） 昨日の審議の中で、議案第46号 浪江町一般会計補正予算（第7号）の中で14番議員から町道一里壇大町線の開通時期はいつかというお尋ねに対しまして、令和3年2月とお答えしましたが、令和3年秋を目標に進めたいと考えております。お詫びして訂正いたします。

◎議案第47号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第1、議案第47号 令和元年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第47号 令和元年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第48号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程2、議案第48号 令和元年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

9番、山崎博文君。

○9番（山崎博文君） 1点のみご質問いたします。予算書8ページ、款1項1目2の節15工事請負費、医師住宅エアコン設置工事となっていますが、この医師住宅は町内でしょうか、またエアコンの設置台数は何台でしょうか、お伺いします。

○議長（佐々木恵寿君） 浪江診療所事務長。

○浪江診療所事務長（掃部関 久君） ご質問にお答えいたします。この住宅は町内でございます。エアコンの設置台数は2台で、20畳用と18畳用でございます。エアコン設置となっていますが、エアコンのほかにも照明器具とかそういったものも設置いたします。

○議長（佐々木恵寿君） 9番、山崎博文君。

○9番（山崎博文君） なぜ私がこれを質問したかというのと、これは今度来ていただける先生の対応だと思うのですが、つまり町内の医師住宅ということは今度来ていただける先生は浪江町内に居住していただけたらと思うのですが、確認の意味で質問いたしました。それによろしいでしょうか。

○議長（佐々木恵寿君） 浪江診療所事務長。

○浪江診療所事務長（掃部関 久君） そのとおりでございます。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第48号 令和元年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第４９号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程３、議案第49号 令和元年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） ４ページに繰越明許が出ています。このことについてなのですが、繰り越しされる事業は公共下水道事業の計画策定であると。議案の提案説明の際に、この事業については将来的な事業計画を策定したいという説明がありました。現状を踏まえて将来的計画を策定するというのは、単なるこれまでの延長での事業計画なのか、それとも現状を踏まえてぜひ下水道事業についてはここまで整備するという事業作成なのか、将来的な青写真なのか、そうではなくて現実的な必要性との関係での事業計画なのか、この事業計画策定の中身についてお尋ねしたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） それでは、ご質問にお答えをいたします。議案の説明の中でも申し上げましたが、現在の下水道事業の計画につきましては、震災以前のままとなっております。今般、幾世橋住宅等の整備によって一部区域が変更になったり、増加しております、そちらの編入、またはこれまで計画しておりましたところの見直し、実際計画がこれまでここまでやらなくてはいけないという区域もありましたが、人口の帰還の状況または整備の必要性等々も含めて、全体的に町内の下水道計画を見直すところでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） ということは、現実的に事業拡張の必要性があると。それに伴う具体的な計画というか実地的な計画だということでしょうか。その上で、この計画は単年度の計画なのか、それとも中期的な計画になるのか、その先は長期ということだけでも、必要性があって計画をつくるということは短期的な計画と私は理解するわけですが、一方では帰還の現状はご承知のとおりけれども、一定長期的な計画もつくって帰還の環境整備をきちんとやっておく必要があるのではないかという２つの角度からこの事業計画についてお尋ねをしたいと。改めて答弁を求めます。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） 計画につきましては、先ほども申し上げました現状を見据えてという部分と、あとは将来的にこれまで計画していた部分が本当に必要性があるかということも含めまして、総体的に見直すものでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 両にらみでやるという事業だということはわかりました。あるいは下水道事業としてはそういう視点で事業に取り組んでいく必要があると思います。一方では、経営の問題もあるわけですから。そこで率直にお尋ねしますけれども、東電賠償の今後の見通し、これまでの交渉の結果を踏まえて今後の見通しはどうかかと。そのこととあわせて下水道事業の収益の見通しについて、当局はどう考えているかお尋ねしたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） 東電賠償の見通しにつきましては、これまでどおり決算が終わってから東電との前年度の逸失利益についての交渉をしまして、これまでも協議をして賠償の合意に至っているというところでございます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） 失礼しました。今後の収益の状況につきましては、やはり東電の賠償がないとなかなか施設の経営と維持費等々も難しいものでありますので、そこは粘り強くまた東電との協議に臨んでまいりたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第49号 令和元年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第50号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程4、議案第50号 令和元年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 6 ページに集落処理水分担金49万2000円の補正増です。加入増の件数は何件なのか。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） 4 件であります。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 補正増で4件、今年度の間もなく年度末を迎えるわけですが、今後加入増が発生するかどうかはわかりませんが、今年度末の見通しで全体が100とすれば現状が50なら50、30なら30、全体との関係で加入件数イコール加入率についてどうなっているかお尋ねいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） ご質問にお答えします。農業集落排水に接続する方が分担金を払うわけでございますので、こちらについては接続している方は加入率は100%でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） そういう答弁もできると思いますが、全体の加入可能件数、本管が接続されていて農業集落排水に以前は100件加入していたと、だから集落排水事業における接続可能件数と現実に接続している件数はどうなのかということについて、把握されていますか。お答えください。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁調整のため暫時休議します。

（午前 9 時 1 5 分）

○議長（佐々木恵寿君） それでは、再開します。

（午前 9 時 2 4 分）

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） それでは、ご質問にお答えいたします。農業集落排水の管が設置されているところで対象が222戸ございます。それは対象のところ222戸全てつながっていますので、100%ということになります。

○議長（佐々木恵寿君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第50号 令和元年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第51号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程5、議案第51号 令和元年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第51号 令和元年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第52号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程6、議案第52号 令和元年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第52号 令和元年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第53号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程7、議案第53号 令和元年度浪江町水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 3ページのキャッシュフロー計算書、単位は千円ですね、そこのところを確認しておきます。

その上で、営業活動によるキャッシュフローで7番に未収金増減額6302万1000円、未払金増減額5421万6000円、要するにキャッシュフローでは未収金の増減で800万円の未収金の回収ができたとは私は受け止めたわけですが、この7番、8番の増減については、そういう理解でよろしいのかどうかと。

それから、キャッシュフローですから結果として4ページの貸借対照表には資産勘定に反映されると思います。だから、このキャッシュフローの金額がそのまま貸借対照表の数字にはね返るということではないと思いますが、その上で未収金がゼロになっています。補正予算提案した時点での未収金がゼロなのかどうなのかということについても改めて確認したいと、お尋ねいたします。お答えください。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） お答えをいたします。まず単位は千円であります。

あとは、キャッシュフローの中で7番、未収金増減額、あと未払金増減額とありますが、これは決算時に未収金が6302万1000円ございましたが、こちらについては未収金が解消されたということで、未収金のところに6302万1000円計上しているので、今は決算上ゼロで終わります。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 書類の整理上のことだから特別問題だということではないにしても、さらっと単位は千円ですと答えられるとがくっとくる。そこは、どうされるかきちんと議会に対して正当なお答えを求めておきたいと思います。

その上で、キャッシュフローで未収金の増減額が6302万1000円あったと、これは後ろの貸借対照表には未収金そのものについては0

円になっています。これが全て回収されたということですね。残高はないということなのかどうなのか。キャッシュフローとの関係だから必ずしも右左同じく移行するということではないとは思いますが、さらに貸借対照表の負債勘定に流動負債未払金があります。未払金の増減額はキャッシュフローでは5421万6000円が減少したということですが、結果としてバランスシートにどういう形で反映されているのか、そのところをわかりやすくご説明ください。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） 大変失礼しました。単位につきましては次回より記載をさせていただきたいと思います。

あと、未収金、未払金につきましては、決算の審議のときにもありましたが、営業未収金とあとは営業外未収金、その他の未収金ということで、合計で未収金の金額が6302万1000円ほどございました。また、未払金につきましては、資材の購入費とか、あとは委託費の支出で3月31日現在で支払いがされていないということで5421万6000円ほどありましたが、こちらが令和元年度の会計予定では未払金、未収金については全て解消しているということでありますので、ご理解ください。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 3月31日までの予定のバランスシートだということはここに書いてありますからわかりますが、しかし最終的には未収金もゼロになると、それから未払金についてもこれだけあったけれども解消するということだと思いますが、予定ではあってもある意味では貸借対照表の補助簿的なものだと思うのです。我々としては、このキャッシュフローを整理した時点がいつだかわかりませんけれども、裏の3月31日までの貸借対照表の予定としては、どちらもゼロになるということについては、いささか実務的には無理があるのではないかと思うのです。ただ、キャッシュフローとBS勘定についてはイコールのものではないということは私はわかりますが、それにしても最終決算ではないわけだから、予定なのだから、キャッシュフローでこれだけのものがあつたとすれば、予定の貸借対照表についてもしかるべき計上があつてしかるべきかなと考えるのですが、その辺はどうなのですか。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） お答え申し上げます。まず、貸借対照表につきましては、令和2年3月31日までということで1年間の決算の予定ということであります。まだ現在会計は動いていますので、結果的に決算のときには未払いがあればここに当然出ますし、未収

金があれば当然出てくると思っておりますので、現在のところは全て年度内には解消できるという予定で計上させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第53号 令和元年度浪江町水道事業会計補正予算（第4号）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第54号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程8、議案第54号 令和2年度浪江町一般会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 若干質問をさせていただきます。

まず第1点は、予算資料の6ページに震災記録誌がございます。事業費が770万9000円です。これは、以前作成して配布されたものです。少し補足をすれば、佐藤副町長が総務課長の時代に、私も産業建設常任委員会で岩手県の遠野町等々を視察して記録誌がきちんとつくられていたものですから、浪江町でも作成する必要があるということで、本当に当時の総務課長頑張ってくださいまして、こういう記録誌が作成されました。その上でなのですが、今回計画している震災記録誌の位置づけと視点はいかがな考えのもとに作成されるのか、まずお聞きをしたいと思います。これが第1点です。

それから、8ページの整理番号10番に避難生活支援事業で継続事業ですが2億9200万円の事業ですが、予算書あるいは去年の予算書を見てみましましたら2202万9000円の予算減額になっています。減額の理由はどういう理由なのかと。

それから、この説明欄の事業概要に県内外に復興支援員を配置すると書かれております。これも今ほど言った予算減との関係ですが、

前年度比で新年度の人員配置に変更があるのかどうかということについてお尋ねをいたします。

それから、避難者生活支援事業というくくりの中でしか質疑できないと考えたものですからあえてお尋ねしますが、避難者の住宅問題が悪化していると、暮らしも悪化しているということで、新年度から住宅問題を含めた避難者生活支援のあり方について考えていく必要があるのではないかと。この背景には今言った暮らし・生活の悪化という問題とあわせて、帰還困難区域も含めて仮設住宅が打ち切りになると、あわせて復興公営住宅の家賃支援事業についても3月で打ち切りになると、しかも令和5年度以降は家賃が上がるということで、これは一般質問でも取り上げましたけれども、ここにもう既に通知がきています。そういう背景を考えれば、浪江町に戻るといえる人が増えるのではないかと、生活状況を反映して浪江町に戻るといえることが十分考えられます。それを含めた避難者生活支援事業として町はどう取り組むのかということが、新年度の大きな事業課題だと思います。そのことについてお尋ねをしたいと思います。

それから、予算資料の9ページに衛生費、整理番号が7、除染対策事業についてです。この予算資料9ページの整理番号7番には除染検証委員会事業として、予算が計上されています。予算書では123ページですが、予算項目を調べたところ旅費、報償費で138万円等で、除染対策事業で除染検証委員会がどういう検証をして除染対策を行うのかということが、極めて大事だと考えるわけですが、この予算で必要な除染対策事業ができるのかということについて、お尋ねをしたいと思います。

それから、予算資料13ページ、整理番号13、南産業団地整備事業第3工区分、例の団地整備事業ですが、今年度は22億2700円の予算が計上されております。そこで、端的にお尋ねをいたします。物議をかもした第1工区、第2工区の1者のみの入札を大いに反省するという答弁もありましたが、1者入札を見直すのかと。

それから、この事業に関してそもそも各産業団地がありますが、利用計画は具体化しているのかということについてお尋ねをしたいと思います。

それから、同じく資料番号13で、整理番号15、棚塩産業団地整備事業で事業説明欄にはR E 100団地構想実現の場として南側への団地拡張に関わる調査、測量、計画策定等を行うと、これも一般質問もありましたけれども、端的にお尋ねいたします。これは、大規模畜産団地を想定した事業計画なのかということについて、お尋ねをいたします。

それから、次に予算資料の14ページ、資料番号18、地域おこし協力隊についてお尋ねをいたします。これもこれまで議論になってきたことではありますが、課長がこの場で答弁されたこともあります。大堀相馬焼あるいは伝承隊について地域おこし協力隊の人員を配置して地域おこしを推進したいという答弁もありました。事業計画もそのとおりになっています。その上で、町が保護をすることに正面から応えるという人が出てくれることを私は大いに期待をしております。しかし、それはそれで外部の人、第三者でもそういう仕事あるいは能力のある人はいると思います。また、その能力、的確性について審査もするということになると思いますが、同時に地域おこしの基本は地元をしっかり目を向けると、地に足をつけた地域おこしということがやはり基本だと思うのです。その上で、地域おこし協力隊の協力もさることながら、この人員募集あるいは採択に当たっては地元大堀相馬焼の窯元の人たちにも参加してもらおうと、あるいは地域おこし協力隊として参入するということだけでなく、文字どおり浪江町の復興再生に向けた半歩・一步を踏み出すということであれば、地元窯元に対してどういう接点を持つかと、経験と能力と知恵をお借りするかということが大事だと思います。そういう考えがあるかどうか。

それから、地域おこし協力隊ということですから広い意味で捉えることができると思います。伝承隊としての仕事もその一つだと思いますが、伝承隊というと概念的にも狭くなると思うのです。そこで、地域おこしという概念のもとに、昨日も議論になりました道の駅の現実かつ見通しのある事業運営が展開できるようにするためにも、文字どおり地域おこしという概念の中でさまざまな対応をすべきではないかと思います。課長あるいは町長の考えについてお聞きをしたいと思います。

それから、最後になります。私も一般質問でやりましたけれども、現在、帰還困難区域の特別な地域、いわゆる特定復興再生拠点整備事業が行われております。この事業そのものは、申し上げるまでもなく国直轄事業です。しかしながら、町としてこの事業を帰還困難区域の復興再生のためにどう取り組むのかということであれば、当初予算にも予算として反映されてしかるべきだと。少し調査不足かもしれませんけれども、私の調査の範囲ではその関連事業が関連予算が見当たりませんでした、見つけることができませんでした。予算に反映しているとすれば、どこにどういう形で反映しているのか、もし反映していないとすれば今後どうするのか。

以上、お尋ねいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） まず、震災記録誌に関するご質問にお答え申し上げます。令和2年が震災から10年を迎えるということで、この10年間を総括するようなものと考えてございます。

○議長（佐々木恵寿君） 生活支援課長。

○生活支援課長（横山秀樹君） 生活支援事業関係のご質問にお答えいたします。減額理由ですが、大きな理由としましては、応急仮設住宅の供与が本年3月31日をもって終了することに伴いまして、住宅支援事業費が減少したことによるものが大きな要因となっております。

それから、復興支援員の配置の関係ですが、予算上では本年度と同様に17名を見込んでいるのですが、委託事業者との協議の中で現在2名減というような形も考えているところでございます。

それから、住宅問題を含めた避難者生活支援の関係でございますが、こちらに関しましては関係機関と連携いたしまして、生活再建の支援に努めていきたいと考えてございます。

それから、帰還者への対応でございますが、こちらにつきましては、各種補助金等がございますので、こちらの情報提供、周知に努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） お答え申し上げます。予算資料の9ページ、除染検証委員会事業についてのご質問でございましたが、除染検証委員会につきましては、除染後の線量について有識者に確認をいただきまして、除染効果について提言を受けているということでございます。町民の空間線量への不安解消のために個別案件についてもこれまでと同様次年度も行っていくということでございまして、今後も不安解消のために取り組んでいきたいということで考えております。

予算がこれで足りるのかというご質問でしたが、当初予算で5回ほど委員の方の報酬ということでとってございますので、これでやっていきたいという考えでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 佐藤副町長。

○副町長（佐藤良樹君） 1者入札についてでございますが、昨日も答弁申し上げましたが、一般競争入札において仕様書等入札公告の結果1者のみの応札となったというところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 南産業団地の利用計画ということで

ざいますが、今現在確実性の高い業者を含め数者から引き合いがございしますので、そういった企業の進出にも応えるため確実に南産業団地の造成を進めていきたいと思っております。

22億円といいますのは、1工区、2工区、今回契約したものの残金及びその北側3工区の設計が入っているのが22億円でございます。

次に、RE100団地の構想ということでございますが、大規模畜産団地はさらにその南側に計画していると聞いておりまして、RE100団地は現在の滑走路の南側にどのようなものができるかという構想、計画を来年度は進めていきたいと思っております。

地域おこし協力隊につきましては、現在4人ほど決まっております。さらに来年度は大堀焼き、酒造り、それから町の視察、伝承といったものを行う方4名を増員させていきたいと思っております。3600万円のうち全額ではありませんが、ほぼ3200万円ほどは総務省から特交措置されるという状況でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 帰還困難区域の予算のご質問にお答えいたしますが、現在期間困難区域につきましては、一般質問でもお答えいたしましたが、除染解体を進めているところでございます。今後につきまして、地域や関係機関と施設整備等について協議を進めてまいりますので、必要な費用について今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 答弁がもれまして申し訳ありません。

その中で、大堀相馬焼きの窯元と連携をとらないのか、道の駅との活用は考えていないのかということでございますが、大堀相馬焼、酒造りに関しても道の駅と綿密に連携、むしろその中で活動していただく部分が多くございますし、ほかに視察伝承の2名に関しても町の案内をしたり、町の教訓を伝えたり、そして最終的に道の駅での活用を案内するというようなことも考えておりますので、十分この地域おこし協力隊と道の駅、大堀相馬焼の連携はとってまいる所存でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 震災記録誌ですが10年間を総括すると、一言で言えばそうだと思います。私はこう考えました。これはこれで震災当時の混乱ぶり、職員や町民を含めての避難の現実についてかなりいろいろな資料を使いながら編集されています。これはこれでいいと思います。私はこれを前誌として残すと、今回つくるものは後誌

というのか本誌というのか、そういうものとして残す必要があると。これの繰り返しでは、中身としては薄いものになってしまうと私は考えます。その上で、どういう位置づけとどういう視点だとお聞きしたわけですが、10年間を総括するというずばったお答えがありました。それに対して、私は3つの視点で震災記録誌を深掘りする形で作成してもらいたいと思うのです。

その第1点は、津波の被害にも遭いました、原発事故にも遭いました、避難による苦痛以上の苦痛を味わいました、こういう町民の生々しい記録を残すと。どこかにあったものをのりとはさみでとってきて、ここに貼りつけるというものではなくて、町民の声をこういう視点、こういう角度から記録に残すというのが1つです。

それから、2つは避難解除して3年になりました。もちろん10年間の総括だから、帰還の問題は入ってくるでしょう。しかし、私は帰還の現実を残すと、どういうことかということに戻りたい町民の思い、戻れない・戻らないという町民の思いを残せるのは経験したそれぞれの自治体、浪江町なら浪江町民ということになるわけです。2つの視点としては、帰還の現実を残すと。

それから3つ目には、当局が考えているものと共通するかもしれませんが、復興の歩み、帰還困難区域の今なお手つかずの状態も含めて、復興の歩みを生きた記録として残すと。これが、震災記録に必要な視点ではないのかと考えます。少し中身のある答弁を求めておきたいと思います。

それから、避難生活支援事業については、予算の減については急仮設住宅が終了すると、それに伴う減額なのだと、それは流れとしてはわかります。そのことについてはいいですが、次の問題につながっていくわけですが、復興支援員の配置については受け皿との関係で2名減になると。これも現在受けている団体がそのまま継続されるのかどうかわかりませんが、人手が足りないという単純なことなのか、そうではなくて依頼する町側との関係なのか。ここについて、いまひとつ掘り下げてお答えいただきたい。

その上で、住宅問題も含めて避難者生活支援というテーマあるいはその幅、その中身は時とともに変わってきているということは町長も含めて皆さん方よくそれぞれの部門、部門で承知していることだと思うのです。住宅支援問題については、私は住宅支援課との連携も必要だとは思いますが、避難者生活支援という位置づけがなければ町民が頼れる浪江町にはなっていないのではないかと。避難者生活支援という角度から住宅支援問題についてどう取り組むかということだと思うのです。これは一般質問での12番議員との質問と

もかぶりますが、戻りたい、しかし家がない、浪江町にはほかの町と比べて町営住宅が多かったです。その多くの人たちは避難先で今も避難生活をしていると、復興住宅に入っていると。生活と住宅支援事業の制度が大きくレベルダウンしているものだから、勢い町民避難者の生活に反映すると、そこをどうカバーするかというのが町行政の避難者生活支援という視点での住宅問題の対応だということだと思うのです。そういう視点で、住宅問題に取り組むのかどうか。あわせてきちんと答弁してもらえばこれで終わりますが、復興住宅に入っている人たちの声を聞くべきだと。別な言葉を使えば実態調査をして新年度の予算あるいは補正予算に反映していくべきだと思いますが、いかがでしょうか。お答えください。

それから、除染対策事業については、検証委員会を年間5回持つと、これは1350万円の予算措置ということになるでしょう。しかし、1625万2000円の予算の中身は、今言った旅費とか報償費、そのほかには職員の給料、手当、共済費です。これで1477万4000円、約1500万円、だから1600万円のほとんどが人件費あるいは検証委員会の手当で吹っ飛んでしまうということだと思います。何のためにやっているかといえば町の復興再生だから、そういう意味で除染対策事業についてもここでやる予算はないわけだから、除染対策事業としてはほかに上がっているのでしょうか。帰還困難区域の除染の実態調査、解除区域の実態調査、農地の実態調査等々安心して戻れる環境整備が除染対策事業の大きな政策的課題だという位置づけで除染対策事業に取り組む必要があると思います。いかがでしょうか。そのことが予算に反映されているかどうかという問題です。

それから、南産業団地については、浪江町に新規事業を展開したいという業者が数者ほどあると、確実性の高い事業者が数社あるということです。それはそれで喜ばしいことです。その事業所がどれだけの規模で進出するかということにもよるけれども、1工区から3工区で造成される団地の面積はいくらですか、仮に平均的な事業規模で出店した場合、充足率は何パーセントですか、どれほど余りますか、充足率がわかれば残余がわかるわけですが。したがって、国のお金で造成できるという安易な考えで、もしどんどこんどこやれば、後の管理費は一般会計でまかなうしかないわけだから、そういうことも視野に入れて、着実な団地造成すべきではないかと。過大投資という批判もあるわけだが、そのことについてどう検討されているか、お答えください。

それから、棚塩産業団地のRE100団地については、わかりました。

地域おこし協力隊についてはいろいろ答弁されたわけですが、それはそれで活用の方角だと思います。しかし、私が言ったのは、地域おこし協力隊は外部から参入する人もいいでしょうと、しかし一番現実を知っているのは、現場を知っている地元なのだから、大堀相馬焼でいえば窯元の参加協力もお願いすべきではないかと、そういうことも構想に入っているのですか、入れるべきではないですかということですか。

それから、地域おこし協力隊の協力についても、道の駅との関係についてお尋ねしました。伝承隊で案内する人が道の駅も案内すると、だからこれは非常につながりが深いと。私の問いかけが悪いのかどうかわかりませんが、それで果たして我々が懸念する道の駅の運営の困難に 대응することができる人の手当てということになりますか、そうではないでしょうと。道の駅についても地域おこしという視点からもっと専門家の知恵を借りるという予算措置が必要ではないかということですか。

それから最後、帰還困難区域については、必要な費用については今後検討するということは、今年度当初予算には計上されていないということですね。改めて聞きます。計上されていますか、計上されていませんか、計上されているとすればどこにどういう形で計上されていますか。今後必要であれば検討するということについては、拠点整備事業に絡むさまざまな問題について十分ではなくても当面地域住民の心配に、期待に応えられる予算措置が可能なのかとどうなのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） まず、震災記録誌ですが、議員お質しのとおり位置づけとしては10年間を総括するものと考えてございますが、その中身につきましては10年間の記録としていろいろな出来事を時系列に整理することもちろん大切だと考えてございます。さらには、議員からご提案ありましたようにその間町民の皆様の避難につきましては、仮設住宅から復興住宅、さらには町内への帰還という形でいろいろな形で避難の状況も変わってございます。そういった意味では、町民の方の記録についてももちろん整理して記載させていただきたいと考えております。

それから、その間、避難指示の一部解除でありますとか、それから来年迎える道の駅の開業といった令和2年度までの町の記録等も必要だと考えてございますので、そういった意味で町民の皆様の生活、それから町の復興の様子も含めて総括的に10年間の記録として整理したいと考えてございます。

○議長（佐々木恵寿君） 生活支援課長。

○生活支援課長（横山秀樹君） お答えいたします。まずは、復興支援員の関係でございますが、議員がおっしゃるように住宅支援それか家賃支援がなくなるということで、生活に困窮する方が出てくるといことから、今現在、復興支援員の委託事業者なのですが新たな候補事業者を現在選定しているところでございます。そういった生活困窮者が出るということで、やはりそういった関係に力を入れる必要があるということで、福祉関係の部門についてノウハウのある事業者であって、さらにそういったことで浪江町に帰還者が増えてくるだろうということで、地元の業者を現在選定しているところでございます。その事業者との協議の結果にもよりますが、そちらの事業者からは、東北のほうなのですが、宮城県岩沼市に現在2名ほどいるのですが、その事業者さんのお話だとそちらも自分たちで対応できるということでございますので、その業者さんが決まったらばその2名分は減となるかなとは思ってございます。

それから、復興住宅に入っている方の声の反映ということでございますが、こちらにつきましては二本松事務所、それから各出張所、それから復興支援員が訪問をしてございますので、その辺でお話を聞きながら反映を図ってまいりたいと考えてございます。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） お答え申し上げます。まず、除染の検証委員会等々のご質問でしたが、除染の検証委員会の中でしっかりと線量の把握を含め検証いただきたいと思っております。

また、帰還困難区域の予算の関係は、企画財政課長からも多々ありましたが、少しご紹介したいと思います。予算資料の中の8ページの一冊下、番号14番になります。住家被害等認定調査業務ということで、特定復興拠点を含む被害の調査ということで予算の計上をさせていただいております。

また、隣のページ予算資料9ページですが、番号6番になりますが放射線モニタリング事業ということで平成27年度から実施しておりますが、帰還困難区域からの解除されたエリアへの粉じん等の調査ということで、この予算も計上させていただいているところでございます。

また、次のページになります。10ページの款4の衛生費の中の番号11番になります。今年度より帰還困難区域への仮設トイレの設置ということでやらせていただいております。令和2年度におきましても継続という形で実施をしていきたいということで、予算を計上させていただいております。よろしく願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 再質問にお答えいたします。南産業団地は、賃借可能な面積としては20ha弱でございますが、何せ企業誘致をやっていて造成ができていない、団地ができていないのに、必ずここに来ますという話には企業としてもならないわけでございます。したがって、今その20haのうち何パーセントが充足率であるということは当然言えないわけでございますが、先ほど申し上げました数社の引き合いの中で全てが確実性があるわけではありませんが、確実性のあるところもございます。そういったところが、例えば5ha使いたいとか3ha使いたいとか、そういうところも今協議をして検討しているところでございます。何せ団地を造成しないと企業は来ないということです。といいながらも、議員お質しのとおり、それがすっぽり空いてしまうと大変な損失と管理費がかかるわけでございますので、そういったものをきちんと踏まえながら造成を進めていくということは、常に認識してやっているつもりでございます。

さらに、地域おこし協力隊の力は、道の駅それからまちづくりにおいて有効であります。これらの方のみでそういったものが解決するわけではございませんので、ほかの予算も使いながらそういった専門家の知見も取り入れることは大切であると思っております。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 特定復興再生拠点の事業について住民課長からいくつか紹介がございましたが、私からもいくつか紹介申し上げますと、資料11ページの番号7番の営農再開支援事業の一部、また16ページの9款消防費の4番、防災拠点施設整備事業などがございます。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、よろしいですか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 帰還困難区域の予算措置についてですが、16ページの防災拠点整備事業については帰還困難区域内ではあるけれどもこれは帰還困難区域だからということではなくて、立地条件からして高速道路あるいは国道114号も走っていると、そして一定面積確保できるという総合判断のもとに防災拠点整備事業が進められているわけで、ここで帰還困難区域の問題と結びつけるというのはいささか無理があると、私が聞いているのはそうではないということをおわかりいただきたいと思います。

いずれにしても帰還困難区域の問題は、町全体の特定復興再生拠点の面積自体も3.6%、3.7%に過ぎないわけですから、3地区合わせて

661haですから。だから、面的な拡大と同時に、町としてできる特定復興拠点事業推進のために何ができるかという視点から予算措置をすべきであると。そういった問題については、除染の検証というお答えもありましたが、目に見えたそういう手当てはできていないと。したがって、今後どうするかと、そこをもっと充足してもらいたいと思いますが、町の対応についてお尋ねします。

それから、地域おこし協力隊の関係で道の駅との有機的な連携という問題については、ほかの予算も使いながらそこは機動的にやっていきたいと、これは極めて一般的、抽象的なのです。議会全員が道の駅がどうなるのかと、まちづくり会社でその責務を担えるのかと、その展望が開けるのかということだから、そうではなくて地域おこしという位置づけの中で、県ではどこまで対応できるかわからないけれども国との関係でもっと積極的に働きかけて、事業展開が軌道に乗れるという展望を議会と町民に示せるという対応をすべきではないかと。これは余談になりますが、昨日も実は議長と雑談の中でもっと積極的に動かなければ、もう行き詰まるという意見交換はしましたが、もっともっと積極的に動いて人の手当ても含めて打開策を見出す必要があると思います。再度、そのことについて、町としてどうされるかお答えください。

それから、産業団地造成についてはいろいろ批判はあろうけれども、まずは産業団地がなければ来たいという業者がいてもそれを吸収できないと、したがって先行投資するのだという考えですよ。たまたまそこだというならばわかるが、棚塩があって、北があって、南があって、いくつも産業団地を抱えているわけです。莫大な投資です。それは浪江町の将来の可能性を開くという夢と希望を与えるものではあるが、3工区も一挙に造成すると、町の負担はないということだと思いますが、もっと議会と町民に、ああそうか、それなら必要だね、それならやはり事業推進してもらいたいね、推進すべきだね、そういう抽象的なものではなくて、青写真というかもっとストンと落ちる事業計画でなければならないと、残念ながらそうっていないと。このことについては答弁はいらないが、相当無理な過大な投資になっていると、過大な投資は結果過大な負担が発生するということについても、年寄りの冷や水ということで過ごせるような時がくればいいけれども、私はあながち私の指摘は外れてはいない、町民の声でもあるということだけ指摘をしておきます。答弁はいりません。

それから、除染対策事業については一言だけ、企画財政課長でもいいし住民課長でもいいのだけれども、これから安心して戻れる浪

江町の環境づくりをする必要があります。コロナウイルスではないが、客観的な根拠なのです。だから、調査する、データで示す、安心してもらえる環境整備が必要だということだけ言っておきます。今の予算対応では、それは不十分だということも再度申し上げておきます。ぜひ、今後の予算対応について担当課長のお考えをお示しいただきたいと。

最後、震災記録誌です。私の表現がいいかどうかはわからないが、これは震災記録として前誌としては評価できると思います。しかし、そんなに毎回毎回震災記録誌つくるわけにはいかないわけだから、私はこれが最後になるのではないかと。そういう意味では、これが前誌であれば今度つくるものは災害記録の本誌だという位置づけで、再度繰り返しますが町民参加型の記録誌、そのためには複合災害を受けました、その現実を新たな視点で記録に残す、町民参加型という意味はご理解いただけたらと思います。

それから、帰還の現実の問題も残す。戻りたい町民の思い、戻れない、戻らない町民の思いも10年のくくりとして浪江町にしかつけない震災記録誌を作成する。そして、復興の歩みについて、これは共通認識ができるかもしれませんが、ここも拠点拠点に着手しました、避難解除しましたという羅列ではなくて、復興の歩みとしてどういう課題に取り組んで、今どういう課題があるのかと、今後の課題は何かということも浪江町の記録として、町民の記録として残すべきだと。やる気になればできるという思いで記録誌を作成されるかどうか、お尋ねをして最後の質問にします。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者、町長。

○町長（吉田数博君） 私からは、震災記録誌についてお答えを申し上げます。前段として平成28年に発行いたしました。これは震災5年を経過した平成27年までの記録であります。そういった中で議員お質しのように帰還の現実であるとか、復興の歩みであるとかは当然入ってくるものと思っております。つまり、10年の総括という形で震災復興記録誌になるのだろうと、そのような編集の仕方をして後世の評価に耐え得る記録誌にしたいと考えております。

それから、復興拠点の予算化についてのお質しがございました。もちろん復興拠点の国の方針は示されておりましたが、町の方向性としては面を求めていく、つまり今の場所を足がかりにして求めていくことの方針に変わりはございませんが、復興拠点の整備に当たって今しっかりと計画をつくり、その計画をつくる段階にあっては復興組合といいますかそういう方々と良く協議をして、しっかりと対応を図ってまいりたいと思います。

それから、1つお願いがあるのですが、先ほど地域おこし協力隊の中でさまざまな提案をいただきました。その中で道の駅につきましてもご提案、心配をいただいておりますが、できるならば具体的にこういう方法があるとかという提案をぜひお願いしたい。それであれば心配ばかりでは前に進めませんので、ぜひ現実的なご提案をお願いしたいと。お願いをいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） お答え申し上げます。除染対策事業についてのご質問でしたが、安心して戻れるように努力してまいりたいと思います。その中で安心して戻れるための努力としまして、これまでも行ってきましたが、結果を広報それからホームページ等でしっかりと周知してまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

8番、平本佳司君。

○8番（平本佳司君） 時間も大分長期化しているようですが、私から何点かお尋ねをしたいと思います。

まず初めに、ほとんどが継続予算という形で動いていますが、予算資料の6ページに新規といたしまして、棚塩産業団地南側整備事業という形でありまして、先ほど産業振興課長から話がありましたように、資料の13ページの番号15番の先ほど出ましたようにRE100団地構想実現のための整備事業なのだという話でございましたが、こちらはそのための東北電力からの寄付を受けた土地以外の未買収のところの取得のための予算措置なのか。それとも新たに別なところの予算措置なのかお尋ねしたいと思います。それが、まず第1点目です。

続きまして、9ページの番号でいうと3番なのですが、継続事業で行っていますが、タブレット等々拝見させていただきますと、二本松支所にあるこの検査事業に関しては今年度中で終了という話でございましたが、なぜ終了したのかをお尋ねしたいと思います。

それと、先ほど16番議員からも大分ありましたが、このページの7番の除染検証委員会の事業として96万円ほどとっていますが、当然解除されたところの継続的な検証だと思いますが、先ほどからの議論を聞いていますと帰還困難区域の除染されたところも含めて、今後実施予定あるいは実施の予算組みがされていないと、検証の予算組みがされていないということなので、その辺も含めてこれからどのようにして考えていくのかをお尋ねしたいと思います。

続きまして、予算資料16ページでございます。これの新規事業で

ございます。消防費の3番、非常用持出袋配布事業ということで、330万円ほど計上しております。これに関しましては、今現在これを見ますと町内居住者への災害等の非常時の持ち出しのための持出袋を配布するというところでございますが、今現在700世帯以上浪江町に住んでおりまして、その中で今後も増えるという可能性も十二分に秘めておりまして、330万円ぐらいの金額で全世帯に配布できるのかどうか。あるいは1セットいくらになって、どれだけの世帯数に配布するのかをお尋ねしたいと思います。

続きまして、17ページの2番でございます。新規事業といたしまして、近隣の高等学校の状況からということで、県立高校学校に通学する際、通学費を支援するという事業でございますが、町内からどこまでの区間を支援するのか、あるいはもう1つは令和2年度においては予定者としては何名ぐらいおいでになるのかお尋ねしたいと思います。

最後になりますが、番号でいうと8番でございます。震災遺構整備事業として3億3000万円ほど出しておりますが、震災遺構事業で継続になっておりますが、どのような方法で建物を整備していくのか。あるいは今後多分視察あるいは観光客も含めてこれからできあがれば多くなってくるのかなと思いますが、その辺の周辺整備まで入っているのかどうか。樹木も含めて環境整備というか周辺の整備等も入っているのかどうかをお尋ねします。

それと同時に、いつ頃から見学できるというか、いつ頃からそこを見せられるような視察も含めて受入体制ができるのかどうかを確認したいと思います。

○議長（佐々木恵寿君）　ここで、11時5分まで休憩とします。
（午前10時44分）

○議長（佐々木恵寿君）　それでは、再開します。
（午前11時05分）

○議長（佐々木恵寿君）　答弁者、企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君）　予算資料6ページ、ナンバー5番、棚塩産業団地南側整備事業について、お答えいたします。東北電力から寄附を受けました約120haのうち北側の棚塩産業団地49haは整備が進んでおります。残りの南側の土地を検討するにあたり、差し支えがないようにするために取得するものでございます。

○議長（佐々木恵寿君）　健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関 久君） 食品検査の件について、お答えいたします。2月18日に行われました全員協議会でもご説明いたしましたが、県内の各市町村における食品の放射線検査は検査箇所を減らすなど縮小傾向にございます。その原因として、検査件数が減少しているにもかかわらず機器の保守点検及び検査委託料の固定費用が大きな負担となっております。

当町としても福島再生加速化交付金がこの検査の財源でございますが、将来の減額等に備え二本松事務所の食品検査室を3月19日に閉鎖することといたしました。

また、今後の検査体制につきましては、避難先の自治体で検査を受け入れるように県が事務連絡で文書を発出しておりますので、これからも検査を受けたい方については、避難先で受けるようにすれば大丈夫だと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） お答え申し上げます。予算資料の9ページ、4款の衛生費の一番下のナンバー7、除染検証委員会のご質問ですが、現在の拠点のエリアについての検証ということのご質問でございましたが、1月末現在になります。拠点のエリア宅地で37%ほどを除染が完了しております。また、農地につきましては35.5%でございます。全体で約50%となっております。除染の検証につきましては、全体が終わりましてから検証ということでさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） 予算資料16ページにございます非常用持出袋配布事業でございます。こちらについては、現在の町内居住世帯に若干の増加を見込みまして1000袋ほど用意する予定にしております。この袋とあわせまして、中に入れるべきリスト等を一緒にお配りいたしまして、その世帯に応じまして、例えば子育て世帯であればミルク、オムツ等も必要になると考えられますし、高齢者世帯であれば介護用オムツとかそういった家庭の事情に応じて、そのリストを参考に中身は入れていただきたいと。そういう意味で防災意識の向上につなげていきたいと考えてございます。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（柴野一志君） 17ページ、番号2の遠距離通学費助成事業の件でございます。何名いるのかということで、現在確認しているところでは2名というところでございます。予算上は5名を想定して予算を計上させていただいているというようところでございます。

想定ということでございますが、制度設計上は県内ということでございますが、公共交通機関を利用してという条件のもとでございますが、路線バスそれから鉄道を走っているのが基本的には浜通り新地町からいわき市ということでそういった範囲を想定して制度設計しているところでございます。

次に、8番の震災遺構整備事業でございます。周辺整備まで入っているのかということで、今回の事業につきましては、校舎本体の改修工事それから展示制作、そして工事に係る施工管理といった中身のものとございまして、学校の周辺整備につきましては入っておりません。

いつまで完成かということでございますが、今回予算計上したものにしましては、年度内で完成する予定でございます。また、運営でございますが、運営についての検討につきましては当然今回予算計上したものが執行されるタイミングと同時に運営の検討を始めまして、できる得る限り早く運営に入ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 8番、平本佳司君。

○8番（平本佳司君） それでは再質問させていただきます。

まず初めに、6ページでございますが、先ほど答弁いただきましたように120町歩のところの北側は49町歩が整備が終わっているという形で、今後南側について残りの部分をやるということでございますが、ここに入っている1192万円ほどでございますが、これに関しましては未買収の取得についてということでございますので、面積がどのぐらいあって何件あるのか再確認をしたいと思っております。

食品放射能検査事業については、了承しました。

除染検証委員会についても、ぜひとも実施の方向で考えているということでございますので、これも了承させていただきました。

遠距離通学のやつも了承しました。

最後の震災遺構整備事業でございますが、先ほど予算計上した部分に関しては、改修、展示、施工という中で年度内に終わらせるということでございますが、運営全体がまだ決まっていないと思いますが、全体終了していつ頃から見学とか視察も含めて見られるような形になるのかだけ再確認をしたいと思っております。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 6ページ、棚塩産業団地南側整備事業についてお答えいたします。新年度予算に計上しました数字は、未買収地全部買収できるだけの予算は計上してございませんで、ここに計上したのはそのうちの一部を買収できる金額を計上しております。

す。面積にしては約1ha強ぐらいの部分で計上しております。筆数にして4筆程度のものを計上してございますが、今後進捗によりまして補正減なり増なりということになろうかと思えます。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（柴野一志君） 正確な運営の時期についてということでございますが、現在整備方針についての設計を実施中でありまして、今回概算で改修それから展示の予算を上げさせていただいております。具体的にそういった施設の見せ方あるいは伝え方などを踏まえて、どういった業者が適切なのか、あるいはそういったところなどの程度の研修期間によって実施できるのかを見定めた上で判断してまいりたいと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 8番、平本佳司君。

○8番（平本佳司君） 1点だけ新規事業の約1haの4筆の部分でございますが、これに関しては1000万円程度というのは失礼な言い方かもしれませんが1200万円程度でございますので、1ha分ぐらいだとは理解をしますが、今後南側の残りの大体70haの部分も含めて全体的なこれからの用地を整備する予定等はございますか。それをお尋ねします。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 棚塩産業団地南側の土地利活用につきましては、さまざまな場面で検討状況を議会にご説明してきたところでございますが、まずロボットテストフィールドのすぐ南側ににつきまして先ほど来RE100団地というような話もございましたが、そういう産業団地の用地として検討をしている部分がございますし、さらにその南側については復興牧場と通称呼んでおりますが、そういったものの相談がございますので、地域の皆さんの理解が得られれば進めていけるようにしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（佐々木恵寿君） ここで産業振興課長より発言を求められておりますので、これを許可します。

産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 先ほど16番議員の質問に対する答弁につき、答弁の訂正をさせていただきたいと思えます。地域おこし協力隊現在4名と申し上げましたが、現在3名でありまして、さらに新年度4名追加で合計7名としたいという予算組みでございます。お詫びして訂正申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 初めに、資料の11ページの番号1番で新規就農者の確保及び花を初めとした農業の振興のためのPRの実施、これはPRビデオもしくはポスターを作成し、何らかのときにPR活動をするのかなと思うのですが、このPRするに当たって万が一ビデオなら何分程度なのか、もしかしたらポスターなら何枚程度を全国各地に刷るのか、またインターネット発信等もそれにあわせてするのかどうかをお伺いします。

続きまして、3番、保全管理事業で今年度もあったから来年継続事業になっているとは思いますが、保全管理を主に活動している農家、具体的にはどのような状況を指して、反当たりいくらぐらい耕作もしくは管理している人に直接町が農家に対して支払っているのかどうか。

続きまして、その下の4番、農業法人の誘致事業、去年もこの場で質問させていただきました。町内で新たに万が一法人活動をしてても該当になりますかということとその当時聞いたときに、町外の方を優先的というような説明でしたが、去年は何件で、1件当たりいくらが限度額で何件を予定しているのかどうか。また、新たに町内で頑張ろうとしている人にも、この事業が適用されるのかどうかお伺いします。

続きまして、5番、新規就農者希望で、体験希望の方を受け入れ積極的に行うはいいのですが、その上の一定の収入の保障と家賃補助を行うと書いてありますが、一定の収入の補助は1人当たりいくら限度の年間の補助なのか。また、家賃補助を行うのに関しても、1人いくらを補助していただくのか。これに伴い、今浪江町ではなかなかアパート等々がなくて、入る方が入れるアパートが少ないと思うのですが、町はこの辺を町営住宅も全部廃止する、私一般質問で言いましたが、入るところないのに家賃補助しますといってもなかなか来ていただけないのかなと思うのですが、何かの対策も考えているのかどうかお伺いします。

それで、その下の7番と農業を中心にした町民相互の絆の形成と営農再開に向けた活動の支援なのですが、これと先ほどの3番の保全管理の差はどこだったかをお伺いします。

続きまして、12ページ、まち・なみ・まるしえの仮設商業施設管理事業でお伺いします。まち・なみ・まるしえは、これから仮称道の駅ができれば、閉鎖するというようなことを聞いていましたが、このまち・なみ・まるしえは実際いつまで営業再開していて、いつまでの事業費なのかをお伺いいたします。

続きまして、13番の1番の6、まちづくり会社の振興補助金の内

容を見ますと、まちづくりなみえの活動支援を行う、これは何で浪江町がまちづくり会社だけに支援金を送るのかどうか。一般質問でも多く聞きましたが、仕事に関してはもちろんまちづくり会社に発注されたものはそれなりのお金を支払っていると思うのですが、この活動支援を行うと、町が特別まちづくり会社にだけ寄付するように見えるのですが、その内容をこういう条件だからまちづくり会社には支援しますと、例えば一般の企業にはそういう状況ではないので寄付しませんというはっきりしたのでこの800万円の内訳をお願いいたします。

続きまして、下の7番、陶芸の杜の復旧整備事業、私も大堀出身なので陶芸の杜を新しくしていただきたく思っている1人です。しかし、この大堀相馬焼の里、仮称道の駅にも大堀相馬焼の瀬戸物の事業をやると聞いています。それで、この設計ですが万が一できあがって、本当に大堀相馬焼組合とできあがったときにはちゃんと運営していただく確約があるのかどうか。また、確約があったとしても、拠点除染で今大堀相馬焼の里を除染していますが、その周辺ははっきり言ってお粗末なもので、35号線の東は草ぼうぼうです。せっかくこれから大堀相馬焼の里を拠点にして大堀の復興を図るのであれば、拠点除染の面積を初めに増やさなければ、ポツンと大堀相馬焼の里だけが除染されていても、誰も来るような感じのところではないと思います。この辺とあわせてお伺いします。

それで、9番、紅房桜の苗木の新たな購入に関してお伺いします。私も議員になったときの初めの一般質問で紅房桜をやらせていただきました。田尻さんの寄付で1000本ほど、お金も莫大な寄付をいただいていた結構な数を町の管理不足で消滅されたと思っております。何度も管理しないのかと、そのときの町長にはお伺いしましたが、なかなか予算等々もなく結果的にあまりいい方向ではなかったのにも関わらず、なぜ今回800万円のお金をかけて苗木を購入して植えるのでしょうか、どこにどうやって植えるのか場所の選定、もしくは苗木の購入本数、それと管理代をお伺いします。それで、もしやるのであれば、今現状で高瀬川の南手側の私から言えば残土置き場の奥に何本か去年見たときにはあったのですが、今以前にもらった苗木はどういう状況の感じになっていて、植樹できるのかどうかも含めてこの辺は調査ちゃんとしているのかどうかをお伺いします。

それで、先ほどもれたのですが、11ページの番号5番に戻っていただいて、ここの1716万8000円、それと予算書の131ページの新規就農者の同じ補助金の内容で、こちら948万円なのです。これのほ

かに何と何が足されて1700万円になったのか、それもあわせてお伺いします。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） まず、農業PR事業について、お答えいたします。この事業では、花通信というパンフレットやフラワーウェブといったインターネットのウェブサイトと動画制作を考えております。花通信については、500部程度を考えておりまして、ポスターは現在考えておりません。動画については、5分程度のものを2本ぐらい作ってもらって、それを使う場所によって30秒に編集してもらおうとか、1分程度にしてもらおうとかということを考えております。

次に、3番の地域農業活動推進事業でございますが、これは保全管理から営農にシフトしていただくための事業でございます、町単の事業でございます。具体的には、地域の中でこれから農業をどうやって再開していこうかという相談などをするときの費用に充てるものとか、あとは地域で実際に営農するためにパイプハウスなどをつくるための経費の補助となります。

4番の農業法人誘致事業でございます。令和元年度については残念ながら予算計上しましたが、実際この補助を使ったのはゼロでございました。そのうちの1つについては、地元とかなり前進した話し合いとかはしていたのですが、途中さまざまな事情で撤退することになりまして、それはだめになりました。もう1件は、実際に町内に進出はされたのですが、令和元年度ではなくて令和2年度にこの補助事業を使いたいということを聞いております。その補助については、不動産取得の2分の1を補助したいと思っております、上限が1者当たり1000万円でございます。法人については、農業法人としての実績がある法人を対象としているところでございます。

次に、5番の新規就農者確保促進事業についてですが、まず収入補償といたしまして、その前に青年新規就農者ということになりますと県から年間150万円の収入補償があります。その対象となる方については、町で上乗せする分が月5万円、その青年就農に該当しない方については、町が10万円の収入補償をする内容でございます。家賃については、どちらも月6万円ということで考えております。住宅がないことに対する対策ということでございますが、当課として特に目立った対策というものはしておりません。1716万8000円の予算書上での内訳でございますが、先ほど議員がおっしゃった131ページの新規就農者確保促進事業補助金948万円が1つと、その3つ上、農業次世代人材投資資金（経営開始型）補助金が750万円、

それともう1つ、前の130ページでございますが、同じ目の7報償費、農業体験講師謝礼18万8000円、この3つを合わせてこの金額になります。7番の営農再開支援事業と先ほどの3番の違いについては、先ほど3番についてはあくまで町単事業として7番の県の補助事業に該当しないような内容を町単として対象としているところでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） まち・なみ・まるしえの関係でございますが、道の駅ができる7月末までにという期限でございますが、この建物を有効利用したり、7月といっても正当な理由によって急に出られないという方も想定されることから、まち・なみ・まるしえの事業費については、令和元年度と比べて減っている分もございますが、1年分を計上させていただいております。

次に、まちづくり会社の補助金につきましては、道の駅の運営に関するものとは全く切り離して考えておりまして、まちづくりなみえが今実施している事業の中には、公共的な意味合いを含んだ非営利事業もあります。例えば、高齢者雇用事業、視察研修アテンド事業、町内イベント支援事業といった公的な部分もございまして、その負担分の半額800万円程度を計上させていただいたわけでございます。

陶芸の杜の運営でございますが、まず除染をしてそれを解除に持っていくために突破口となる陶芸の杜をきちんと管理し、その条件がなければ除染となりませんでした。そういった意味合いもあり、組合の皆様と相談して常設ではないが陶芸の杜を使うものにしていくということでございます。管理は、組合と町で一緒にやっていくということで、役員会でも総会でも了承を得ているものであります。拠点の面積をさらに増やしていくためには、こういった陶芸の杜をきちんと管理してそれが第一歩目だと考えておりますので、今後はその面積を増やしていくべきだと思っております。

紅房桜の件でございますが、議員が何年か前におっしゃったことをよく覚えております。それもありまして、昨年度からこれに着手いたしました。震災により1000本寄付を受けたものが200本程度となっております。長田の旧河川のところをきれいに整備し、使えるもの、使えないものを選別し、本年度中に棚塩産業団地やいこいの村に移植いたしました。そして、浪江町役場前にあるもの、全体で今200本残っております。さらに、来年度は500本の苗木を購入し、いこいの村生活環境保安林、丈六公園、道の駅緑地、北産業団地緑地帯といったところに移植する計画でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 初めに、11ページの番号1番、私が聞きもらしたら申し訳ございません。その内容で花通信500部と聞こえたのですが、本当に500部というのは、これ本だったのかよくわからないのですが、その後5分程度のビデオ2本等々を、予算の状況はそうなのかと。この花通信はどのようなことをいうのかわからないのですが、浪江町のホームページではないのですが、浪江町の花きをつくっている人の県のビデオですか、大変すばらしいビデオが流れていたのが、夏ごろよく見させていただきました。こういうふうに浪江町の人結構みんな頑張っているのだなといわれて私も嬉しかった1人なのですが、この花通信だけではなくて浪江町をPRするのであれば、今一生懸命やっているエゴマ、玉ねぎ、それでこれから市場も始まっていって請戸の魚、漁師の姿とかいろんな面でいろんな宣伝ができるのかなと私は思うのですが、その辺をどうPRするのか。また、それはPRに入っていないのかどうかを再度質問させていただきます。

それと、4番、去年と丸々同じ答弁でした。不動産1件当たり1000万円で、私がいいなかったのはもしかして浪江町内にいる方も農業法人をつくってやる方も対象に使えないですかと去年もいいましたが、今年と同じく町外の農業法人で実績がある方、条件は若干違くしてでも万が一農業法人を浪江町で新たにつくられた方に、この不動産購入の1000万円とはいいいませんが、何かの補助の枠でできないのかどうかを再度お伺いします。

5番はOKです。7番もOKです。

それで、12ページの一番下のまるしえの時期です。この辺が、毎回役所仕事だなというのですが、多くの人には7月とっていて、どういう条件が整えば3月までいられるのかがあまり伝わりませんでした。平等性を担保するのであれば、7月までは事業をやっていて、片付けるのには2カ月ぐらいかかりますとか、3カ月ぐらいかかりますということで、やはり期限は決めて始まらないと1年とったからいいのではないですが、その辺の考え方を3月までとってあるというともまだその次の年にもなかなか撤去等々に時間がかかって、あそこは町の土地以外に借地もあるので、そういうところにも莫大なお金がかかると思うのですが、はっきりした日付をもう少し決めていないのか再度お伺いします。

あと、まちづくり会社の活動支援を行う。非営利団体ではないので、町が発注したからお金にならないところの半分を補助するというような簡単にいうとそういう説明だったと思うのですが、要は

1600万円の仕事をやって800万円しか払っていないから800万円補填しますというような説明に私は聞こえたのですが、そもそもお金を払わないでものをやってもらうという発想がおかしいと思うのです。だったら、1600万円の内訳を前年度で結構なのですが、来年度の予算書の中の800万円の内訳、1600万円の内訳をはっきり説明してもらって、こういう事業のこれにはお金を出せないと、お金を出さないで本当に仕事させているのか、行政なのかどうか。ここは、一般社団法人なので利益を追求していい会社だと認識しています。べらぼうにもうけろとはいいませんが、その仕組みのやり方が町の発注でいいのかどうかをあわせてお伺いします。

あと、7番、大堀相馬焼の拠点、私ははっきりいって拠点を増やすのにここをやっていただきたいという考えなのですが、現地に行くと良くわかるのですが、高瀬川から南から来て越えると信号のところが大堀相馬焼の入り口になっています。奥から入る道路は除染しています。手前は一切除染も何もしていないで、北から来ると陶芸の杜が見えないのです。もう少しやるのであれば、現地に足を運んで今の状況がどうなのかを多分見ていないからこういうような答弁になるのです。だったら、私が今言っていることを十二分に理解していると思うのです。その道路の反対本当に汚いような状況で、改築の家が偶然その当時あったのですが、足場かかったのが風化したままでずっとあります。西側に一軒家がもうかなり朽ちているところもあります。そういうところを残して、ここに来て仕事をしてくださいというのが町の考えなのか。

また、あそこは放射能の若干高いところでした。除染やったところの駐車場にモニタリングあるのです。結構そこは下がっています。しかし、一歩川に行くとすごい濃度の放射能になっています。10m隣が高いところで、やるのであればもう少し安全対策も含めて大きな今回の拠点除染の範囲を初めからやってもらって、そして作業する方にも設計する業者さんにも余計な被ばくをしないような状況をつくってやるような形を前提にした上で、この事業をやっていただきたいなと思います。

それと、また先ほど大堀相馬焼の組合では、ここを拠点にという形で使うという約束だというような答弁に聞こえましたが、これはあくまでも設計ですが、実際設計が終わると工事に入るかと思います。それで、年に1回使ったから活動したとかではなくて、どこまでが活動するお話をされたのか。登り窯は年に1回やりますと、今登り窯やってだめだから震災前もやっていみせんでしたが、活動の度合いはどこまでお話されたかどうかをお伺いします。

あと、次の9番、紅房桜、課長は私が初めに一般質問したときは課長ではないからどこで聞いていたかはわかりませんが、一番初めにいったときに長田の管理状況が悪いといったのです。今も悪いです。今の入り口に残土があつてなかなか、前よりは良くなったけど周りは草ぼうぼうなのです、中は河川敷の中だけです。先ほどいったとおりに、周りとは全体的な雰囲気ではやらなければだめだと思うのです。河川敷の入り口だけよくなって右側は竹やぶですから。なので、花を見るのには全体的な風景とか、その地域全体で、あそこですとそこの区長さんしょっちゅう来ていますが、そういう方々と連携しながら全体をやるような協議もこの中のお金には入っているのかどうか。

くどいようですが、500本購入して植樹するということは、来年からもこれの維持費に多くのお金がかかると思います。でも、お金になるべくかけないように町全体的な構想で管理をしていただけるような施策を今年度も実際はしているのかどうか。業者丸投げでお金払えばやってもらえるような状況が続くと、前の紅房桜のように管理ができなくなって枯れてしまっていてなくなっていく方向に進むので、その辺のこれからの計画も含めてお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） まず、農業PR事業について、お答えいたします。花通信といいまして、A4版のパンフレットを三つ折りにしたものを考えております。先ほど500部と言いましたが、四半期ごとに発行する予定で合計1200部になります。動画などで花に限らず、そのほかの頑張っている方々ということでございますが、それについては実際どういう中身になるか、それは別途検討したいと思います。

4番、新規法人についてでございますが、町内の法人、農家の方々が法人化するといった際は、営農再開支援事業の各メニューを初めさまざまなメニューがございます。それらを有効に活用して支援したいと思っております。なぜ、町外の法人にだけこのような優遇ということでございますが、今農家の方々が少ないながら町内の農地をこれから営農再開していこうという相談を始めておりまして、一部の農家の方々かなり大規模に始まっております。そういった担い手の方々が町内の農地で営農を始めたとしても、まだ農地が余ると考えております。そういった農地に関しては、やはり外部からそういった法人なりを誘致しなければ荒れてしまうのではないかとこの恐れがあります。外部の法人が町内に来るときに一番の支障というのがやはり拠点だと思っております。そういった意味で不動産を

発言訂正申し出あり：議長許可。「1200部」を「2000部」に訂正。

取得する場合には、そういった補助を考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 町長。

○町長（吉田数博君） 産業振興課長が答弁する前に、私から陶芸の杜大堀について若干答弁をさせていただきたいと思います。陶芸の杜はご存じのように今帰還困難区域の中にございます。そういった中で、そこで陶芸を営んでいた方々は県内外に避難をされて、伝統的工芸品の指定を受けている中にあって地元がないといいますかその場所がないということは致命的な欠陥になってくるという判断がございます。そういった中で、どうしても伝統工芸品として指定を受けて拠点として陶芸の杜は絶対必要なものだという判断のもとに、当時大堀相馬焼協同組合についてはその考えはありませんでした。それでは今後のありようが難しくなるのではないかとということで、道の駅並びに陶芸の杜大堀を拠点とすべく環境省と協議をして担当課として非常に努力をしたと思っております。その結果として、点としての解除といたしました。これは我々にとっては、復興拠点の拡大への足がかりになるということが一つございます。また、産業振興の要になるものだという判断をいたしましたので、今のよう状況になってきたわけですが、議員お質しのように間違いなく点としての整備でございますので、不十分な面は多々ございますが、これを足がかりにしてあの地区の解除をしていくという構想のもとに行っておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） まち・なみ・まるしえにつきましてですが、原則的に7月までということですが、次の店ができるまで置いてほしいというような前向きな理由の方に関しては、3月までを期限とするというスタンスでおります。

次に、まちづくりなみえの補助金でございますが、これはシルバー人材センター的な仕事をしている、公的な視察研修アテンドをしている、町内の公的なイベント、行政区、地元青年団、公的なイベントの手伝いをしているといった面においての人件費相当部分を半額補助し、400万円かける2人というような積算でございます。

陶芸の杜の件は、町長がおっしゃったとおりでございます。

紅房桜についてお答えします。もともと仮植した長田の河川跡のところの場所が悪いということで、やはり目が届かなくなってあいうふうになっていきますから、そこに残ったものを順次先ほど申し上げましたような管理の行き届く部分に移していくと。そして、多少まだ残っていますが、そういったものも先ほど申し上げたいこの村や生活保安林、丈六公園、道の駅、北産業団地や産業団地と

いったほかの点でも常に管理が行き届くところに移し、管理をきちんとしていくという計画でございますので、これまでのような形にはならないという工夫をしていきたいと思っております。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 先ほど、花通信パンフレットの部数の際、1200部と申し上げましたが500部の4回となりますので、2000部となります。たびたびの訂正お詫び申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 農業PR活動事業で、今も訂正あって2000部、やはり浪江町のイメージ結構花というのも強く感じています。それで、多くのPR動画も先ほど言ったとおりあります。浪江町に來ると花だけというイメージではなくて、いろんなものを實際やっていて、來ると實際はそこでしかお花はやっていないのだよと、面積的にもそれほど大きな面積ではないと理解しています。先ほど言いましたが、そのほかの本当に水産業とかもしくは玉ねぎとかを半分以上PRしていただきたく思って再度言っています。浪江町に來たらどうだと、もちろん花もあるけれども何でもあるのだというようなPRする動画もしくは本を作っていただきたく。また、それを作るのに当たっては職員が作るのか、もしくは企画会社というのですかそういう制作会社で作るのか、それもあわせてお伺いします。それで、すごい内容のものを作っていただきたいなと思います。また、予算が足りなければこのぐらにかかるのだということであっていただければ、多くの方は認めるのかなと思うので、いいやつを作ってもらって、三、四年活動に使えればと思っています。

あともう1つ、4番で町外の農業者の話は去年も多分そのような答弁だったと認識しています。町内の方が農業法人を万が一作った場合できないから町外だけを優先するのではなく、町内でも使えるような施策を私は聞いたのですが、その辺を柔軟にもう少し使えるような、例えば農業法人を作れば会社になるので結果的には自分のところでやるのではなくて共同でやると私は認識しています。そういう場所は結果的に新しい場所がなくてはみんなが集まらないと思います。そういうの認識していただいて、新たな農業法人を作られる方は町内であってもそういうような該当に当てていただけるか再度お聞きします。もし当たらないのであれば、それは国・県支出の該当にならないからだめなのだからという答弁をいただきたく思います。

最後に、まちづくりなみえ、私の質問が悪かったから答弁と一致しないのかどうか分かりませんが、万が一いろんなイベントの手伝

い等々でまちづくり会社で行ってもらっているのは認識します。でも初めから赤字のところとかお金はこの事業の施策は5万円で行ってくださいとか何かそういう契約のもとで頼まれるのかなと思うのです。それでは10万円ではできないとかそういうのがあって事業のお手伝い等々に行くと思うのです。今の課長の答弁では、どこがどのぐらいで、半分で400万円かける2といわれてもさっぱりその事業明細が見えないのです。それで、かかるやつはかかるやつで払えばこういう感じにならないと思うのですが、なぜわからない活動支援というような意味ではなくて、かかったものは初めに払うべきだと思うのですが、その辺がうまくいっていないのかなと。それで、基金の繰り入れが一般財源でも県支出金でもないのですが、これはどのような繰入金なのかを重ねてお伺いします。わかりやすい形でまちづくり会社のお金の支出の内容の2分の1を説明していただきたく思います。

○議長（佐々木恵寿君） 町長。

○町長（吉田数博君） それでは、11ページの4番の農業法人関係でございしますが、政策的な判断だと思いますので、私からお答えをさせていただきます。今、農業再生に当たってカントリーエレベーターであるとか、あるいは育苗センターの構想もございします。そういった中で、農業の再生については、組織化された農業組織が必要になってくるということは明らかでありますので、そういった中でできるならば農業に当たっている復興組合が法人化されれば一番いいわけですが、なかなか法人化に対する抵抗もあるかと思っておりますので、法人化されないもの、つまり復興組合であれ組織化がきちんとされたものであれば新たにどういった形になるかわかりませんが、しっかりとその方々にお願いをするわけですから、何らかの補助といいますか考えてみたいと思います。提案をしっかりと受け止めてまいります。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 農業PR事業について、お答えいたします。議員ご指摘のとおりいろんな産業がございします。花が中心になろうかとは思いますが、それ以外の産業も十分考えていきたいと思っております。

誰が作るのかということでございしますが、はっきりいって職員ではどうなのかなと思っておりまして、センスのあるそういった企画会社に頼みたいと思っております。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） こちらはあくまでもシルバー人材的な

事業、視察アテンド事業、町内イベント事業といったものに従事する部分の人件費相当分を支出するものでございます。ただ、この金額がそれに満たない場合、実績報告等もいただきますので、そういった形で800万円ぴったりになるとは限らないものでございます。その内訳については、どのようなものに該当し、どのようなものに従事した職員の時間給はいくらで、給料はいくらでという中身は現在持ちあわせておりませんので、申し訳ございません。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長、続けてください。

○産業振興課長（清水 中君） 基金につきましては、浪江町復興・復旧基金繰入金でございます。

○議長（佐々木恵寿君） ここで昼食休憩のため、1時30分まで休憩します。

（午後 0時02分）

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午後 1時30分）

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

14番、紺野榮重君。

○14番（紺野榮重君） 何件か質問をさせていただきます。

質問は予算資料で質問をいたします。まず6ページの番号8番、移住支援事業ということで、東京都から町内に移住した方に移住に対する費用の支援を行うということですが、202万円の予算で移住予定件数を伺います。

それから、昨年移住された方の件数お伺いいたします。

それから、9ページの番号6番なのですが、環境放射線モニタリング事業ということで、先ほど質問あったということですが、私は帰還困難区域の8カ所で大気中のダストを採取し空間線量の調査を行うということで、私は放射線の検査をするのかなと思いましたが、放射線の検査ではないということですので、その違いはどのようなかなということを質問します。

それから、15ページの番号8番、河川敷竹林除去作業ということですが、河川敷の竹林除去の場所はどこなのかということと、この河川竹林除去とは違うかもしれませんが、河床で川底の除去の計画はどのようなかなと思います。

それから、番号10番の丈六公園整備工事ということで、子育て世帯が安心して帰町できるようにということで整備をするということ

で1億986万円、そういう中で帰還者が少ない中で費用対効果というものはどのように考えられるのかということと、そしてまたこのことは地域の方との話し合いというものはなされているのかということをお伺いいたします。

最後に、14番の定住促進住宅取得事業補助金ということですが、町内の定住促進をすることに対して、新たに町内に転入し住宅を取得する方に対しての住宅取得の一部を補助するということがあります。この住宅取得の一部助成とはどれくらいなのか、件数あるいは何件予定しているのか、助成金はいくらなのかということをお伺いします。

そしてもう1つは、6ページの移住支援との違い、それから11ページの新規農業支援との違い、それぞれ新しく移住、農業関係の移住支援というものの違いはどうかということをお伺いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 資料6ページ、ナンバー8番の移住支援事業について、予定の件数というご質問にお答えします。予定しているものではございませんが、予算としては1世帯100万円で2世帯分を計上させていただきました。

令和元年度の実績としましては、実績はございませんでした。

それから、他の移住施策との違いでございますが、こちらは東京都内からの移住について対象となるものでございまして、単身世帯ですと1世帯60万円になりますが、2人以上の世帯でございまして1世帯100万円が対象となるものでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） お答え申し上げます。資料9ページの下から2番目の環境放射線モニタリング事業ですけれども、この事業につきましては、帰還困難区域からの周辺ということで、帰還困難区域に設置しているものではございませんで、解除されたエリアに設置をさせていただいて大気中の浮遊塵の調査、分析ということで実施をしている事業でございます。こちらにつきましては、内部被ばく、吸い込みでどのくらい吸い込みかということで、帰還困難区域からの線源の移行の不安を抱える町民がおりますので、不安の軽減に資するために調査、分析をし、公表しているといったような内容となります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） 15ページの8番の竹林伐採について申し上げます。請戸川につきましては5カ所、9万6000平米ほ

ど、高瀬川につきましては9カ所、6万8000平米ほどを予定しております。令和元年度において竹伐採をいたしましたけれども、夏前にまだ大きくならないうちに令和元年度で伐採した竹のところを令和2年度で2回目の竹を小さいうちに刈るという中身になっております。

続きまして、丈六公園の費用対効果ということですが、まずは皆さんがくつろげる場所として丈六公園というのが震災前からありました。そういった場所を整備することによって帰還者の心の安らぎでありますとかそういったことを確保していく、費用対効果といわれますと確かに1億円かけてどうなのだということはありますが、まずは皆様のくつろげる場所を整備するということが肝要かと思っております。

また、地元との協議ということですが、区長を含む4人の地元役員の方と3回にわたり意見交換を行いました。

続きまして、15ページの14番の定住促進住宅取得補助であります。こちらは県外または町外から浪江町に移住されてくる方に対して住宅の取得の補助をするものであります。基本額は100万円、3項目の補助方法の増加といいますか加算項目が3項目ありまして、浪江町町内で働くとか町内に住むとかということでそれぞれ15万円で最高が145万円で5件を想定しております。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） ただいま答弁申し上げました定住促進住宅取得事業と新規就農者確保促進事業との住宅支援に関する違いは何かというご質問にお答えいたします。新規就農者確保促進事業については、まず就農、農業に従事するというのが大前提でございます。その上で、住宅の取得ではなくて、賃借アパートとか貸家とかを借りる場合の家賃の補助ということでございます。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） 答弁もれがありました。15ページの8番、竹伐採に関連しまして、河川の土砂の撤去という質問がありました。河川の土砂につきましては、相双建設事務所で数量までは把握しておりませんが、令和2年度土砂の撤去を行うということで話は聞いております。

○議長（佐々木恵寿君） 14番、紺野榮重君。

○14番（紺野榮重君） 2点ほど質問いたします。そうすると、河川敷の竹林の除去作業の予算の中には河川敷の河床の除去は入っていないということで、別なところに入っているということですか。

それから、移住定住ということで説明ありましたが、私は今から

この浪江町が復興していくのには帰還をされる方と、浪江町に移住をされる方が非常に復興に対して大事だといわれていると思います。そういう中で、農業者であれば浪江町で土地を買って、そして1つの条件を添えて移住者に何年ここでそういうことをすれば土地を提供しますということをやられた方がいいのではないかと思います。答弁いただければ、お願いします。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） 河川土砂の撤去につきましては、県の予算により建設事務所が行います。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 農業に新たに従事するということは大変ハードルが高いものだと思っております。よそで農業をやられて浪江町で事業拡大ということであれば、それなりのノウハウも持っているかと思しますので、そういうところであれば法人に対する支援とか、あとは個々の農家単位であれば営農再開支援事業等いろんな支援はできるかと思っております。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

9番、山崎博文君。

○9番（山崎博文君） 4点ほど私も予算資料から質問させていただきます。

まず1点目、予算資料7ページ、番号が総務費の14番、事業名が国勢調査、事業費1037万2000円のうち予算書の節1の報酬では、調査員報酬が383万9000円、指導員報酬も同額計上されていますが、調査員及び指導員はそれぞれ何名を予定されているのかお伺いします。

また、震災後初となる国勢調査で、この調査の結果は地方交付税の算出や少子高齢化、防災、地域活性化関連の施策や計画策定に利用される非常に重要な調査です。調査員、指導員は公募となると思いますが、現在町内事業者が募集をしてもなかなか人が集まらないという現状にあります。そのような現状の中、効率の良い募集方法を考えなくてはいけないと思うのですが、その辺はどのような募集方法を考えているのかお伺いします。

さらに、予定人数に万が一達しない場合を想定されているのかどうか。想定されている場合は、どのような対策をとるのかお伺いしたいと思います。

2点目、予算資料16ページ、土木費の番号23番、一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業、事業費2500万円ほど計上されていますが、これは新規事業ですので事業概要の詳細について、説明いただ

きたいと思います。

3点目、予算資料17ページ、6番、海外学習事業、事業費950万円計上されています。今年度はオーストラリアでの海外学習でした。今年度の当初予算は605万円で、300万円以上が増額と当初でなっております。この増額理由と令和2年度の海外学習先、あと対象児童生徒数、あと引率者数を教えていただきたいと思います。

最後に、同じく17ページの番号9、事業名が地域資料等収蔵施設整備事業、事業費550万円計上されていますが、本事業も新規事業ですので、事業概要の詳細についてご説明をいただきたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 国勢調査についてでございます。調査員の人数等につきましては、お調べして後ほどご回答したいと思います。

それから、募集についてなのですが、具体的には現段階ではまだ決まっておりませんが、震災前は主に統計協議会の調査員の方と、それから多くは町職員を調査員にお願いしてやってきた経過がございます。そうしたものを参考としながら進めてまいりたいと考えております。

それから、一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業でございますが、こちらは一般質問の答弁で少し申し上げた駅周辺の具体的な整備計画を策定してまいりたいというものでございます。

それから、国勢調査の人数等についてですが、調査員が13名、指導員が13名で考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（柴野一志君） 17ページ、海外学習事業について、お答えいたします。まずは、順序が逆になってしまいますが、行き先は今年度と同じくオーストラリアを予定しております。それで、予算費対前年比605万円ほど増えているということで、令和2年度の予定生徒数と引率者数と関係しておりますので、その辺等あわせてご説明いたします。令和元年度につきましては、児童生徒数として4名、それから引率者6名ということで10名でございました。令和2年度につきましては、まだ申し込みを行っておりませんが、対象となりますのが小学校5年生から中学校3年生までということで、全ての児童生徒数を基礎として予算を計上しております。その対象者数の差というところが一番大きく上がっております。

もう1点が、昨年度の事業が終わった後に少し反省点を児童生徒それから保護者、引率者から意見を聞いたところだったのですが、

実際海外学習に行くまでの間の学習の時間が少なかったということもございまして、そういった費用も含めて今回は計上しているといったところでございます。

それから、研修の人数でございますが、令和2年度は小学校5名、それから中学生が4名、合わせて9名で、引率者が6名の15名ということで算出しております。

続きまして、地域資料等収蔵施設整備事業ということで、次年度新規事業ということで上程させていただきました。内容につきましては、今年度途中に学校施設等検討委員会におきまして、学校の歴史残しについての提言をいただきました。そこを検討して、具現化するべくそういった収蔵施設を新たに設置するための調査検討を行うというような事業内容となっております。学校の歴史資料だけではなくて、現在小学校等に保管しております地域資料、例えば遺跡の出土品、あるいは民具、あるいは寄贈資料等々ございますが、そういったところもあわせて本施設に収蔵できるような形で考えているところでございます。

なお、調査の内容でございますが、どの程度のものがあるか、点数あるいは施設の位置、それから規模感なんかも含めて、今回の調査で明らかにしていきたいと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 9番、山崎博文君。

○9番（山崎博文君） 国勢調査からですが、国勢調査は今まで震災前でしたら統計員とか町役場職員の対応だったということで、公募はされなかったということでもよろしいのですよね。ということは、先ほど私震災後初と言いましたが2回目でした、平成27年度ゼロという結果でした、これは訂正します。それはわかりました。町役場職員の業務がまた負担増になるのかなと心配はするのですが、今度は調査対象についてですが、令和2年10月1日現在、町内に普段住んでいる全ての外国人を含む全ての人及び世帯が対象となると理解しております。当町は特殊な事情にあります。例えば、町内居住者でも二地域居住者、あとは復興にかかわる作業をされている方が借りているアパートとか住宅とかいろいろな特殊事情がありますが、その辺をどのような調査をされるのか非常に難しいと思うのですが、整理されているかどうかお伺いいたします。

また、今言ったように特殊事情にありますから国勢調査に関するチラシが多分配布されると思うのですが、町独自に調査に対しての協力を得るようなチラシ作成も必要かなと思うのですが、どうでしょうか、お答えいただきたいと思います。

次に、一団地の件ですが、当町では浪江駅周辺を含む中心市街地

再生計画、平成29年3月に策定されました。また、昨年9月定例会では一般会計補正予算の中に、浪江駅周辺調査業務委託料が計上されています。この委託料は別事業のための調査かなと理解しておりますが、いずれにしても震災から10年目を迎え、遅々として駅周辺を含む中心市街地の再生がなされていないと私は思います。これは喫緊の重要課題だと私は捉えております。いつまでに、例えば今回出たこの新規事業は事業計画はいつまでに策定して、いつこの計画を実行するのか目標でも構いませんからお答えいただきたいと思います。

さらに、中心市街地の再生に対する来年度の取り組みについて、予算上見えませんが、お伺いしたいと思います。

海外学習について、オーストラリアで対象人数が増額になる理由で、場所は同じだということですが、改めてここで提案をしたいと思うのですが、当初今年度はアメリカの本土に行く計画でした。ただ、保護者からの子どもたちに与える負担軽減をとらなくてはいけないとか、あと時差の関係とかという部分でオーストラリアに変更になったとお聞きしております。そこで、海外学習先を例えば飛行機で3時間半、時差が1時間で外国語学習でも英語が学習できるグアムあるいはサイパンというのも適地ではないかと私は思っております。近くて時差がなければ、子どもたちに負担はかからないということです。また、逆に学習先の子どもたちがもしかしたら浪江町に来てくれるという交流が深まる可能性もあると思うのです。ですから、この海外学習をきっかけに国際交流、町の子どもたちと海外学習先の子どもたちが交流ができるような事業の趣旨に持っていければと私は思っていますが、急にこういう話ですから、学習先の変更はなかなか難しいですが、2年連続の事業で多分再来年度も計画されるのかなと思うのですが、一考の余地はあると思います。教育長、その辺をどう思うかお答えいただきたいと思います。

あとは、最後の地域資料等収蔵施設の件ですが、実は特に帰還困難区域の方から電話がありまして、帰還困難区域は旧家が多くて家に貴重な資料があるのだと、早く資料等の保管施設を町で整備を進めてくれないかというようなお願いをされた経過が私にはあります。件数とか位置とか今後ということですが、早めにこの施設整備に対する結果を出していただきたいと。タイムスケジュールはどのように考えているのかお伺いします。

また、今になってはと思われるかもしれませんが、今、幾世橋小学校と大堀小学校のプロポーザルの公募が始まっていると、町ホームページから見ましたが、例えば幾世橋小学校がこの施設に該当す

るいい場所ではないかなとは思っています。公募しながら何だという話にもなってしまいますが、学校も一応利活用の点で適当な場所かなと思うのですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 国勢調査の件でございますが、平成22年には数名ではございますが公募をいたしまして、残りについて統計協議会と町職員で行ったものでございました。

それから、復興事業に業務する方や二地域居住の方の把握ということでございますが、二地域居住でございますとより多く住んでいる市町村がその居住地となるものになります。

周知についてでございますが、広報やチラシにおいて周知してまいりますとともに、復興事業に従事されている建設業者の方にも周知に努めてまいりたいと思います。

それから、一団地事業でございますが、こちらはかなり具体的な計画として考えてございまして、具体的にこの土地に網掛けをする、この事業をこの土地でやっていくというような地図上にはっきり線を書いて、最終的には都市計画の変更決定まで行って、さらにその先にあるハード事業の財源獲得のための根拠となる計画でございます。想定目標としましては、来年1年間で策定を目指しております。その次の年のハード事業の財源獲得に向けて努力してまいりたいと考えてございます。

中心市街地の取り組みにつきまして、その計画の中で具体的に検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（佐々木恵寿君） 教育長。

○教育長（笠井淳一君） 海外学習事業についてお答えいたします。派遣先のグアム、サイパンご提案大変ありがとうございます。次年度以降についての検討材料にさせていただきたいと思います。今年度実施するに当たってもいくつかの国を考えたところでございますが、議員ご指摘のように保護者からの声なども含めてまして子どもたちの負担とそれからそのようなことを考えて継続のオーストリアにしたところでございます。なお、交流関係の話ありがとうございます。人的に実際に動いての交流ということも大切でございますが、まずは現地に行って同年代の子どもたちとの交流、そしてそれをインターネットやテレビ会議システムもありますし、またメール等でのやり取りなども可能ですので、そういったところにつなげていければなと思っております。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（柴野一志君） 地域資料等収蔵施設の関係でございます。

帰還困難区域のそういったものについても当然対象と考えております。そういった上で、今年度中に早めにこの調査結果を出して、できるだけ早くそういったものに着手していけるようにしていきたいと考えております。

それから、小学校の関係でございますが、今回このような施設にしようかというようなことになった経過といたしましては、適正な規模、そして適正な環境とあまり過大とならないような維持管理費、いわゆる大規模な施設を使ってしまうとある程度の維持管理費がかさむということもございまして、そういった規模観も踏まえて新たな管理しやすいような施設を整備するべきというような結果となったわけでございます。そういう意味では、そういったことを頭に置きながら、新規施設の調査を進めてまいりたいと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 9番、山崎博文君。

○9番（山崎博文君） 最後に1点だけです。一団地の件なのですが、駅周辺ってある意味アバウトでどこまでなのと、つまり私の中心市街地の再質問で、中心市街地の再生はどのように来年度取り組みますかということで、その中心市街地と私が言ったのは、駅周辺を含む権現堂地区が中心市街地という捉え方をしておりまして、今回は特化して駅周辺ですが、であれば駅周辺というのはどの辺を指していますか。さらに、中心市街地の、つまり権現堂地区の来年度の取り組みについては、どう取り組まれるのか喫緊の重要課題だと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） ただいま今年度事業で構想レベルのものを検討しておりまして、3月いっぱいかかりそうな状況でございますが、その中で結果が固まり次第議会にはご報告するつもりでございましたが、現在の検討状況としては駅前の数ブロック周辺、少し表現が難しいのですが、1ブロックや2ブロックではありませんが、新町通りまで全部というわけではない、その中間ぐらいのエリアの中で検討しております。その中でも、町が直接やるべき事業、トリガー事業などと呼んでおりますが、そういったものもその中で、その中でもこの辺とさらに絞った中で取り組みたいと考えているところでございます。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

11番、松田孝司君。

○11番（松田孝司君） 予算資料の11ページ、まず8番の有害鳥獣駆除事業、昨年度より2887万円減額になっていきます。その理由だけをお伺いしたいと思います。

あと、14ページ、土木費の2番、道路改良工事、イノシシ被害及び大型ダンプ等で傷んだ町道の修繕を行う。確かに大型ダンプで通ったところは修繕した箇所は何箇所か見ているのですが、イノシシのそれは全然今までそういう補修したり修繕したところを見たときないです。今年度はやる考えあるのかお伺いしたいと思います。

あと、15ページの先ほど14番議員もいいましたが、河川敷竹林除去事業は昨年大雨、台風でせっかく伐採したところがみんな海に流れて、大部分が片付けしないで終わったと思うのです。今回、大雨で竹林の予定地にかなりの流木などがあるのですが、そういうのは片付けするのか。あと、橋脚にもかなりの流木が残っているのですが、これは事業に含まれるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 減額の主な理由としましては、箱罟檻が昨年度まではリースということでございましたが計上しておりました。現在約50基ぐらいありまして、今の捕獲隊で運用できるちょうどいい数字でございますので、今回はその計上を見送ったということでございます。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） 14ページの2番の道路改良工事で、イノシシ被害で工事はするのかということですが、イノシシ被害での工事というのは実際のところはありません。これと同列で予算計上しております重機借上料でそちらは対応することにしております。

続きまして、15ページの8番の竹伐採に関しまして流木処理について、この費用の中には流木を処理する費用は含まれておりません。橋桁とかにある流木につきましては、県の建設事務所と協議をして処理していただけるよう働きかけをしていきたいと思っております。

○議長（佐々木恵寿君） 11番、松田孝司君。

○11番（松田孝司君） 確かにイノシシの捕獲檻でなかなか今入らなくて苦労しているみたいです。私の隣でも何度もかけていますから。ただ、やはりいなくなっているわけではないので、減額はわかりますが、それ以上は減らさないでできるだけ努力してほしいと要望します。

あと、道路の改良工事、今歩道はかなりイノシシでえぐられている。舗装の裏側まで入っているのです。せめて、盛り土ぐらいは応急的にしておかないと、路肩や歩道がみんな陥没する恐れがあるのです。だから、できるだけそういうところの現地を見て、修繕して

ほしいと思っています、これも要望になります。せつかく設計に入っているのだから、ある程度のことは最低限度金はかけなくても盛り土とかしてほしいと思います。

あと、竹林もそうですが、ただボリューム的にはかなり海に流れているのです。その分で流木片付けぐらいはできるのかなと単純に考えて一応聞いてみました。答えはいいです。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 先ほど減額の理由が箱罟のリースが全部なくなったということでございましたが、もう1点ありまして以前にマリンパークの敷地だったところにすぐに処分できないものを穴を掘って埋設しました。それを再度掘り起こして処分しております。それが今年度で終わったということで、その分もかなりの減額になっております。捕獲につきましては、これからも努力したいと思っております。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

3番、高野武君。

○3番（高野 武君） 私も予算資料から端的に伺いたいと思います。

予算資料7ページの番号2番、これは継続事業となっておりますが、今まで何件ぐらいの貸し出しがあったのか。

また、今年度の予算としての計上としてあとどのぐらいの貸出件数を見込んでいるのか伺いたいと思います。

次に、17ページの8番、先ほどの8番議員からの質問もありましたが、少し掘り下げて3億3500万円、この中での設計書はある程度はでき上がっていると思いますので、一応先ほどの説明のありました建物本体はどのぐらいの規模を残すのかということと、あとそれに関連しての施設、建物ですから当然管理棟とかトイレとかいろんなものがあるとは思いますが、その辺はどの辺までの整備をするのか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（木村順一君） 緊急通報システムの台数ですが、町内分の台数が45件分の計上、町外分の携帯電話75件、町外の固定電話5件となっています。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（柴野一志君） 17ページ、震災遺構整備事業について、お答えいたします。本体はどれくらい残すのかということで、学校校舎はそのまま残して活用いたします。予定といたしましては、校舎1階2階とも見学できるような整備予定としておりまして、1階は津波の被災状況がそのまま確認できるような形で、安全性をとるよ

うな対策をとって整備するというようなところでございます。

それから、2階については、予算書ではわかれています展示設計ということで、今のところでございますが、映像あるいは音声パネル、それから画像的なものを見てもらったり、一室的には地域のコミュニティスペースということで、少し休憩してお話できるような場所も設けるような形の整備を今のところ検討しているところでございます。

それから、別棟といたしまして、校舎の脇に震災遺構としての案内をする前の段階での説明であったり、それから休憩、トイレだったりをするようなところとして管理棟を新たに新設する予定でございます。

あとそれから、体育館も今のところ中に入っただけの見学は想定しておりませんが、外周から見学して現在ですと体育館の中央がおそらく水の重さでへこんでいるところがございますが、そういったところを外周から見ていただくような形で考えているところでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 3番、高野武君。

○3番（高野 武君） それでは、7ページの追加でございますが、一応この本体の機械として私個人的には仮設住宅に設置してあったようなものかなとは思いますが、機械としてどこに通報するかはつきりといって私も理解不足でわかりませんが、その辺で周りの近辺、近隣に住んでいる住人の方が緊急通報に関してわかるようなシステムなのか、その辺を伺いたいと思います。

あと、17ページの8番ですが、またそれに関してですけれども、一応案内所とか休憩所とかの建物は別棟だということですが、その施設にあれば当然トイレとかの設備等も必要になるのではないかなと、当然上下水道関係とか排水関係も必要になろうかなと思います。その辺も計画書の中に入っているのか、あわせて伺いたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（木村順一君） 先ほど申しました携帯電話型は皆さんがお持ちになっているガラケー型の携帯電話の中に、緊急通報のボタンがついているという形になっています。固定電話については、普通の固定電話に緊急通報のボタンがついているという形になっておりますので、近隣の方がそれに対して気づくようなことは実際にはないのかなと思っています。ただ、その電話に委託業者から定期的にコールが行われて、安否確認をしているという状況になっています。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（柴野一志君） 管理棟のトイレの件でございますが、お質しのとおり本予算の中に浄化槽の設置工事ということで、そういった内容のものも含めてトイレの整備費用も入っております。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。
7番、佐々木勇治君。

○7番（佐々木勇治君） 予算書の111ページ、子育て支援事業費、節19番、扶助費の保育料助成金について対象者が何名なのか、お伺いします。それとその下、対象者が何名で第何子からなのかお伺いします。

あと、予算資料の9ページ、下から2番目の番号6番、帰還困難区域周辺8カ所の8カ所はどこなのかと、測定の頻度はどの程度やっているのかお伺いします。

最後の18ページ、番号13番、これは何箇所で何回イベントを開催するつもりなのか、新規事業なので詳細な説明をお願いします。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（柴野一志君） まず、保育料助成の件でございます。保育料助成の件につきましては、昨年度までは0歳児から5歳児までということで対象としておりましたけれども、今年度につきましては、昨年度保育料の無償化の措置があったということで、無償化の対象となる3歳から5歳については対象から外しておりまして、対象とならない0歳から2歳を対象として助成する予定でございます。

それから、数字ですけれども手元に数字がございませんので、少しお時間いただければと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） お答えいたします。予算資料9ページの下から2番目のご質問でございますが、まず8カ所の設置の箇所についてでございますが、まず立野上沢上の消防屯所、それから荻野の公民館、田尻末森、田末というのですが田末消防屯所、それから谷津田の集会場のところになります。それから浪江町地域スポーツセンター敷地内に設置をしております。それから町立の請戸小学校の敷地内、いこいの村なみえの敷地内、最後に幾世橋の消防屯所、計8カ所の設置となります。

それから、頻度というお話でございますが、この機械につきましては、粉塵を吸引するフィルターというのがございまして、10分・15分程度で1回吸い込む、ずっとその間隔で吸い込んでいくということで、例えば1カ月フィルターがいっぱいになった場合に、業者さんが回収をする、それを分析して、その調査結果を福島大学の塚

田先生に検証いただくといったような形で進めているようなことになります。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（柴野一志君） 出産祝い金につきましては、第3子以降ということで40名ということで予定しております。

それから、先ほどもれておりました保育料助成金につきましても40名ということで予定しております。

それから、予算資料の18ページの13番、スポーツレクリエーション事業ということで、回数1回でございます。内容につきましては、町民運動会の開催を予定しておりまして、時期については秋口を予定しているところでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 7番、佐々木勇治君。

○7番（佐々木勇治君） まず、111ページの出産祝い金から、出産祝い金なのですが第3子からということで、出生率を全国見ても1.5弱、福島県見ても1.6弱、双葉郡町村で比べても半分以上が第1子から支給しているという中で、何で浪江町は第3子から、今までと変わらずにしたのかというのをまずお伺いします。

そして、2点目には、予算資料の9ページで、先ほど10分とか15分採取するといったのですが、それを1カ月まとめて1回なのか、1週間に1回とかにしないと値段がえらい高いような気がするのですが、そこをもう少し詳しくお願いします。

あと、最後の18ページ、レクリエーションなのですが、町民運動会とはいうものの小中学校でやっている運動会とはまた別なことで新規事業でよろしいのですか。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（柴野一志君） 出産祝い金のなぜ第3子以降からなのかということでございますが、こちらにつきましては引き続き昨年度と同様実施するというので、第3子以降からということで検討を図ってまいりました。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） お答え申し上げます。説明が少し下手で申し訳ありませんでしたが、まず機械がございまして、電気工事もされておりますので、15分程度で吸引をしていきます。そのフィルターにつきましては、自動的に15分ごとにフィルターに吸引していくと、そのフィルターがいっぱいになるのが1カ月程度になりますので、その1カ月になったものを業者さんが回収していく、新しいフィルターをまた設置していくといった流れで、1カ月ごとの形になってございます。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（柴野一志君） スポーツレクリエーション大会、なみえ創成小中学校の運動会と別物かということでございますが、性質的にはもう別物です。ただ、検討に当たっては秋口ですので、例えば一緒にできるかとかそういったところも検討できればとは考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 7番、佐々木勇治君。

○7番（佐々木勇治君） 最初、出産祝い金からなのですが、去年もそうだったから今年もそうしようというのは、予算にとってどうなのかなと、検討した上で第3子というのだったら私も納得できるのですが、去年もこうだったから今年もこうというのが、まず指摘しておきたいという点であります。

あと、レクリエーション大会ですが、18ページの13番、そうしたら今までやっていた運動会もやってレクリエーションもやると、そのために予算をとってまでやる必要があるのかなという。220万円ですよね、運動会で地域の方々が来て、教職員、地域、親睦会みたいなのを含めてやっていると思うのですが、なぜそれを新規で金をとってまでやって運動会と同じ秋に2回やるのかなという疑問しか残らないのですが、そこを最後なのでもう少し丁寧にお願いします。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（柴野一志君） 出産祝い金の第3子以降からということについての検討については、大変申し訳ございません、今後研究をしてまいりたいと思います。まず、その条例で第3子以降ということであっているということもございまして、そういったところも踏まえて、今回は予算計上させていただいたというところでございます。次年度以降研究しながら、そういったものを考えていきたいと思っています。

それから、スポーツレクリエーション事業、なみえ創成小中学校せっかくやっていて2つ予算的に上程する必要はないだろうというところでございますが、まずは小学校は小学校として地域を巻き込みながら運動会を実施しているところではございますが、小中学校としての運動会の性質を持っておりますので、そこはそういう位置づけで実施すると。今回は、別に一般町民を対象として開催していくと。ただしですが、可能性として全くないとは思っておりませんで、その地域の方々と小中学生と一緒にやることが予算的にも、それから内容的にも有効であるといったところが検討の結果出れば、この予算を使いながらあわせて実施していくこともあり得るのかなと、今後検討しなければいけないと思っております。

○議長（佐々木恵寿君） 町長。

○町長（吉田数博君） 私からは、今の運動会のことについて補足をさせていただきます。発災以来節目の10年を迎えます。そういった中で、絆をつなぐ必要が今非常に大きな課題だと思っています。そういった中で、今年はオリンピックの年でもあるということを踏まえて、皆様方に集まっていただいて絆をつないでいただく、健康増進のために年齢に応じた競技を取り入れた中で楽しんでいただくといった意味合いを含めていると考えております。そういった意味で、芸能祭と近い考え方になろうかと思いますが、震災以来10年間という離れ離れになって地域のコミュニケーションが破壊されたと、その修復の一環としての位置づけも必要なのではないかと考えておりますので、また開催要綱等も全然決まってはおりませんが、私の思いとしましては各村単位のチーム編成にさせていただいて、さまざまな競技を1日楽しんでいただければ、その中にあって友達が非常に少ないなみえ創成小中学校ですので、その子どもたちにも入っていただくのはありなのかなと考えておりますので、皆さん方でもいい知恵を出したっていただいて、意味のある運動会にさせていただければありがたいと思っています。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

6番、紺野則夫君。

○6番（紺野則夫君） 私は先の12月定例会において、4月から施行される税条例改正に反対の立場を明確にいたしました。いくら減免税条例であっても、町民と町との絆を引き裂く増税減免税条例であることはいうまでもありません。今なお、ほとんどの町民は経済的不安を抱えながらの生活であり、生きることが精一杯の状況であります。私は、この不条理な状況を招いた国が当然財政負担をすべきものであり、町民が負う時期は帰還困難区域がなくなり、税の公平性が保たれた時点、いわゆる全町帰還宣言がなされた後であり、安易に国からの指導であることを理由に求めることがあってはなりません。現行の減免税条例を踏襲し、町民の心を和らげ、明日につながる町政であってほしいと願いながら、12月定例会において反対討論をいたしました。

したがって、今議会に提出された一般会計予算は町民不在の減免税条例に裏打ちされた予算であり、到底認めることはできません。したがって、反対を申し上げ、討論といたします。

○議長（佐々木恵寿君） 次に賛成の方の討論ありませんか。

14番、紺野榮重君。

○14番（紺野榮重君） 賛成討論をいたします。

今回の令和2年度の予算は、原発事故から10年目の節目を迎え、復興・創生期間の最終年であります。また、町のこしの集大成でもある予算であります。総額340億9300万円であり、主な予算に交流・情報発信拠点の道の駅、請戸住宅団地整備事業、旧ふれあいセンターなみえ周辺敷地への健康関連施設整備事業、請戸小学校の震災遺構整備事業、棚塩産業団地への木材製品生産拠点の整備事業、町内2カ所への乾燥調整貯蔵施設整備事業、引き続き大規模なプロジェクトを予算化しております。

また、新たに帰還困難区域の復興拠点の整備が始まりました。室原地区の防災拠点整備事業、陶芸の杜復興整備事業、末森地区・津島地区の除染が終わり3地区除染になれば、1町5カ村がバランスのとれた復興に向けて進むと思います。

税の問題では、固定資産税は50%負担となりますが、町の財政の健全なくして町の復興はありません。双葉郡町村と比べて浪江町は手厚くされております。既に広野町、楢葉町は通常課税、富岡町、川内村、葛尾村も一昨年から50%課税であります。震災から10年目となる中で、町も町民も自立しなくてはならない中で、令和2年度の予算は適切なる予算と思います。

以上、賛成討論といたします。

○議長（佐々木恵寿君） 次に、反対の方の討論ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 私は、3点申し上げて反対の討論をさせていただきます。

第1点は、くしくも14番議員が賛成討論で町の健全なくして町の復興なし、町も町民も自立しなければならない。そもそもこのような事態に追い込まれた原因は何でしょうか。町民の生活の実態はどういう状況にあるのでしょうか。先の一般質問でも申し上げましたが、町民は加速度的に困窮の度合いを増しています。その1つの指標が、生活保護受給者の増加であります。平成27年には2件だったものが、昨年度は64件に急増していると。そればかりではありません。前段の予算案審議でも申し上げましたが、これまでの応急仮設住宅は今年3月で終了となります。さらに、復興公営住宅の家賃の支援も3月で終了いたします。まさに、町民はあの3.11を境に文字どおり6番議員が指摘した国の東電の不条理な対応によって、地域も生活も人権も破壊の極みを尽くしているといわなければなり

ません。そこに立ち向かってこそ、町は町民の防波堤としての責任と役割を果たすことができるのだと思います。現時点であなた自立をなさいと、あたかも今日の生活の困窮が町民個人に責任があるかのような認識は、私は改めるべきだと。逆に、自治体の責務として町民の防波堤になる、そのためにも税の減免は最低限継続すべきであります。それが、逆に増税が強行された、自立したくても自立できない、こういう問題が現実にはあるということが第1点であります。

第2点は、国の法律の流れとはいえ今年4月から会計年度任用職員制が導入されます。特別非常勤については、学識経験ある人に厳格化される、臨時的任用については常勤の欠員が生じた場合に厳格化される、さらに会計年度任用職員についてはフルタイム、期末手当、退職金などの対象にはなるけれども、会計年度任用職員として採用されながらパートについては期末手当の対象になるかどうか曖昧であります。まさに、公務員としての宣誓を求めながら、一方では公務員としての平等な権利さえを奪うという制度が4月から導入される。これは、私たちは臨時であれ、非常勤であれ、パートであれ、公務職にふさわしい待遇が行われるべきである。これが基本であります。ところが、会計年度任用制によって、これがさらに悪化されるというのが国の指導のもとに浪江町でも導入、制度化される極めて重大な問題であります。

さらに、第3点、帰還困難区域の問題であります。縷々要望や質問や改善の方向を示してまいりましたが、結論的にいえば96.3%がまだまだ帰還困難区域として解除される、除染される、線量低減をして以前の少なくとも平穏で自然豊かなふるさとを残してもらいたいという切実な希望や要望があるにもかかわらず、9年目、10年目にして遅々として進まない。これは、まさに自立したくても自立できないふるさと浪江の思いを強く抱きながらも、文字どおり後ろから突き落とされるという状況に置かれている。結論として、帰還困難区域の住民については、先が見えない、展望が見えない、希望が見えないという予算構成になってしまったことについては、極めて残念であります。どうすべきか、町は町としての限界があるかもしれませんが、町民の要望を受けて文字どおり町民の背中を押し上げる先頭に立つべき責務があると私は強く感じております。残念ながら、今回の予算措置について、そうしたことが目に見える形でなされていない、極めて遺憾で残念であります。

以上3点を申し上げて、反対討論にさせていただきます。

○議長（佐々木恵寿君） 次に、賛成の方の討論ありませんか。

10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） 令和2年度の予算に対して、賛成の討論をいたします。東日本大震災及び東京電力福島第一発電所の事故から9年が経過しました。復興に向け、本当に大変だった年数を感じますが、計画を立案し着実に町は実行してきたと思います。帰還する町民の人口は思うとおり増えてはおりませんが、将来に向けた町民のためのまちづくりを一步ずつ実行している予算案に期待を込めたいと思います。9年間の成果は、水素製造工場の建設に始まり、関連企業の誘致を推し進めることにより、就業の場を確保し、財政の安定化を図るため、税収入の確保を模索してきた政策が進められると感じます。

令和2年度の予算は、今まで一定の復興関連事業は形を整えつつある中、新たに駅周辺事業整備に取り組むなど歩みを止めることなく実施計画を示されたことは、町民の復興にかける思いに期待感を与えるものと考えます。

また、帰町された皆さんの生活と健康に配慮したふれあいセンターの整備予算、町民に安心をもたらすことを期待しております。健康予防のためにパークゴルフ場等のスポーツ施設にも帰町の動向を見ながら今後期待をしたいと思います。

今後とも町民の声に耳を傾ける着実な計画と事業執行を求めて、賛成の討論といたします。

○議長（佐々木恵寿君） 次に、反対の方の討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第54号 令和2年度浪江町一般会計予算を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立多数であります。

よって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第55号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程9、議案第55号 令和2年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第55号 令和2年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計予算を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第56号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程10、議案第56号 令和2年度浪江町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第56号 令和2年度浪江町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第57号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程11、議案第57号 令和2年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第57号 令和2年度浪江町国民健康保険直営診療施設

設事業特別会計予算を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐々木恵寿君） ここで、3時5分まで休憩いたします。

（午後 2時50分）

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午後 3時05分）

◎議案第58号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程12、議案第58号 令和2年度浪江町公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第58号 令和2年度浪江町公共下水道事業特別会計予算を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第59号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程13、議案第59号 令和2年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより議案第59号 令和2年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算を採決します。
採決は、起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立全員〕
- 議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。
よって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。
-

◎議案第60号の質疑、討論、採決

- 議長（佐々木恵寿君） 日程14、議案第60号 令和2年度浪江町農業集落排水事業特別会計予算を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより議案第60号 令和2年度浪江町農業集落排水事業特別会計予算を採決します。
採決は、起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立全員〕
- 議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。
よって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。
-

◎議案第61号の質疑、討論、採決

- 議長（佐々木恵寿君） 日程15、議案第61号 令和2年度浪江町介護保険事業特別会計予算を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより議案第61号 令和2年度浪江町介護保険事業特別会計予算を採決します。
採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第62号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程16、議案第62号 令和2年度浪江町財産区管理事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第62号 令和2年度浪江町財産区管理事業特別会計予算を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第63号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程17、議案第63号 令和2年度浪江町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第63号 令和2年度浪江町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第64号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程18、議案第64号 令和2年度浪江町水道事業会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第64号 令和2年度浪江町水道事業会計予算を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

◎発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第19、発委第1号 議会改革特別委員会設置に関する決議（案）を議題とします。

事務局長に朗読をさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（佐々木恵寿君） 提出者の議会運営委員会委員長から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、佐藤文子君、登壇をお願いします。

〔議会運営委員会委員長 佐藤文子君登壇〕

○議会運営委員会委員長（佐藤文子君） それでは、提案理由をご説明申し上げます。

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故による全町避難等の影響もあり、町民ニーズは複雑、多様化しており、これらに 대응するため町民に信頼される議会、しっかり討議する議会、町民の意思が政策に反映できる議会を目指す必要があると考え、当議会はいまだに議会運営委員会での先進地視察や講師を招いての議会改革研修会などを実施してまいりました。これらを踏まえ、議会機能の強化、効率的な議事運営等議会改革の推進について、さらなる調査、検討を行うことが必要であると判断し、特別委員会を

設置するものであります。

議員各位のご賛同のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、発委第1号 議会改革特別委員会設置に関する決議（案）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（佐々木恵寿君） ここで議会運営委員会開催のため、暫時休議します。

（午後 3時15分）

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午後 3時20分）

○議長（佐々木恵寿君） お諮りします。議会改革特別委員会の設置に伴い、お手元に配付のとおり、議会改革特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

よって、議会改革特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

◎議会改革特別委員会委員の選任について

○議長（佐々木恵寿君） 追加日程第1、議会改革特別委員会委員の選任についてを議題とします。

○議長（佐々木恵寿君） 資料配付のため暫時休議します。

(午後 3時21分)

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

(午後 3時22分)

○議長（佐々木恵寿君） お諮りします。議会改革特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり、石井悠子君、紺野則夫君、平本佳司君、渡邊泰彦君、山本幸一郎君、泉田重章君、紺野榮重君、佐藤文子君を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました諸君を議会改革特別委員会委員に選任することに決定しました。

なお、委員長及び副委員長については、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになっています。

これより、委員の方は第2委員会室にお集まりいただき、委員長及び副委員長を互選されるようお願いします。

○議長（佐々木恵寿君） ここで暫時休議します。

(午後 3時23分)

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

(午後 3時33分)

○議長（佐々木恵寿君） ただいま議会改革特別委員会において、委員長に泉田重章君、副委員長に石井悠子君が互選されましたので、報告します。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第20、発議第1号 福島第一原子力発電所構内に保管中のトリチウムを含む処理水の海洋放出に反対する決議（案）を議題とします。

事務局長に朗読をさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（佐々木恵寿君） 提出者の高野武君から提案理由の説明を求めます。

高野武君、登壇でお願いします。

[3 番 高野武君登壇]

○3 番（高野 武君） ただいま事務局長が朗読したとおりであります。
補足をいたしますと、この案件は浪江町ばかりではなく、福島県全体で共有すべき問題であるとも認識をいたします。この案件での議員の皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、発議第 1 号 福島第一原子力発電所構内に保管中のトリチウムを含む処理水の海洋放出に反対する決議（案）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。
よって、発議第 1 号は原案のとおり可決されました。

◎委員会の閉会中の継続審査又は調査の申出について

○議長（佐々木恵寿君） 日程第21、委員会の閉会中の継続審査又は調査の申出についてを議題とします。

○議長（佐々木恵寿君） 資料配付のため暫時休議します。
(午後 3 時 3 8 分)

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。
(午後 3 時 3 9 分)

○議長（佐々木恵寿君） 各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長並びに各特別委員会委員長から、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続審査又は調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査又は調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査又は調査に付することに決定しました。
以上で、今期定例会に付された事件は、全て終了しました。

◎町長あいさつ

○議長（佐々木恵寿君） ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

町長。

〔町長 吉田数博君登壇〕

○町長（吉田数博君） 今期定例会が閉会されるにあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

議員各位におかれましては、去る3月5日の本定例会開会以来、慎重かつ熱心にご審議を賜り、ご提案申しあげました全ての議案についてご承認をいただきましたこと、厚く御礼申し上げます。

審議の過程でいただきましたご意見、ご提言につきましては、今後の町政執行に十分いかしてまいりたいと考えております。

さて、ご承認いただきました議案第22号及び23号の乾燥調製貯蔵施設敷地造成工事の工事請負契約の締結につきましては、当町の農業再生に向けた非常に重要な事業であり、大きな一歩となります。令和2年産米の作付面積は、昨年度のおよそ3倍となる80haほどが予定されており、今後さらなる生産拡大が期待されます。営農を再開しようとする農業者の皆様の期待に応えられるよう、一日も早い施設の開所を目指し、整備を進めてまいりますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

また、議案第24号、25号、26号 漁具倉庫施設整備関連工事の工事請負契約の締結につきましては、水産業の本格再開に向けて、漁業者の皆様が待ち望んだ施設であります。請戸漁港では先に完成した荷捌き施設におきまして、この春から9年ぶりとなる競りが再開される予定となっております。漁業者の皆様が、早期に請戸での本格操業が実現できるよう、着実に事業を進めてまいります。

さらに、令和2年度当初予算につきましては、請戸住宅団地整備や健康関連施設整備、また、木材製造拠点施設整備など、町の復興をさらに前進させるための関連予算についてご承認をいただきました。

これら事業の推進により、町のさらなる復興・再生、前進する町の姿を発信していくことが、今後帰還される町民の皆様の大きな希望になるものと考えております。

震災から10年目に入り、先日ＪＲ常磐線が９年ぶりに全線再開をいたしました。また今年の夏には、待望の道の駅が一部先行オープンいたします。こうした一つ一つの取り組みを積み重ね、町民の皆様が希望の持てる、帰還したいと思えるまちづくり、持続可能なまちづくりに引き続き取り組んでまいりますので、議員各位におかれましては、これまで同様のご指導、ご理解を賜りますよう、お願いを申し上げます。

なお、予算整理のため、平成31年度一般会計及び特別会計の最終補正予算については、３月末で専決処分させていただきたいと考えておりますので、ご了承くださるようお願いを申し上げます。

結びに、議員各位のご健勝をご祈念申し上げ、閉会のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（佐々木恵寿君） 以上をもって、本日の会議を閉じます。

これをもって、令和２年浪江町議会３月定例会を閉会します。

（午後 ３時４５分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

浪江町議会議長 佐 々 木 恵 寿

署 名 議 員 平 本 佳 司

署 名 議 員 渡 邊 泰 彦

署 名 議 員 松 田 孝 司

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

浪江町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員

署 名 議 員